

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成25年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

平成25年3月8日開会～3月19日閉会 会期12日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	8	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○平成25年度施政方針 ○陳情第1号～2号の委員会への付託(2件) ○議案第5号～20号議案上程(提案理由の説明まで16件) 議案第21号～議案第25号(採決まで5件)、議案第26号～第32号議案上程(提案理由の説明まで7件) ○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明 	
〃	9	土	休 会		
〃	10	日	休 会		
〃	11	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○常任委員会 ○一般質問(琉議員、杉並議員 2名) 	
〃	12	火	本会議	○一般質問(上木議員、美島議員、明石議員 3名)	
〃	13	水	休 会	(中学校卒業式)	
〃	14	木	委員会	○当初予算審査特別委員会	
〃	15	金	委員会	○当初予算審査特別委員会	
〃	16	土	休 会		

3	17	日	休 会		
〃	18	月	全 協 委員会	○全員協議会 ○議会改革検討特別委員会	
〃	19	火	本会議	○議案審議（質疑～討論～採決）～（閉会）	

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成25年 3 月 8 日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月8日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成25年度の施政方針説明
- 日程第6 陳情第1号 特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書
(経済建設常任委員会へ審査付託)
- 日程第7 陳情第2号 町営農産物加工施設建設場所についての陳情書
(経済建設常任委員会へ審査付託)
- 日程第8 議案第5号 伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第9 議案第6号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第10 議案第7号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第11 議案第8号 伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定（提案理由説明）
- 日程第12 議案第9号 伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定（提案理由説明）
- 日程第13 議案第10号 伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第14 議案第11号 伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第15 議案第12号 伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定（提案理由説明）
- 日程第16 議案第13号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
- 日程第17 議案第14号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

- 由説明)
- 日程第18 議案第15号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
 - 日程第19 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
 - 日程第20 議案第17号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
 - 日程第21 議案第18号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明）
 - 日程第22 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更（提案理由説明）
 - 日程第23 議案第20号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定（提案理由説明）
 - 日程第24 議案第21号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
 - 日程第25 議案第22号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
 - 日程第26 議案第23号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
 - 日程第27 議案第24号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
 - 日程第28 議案第25号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第5号)（提案理由説明～質疑～討論～採決）
 - 日程第29 議案第26号 平成25年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第30 議案第27号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第31 議案第28号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第32 議案第29号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第33 議案第30号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第34 議案第31号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第35 議案第32号 平成25年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明まで）
 - 日程第36 平成25年度伊仙町一般会計当初予算及び各特別会計予算審査特別委員会の設置について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局書記 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	稲 隆仁君	農委事務局長	益岡 稔君
教育 長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	仲 武美君		
教育委員長	豊 幸一郎君（午後の本会議より出席）		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	水本 斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		
（終日）	稲泉喜博君・中富讓治君・上木雄太君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成25年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、杉並廣規君、琉 理人君、予備署名議員を上木 勲君、美島盛秀君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月8日から3月19日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月8日から3月19日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成24年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。したがって、主な項目についてだけ報告します。

2月12日、第64回鹿児島県町村議会議長会定期総会に議長が出席。奄美群島振興開発特別措置法の延長、振興対策の拡充・強化等の決議をしました。

2月21日、徳之島3カ町議会議員連絡協議会大会及び研修会が天城町で開催され、第56回奄美群島市町村議会議員大会への提出議題が「亀徳港の抜本的な早期改善について」に決定になりました。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成25年2月分までの例月出納検査の結果、伝票記載や細かな指摘事項がありますが、おおかた適正に処理されているとの報告がなされています。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。慣例に従いまして、この3カ月間の行政報告を行ってまいりたいと思います。今回は奄振の延長・拡充、そして予算の復元等の問題、さらにまた、いろいろな形で出張が多かったため、その報告が長くなると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1月8日に、政権交代後初めての奄振委員会が行われまして、奄振予算を平成21年度並みに復元するという目的での委員会がございまして、この中で官僚の方々と地元の国会議員の方々の激しい攻防がありまして、最終的には280億15カ月予算での成立ということになりました。

1月12日に奄美ティダ委員会、これは、公明党が主催する懇話会が奄美市で行われまして、ルーツが沖永良部にあります遠山清彦先生のお話がございました。遠山先生は、全国離島振興協議会の中において、離島特法の成立を目指すということで、早ければ今年の7月に離島特法が成立可能性が出てまいりました。

それから、1月17日に全国離島振興協議会に参加いたしまして、これは、奄美群島の奄振予算、そして沖縄の沖振予算、小笠原予算も含めて、全国離島に奄美沖縄も今回から参加することになりました。その目的は、奄振と全国離島のいろいろな事業の補助率を沖縄並みに近づけていくということが大きな課題であり、そして、いろいろな、全国離島共通の課題、医療問題、輸送費コストの問題等を一致団結してやっっていこうという目的でございまして。

1月18日に奄美群島成長戦略懇話会がございまして、これは、地元が主体的に策定いたしております成長戦略ビジョンに対する懇話会がございまして、つい先日、奄振の成長戦略ビジョンが完成したところでございまして。

1月20日に東京奄美会の新年賀詞交歓会に参加いたしまして、400人ほど参加しておりました。この中で、徳之島出身の関東での若手のグループが、この方々は2年前に東北のほうにバレイショを18t搬送したグループの方々が、2月10日に代々木公園で再度バレイショの直売会をやるということで、8tを持っていきまして、これが2時間で完売するというものであります。そのときに、この奄美会の方々全員、島の産業育成のために購入するようにお願いをしたところでございまして。

1月22日に、鹿児島県の町村会理事会で東北の視察を行ってまいりました。

これは飯館村を視察したときに、放射線が、かなりセシウムが降り注いだということで、この地区にはもうほとんど住民が住んでない状況で、バスからの視察ということでございました。

1月29日に、これは九州地方整備局の港湾担当の方々と奄美の市町村長との研究会がございまして、この中で面縄港の要望を出しまして、資料を持っていきました。その結果、つい先日、面縄港の視察に来たところでございます。

次のページにまいりまして、2月5日には、直売所「百菜」が「かごしまの食活動大賞」地産地消部門の知事表彰を受けたその祝賀会がございまして、4年目を迎え、職員が自身の誇りを持って今後も取り組んでいくという形に成長しております。

2月7日には健康かごしま21推進協議会に、町村会の代表で出会いたしまして、この中で伊仙町の保健センターを中心として取り組んでいる特定健診率が、平成23年度65%ということが注目されて、その説明を行ったところであります。

2月13日に、去年の夏から各小中学校を回りまして、三役、そして教育委員会総務課長を含めて、先生方との意見交換会が行われて、伊仙小学校で最後終了いたしました。この11校を回った中で、教員の方々からいろんな要望を聞いて回り、そしてまた、教員の方々に、校区内へ居住を要望したところであります。

教員の要望の中で最も多かったパソコンの導入に関しましては、年次ごとに購入をしていくことが決定いたしました。

また、教員の方々に校区内居住を強く勧めた結果、教員の方々も理解をしていただきました。そのためには、さらに教員の方々が住みやすいような環境整備をやっていかなければならないということでありました。

2月15日には、県の農業農村整備事業の担当の方々と12市町村長の意見交換会がございました。今回は、農業農村整備事業が予算が復活した中で、地元負担金が、非常に負担分が厳しいという話し合いの中で、今後の農業農村整備事業が、より有効に推進していくために、この事業の中でハウスができないかという、平張りハウス等ができないかという議論が白熱した、いい議論ができたと思っております。

2月24日には、徳之島のダイエットアイランドシンポジウムがほーらい館で行われまして、この伊仙町は長寿の町でありますけども早世が多いという中でのシンポジウムでございました。若い職員も含めて、今後、食事の軽減、そして運動をして、体を健全な形にしていかなければならないということでございます。

これは、この島が、長寿と早世という矛盾する評価を受けている、これを何とか改善していかなければならないということでございます。

2月27日には定例の奄美群島の各種協議会がございまして、議長も参加いたしました。

3月2日、3日に、なくさみ館におきましてナイター闘牛大会が開催されまして、これは新しい

試みで、番組を減らして2,000円という入場料で開催したところ、各大会とも2,000人以上の来客が来るというような形の盛況でございました。今後、いろんな航空会社等と連携をとりながら、毎月開催して、ツアー客の誘致が間違いなく推進していく感触を受けたところであります。

3月6日、おとといですけれども、与論町に、日本マルコ株式会社が工場拡張ということで、竣工式に招かれました。今後、ハイテク農業を含めて徳之島での工場の誘致活動を行ってきたところでございます。

以上で、行政報告といたします。

○議長（常 隆之君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第5 平成25年度の施政方針説明

○議長（常 隆之君）

日程第5 平成25年度の施政方針説明を求めます。

○町長（大久保明君）

施政方針を述べてまいります。

まず初めに、去年の台風被害によるキビの被害、今回のバレイシヨの価格低迷で収入減になっている町民の方々に対し、お見舞い申し上げます。

平成25年第1回伊仙町議会定例会の開催に当たり、施政方針を述べてまいります。

今年は、昭和28年12月25日、奄美群島が米軍統治下から祖国日本復帰をなし遂げた60周年という記念すべき年に当たります。

復帰以来、数々の奄美群島復興・振興事業で社会資本インフラ整備により、島々は発展を遂げてまいりました。

60年間で2.2兆円を投じた奄振事業も本年度で期限切れを迎え、次期奄振へ向け、島ごとの意向を重視した形で主体的に奄美の将来像を描いた、奄美群島成長戦略ビジョンの策定が先月決定いたしました。

政権交代により、奄振開発関係予算も24年度補正予算と25年度予算の合計15カ月予算が280億円と復元しましたが、今後重要なことは、この予算を島々の発展のために最大限に有効活用する知恵と戦略が問われるということになります。

昨年は、町制施行50周年記念式典、徳之島なくさみ館のこけら落とし、闘牛大会に、チャーター便などで500人有余の郷友会の方々を含め、多くの町民が参加し、職員もかりゆしウェアでもてなしの精神を発揮し、歴史的交流が実現いたしました。

特に、安栖宏隆前国土交通省振興官の奄美への提言は示唆に富み、報道でも高く評価されています。伊仙町民がカムイヤキの時代から育んできた、独立心の強い誇り高い独立不羈の精神は、時代を超えて今よみがえり、町民に大きな自信を与えました。

復帰後60年間に多くの先輩たちが艱難辛苦にも負けず、町の発展に心血を注いできたことに、深く感謝と敬意を申し上げるとともに、戦後の復興から取り残された奄美群島は、奄美群島復興・振興開発事業により、道路、港湾、学校などの社会インフラ整備がなされてきたにもかかわらず、人口が半減してきたこの結果を深く受けとめ、その要因を分析し歯止めをかけることが今後の最大の課題であります。

伊仙町は、激しい政争の町という印象が強く、そのことが、町の順調な発展を阻害してきました。しかし、今はその反省を踏まえ、町民が心を一つに一致団結し、次の世代のために、誰もが住んでみたいと思う魅力ある誇り高い町にしていかなければなりません。

伊仙町の「熱い」町民性は、時に激しく対立しがちですが、逆にまとまり、方向性が定まると、どこよりも力強く前進していきます。

そのため、職員は国・県に対しても具体的政策を自ら提案し、交渉する知恵と能力を育成することが必要です。さらに、全町民の生活の安定のために「株式会社伊仙町」のリーダーとして今まで以上に自覚を持ち働くことが要求されます。

地域力とは、地域がその特徴ある自然、農業、文化、伝統などに自信を持ち、全員が協働でそれを宝に磨き上げる作業でもあります。長寿・子宝・闘牛は、まさに伊仙町の地域力が生み出した宝であります。

議会と職員が中心となり、各種団体、民間組織、NPOなど、全町民が社員であるという「株式会社伊仙町」がこれらの宝を生かしていく強い意志と戦略を掲げ、政策を推進していけば、この町は、急速な少子高齢化に対応しなければならない日本社会のモデル地区になる最短距離にあります。

次に、奄美、琉球の世界自然遺産登録については、環境省が1月13日、奄美、琉球の暫定リストをユネスコ世界自然遺産センターへ提出し、平成25年度中に奄美群島国立公園の指定を行い、平成28年度世界自然遺産登録を目指すことになり、市町村の連携がより一層必要になってきました。

このような中、徳之島3町では、徳之島アイランド広域連合の役割がますます重要になります。現在、火葬場、食肉センター、クリーンセンターなどの運営を行っていますが、将来的には、給食センター、観光協会、介護協会、消防協会、医師看護師対策会議なども広く広域連合に含めていくことが島の発展につながっていきます。

3年前、米軍普天間基地移設で徳之島案が報道されたとき、未来の世代のために3町民が一致団結しました。

島の自然、文化、農業を守ることが、今の我々に課せられた使命であるという強い意志で、1万5,000人集会を開き、断固反対を貫きました。

このとき改めて、島は一つであることを確信いたしました。未来のために、永遠にこの島を守っていくことが我々に課せられた責任であります。

自立・挑戦・交流をキーワードに「共に創ろう躍進する輝く伊仙町」をスローガンに100項目のマニフェストを政策の目標に掲げ、町民総参加型の町政に全力で取り組み、着実に実現しつつありま

す。

徳之島なくさみ館については、徳之島の伝統行事「闘牛」や、町指定文化財「目手久八月踊り」に「島唄」など、特徴的なオンリーワンの、魅力ある伝統文化の保存継承を行うとともに、全国に発信することで交流人口から定住人口の増加につなげていくために、ほーらい館、「百菜」とともに、島の交流の中心として発展させていくこととなります。

以上の観点を踏まえ、主要施策を述べていきます。

1、徳之島交流ひろば「ほーらい館」及び直売所「百菜」について。

～健康増進、交流、憩いの場を醸成、6次産業の中核拠点へ～

徳之島交流ひろばほーらい館は、健康増進、交流、憩いの場としての利用促進を図り、各種行事等を開催、島民のさまざまな需要に応じていきます。開館4年が経過し、昨年9月には、利用者が述べ50万人を突破し運営も安定してきました。

また、民間活力を生かした指定管理者制度の導入目的で公募を行い、審査しましたが、条件が合わず、結果的に断念という形になりました。今後も引き続き、導入に向け努力しながら島民の健康増進を推進していきます。

さらに、放課後わくわくクラブやジュニアスイミング教室などを学童保育として位置づけ、子育て支援を行い、就労支援及び定住促進につなげていきます。

今後もニーズに応えるため、施設の運用方法の改善や魅力ある教室の開設を実践し、保健センターと連携し、福祉施策を推進し、「健康・長寿と子宝のまち」のシンボルとなるほーらい館を目指していきます。

直売所「百菜」は、開館4年目を迎え、委託販売と自主製造販売の部門に分かれ、委託販売の生産者は231戸に及び、着々と増加しています。年間売り上げは、平成23年度1億2,500万円と順調に増加し、平成24年度は、JAC機内広告を勝ち取った「徳之島まるごときゅっきゅっ便」をスタートさせ、島外への販売、発信を行っていきます。

地産地消の推進では、地場産振興の実績が認められ、県から高い評価を得て、かごしま「食」推進活動大賞受賞という快挙をなし遂げました。また、給食センターや病院、老人ホームなどへの食材供給などが地元では高く評価されています。

さらには、農林水産物にこだわらず、地元写真家の写真販売や、農業・奄美群島に関連する書籍の販売など、文化的側面を施設内に併設し、レストランとともに観光客など多様な客層の興味を引き、島内一の交流の場となっています。

直売所単体の1日平均来客数は約280人と増加傾向にあります。併設されている健康増進施設ほーらい館においては、平均450人以上の方がプール・ジムのトレーニング施設やサウナなどの温浴施設の利用に訪れています。当初の目的どおり、健康増進を運動と食の面から支えるという目標が着々と達成されている状況にあります。

保健センターの10年間の取り組みも国内的に評価され、ほーらい館とともに町の保健センターと

の協働プロジェクトで、食だけでなく健康づくりの仕掛けをこれからもつくり上げ実施していきます。

町が推進している6次産業化の拠点として、商品開発、島外への販路開拓「徳之島まるごときゅっきゅっ便」のさらなる充実などを図り、農家所得の向上へとつなげていきます。

今後は、自社の加工品開発と通信部門の増強が経営のキーワードとなります。

次に、福祉行政について。

～福祉サービス、子育て支援の充実、健康指導による医療費の抑制～

福祉事業は、昨年策定された平成24年度から26年度までの伊仙町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき推進します。

必要なサービス量確保のために健全運営に努力し、医療費適正化の取り組みも進め、健康なまちづくりに努力をしていきます。

高齢者福祉は、老人クラブ連合会、ゲートボール協会補助の中で、地域支え合い事業、高齢者元気度アップ事業、NPOいせん1.1による伊仙町シルバー人材センターの運営助成を行います。

介護保険事業は、地域包括支援センターを中心に予防重視型サービスへと移行し、特別養護老人ホーム仙寿の里の16床増床や地域密着型サービスの施設整備が充実したことや後期高齢者の人口割合が高くなること等により介護給付費が増加し、財政運営もますます厳しくなるものと予想されます。

これらを踏まえ、本年度も地域支援事業における介護予防事業として、ほーらい館で、うりたわつきや教室、各集落での社会福祉協議会委託の地域さわやかサロン、徳之島福祉会委託の、いっちも〜れ教室で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる施策を推進していきます。

また、独居老人や高齢者の方々が生きがいを持ち、安心して生活できるよう、各種福祉事業サービスの充実を図り、地域包括支援センターでは、高齢者や家族の相談に対応できるよう万全を期していきます。

後期高齢者医療保険制度は平成25年度まで継続され、医療保険以外の事業計画としては、7月に実施している長寿検診の他、特別調整交付金による健康教室の開催も検討しています。

子育て支援は、出産児を祝福し、次代を担う子供の健やかな成長を願い、児童福祉の向上を目的とした子育て支援金の支給を引き続き行います。

かごしま子育て支援パスポート事業は、協力企業の参加を進め、子育て世代の利用促進を図っていきます。

次に障害者福祉政策は、障害者の方が地域で安心して暮らせる社会を目指し、昨年3月に障害者計画及び第3期障害福祉計画を策定し、必要なサービスを利用できるよう、制度上の課題を解決し、平等なサービスが提供できるよう、なお一層の障害者自立への意識改革及び仕組みづくりに積極的に取り組んでいきます。

平成23年4月から、腎臓機能疾患患者の腎臓移植術及び腎臓移植後の免疫抑制療法等の治療を受け

るための経済的負担軽減に努めます。

国民健康保険財政政策については、国保中央会で給付費は国が7割持つのが当然だと主張しているように、運営自体に構造的脆弱さがあり、当町においても毎年一般会計から繰り入れが行われ、厳しい状況下にあります。

一般会計からの繰入額は、平成23年度1億3,000万円、24年度9,400万円を予定しており、25年度においては対前年度当初予算比のマイナス34%の1億1,000万円を繰り入れます。

国民健康保険特別会計においては、定率負担の引き上げによる公費負担の拡大など、引き続き国保の抜本改革実施を全国知事会で国に要望しています。景気の悪化による国保税収減や高齢化で医療費が伸び続ける一方、収入が低迷するなど、市町村国保財政は厳しさを増す一方であります。

この状況を踏まえ、国民健康保険財政の安定化、健康指導等による医療費の適正化を図るため、保険センターを中心に医療・福祉・保険・介護を一体的に捉え、健康保持・増進を啓発できる特別対策事業を積極的に導入し、長期的な医療費抑制につながる事業を展開してまいります。

次に、保健センターの運営について。

～健康づくりに地域力を生かし、ダイエットアイランド構想の実現化に向けて～

10年間推進してきた「健康長寿いせん21」計画の見直しを行い、今年度から「第2次健康長寿いせん21」計画を進めていきます。

取り組みの中で、早世の割合が非常に高く、長寿の町に警鐘を鳴らしてきた結果、前回よりも改善してきました。しかし、まだ全国平均には至っていない状況であります。

第2次計画では、早世を払拭し、本来あるべき健康長寿の町を構築していかなければなりません。

そのためにも特定健診の受診者をさらに増やし、発症前の病気予防が重要で、がん検診も同様であり、30代から検診を受け、生活習慣を見直し、元気に子育てができるよう、特に若年者の健康づくり支援に力を入れていきます。

また、これまでの健康増進の取り組みや直売所「百菜」を拠点に進めてきた食育を推進し、食からの健康づくりをさらに強化していきます。

強化策として、さまざまな島独特の体験活動と科学的な裏づけのあるプログラムにより、島内外から、肥満で悩んでいる人、かつ、ダイエットに挑戦する人を徳之島に来島させ、他地域にないダイエットプログラムを用意し、産業化まで見据えた健康プログラムを発信していきます。

取り組みのトップとして2月24日に本物の長寿を取り戻すため、もくもく手づくりファームと連携し、「長寿の島からダイエットアイランドへ」シンポジウムを開催し、現在モニターツアーを実践中であります。

子育て支援については、ここ2、3年出生数もふえています。安心して地域で子育てができるように、また、障害を負ったお子さんやそのご家族への支援、精神障害者や身体に障害がある方など、身近でサポートをしていきます。

あわせて、心の問題で不眠やストレスに悩む方々を対象に、検診時にスクリーニングを実施し、

カウンセリングで心の病気に対するケアに力を入れていきます。

次に、建設公共土木事業・町営住宅の整備について。

～防災対策、町道整備の推進、環境にやさしい本格木造住宅の建設～

昨年は、まれに見る強い台風が立て続けに襲来し、町道、町営住宅等にも多大な被害をもたらしました。

厳しい財政状況の中、緊急のためやむを得ず基金を取り崩し災害復旧工事を進めました。

今後はこの教訓を生かし、町道及び町営住宅の維持管理の防災対策を計画的に実施し、台風や集中豪雨、地震等の災害を最小限に抑えていきます。

社会資本整備交付金事業により平成18年度から進めている伊仙・馬根線について、昨年度用地交渉の関係で馬根側の義名山公園付近の工事を先に行いました。ことしは昨年整備予定の役場前からJAあまみ伊仙支所間の整備を行います。

平成22年度から始めた徳之島愛ランドクリーンセンターへのアクセス道路、第二西下線は、平成24年度にクリーンセンター入り口まで整備し、今年度も引き続き農免農道面縄地区へ向け準備をしていきます。

住宅不足の解消のため、住宅建設計画「伊仙町住宅マスタープラン」に基づき、平成23年度には耐久性の向上、遮音機能・耐火性能の確保、構造計算、コスト縮減、家賃の低減、環境への配慮等の検討を行った木造住宅を基本とする、新しい住宅建設計画「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」に移行しました。

平成23年度に犬田布団地2棟14戸を整備、平成24年度は河内団地1棟6戸を建設中です。

平成25年度は木之香団地1棟6戸の建設をします。しかし、待機者が多く、今後も同計画に基づき、住宅不足の解消に取り組んでいきます。

平成22年度から、都市公園整備事業により義名山公園整備及び体育施設の整備中です。

平成25年度は、社会資本整備交付金事業による特定地区公園事業へ移行し、平成25年度は県民体育大会へ向け、現相撲場及び周辺の改修をし、運動場のナイター設備改修、体育館周りの外構整備、義名山公園長寿命化計画策定を行います。

平成26年、27年度は町財政を鑑み、整備を一時中止し、平成28年度以降にグラウンド及びテニスコート整備を行う予定であります。

次に、保育行政、国民年金行政について。

～安心して子供を預けられる環境整備～

国民年金業務は、引き続き年金事務所による年金相談会や役場窓口相談を充実させ、受給権確保の推進、年金保険料納付が難しい方への免除申請勧奨を進めていきます。

保育行政は、町の住宅整備も進み、若者の定住しやすい環境整備も整ってきました。

また、保育所の民営化に伴い、保育所独自のカラーを出し、保護者のニーズに合った保育所運営に取り組んでいます。行政は、保育理念に基づき、保護者が安心して子供を預けられる環境づくりに

努めてまいります。

次に、環境行政について。

～世界自然遺産登録に向けて希少野生動植物の保護体制の確立～

環境課では、昨年の町制施行50周年を機に、町内を花いっぱいにして心豊かで潤いのあるまちづくりをキャッチフレーズに、「もてなしの花いっぱい運動」をスタートいたしました。

各種団体、地域、行政の協力で、沿道の空きスペースを利用し、花を植えることにより、温かいもてなしのまちづくりが確立できました。今年度も引き続き、花を通じて、来訪する観光客や町民が花のように美しいきずなと結いの心の醸成を図り、美しい環境、明るく・住みやすいまちづくりを展開してまいります。

また、世界自然遺産登録に向けては、特にNPO法人徳之島虹の会が中心となり、町民や行政が一体となって、盗掘防止や不法投棄の撲滅・3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを強化するとともに環境システムの構築等を促進し、循環型社会への形成を図ることが必要です。

一方、生態系の保全を図るため、徳之島三町でノイヌ・ノネコによるアマミノクロウサギ等希少野生生物への被害が危惧されているため、猫の愛護及び管理に関する条例制定を行います。

地域温暖化の地球環境問題に対応した環境負荷再生可能エネルギーの促進も避けては通れないことから推進してまいります。

次に、農林水産業の振興について。

～水を生かした生産性の高い農業の確立に向けて～

昨年の台風の影響により、過去最大の農業被害額を記録したことから、早急に農業用施設の復旧・機能強化を図り、本町の農業形態の回復・再生が急がれるため、平成25年度は、次に掲げる事項を関係機関と連携をとりながら着実に実施いたします。

1、糖業振興については、生産回復を図るため適期植えつけ、適期管理による単収向上対策と病害虫対策を実施し、農家所得の向上を図ります。

2、園芸振興については、土壌分析の徹底による適正施肥と防風対策の徹底で、消費者ニーズに対応した安心・安全なバレイショを供給できるよう、今年ブランド化された「春一番」で産地育成を図ります。また、落花生、ゴマ等の輪作を推進し、多品目栽培の確立で農家の所得向上を図ります。

3、畜産振興については、冬場の飼料作物の導入で飼料の安定確保並びに飼養管理の徹底で商品性の向上を図ります。

4、畑かん営農の推進については、畑かん営農推進担当職員を配置し、農政・耕地サイドがワンフロア化を進め、融合した施策・事業の展開により、畑かん利用効果を高め、農家の所得向上を図ります。

5、水産振興については、離島漁業再生支援事業を活用し、藻場再生・稚魚放流事業等を実施し、持続可能な漁場の確保並びに直売所「百菜」と連携し、魚食普及を図ります。

6、林務振興については、カラス・イノシシによる農作物への被害が増加傾向にあるため、集落との協働による有害鳥獣の捕獲駆除と、農作物への被害防止対策に取り組みます。

7、最後に、特産品製造販売プロジェクト事業でサトウキビを原料とした加工品（黒糖・スイーツ・きびジュース）などを製造販売する施設を整備し、安定的な雇用の確保を図ります。

続きまして、農業農村整備事業について。

～徳之島農業に貢献する農業農村整備の推進～

1、持続可能な力強い農業の実現。

今年度も畑地帯総合整備事業を推進し、未整備農地の区画整理、農道、排水路整備を実施し、農作業の効率化を図り、担い手農家への農地集積を進め、耕作放棄地の解消を図ります。

継続地区は目手久・第一面縄1期・第一面縄2期・第二面縄1期・第二面縄2期・第二阿権・上晴・小島河地・過疎基幹農道「五ラン大原地区」で、平成25年度新規地区は喜念地区を実施いたします。

本年度以降は順次、徳之島用水の畑総事業地区内への支線水路、散水設備の事業を推進し、経済課と連携しながら畑かん営農目標を定め、水を使った付加価値の高い品目を導入するなど農業生産額50億円達成を支援してまいります。

2、農業施設の防災・減災対策。

引き続き農業水利施設の定期点検を行い、将来的に耐震強化の調査、整備実施に向けた取り組みを進め、施設の防災・減災を進めてまいります。

3、地域コミュニティを活用した農地、導水路等の保全管理。

過疎化・高齢化等の進行を踏まえて、集落を支える体制強化と農用地施設の維持管理を支援する目的で平成24年度から5年間、農地・水・保全管理支払交付金を導入し、受益者組織（7組織）を立ち上げて農地・農道・水路・沈砂地等の日常的な保全管理を実施し、農用地施設の長寿命化を図ってまいります。

4、新たな土地改良長期計画の策定。

平成24年度に国が策定した「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、地域全体としての農業生産の体質強化、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮、集落の協働力や地域資源を潜在的に生かしたコミュニティの再生を目標に、今後の長期計画を策定していきます。

9、徴収対策について。

～納期限内納付の啓発で徴収率の向上に向かって～

町政運営の根幹となる貴重な一般財源である町税の収入確保が、充実した行政サービスを行う上で重要な課題であります。

納税の促進及び滞納の防止を図るため、前年度に策定した町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の運用を充実強化し、引き続き、法に則した滞納処分を厳正に実施することで税収の安定確保に努めます。

あわせて、納期限内納付の啓発、金融機関納付、口座振替の推進など、周知徹底し、新たな滞納を発生させないよう、現年度分徴収率の向上と全体としての徴収率の底上げを目指していきます。

10、商工・観光の振興策について。

～特徴ある自然や文化など価値ある資源を生かした観光施策～

商工業の振興策は、商工会組織の育成強化、運営をさらに充実させるための運営補助や、購買者の町外流出を抑制するプレミアムつき商品券発行事業を、昨年引き続き実施します。

また、町外流出防止と増加するひとり暮らしの買い物弱者のために、Aコープの誘致活動中であり、商店街との相乗効果が期待されます。

国が推進する景気浮揚を目指した雇用の確保、経済対策のため、重点分野雇用創出創造事業（不法投棄撲滅アクション事業・障害者実態調査事業・世界自然遺産登録対策事業・新規作物育苗研究事業・見守り活動支援事業）の補助事業を導入し、失業者やU・Iターン者の移住支援体制構築や雇用の確保に努めてまいります。

観光の振興は、平成25年度の暫定リスト提出、国立公園化、世界自然遺産登録を間近に控え、奄美群島が島ごとに特徴ある自然や文化など価値ある資源を生かした観光施策の展開が急務であり、自然遺産担当職員を配置します。また、アマミノクロウサギなど希少野生動植物の保護措置も課題の一つと言えます。

平成25年度は、犬田布岬の老朽化した休憩施設などの再整備を観光連携整備事業で進めます。夕日に輝く戦艦大和の慰霊塔、隆起した絶壁・断崖は伊仙町が誇る宝であります。

徳之島なくさみ館は地域振興事業の導入で大型看板の設置、資料室のパネルや映像資料整備を進め、4月からのオープンに向け、準備を急いでいます、JALなど航空会社の旅行商品としての闘牛ツアー誘致には、毎月の闘牛大会と、島唄、八月踊りなどの開催が必要です。

空港利用促進協議会で決定いたしました3カ町負担によるタラップの購入計画では、今年度中に大島支庁地域振興事業を導入、ジェット機のスターター、タラップ等を調達し、台湾への修学旅行にあてる大手旅行会社や航空会社とも連携をとり、本土からの格安航空ジェットチャーター便を誘致、団体観光ツアー客を定着させるよう努力します。

10月6日には全国闘牛サミット大会も本町で開催され、徳之島闘牛の持つ魅力を全国に発信していきます。

11、水道事業について。

～老朽管の布設替えて安心・安全な水の安定供給へ～

水道事業整備は、20年度から実施している西部地区簡易水道事業として、崎原地区と木之香地区の配水管の新設及び老朽管の布設かえを継続していきます。現在、東犬田布地区に建設中の容量200tのステンレス製タンクも完成間近となり、給水開始に向けて最終調整を行っています。本事業により、東犬田布地区と木之香地区の給水能力が十分確保され、有収率の向上や維持管理費の縮減が期待されます。

水質改善についても、表流水である杉原川と屋久田川原水、硬度の高い川東地下水、竿地原水の比率の改善に努めてまいります。

中部・東部地区では、配水管や各浄水場の電気・機械設備等の老朽化が進み、改修時期を迎えています。

短期間の設備更新は困難なため、年次的に事業規模や事業費の平準化を行い、施設の更新を進めなければなりません。

また、中部・西部浄水場の急速ろ過機、八重竿地区の膜ろ過施設の適正運転を行うと同時に、業務の効率化やコスト削減など運営の健全化を図り、町民の皆様へ、安心・安全な水の安定供給に努めていきます。

次に、教育行政について。

～未来を担う子供の育成～

学校教育においては、全国に通用する学力・体力を持ち、人間性豊かな人づくりが大切です。生まれ育った徳之島・伊仙町に誇りを持ち、島を愛し、他人に思いやり、向上心があふれ、農業を守り育て、観光客をもてなす人材の育成であります。

知・徳・体のバランスのとれた全人教育を目指して、どの学校も「生きる力」を育む教育に取り組んでいます。

幼稚園と各学校においては、基礎・基本の定着に向け、個に応じた指導の徹底及び教員の指導向上による学力向上を図り、特別支援教育にも積極的に取り組みます。

幼稚園・小学校・中学校の連携を強化し、長期的視野に立った学習面・生活面の指導のもとに、教員の資質向上と児童生徒の学力向上に努めます。

具体的には、学力向上推進協議会及び東部・中部・西部地区幼小中連携部会研修会で、幼稚園・小学校・中学校と家庭・地域が一体となって、学力向上、生活指導、健康保持増進等の課題について研究協議し、得られた成果を日々の教育活動に反映させていきます。

「島唄・島口・美ら島運動」を実施し、郷土の歴史・文化への関心を高め、郷土意識の醸成を図ります。また、校区住民が講師となり、サトウキビやジャガイモ栽培、黒糖づくりの体験をさせ、土に触れ、生産する喜びと先人に学ぶ姿勢を体得させます。このような活動を通して故郷に自信と誇りが持てるようにし、みずから気づき・考え実行する「生きる力」の育成を図ります。

近年、心の教育を中心とした生徒指導が、重要性を増しています。いじめの早期発見、解消のために、生徒指導体制を充実させ、教職員の対生徒指導力を向上させ、本年度は、心の教育相談員やスクールカウンセラーを定期的に配置して、児童・生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

外国語教育は、A L Tの活用により、小学校の5、6年生を中心に、楽しみながら英語に親しむ授業を実施します。また、中学校英語科授業ではA L Tを積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。

開かれた学校づくりは、学校評議員制度と11月実施の「学校を見に行こう週間」を基軸に、老若

男女が集える地域に根差した学校づくりを推進します。

恒例の子ども議会は、子供の視点から見た環境問題や観光振興、地域の活性化など活発な提言がなされ、行政に積極的に反映させ政策実現をしています。

幼稚園では、子育て支援の一環として、引き続き、預かり保育を実施し就労支援を行っていきます。

学校施設整備については教育環境の整備として、教職員及び児童・生徒用パソコンを年次的に配備していきます。これにより、ICT機器を活用した授業をより一層推進します。

教職員が校区で常に子供たちとともに地域での活動ができるよう、教職員の町内居住を推進します。そのためにも教員住宅整備に努め、教職員の生活環境の改善を図ってまいります。

学校給食センターは、健全運営に向け、衛生管理・栄養管理により一層充実していきます。衛生管理は、常日ごろから職員の衛生知識を高め、職場研修も含め、事故が起きないよう万全な態勢で当たります。

特に、栄養管理は、食育の観点から保護者の協力を求め、具体的な方策を示し、各小学校の取り組みに即しながら栄養教諭を派遣し、成長期の子供たちの栄養指導を重視し、強力に進めてまいります。

また、地産地消を進める上で何よりも地場産野菜の利活用ができるよう、直売所「百菜」とも連携を図ります。

さらに、徳之島産の野菜はカルシウム、マグネシウムなどの含有量が多く栄養価が高いとの調査結果が出ており、良質な野菜の確保に努めてまいります。

次に、社会教育行政について。

～生涯学習の推進、歴史民俗資料館の充実～

「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり、文化づくり」を進めるために、生涯学習の観点に立って、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成と、教育・文化・スポーツの振興を目指すとともに、地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚を図ります。

そのため、関係機関と連携を深め、人材の養成と確保に努め、町民が生涯を通じて自主的学習の機会が得られるよう、公民館講座を充実させ、公民館施設や図書館の積極的な利用を促進し、いつでも・どこでも・誰でも学習できる支援体制づくりに努めます。

成人教育は、PTA連絡協議会や地域女性連など、社会教育団体がより活動できるよう支援します。

青少年は、伊仙のよさ、自然・文化・人材を生かした体験活動、または異年齢間・地域間の交流活動の充実に向けて取り組みます。

文化財関係は、歴史民俗資料館を充実させ、地域の歴史・文化財を総合的に整理し、有効活用するために、歴史文化基本構想及び保存計画の策定を重点的に進めていきます。

社会体育関係につきましては、町民のスポーツ活動の拠点となる総合体育館や総合グラウンド及

び町内の各学校等の体育施設を積極的に開放して、町民の健康づくりやスポーツ少年団、各スポーツ団体の活動を支援していきます。

終わりに。

以上、主要施策を中心に述べてまいりました。「健康・長寿と子宝のまち」「人情豊かでもてなしの町」にふさわしい町づくりを目指し、町民と議会、執行部が深い絆で結ばれた「株式会社伊仙町」が一丸となって全力投球、果敢に挑戦することにより施策の実現につなげていきます。

町議会並びに町民の皆様方の温かいご理解とご支援を、ご鞭撻をお願い申し上げ、施政方針いたします。平成25年3月8日、伊仙町長大久保明。

○議長（常 隆之君）

これで施政方針説明を終わります。

次に、陳情等については、昨年12月の定例会からこれまで受理した陳情書はお手元にお配りしたとおり2件であります。

△ 日程第6 陳情第1号 特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書

△ 日程第7 陳情第2号 町営農産物加工施設建設場所についての陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第6 「陳情第1号特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書」、日程第7 「陳情第2号、町営農産物加工施設建設場所についての陳情書」の2件については所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第8 議案第5号 伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定

△ 日程第9 議案第6号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定

△ 日程第10 議案第7号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第5号、伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定から議案第7号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成25年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第5号から議案第7号までについて、提案理由の説明をいたします。

議案第5号は、伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定、議案第6号は、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定、議案第7号は、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案5号から7号までの補足説明を申し上げます。

その前に、地域密着型介護福祉施設ということは定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームのことをいっております。

議案第5号、伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定でございますけれども、提案理由といたしまして、平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律）第72号により、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の主に係る基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準のうち、申請者の法人格基準を町条例で定めることとされたため制定するものであります。

要旨といたしまして、指定に関する基準のうち、施設、入所定員に関する基準についての条例制定でございます。申請者の法人格基準について条例制定するもの、介護予防サービス事業者の指定基準のうち申請者の法人格基準について条例制定するものでございます。

施行期日については、介護基盤強化法による介護保険法の一部改正の施行日は平成24年4月1日ですが、第1次一括法と同様に、施行日から起算して1年を超えない期間内についての経過措置が設けられております。議案5号から7号について、施行期日については今説明したとおりでございます。

次の、議案第6号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についての補足説明でございます。

平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律）第37号において、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数の基準、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を町条例で定めることとされたため制定するものでございます。

要旨といたしまして、指定地域密着サービスに従事する従業員数の基準、設備及び運営に関する基準について町条例で制定するものでございます。

議案第7号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定について補足説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律）第37号において、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護サービスに従事する従業者の員数の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を町条例で定めることとされたために制定するものであります。

大まかな要旨といたしましては、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数の基準、設備及び運営に関する基準について町で条例化するものでございます。

大まかに言えば、国で省令がございますけれども、これを町条例に移しかえて下さいということでありまして、県と町がこれに合わせつくったものでございます。省令の準則でございます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

△ 日程第11 議案第8号 伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定

△ 日程第12 議案第9号 伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定

△ 日程第13 議案第10号 伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定

△ 日程第14 議案第11号 伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第8号、伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定から議案第11号、伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第8号は、伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定であります。

議案第9号は、伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定であります。

議案第10号は、伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定であります。

議案第11号は、伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（中熊俊也君）

議案第8号、伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について補足説明いたします。

本議案は、地域主権改革推進一括法に基づく条例の制定について議会の承認を求めるものであります。内容は、道路法第30条第3項及び第48条第3項の規定に基づき、本町が管理する町道を新設または改築する場合における道路の構造の技術的基準に関し必要な事項を定めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号、伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定であります。これについて補足説明いたします。これも地域主権改革推進一括法に基づく条例の制定であります。内容は、道路法第45条第33項の規定に基づき町道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれに附置される補助標識の寸法について定めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第10号、伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定であります。補足説明をいたします。これも地域主権改革推進一括法に基づく条例の制定であります。

内容は、河川法第100条第1項において準用する法第13条2項の規定に基づき、本町の準用河川に設ける河川管理施設または法第100条第1項において準用する法第26条1項の許可を受けて設置される工作物のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議案第11号、伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、補足説明いたします。この条例も、地域主権改革推進一括法に基づく条例の制定であります。

内容は、第1次一括法による公営住宅法改正に伴い、町営住宅の入居資格の収入基準を定めたものであります。また、各条項の法令の引用等、整合性のない箇所がありますのでそれを改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

△ 日程第15 議案第12号 伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第12号、伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第12号は、伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例

の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（芳田勇人君）

議案第12号、伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について補足説明をいたします。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため水道法の一部改正が行われました。平成24年4月1日これが施行されており、施行後1年間の経過措置が設けられており、本年度新たに水道の布設工事管理者及び技術管理者の新たな条例を制定するものであります。それぞれ、大学の土木工学科、短期大学または高等専門学校の土木科、高等学校の土木科を卒業した後、水道の実務経験の年数が定められております。また、簡易水道に関しましては上水道の半分の実務経験年数となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

△ 日程第16 議案第13号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第13号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第13号は、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの議案第13号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町長の給与の特例に関する条例、これは平成20年伊仙町条例第5号で制定されておりますけれども、別添のように改正いたしたいと思っておりますので説明をいたします。

第1条中、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に改めるものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

△ 日程第17 議案第14号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第18 議案第15号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第14号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第14号は、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号は、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの議案第14号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

伊仙町職員の給与の特例に関する条例（平成24年伊仙町条例）第4号で設置をしております。これにつきまして地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき改正をしたいと思います。

次ページをお開きください。平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に改めるものでございます。

続きまして、議案第15号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

これにつきましても、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例（平成24年伊仙町条例）第5号で設置をしております。これにつきまして、別添のように平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間を平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に改めるものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

△ 日程第19 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第16号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第16号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のほーらい館健康増進事業部嘱託職員について説明いたします。

ほーらい館健康増進事業部には嘱託職員A・B・C・DとありますがAが18万円、Bが15万円、Cが34万円、Dが23万円とあります。AとDの差額が5万円ほどありますのでこの差額を抑え、Eを設けEを20万円とするものであります。

よろしくお願ひいたします。

△ 日程第20 議案第17号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第17号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第17号は、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第17号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。対照比較表を、2ページの後ですけど、お開きください。

第2条第2項中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものであります。障害者自立支援法が、総合的な支援する法律に変わったために、この重度心身障害者の条例の一部改正をするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

△ 日程第21 議案第18号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第18号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第18号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（中熊俊也君）

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をいたします。
内容は、これも地域主権改革推進一括法に基づく条例の制定であります。

公営住宅法改正に伴い、町営住宅の入居資格の収入基準を規定するものであります。
また、条項の法令の引用等が整合してない箇所がありましたので改正するものであります。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

△ 日程第22 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更

○議長（常 隆之君）

議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第19号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について補足説明をいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合から南薩地区消防組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更することに伴い、同組合同規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

3ページの比較表をお開きください。改正前につきましては、右の指宿地区消防組合と南薩地区消防組合と下線の引かれてるものがございましたけれども、これが統合されまして、改正後、指宿南九州消防組合として統合されるものでございます。

以上、数の減少についてご提案を申し上げます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

△ 日程第23 議案第20号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定

○議長（常 隆之君）

議案第20号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第20号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定であります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第20号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定について補足説明をいたします。

地方自治法施行令、第5条第3項の規定により、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会のほうに提出するものでございます。監査意見書については以上のおりでございます。これにつきましては、平成23年度奄美自治会館管理組合の廃止に伴うものでございます。廃止に伴って、最終決算として監査委員の意見を付して本議会に付するものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第20号までの16件の審議を中止します。

ここでしばらく休憩します。午後1時から開会します。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時11分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第24 議案第21号 平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（常 隆之君）

議案第21号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第21号から議案第25号について提案理由の説明をいたします。

議案第21号は平成24年度伊仙町一般会計補正予算、議案22号は平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算、議案第23号は24年度平成伊仙町介護保険特別会計補正予算、議案第24号は平成24

年伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第25号は平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の、既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

以上、議案第21号から議案第25号の5件についての提案理由の説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（窪田良治君）

議案第21号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたします。

規程の歳入歳出予算の総額58億2,484万3,000円に、歳入歳出それぞれ5,710万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億8,194万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。総括表の歳入歳出補正予算、事項別明細書によって説明をさせていただきます。

歳入の部、6款地方消費税交付金、補正前の額4,158万円に368万6,000円を補正いたしまして、4,526万6,000円とするものでございます。

11款分担金及び負担金7,052万5,000円に45万3,000円を減額補正し、7,007万2,000円とするものでございます。

13款国庫支出金6億9,681万7,000円に49万5,000円を増額補正し、6億9,731万2,000円とするものでございます。

14款県支出金4億3,030万7,000円に215万9,000円を増額補正し、4億3,246万6,000円とするものでございます。

16款寄付金856万2,000円に30万6,000円を増額補正し、886万8,000円とするものでございます。

17款繰入金3億4,303万2,000円に2,091万8,000円を増額補正し、3億6,395万円とするものでございます。

19款諸収入6,841万2,000円に50万円を減額補正し、6,791万2,000円とするものでございます。

20款町債6億8,271万円に3,049万円を増額補正し、7億1,320万円とするものでございます。

歳入合計補正前の額58億2,484万3,000円に5,710万1,000円を増額補正し、58億8,194万4,000円とするものでございます。

歳出についてご説明をいたします。

1款議会費9,063万7,000円から7万9,000円を減額補正し、9,055万8,000円とするものでございます。

2款総務費7億1,843万9,000円に1,572万6,000円を増額補正し、7億3,416万5,000円とするものでございます。

3款民生費13億138万8,000円に685万1,000円を減額補正し、12億9,453万7,000円とするものでござ

ざいます。

4款衛生費。4億9,590万5,000円に438万8,000円を減額補正し、4億9,151万7,000円とするものでございます。

5款農林水産業費4億4,523万円に3,069万4,000円を増額補正し、4億7,592万4,000円とするものでございます。

6款商工費2億4,424万7,000円に104万4,000円を減額補正し、2億4,320万3,000円とするものでございます。

7款土木費7億241万7,000円に8,512万8,000円を増額補正し、7億8,754万5,000円とするものでございます。

8款消防費2億2,069万6,000円に、35万4,000円を減額補正し、2億2,034万2,000円とするものでございます。

9款教育費3億7,367万1,000円に135万2,000円を減額補正し、3億7,231万9,000円とするものでございます。

10款災害復旧費3億2,856万7,000円に5,739万3,000円を減額補正し、2億7,117万4,000円とするものでございます。

11款公債費8億9,864万5,000円に298万6,000円を減額補正し、8億9,565万9,000円とするものでございます。

歳出合計補正前の額58億2,484万3,000円に補正額5,710万1,000円を増額補正し、58億8,194万4,000円とするものでございます。

続きまして、第2表、地方債の補正。

4ページをお開きください。地方債の補正につきましては、起債の目的、(1)過疎対策事業債、限度額3億800万円。補正後の額、限度額3億1,100万円とするものでございます。

(2)辺地対策事業債。補正前の額4,080万円に対し、補正後の額3,240万円とするものでございます。(3)一般補助施設整備事業債。補正前の額6,630万円、補正後の額6,610万円とするものでございます。(4)公営事業公営住宅施設整備事業債。補正前の額6,660万円を、補正後の額1億1,920万円とするものでございます。(6)災害復旧事業債。補正前の額3,491万円を、補正後の額1,840万円とするものでございます。

合計、補正前の額6億8,271万円を7億1,320万円とするものでございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明をいたします。

5ページをお開きください。第3表、繰越明許費。7款土木費、3項道路橋梁費。

事業名につきましては、路面性状調査事業費として500万円計上してございます。

続きまして、法面安定度調査事業費として、900万円計上してございます。

地域活力基盤創造交付事業費として、3,640万7,000円を計上してございます。

効果促進事業費として、5,170万円を計上してございます。

4 項住宅費。木之香団地建設事業費として、1 億13万9,000円を計上してございます。

5 項公園費。都市公園等統括事業費として、1 億6,200万円を計上してございます。

10款災害復旧費としまして、1 項農林水産施設災害復旧費。事業別としましては、農林水産施設災害復旧事業費として、4,000万円を計上してございます。

2 項道路河川等災害復旧事業費。事業名、道路河川等災害復旧事業費3,818万9,000円を計上してございます。

3 項公立学校施設災害復旧費。事業名、公立学校施設災害復旧費として132万8,000円を計上してございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算について補足説明をいたしました。

詳細につきましては、各担当課長からご説明をさせていただきます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○耕地課長（上木義一君）

耕地課の補足説明をします。

16ページをお開きください。

5 款農林水産業費 2 項農地費 1 目農地総務費。補正前の額 1 億189万円に20万4,000円を増額補正し、1 億209万4,000円とするものであります。

2 目担い手畑地帯総合整備事業。補正前の額 1 億2,727万3,000円に1,020万円を増額補正し、1 億3,747万3,000円とするものであります。

6 目地籍調査事業費。補正前の額2,704万7,000円に14万5,000円を減額補正し、2,690万2,000円とするものであります。

20ページをお開きください。

10款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費 2 目農林水産施設災害復旧費。補正前の額6,517万2,000円に1,734万3,000円を減額補正し、4,782万9,000円とするものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○経済課長（樺山 誠君）

15ページをお願いたします。

5 款農林水産事業費1項農業費 4 目農業総務費ですけれども、23節償還金利子及び割引料でございませけれども、これに関しましては、昨年の台風15、16、17号の J A 奄美さんからの災害復旧という形で、資金供与を受けた方々11件に関する利子の補給でございませ。

6 目糖業振興費、19の負担金なんですけれども、29万2,000円を減額してございませけれども、これに関しましては夏植え推進155haを目標に77万5,000円の予算を措置してございませけれども、実績が96haということで、この差額29万2,000円の病虫害対策を減額をしてございませ。

9 目の園芸振興費でございませけれども、青果物安定基金のほうに、昨年の価格低迷に関しまして安定基金に積むということで15万2,000円を計上してございませ。

10目畜産振興費でございますけれども、これに関しましては2,091万9,000円を基金のほうから国の国庫金を返納していただきたいという結果が出まして、これは平成17年の会計検査からさかのぼってやっと24年度になって結論が出た事業でございますけれども、国の基金を引き揚げるという結論が出まして、鹿児島県としましては、基金を引き揚げないでくれというような交渉で国と交渉した中で、引き揚げに同意をするということになりまして、国の基金分全額、基金の造成額が2億2,150万円でございますけれども、この中から結局は事故等で亡くなった牛あるいはその辺を引いて、国にお返ししなければならないお金が8,865万1,720円でございます。これを6年間かけて国に返納していくということでございます。その当初、24度が2,091万8,042円を国にお返しをしていくということでございます。これを6年間かけて8,865万1,072円を返納していくというような結果で補正をしてございます。

ご審議くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

17ページお願いします。

7款土木費2項の道路橋梁費の3目道路維持費。補正前の額が2,952万8,000円に1,400万増額補正いたしまして、4,352万8,000円とするものでございます。

この内容は24年補正で、路面性状調査委託料ということで町内の40%以上道路状況が悪いとこの調査費であります。これが約町内で7kmを予定しています。

あと、法面安定度調査委託費。これはちょうどに面しました法面、崖とかそういうとこの調査費といたしまして、900万円、これも24年補正で元氣臨時交付金の中にあるものであります。

続きまして、4項4目地域活力総合交付金事業。伊仙馬根線ではありますが、委託料といたしまして、49万4,000円を計上してありますが、これは伊仙馬根線の入り口であります役場前の交差点が片側の道路拡張ということで、当初の交差点の設計から変わりますので、その設計費として計上してあります。

続きまして、15節の工事請負費ですが、この減額は補助金の配分の減額によるものであります。

続きまして、5目効果促進事業西下線。補正前の額が7,170万円から1,420万円を減額補正しまして、5,750万円とするものであります。これは15節工事請負費、これも補助金の配分額が減額したことによる減額であります。

続きまして、4項住宅費1目住宅管理費。補正前の額5,644万6,000円から86万6,000円を減額いたしまして、5,558万円とするものであります。15節の工事請負費は、執行残であります。

続きまして、3目木之香団地建設事業費。これも24年度補正で採択されまして、木之香団地は25年度に予定していたのでありますが、24年度の補正として採択されましたので、今回計上いたしました。主なものといたしまして、工事管理委託料が270万円、工事請負費が9,620万円とするものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

民生費のほうで大きな項目だけご説明申し上げます。

15ページお開きください。4款衛生費1項保健衛生費5目保健センター事業費でございますけれども、この中で増えてる分の11節の事業費、印刷製本費、これは健康カレンダーの印刷製本費ということで上げております。

準備してございましたけれども、予算関係上、この本議会となりました。

18節の備品購入費、10万計上してございますけれども、これはマタニティー事業の中で、沐浴、赤ちゃんの人形が破損して使えないということで、人形1体を購入事業ということでございます。沐浴事業でございます。

大きなところをご説明いたしました。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから質疑に入りますが、21号から25号までの1件ずつを補足説明し、採決を行いますので、よろしくお願ひします。

議案第21号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

先ほどからいろいろ説明があるんですが、まだ聞き漏らしたところがあるかもわかりませんので。5ページの第3表、繰越明許費。この土木費の地域活力基盤創造交付金事業、工事費が1,408万7,000円、それからその下の効果促進事業費が1,396万円の工事費が減額となっているわけですが、これには3,640万7,000円と5,170万円という金額の差があるわけですが、なぜなのか、詳しい説明を求めます。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えいたします。

この繰越明許費は、工事費、用地補償費であります。その補助金の減額の理由ということですが、去年、追加要望を出してくださいということでありまして、追加額を出したのでありますが、それでは採択できなくて、減額せざるを得ない状態でありました。

○10番（杉並廣規君）

補助金の配分によるものということですが、翌年度きちっとこれはお金がくるわけですね、残りの部分は。

減額になった部分は、翌年度のちゃんと予算では計上されてくるわけですね。

○建設課長（中熊俊也君）

質問にお答えします。

減額になった分は翌年度、25年度で計上というか採択できるようになってます。

○10番（杉並廣規君）

それでは12ページの企画費の11、12。需用費が2,245万9,000円、光伝送路修繕費ということで、余りにも金額が大きいわけですが、なぜ修理費で、間に合うのかどうか。あと20日くらいしかありませんが。年度末ですが、大丈夫なのかどうか、お尋ねをいたします。これは入札するのに入札しないのか。どうなっているのか、詳しい説明を求めます。

○企画課長（牧 徳久君）

これについては、台風15号、16号、17号と立て続けに大きな台風が来たわけでごさいます、光伝送路の修繕費でごさいます、これは電柱から家の中に、各家庭への引き込みでごさいます、緊急、やむを得ないということで緊急性のある部分については修理を依頼してもごさいますし、今後また継続して修理、現在してるわけですが、余りにも多額な台風の災害が出たということで、町民の皆様迷惑をかけては申しわけないということで緊急性のところはこれから修理して、今も継続中でごさいます。

○10番（杉並廣規君）

緊急性だということですが、個人には持たせないということですが、なぜ町が持たなければならぬのか。もう少し詳しい説明をいただきます。

○企画課長（牧 徳久君）

この金額に対しましては町の、鹿児島県の町村会の、こういう建物の災害共済に加入しております、今後、今回は歳入にいたってごさいませんが、今後完了次第、来年あたりの途中の補正予算で約半額の予算が町村会のほうから出るようになっております。

○10番（杉並廣規君）

今年はないということですが、保険は入ってくることは間違いないわけですね。

全額保険とかそういうのは掛けられてないのか、半分くらいということですが。

○企画課長（牧 徳久君）

町村会の保険制度が半額ということになっておりまして、全額ということにはならないようであります。

○10番（杉並廣規君）

納得いきませんが、まあいいでしょう。

次に、17ページ。先ほど建設課長から説明がありました、目の道路維持費。路面性状調査委託料7kmということですが、これも年度末、あと20日くらいしかありませんが、大丈夫なのか。

なぜ今ごろこういうのをしなければならないのか。それと法面安定調査委託料、これは何kmぐらいいないのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

これは道路正常化調査事業費っていうのは、この間の国会で採択されまして、元気交付金による道路調査の500万で、繰越明許費に上げてあります。

次の、法面安定度調査費も同じように900万、元金交付金で採択されまして、繰越明許費に上げてあります。これは町内の法面を妙眼の森を含めた25カ所になってます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの質問に関連しますけれども、5ページの繰越明許費。これざっと計算して4億5,000万ぐらいになると思うんですけれども、なぜこれだけの多額の明許繰越をしなければならなかったのか、24年度事業の、私は余りにも不適切な処理じゃないかなと思うわけなんですけれども、職員の仕事ができなかったのか、なぜこれだけの多額の繰り越しになったのか説明をいただきたいと思っています。

○総務課長補佐（田島輝久君）

この中には、先だって議決された国の1次補正分が、路面性状調査が500万、法面で900万、あと住宅の木之香が約1億、あと災害復旧に関しては災害査定がどうしても遅くなりまして、入札が遅れたという関係で、ほとんど災害復旧費は全額繰越しということになっております。

○13番（美島盛秀君）

先ほどの建設課長の説明でも、国の補助金ということが年度末の補正であったということで説明がありました。これは金額が少々まあ少ないわけでありましてけれども、木之香の住宅団地、これは25年度に計画をしていること、それからこの都市公園等の総合事業費1億6,000万、これは今の体育館にも関連しているんじゃないですかね、体育館の工事。これは前も繰越明許もあったと思うんですけれども、どうでしょうか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

都市公園等整備事業の23年度の繰越分は現体育館の改築分でありまして、24年度の事業においては今現在つくっている増築分の繰越し分でございます。

○13番（美島盛秀君）

この繰り越しについてはちょっと理解しにくい点があるわけなんですけれども、その今の体育館、新しくつくっている体育館、繰越明許ということなんですけれども、3月の今年度で間に合わないということですか。

○建設課長（中熊俊也君）

3月いっぱいでは厳しい状態にあります。

○13番（美島盛秀君）

私はしょっちゅう今までも言ってきたつもりでありますけれども、事業を進める中で計画性のあつた事業を進めてくださいということも口酸っぱく言ってきたつもりです。そういう観点から今後、こういうことがないように町長の認識、考え方を伺います。

○町長（大久保明君）

本来は計画的に完了すべきでありますけれども、今回は言った様々な理由によりまして、台風とかいろんな事情がありまして、そういうことになっておるということに関しては反省をして今後事業等につきましては、もう少し時間的な余裕をもってやっていかなければできないし、またいろんな工事関係者の方々に関しましても、不慮のいろんな災害等が起こるといことも念頭にまた指導をして、今後このようなことがあって議会で指摘されないような形での最善努力をやっていきたいと思ひます。

○13番（美島盛秀君）

さらに、指名委員長である副町長にお尋ねをいたします。

こういう繰越明許をすると、事業の繰り越しをするという年度内に工事を進められないということ、こういうことは指名委員会内あたりで談合して、こういう事業を誰かに割り当てる、これは事業量が多いからできない、この人にとらせたいから翌年度に繰り越しをする、そういうようなことなどないですか。

○副町長（中野幸次君）

今ありましたようなことはいっさいございません。それとまだ工期が達していないわけで、全工期内であることを我々も日曜日、工程会議等に出席をして、そして工事の人員確保、作業員っていうんですか、確保をして、しっかりと頑張るよというを毎週激励をしている段階です。

○13番（美島盛秀君）

そういうことはない、ありますと言えわけがないですから、もちろん理解できますけれども。今までにそういうことがあったということをしよっちゅう耳にしていますから。ドーム闘牛場、体育館前の古いところ、あるいは住宅。そういう道路工事、そういう割り当て、そういうのでそういう話し合いがあると。だから年度を繰り越してもさせるというようなことが、日常的にそういう話が出ています。そういうことがないように今後十分気をつけて指名委員会入札を行っていただきたいとお願いして終ります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

繰り返して大変申しわけないんですが、繰越明許のところなんです。

普通、一般的にすると、繰り越しというのは、工事が発注されて何らかの理由で、これは工期までに合わない、そういうのが普通の繰り越しの原則だと思います。

しかし、今、確認したいんですが、まだ発注をしていないのはありはしないか。

まだ発注してないものよ、したものは何らかの理由があるだろうから、その理由を説明してください。例えば都市公園でもいい、何でおくれたのか。工期は十分にとったはずなんです、最初で。

それができなくなった理由が、それぞれあると思ひます。大きなものだけで結構です、これでできなくなりました、遅れましたというのを。ん、発注してないものない、あるでしょ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

それでは発注してないものから先にご説明させていただきます。

繰越明許費の5ページ目でございます。1番目の路面性状調査事業費、あと、法面安定度調査事業費、あと、住宅の木之香団地建設事業費、この3件が国の補正に伴って、この間、内示が来たばかりで、補正予算として計上さしてありますので未契約の繰り越しになるかと思えます。

○建設課長（中熊俊也君）

遅れている一番大きな原因ですが、都市公園等統合事業費の体育館の増築工事ではありますが、工程会議のあるたびに口酸っぱく注意というか指導してきたわけではありますが、どういう理由による遅れ、どういう理由で遅れているのかということ、管理初め、向こうで落札された業者、工程会議に出席されてる業者に出していただきましたんで、それをちょっと簡単に話してみたいと思います。

まず1点目が、台風15号によって解体工事が10日ぐらい遅れたということです。

2番目が、杭工事の着手前に試掘調査するわけですが、それが15日間程度遅れた。

そして3番目が、台風16号によって杭工事が施工できる、10日分ぐらいのロスがあった。

4番目といたしまして、台風17号で14日間。あと、地下水にモルタルが流れ出たことによって10日間ほどおくれた。補強モルタル打設工事が10日間ほどかかった。

それと、あと、台風21号で約、型枠台の納入が5日間遅れた。大体そういうことで各業者から上がってきてまして、もう、屋根工事が終わりますと中の工事が40日間ぐらいかかるんですけど、それで20日間ぐらいは短縮できるんじゃないかということで話しています。

○5番（明石秀雄君）

台風が3回、4回来たんで遅れたということなん、台風は1日や2日で大体通過ですよ、そんなに10日も20日も遅れるわけではない、言いわけに過ぎないんですが。そうすると、こういった、大きく遅れたこの業者は今後どのような、していくんですか。例えば指名停止をすとか、工事費から遅れた分を引くとかいろいろあると思いますが、どういうふうな処置をするのか。

○副町長（中野幸次君）

一般質問のほうでも出ておりますので、そこでお答えしようかなと思っていたんですが、建設課のほうとしては、今、やはりこのような状況ではよくないということに、今読み上げていただいたのは、個々に、業者に呼んで事情を説明をしてもらって、それを事細かにてんまつとして上げてくださいと。こういうことで、この顛末として上がってきたのが今の説明であります。

それで、これに対して皆さん方に、工程会議の席上で、やはり、今の入札の段階で、1点目に安全管理を徹底してやること。これと、2点目に工期を守ること。3点目に、工事成果の確保ということ。この3点については入札後に、あるいは前に、必ずこれを伝えております。

そういう約束をして入札をしたわけですから、皆さんの場合に、その約束が守れなかった場合には、守れなかったそれなりのペナルティーは考えておいてくださいと、あるものだと考えておいて

くださいと、こういうぐあいに話をしております。まだ、工事は終了した段階でないので、そこらについては、今後、この工事が終了した段階で、もう一度工事の成果、あるいはその他を振り返って、その中で、ある一定の責任で言うんでしょうか、ペナルティーと言うんでしょうか、そういうことを考えざるを得ない、また視野に入れて検討しなければならないと、そういうことを伝えております。また、指名委員会で、そのことについて話し合いを持っておりませんが、話し合いを持っていかなければならないと、こう考えているところであります。

○5番（明石秀雄君）

ちなみに、体育館については、大体で結構ですがいつごろまでに上がるという予想はつきませんか、つきますか。

○建設課長（中熊俊也君）

工程会議、先週の工程会議で、完全に終わる工程をとということで話してありましたが、そのときに4月までは可能ではありますけども、5連休明けまでは持っていけたらなということで、そういう話はしてあります。

○5番（明石秀雄君）

遅れたら遅れたで、1日でも長くなれば長くはペナルティが大きくなったりする可能性もあるわけですので、安全はもちろんです。慌てさせる必要は、遅れたらしょうがないと思います。

慌てさせる必要はありません。しっかりした工事をして引き取ってください。

そして、今後のまだ発注してないのが2、3件ありますので、このことについてもちゃんと工期を守って、いい工事をして渡していただくような注意事項も必要じゃないかと思っておりますので、ぜひこういうところに注意をしながら、留意をしながら、今後の事業執行に万全を期してやっていただきたいと強く要望して終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

○12番（上木 勲君）

これは、総括のほうで、これは6ページですか、繰入金ということで、2,091万8,000円を取り崩しをしておるわけなんですけども。なんて言うんですかな、こうしますと、今これ見ていると、総額は3億6,395万円、今年繰り入れすることになるわけなんですけども、前の基金からこれだけはずしたら、残はどれくらい残っておるわけですか。

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、もう一回質問をお願いします。

○12番（上木 勲君）

この6ページの総括、歳入のほうで、繰入金が2,091万8,000円ということで、これは、さっき使ったのは、ほしいのは基金の返済に充ててたと思えるんですけど、歳出のほうで。

これは結局は2,000万円は補正をしているわけなんですけども、その前の補正額が3億4,333万2,000

円でしたので、それだけすると、大体そのときに総額で3億6,395万円という繰り入れになるわけ
です、ことし。前の基金がたしか、あった額、足しますと、いくらぐらい残るのかなと、今、現在、
これだけ繰り入れしたら。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今回の、9ページをごらんいただけますでしょうか。

今回の基金繰入金は、伊仙町肉用牛特別導入基金事業の基金の繰入金でございます。財調に関し
ては、今現在が2億1,900万円、減債については1億3,000万円現在でございます、合わせて3億4,900
万円でございます。

○議長（常 隆之君）

田島総務課長補佐、基金の残高を基金別に説明してあげてください。

○総務課長補佐（田島輝久君）

残高については後ほど報告いたします。

○議長（常 隆之君）

12番。他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成24年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）については、原案のと
おり可決することに決定しました。

△ 日程第25 議案第22号 平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（常 隆之君）

議案第22号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明があれば、
これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第22号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額12億6,068万2,000円に歳入歳出それぞれ397万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額12億5,670万3,000円とするものでございます。

主たる要因は、退職者の被保険者の療養給付費の増加によるものでございます。

最近特に、顕著に退職被保険者の療養費が大分上がっているという現実がございます。

1 ページのほう、歳入歳出予算補正ですけれども、主な項目を申し上げます。

歳入の8款共同事業交付金。これは、高額医療費共同事業交付金ということで、5.9%の減であります。保険財政安定化事業交付金、0.2%の減額となっております。

6 ページのほうをお開きください。歳出でございますけれども、2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者療養給付費でございますけれども、16.1%上昇して500万円ということで、先ほど申し上げた退職被保険者の療養給付費が増加しております。

同じく、2款保険給付費2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費、17.9%増額の80万円でございます。これも同じく、退職者の上昇に伴うものであります。

次のページ、7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費拠出金。

17.9%減によるものでございます。

4目保険財政共同安定化事業拠出金ということで、1.9%、344万2,000円の減額となっております。

以上で、議案22号の国保会計の補正予算について補足説明いたしました。

ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（常 隆之君）

議案第22号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成24年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第26 議案第23号 平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（常 隆之君）

議案第23号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第23号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額9億8,119万3,000円に歳入歳出それぞれ431万1,000円、率に申し上げますと0.4%増額し、歳入歳出予算の総額9億8,550万4,000円とするものでございます。

補正の主たる理由は、居宅介護サービス費の増額に伴うものでございます。施設分として、4カ所ほどございますけれども、徳之島町にあります白寿園、町内にあります賀寿丸、グループホームみさき、さみどり苑、それぞれ約20名の方々についての分が、今回増額となって年々増加しているところの要因でございます。

3ページのほうをお開きください。事項別明細書ですけれども、2款国庫支出金。居宅介護サービス費の増加分1.4%の増でございます。

3款支払基金交付金。介護給付費交付金、現年度分などの0.7%の増加によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金として、地域支援事業費繰入金の減額。基金繰入金として、介護給付費、準備基金繰入金35.6%の増加で195万1,000円の増額などがございます。繰入金に伴って、現在の基金状況は2,617万4,820円でございますけれども、これから195万1,000円引いて2,422万3,820円の残高になる見込みでございます。

6ページのほうお開きください。歳出でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目地域密着型介護サービス給付費でございますけれども3.7%の増額、630万円を補正するものでございます。

一応、大まかなところのご説明をいたしました。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（常 隆之君）

議案第23号について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの説明で、保険料が増額をしていると。高齢化に伴って保険料が増額していると思えますけれども、介護認定について伺います。

今年も2、3件、3件ほどことしになって、去年から都会にいる身内、そして夫婦とも老人、年寄りでも車も乗れないというような、そういう人たちが急に脳梗塞で倒れるとか、あるいは病気で役場に来れないというようなときの認定をする手続きとか、あるいは交付を、そういうのを早急にしないと介護保険が受けられないという相談等を受けたことがあります。その介護認定をする方法等の説明をお願いをしたいと思えます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

住所が町内にございましたら、一応申請書を役場のほうに出していただいて、申請の審査の申し込みについては介護保険組合に行きますけれども、住所はありながらここに住んでない方については、徳之島介護保険組合のほうから調査を、向こうに住んでるところの所在地のほうに審査依頼をして、向こうの審査結果に基づいて、ここの介護保険組合のほうで判定をします。

緊急やむを得ないときはそれなりに対応がございまして、緊急に調査に入って認定していただきたいということで処理をしている現状でございまして。

○13番（美島盛秀君）

12月に脳梗塞で倒れて、その認定を受けるのに、つい最近、2月の末だったですか、連絡が来た。その3カ月ぐらいです、認定が受けられなかったということだったんですけども、そういう手続きと、やはり職員の皆さん十分わかってると思いますので、説明をして、早急に認定をして介護保険が適用できるようなことで努力をしていただきたいと思います。終わります。

○保健福祉課長（松田一郎君）

調査の認定については、極力1カ月内で判定を下ろしなさいという原則がございまして。

それに増して延びたというのは、医師の返ってきた分に対してもう一回調査委員会の中で、そういった再審査というものがございまして、それを踏む手段が長くかかったのではないかと考えております。かかっても、さかのぼってそういった対応も、多分対応できると思いますので、個々のケースによって対応ができると思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成24年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第27 議案第24号 平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（常 隆之君）

議案第24号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第24号について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億6,607万5,000円に歳入歳出それぞれ350万円、率で申し上げますと2.1%を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,257万5,000円とするものでございます。

主たる要因は、実績見込みに伴う療養給付費歳入歳出減それぞれの減ということでございます。

3ページのほうをお願いします。歳入でございますけれども事項別の明細書、3款繰入金。

補正額350万円減額でございます。療養給付費の繰入金でございます。

6ページのほうをお開きください。歳出でございますけれども、2款後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2.2%減額とするものでございます。

これについても、過去の2、3年の推移を見ながらその中で一応推移を、推移の率をかけてするんですけども、実績に近い形が出てきましたので減額ということになっております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（常 隆之君）

議案第24号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第24号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成24年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第28 議案第25号 平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）

○議長（常 隆之君）

議案第25号、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）の補足説明があれば、

これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）の説明をいたします。

既定の歳入歳出の総額1億1,572万7,000円に歳入歳出それぞれ40万円を増額。歳入歳出予算の総額を1億1,612万7,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。款3項1の繰入金ですが、補正前の額538万2,000円に40万円を増額し、578万2,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。節の13委託料の観覧席保守点検業務委託ですが、ちょうど5年目に入りまして、バッテリーの交換時期、またはレールのきしみ等が生じているためのものです。

また、見積もりについてはメーカーのほうからいただいております。以上です。

よろしくをお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

議案第25号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねします。6ページの一般管理費の13委託料観覧席保守点検業務委託料40万円ということですが、なぜ今なのか、年度末なのかお尋ねをいたします。

間に合うのかどうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これについては、ちょうど5年目に入りまして、バッテリーの交換時期等ということもありまして、メーカーのほうに問い合わせていたところ、今月の17日まで、ホールが使用がされていますので、17日以降に、2日か3日ぐらいで終わるということで話はいただいております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第25号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成24年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時49分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第29 議案第26号 平成25年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第30 議案第27号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第31 議案第28号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第32 議案第29号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第33 議案第30号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第34 議案第31号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第35 議案第32号 平成25年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（常 隆之君）

日程第29、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算から、日程第35号、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。大久保町長。

○町長（大久保明君）

議案第26号から、議案第32号について提案理由の説明をいたします。

議案第26号は、平成25年度伊仙町一般会計予算。議案第27号は、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算。議案第28号は、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算。議案第29号は、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算。議案第30号は、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算。議案第31号は、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、地方自治法第96条第1項、第2項の規定により提案しております。議案第32号は、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案しております。

以上、議案第26号から議案第32号までの7件の提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で、提案理由の説明を終わります。質疑に入る前に、提案理由の説明があった7つの案件は、後ほど、当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（福留達也君）

予算書の15ページ、お願いいたします。

歳入の15ページお願いいたします。地方特例交付金が、前年度は396万3,000円でありました。

本年度は1,000円となっておりますが、減少した理由をお伺いしたいと思います。

○総務課長（窪田良治君）

ただ今のご質問についてお答えをいたします。

地方特例交付金は、平成23年度までは児童手当特例交付金が措置されておりましたが、税源移譲がなくなり、平成25年度は住宅借入金等、特別控除分だけが対象となり減少いたしました。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算から、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の委員で構成する当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算から、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の委員で構成する当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

これから、当初予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。委員会の場所を議会委員会室に定めます。ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。予算審査特別委員会の委員長に琉君。同じく副委員長に前君が互選されましたので報告します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。本日はこれで散会します。次の会議は3月11日午後1時から開きます。日程は一般質問であります。

散会 午後 2時56分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成25年 3 月11日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月11日（月曜日） 午後1時 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（琉 理人議員、杉並廣規議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局書記 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	稲 隆仁君	農委事務局長	益岡 稔君
教育 長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	水本 斉君		
監査委員	富 吉次君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		

（終日）福司銀二郎君・伊藤晋吾君・上木雄太君

平成25年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	琉理人 (議席番号11)	1. TPPについて(農業政策)	政府が進めるTPPについて、町長はどのように考えるか。また、町民の考えに対するアンケート等はどうなっているのか。	町長
		2. 新規事業導入について(農業政策)	安倍新政権になって、農業政策に大きな展望が見られますが、町長ならびに担当課は、新たな国の事業の導入の考えはあるのか。	町長
		3. 6次産業化について(農業政策)	6次産業化の特産品製造販売プロジェクト事業を町は計画していますが、事業成功に向けて、これまでの取り組みと今後どのような方針で行く考えなのか、具体的に示せ。	町長
		4. 建設事業について	コンクリートから人へと、民主党政権時代からの経済不況を脱出する為に、自民党新政権の経済成長戦略に、公共工事の導入がされていますが、町は道路、土地改良整備、学校等各施設整備の計画はどのように考えているのか。	町長
		5. 徳之島なくさみ館について	全天候型施設で計画された、徳之島なくさみ館は、オープン以来、雨天時の行事について町民から全天候型ではないとの声が多く聞こえてきますが、施設の設計に問題はなかったのか。また、今後どのような対策を考えているのか。	町長
		6. 義名山公園整備事業について	体育館施設の整備が進められていますが、工事の遅れが見られますが、工期が遅れている原因は何か。また、今後の対策はどうするのか。	町長
		7. 世界自然遺産登録について(環境政策)	徳之島三町の連携が大事な取り組みとなりますが、町民ひとりひとりの取り組みについて、町の指導と普及啓発は行っているのか。また、自動車等の排気ガスによる地球環境問題、健康問題にもなるノーマイカーデー等の対策の考えはないのか。	町長
		8. 食肉センターについて(三町広域政策)	開店休業が続く新しい食肉センターは、以前議会でも視察をしましたが、その後どのような対策がなされたのか。	町長
		9. 火葬場について(三町広域政策)	火葬場の周辺の敷地が、一部崩落して数年間放置されていますが、対応する考えはないのか。	町長

1	琉 理人 (議席番号11)	10. ケーブルテレビの共同利用について(三町広域政策)	情報化社会のなかで、わが町もインターネット時代となりましたが、まだまだ普及していない状況だと思います。特に高齢者の方には難しいのが現状です。天城町のA Y Tを三町で光ケーブルを利用した三町広域の運営は考えられないのか。	町 長
2	杉並 廣規 (議席番号10)	1. 監査全般について	「第7条の9項決算審査(法第233条第3項、地方公営企業法第30条)決算書、その他諸表に基づいて計数を確認するとともに予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうか。」と規定されているが、監査委員が普通地方公共団体の長を抜きにして、直接議会の認定に付されると解釈されるが、規定がこのようなことでよいのか、詳しい説明を求める。	監 査 委 員
		2. 伊仙町肉用牛及び高齢者等肉用牛特別導入事業基金運用の監査結果について	①平成23年8月30日付、議長に報告のあった指摘事項に、貸付申込書の添付書類の不備、記入洩れ等が見受けられる。また借受者の飼養能力の適否(名義貸しの懸念)、借受者と保証人の相互間の掲載とその保証能力の有無等の調査が必要と思われるが、その後どのように対策を講じたのか。	町 長
		3. 中長期財政計画について	②「基金条例の改正と併せて、契約書の条項の整備も必要と思われる。」と指摘があったが、現在どのような対策、調査等がされているのか説明を求める。	町 長
			1 Pの「町財政の現状と今後の見通し、実質収支はいずれの年度も黒字で推移しています。これは、平成20年度以降の地方財政計画において、地方交付税が地方の雇用情勢や経済財政状況に配慮して増額されたことにあります。このことは、本町の歳入の根幹をなす地方交付税等交付金の動向次第で、財政状況も大きく左右されることを意味しており、人口の減少等を考慮すると、今後地方交付税は減額されることが予想され、これまで以上に財政健全化に向けた行財政改革の断行が必要不可欠と言えます。」と述べていますが、平成24年度中に何をどのように断行されたのか、また今後どのような断行を実施して行かれるのか計画を問う。	町 長
3	上木 勲 (議席番号12)	1. GDP(町内総生産額)について	平成22~24年度の町内総生産額はいくらか。	町 長

3	上木 勲 (議席番号12)	2. 中長期財政計画について	①平成26年度以降、単年度実質収支が0(ゼロ)ないし、赤字が累増する予測となっている。徳之島用水1-2期町負担金の償還をどう考えているか。	町	長
			②平成24~28年の5年間を「短期重点期間」と位置づけ、財政健全化の具体策を断行するよう提言したが、どうなっているのか。	町	長
		3. 農林水産物直売所の管理運営業務委託契約書について	契約書第11条には、直売所百菜の組合長は、直売所の管理運営状況及び雇用状況を毎月業務報告し、年間の管理運営状況等を総会終了後、「甲 伊仙町長」に報告しなければならないとある。履行されているか。	町	長
		4. 歴史民俗資料館について	旧徳之島農業高校跡地教室に移転した事情についてと、東伊仙の施設利用計画について質問します。	町	長
4	美島 盛秀 (議席番号13)	1. 施政方針について(福祉行政・保健センター運営・町営住宅整備・環境行政・農業振興・商工、観光・水道行政・教育行政)	①施政方針について、大久保町長の意図することは理解できる部分もあります。過去11年4か月を検証し、今後の施政方針について具体的に問います。まず、「株式会社 伊仙町」のリーダーとしての目的は。 (施政方針の2Pに掲載)	町	長
			②米軍普天間基地移設について真意を問う。 (施政方針の3Pに掲載)	町	長
			③主要施策について、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の指定管理者公募断念の理由を問う。 (施政方針の3Pに掲載)	町	長
			④直売所百菜の運営状況について問う。 (施政方針の4・7Pに掲載)	町	長
			⑤福祉行政について、伊仙町シルバー人材センターの運営状況はどうなっているのか問う。	町	長
			⑥特別養護老人ホーム「仙寿の里」は、伊仙町が建設して社会福祉協議会に委託しているが、町の関連施設としての認識をしているのか問う。 (施政方針の5Pに掲載)	町	長

4	美島 盛秀 (議席番号13)	⑦健康長寿いせん21を見直すなかで、早世の割合が非常に高いとありますが、その理由を問う。 (施政方針の7Pに掲載)	町	長
		⑧子育て支援で出生数が増えていると言っているが、一方で母子家庭も増えていないか。 (施政方針の8Pに掲載)	町	長
		⑨町営住宅整備について「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」は、何年度まで計画しているか。また、空家対策はどうなっているのか。 (施政方針の9Pに掲載)	町	長
		⑩徳之島愛ランド広域連合清掃審議会の報告を求める。また、環境負荷再生可能エネルギーとはどういうもので、伊仙町ではどうするのか。さらには、クリーンセンターの油化装置はどうなっているのか。 (施政方針の9Pに掲載)	町	長
		⑪農業振興について、伊仙町は農業立町であり、農林水産業について10P～12Pの7項目についての具体的な計画を問う。また、過去の事業やその実績、施設の再生利活用についての調査結果を求める。さらに、農業生産額50億円達成をどう支援していくのか具体的に示せ。	町	長
		⑫商工行政について、重点分野雇用創造事業は、継続性があるか。また、単年度事業であればその後の弊害はないか。 (施政方針13Pに掲載)	町	長
		⑬観光行政について、徳之島なくさみ館は、徳之島地域文化情報発信施設であるが、運営方法と目的達成後の継続性はあるのか。 (施政方針の14Pに掲載)	町	長
		⑭水道行政について、町内全域で水道水に石灰が混入していて、苦情が多いがその対応策はないか。 (施政方針の14Pに掲載)	町	長
⑮水道料金撤収に関連した、伊仙町職員措置請求に基づく勧告について、どう受け止めているか。	町	長		

4	美島 盛秀 (議席番号13)		⑯教育行政について、子どもは未来を担う「町の宝」であります。教育行政は喫緊の課題であると考えられますが、国の教育改革でも、学力はもちろん、いじめ問題、道徳教育において、今後どう取り組んでいくのか。 (施政方針の15Pに掲載)	町	長
		2. 大久保町長の政治姿勢について	①町長は、町議会に与党・野党があると認識するのか問う。	町	長
			②町長は、ある校区の「集落合同歳の祝い」のあいさつで、議員を名指しで批判したが、その真意は何か問う。	町	長
			③町長は、職員の適材適所に配置、異動しているか問う。	町	長
			④徳之島愛ランド食肉センターの稼働していない理由について説明を求める。	町	長
		⑤綱紀粛正については、職員は理解をし、公僕としての任務を果たしていると考えているのか問う。	町	長	
5	明石 秀雄 (議席番号5)	1. 伊仙町職員措置請求について	監査委員から提出された経緯について説明を求める。	町	長
		2. 徳之島食肉センターについて	平成24年3月25日に施設落成記念式典祝賀会まででしたが、1年近く経った今も稼働しないのはなぜか。またその対策は。	町	長

△開 会（開議） 午後 1時00分

○議長（常 隆之君）

本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

こんにちは。11番、琉 理人でございます。平成25年第1回伊仙町議会定例会において、一般質問の許可がありましたので、通告書に従いまして順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁を願います。

冒頭に、2年前の3月11日に東日本大震災において亡くなられた方、またいまだに避難所生活をされている方々に、改めまして哀悼の意と、またお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、順次質問いたします。

まず1点目に、農業政策につきまして、農業政策のTPP問題、政府が進めるTPPにつきましては、先日、安倍総理が米国オバマ大統領との首脳会議が行われました。TPP交渉問題や米軍基地問題、また北朝鮮問題など、さまざまな課題の中で、TPPに関しては農業立町である伊仙町にも大きく注目をされると思います。

政府が進めるTPP問題について、大久保町長はどのように考えるのか、また町民の考えに対するアンケートなどはどのように行っているのか、質問をいたします。

次に、新規事業導入について質問いたします。

安倍新政権のもとで、TPP交渉問題で大きな打撃が懸念される農業政策に、また大きな展望が見られるのではないかと予想されます。第1次産業の農業の再生が、これからの日本の再生であると言っておられます。

こうした国策で農業政策に取り組む時期に、時、旬を逃してはいけないと考えます。農業も時期が一番大切であります。種をまく時期、成長する時期、収穫をする時期、また市場相場の動向と、さまざまな問題と向き合い、新しい情報や新しい機械の導入、また新たな挑戦をしなければ、農業経営はできません。

そこで、町長並びに担当課においては、新たな国の事業を導入する考えはないのか、質問いたします。

次に、町の進める6次産業について質問をいたします。

特産品製造販売プロジェクト事業を町は計画いたしておりますが、事業成功に向けて、これまで

の取り組みと今後どのような方針でいくのか、具体的な方針を伺います。

次に、建設関係について質問をいたします。

コンクリートから人へと、民主党政権時代に政策転換をし、無駄を省くという大きな成果は大変評価するところであります。しかし、経済不況は進む一方で、経済不況からの脱出するために、自民党新政権の経済成長戦略に公共工事の再導入がなされております。町は道路、土地改良整備、また学校などの各種施設整備の計画はどのように考えているのか、質問いたします。

次に、5点目に、徳之島なくさみ館について伺います。

全天候型施設で計画された徳之島なくさみ館は、オープン以来、雨天時の行事については町民から全天候型ではないとの声が多く聞こえますが、施設の設計に問題があったのか、また今後どのような対策を講じていくのか、伺います。

次に、義名山総合整備事業についてお伺いをいたします。

体育館施設の整備が進められていますが、工事のおくれが見られますが、工期おくれの原因は何か、また今後の対策はどうするのか、お伺いをいたします。

次に、世界自然遺産登録についてお伺いをいたします。

徳之島3町の連携が大事な取り組みになりますが、町民一人一人の取り組みについて、町の指導と普及啓発は行っているのか、また自動車等の排気ガスによる地球環境問題、健康問題にもなるノーマイカーデーなどの対策は考えているのか、お伺いをいたします。

次に、3町広域政策の食肉センターについて、開店休業が続く新しい食肉センターは、以前、議会でも視察をいたしました。その後、どのような対策がされているのか、お伺いをいたします。

次に、火葬場について、火葬場の周辺の敷地が一部崩壊して、数年間放置されておりますが、利用者の中から、ああいう神聖な場所で、まだこういう対応がなされていないということに町民の声を聞きますが、これに対してどう対応するのか、質問いたします。

次に、ケーブルテレビの共同利用について、情報化社会の中で、我が町もインターネット時代となりましたが、まだまだ普及しない状況だと思います。特に、高齢者の方々には難しいのが現状であります。隣の天城町のAYTを3町で光ケーブルを利用した3町広域の運営は考えられないのか、お伺いをいたし、1回目の質問を終わります。

答弁者の明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

執行部の答弁の前に琉君に断っておきますが、伊仙町の範囲外にわたる質問はできません。つまり、食肉センター等の質問はできないということですが、もしどうしても聞きたいという場合であっても、伊仙町長としての見解を聞くことしかできません。

また、伊仙町とは別の法人等に出資している場合、伊仙町とは別の法人であるため、質問をすることができませんが、伊仙町の出資内容、債務保証の適否、伊仙町の監督権の行使状況等に限定して質問することができます。

それでは、答弁を許可します。

○町長（大久保明君）

琉 理人議員の質問にお答えいたします。

まず、TPPに関しましては、一貫して反対を貫いてきております。今回、オバマ大統領と安倍総理の中で、聖域なき関税撤廃を前提として交渉するものではないということで、確認したという報道がなされております。例外品目にサトウキビになるかどうかなど、これは今後の交渉を見ていかなければなりません。

そういった状況を考えてみた場合、恐らく2番、3番目のご質問にも関連していくと思えますけれども、今、奄美群島の平成23・24年度、24年・25年度のサトウキビの生産額が、これは群島全体で約6割から6割5分の面積を占めております。その総生産額が60億行かない状況の中で、これはTPPに関係なく、奄美群島全体が農業所得を上げていくためには、農業の転換というか、新たな6次産業化に向けた、土地を最大限に有効に活用していく農業に切りかわっていかねばならない時代が来たと思っております。

今、TPPということで、10年間でキビの関税がゼロになりますと、これは余りにも急激な激変でありますので、島の農家にとってはもちろん大打撃でありますので、今後とも反対を貫いていかなければなりません。

しかし、一方、大局的、長期的に島の農業を見た場合、このことがTPP問題が次の農業をしつかりと、島の農業をどうしていくかということを考える機会にもなったのではないかと思います。

いろんな区長会等で話をした場合、このアンケートは今のところしていませんけれども、農業に対して非常に建設的で前向きな意見も大分出てきていますので、農家の方々といろいろ、今後、農業問題についてはしっかりと議論していく中で、アンケートなどもあり得るのではないかと思います。

2番、3番以降は、各課長に答弁をしていただきますけれども、具体的な件は課長が答弁します。総論的なことをかいつまんで述べていきたいと思えます。

3番目に関しましては、これは皆さんご存じのとおり、今、伊仙町と三重県のモクモク手づくりファームとの連携の中での事業でありまして、これは農水省も国交省もモクモク農業ファームは今日本の新しい農業を切り開いていくトップランナーとして高い評価を受けて、その方々との連携した事業で、予算編成が現実的にはなったということでございます。

4番目に関しましては、各担当課長より答弁していただきますけれども、先般、マスコミの報道を見たとき、コンクリートから人へということは、これはこの10年間で日本の建設国債と、それから赤字国債がどれだけ日本の借金、1,000兆に近くなる借金の内訳を見た場合、建設国債が26兆円、この10年間でふえたと。しかし、赤字国債は300兆以上伸びているということで、ですからコンクリートが日本の財政を圧迫したわけではないというふうな説明は、この前、マスコミ等に載っております。

ですから、今後とも、これは防災・減災が重要な課題になってきた中で、それをいつまでにやるかということ、今、3年間で200兆円とかいう話もありますけれども、それもまた、ある公明党は100兆円という話をしていますけど、そういった流れの中で、南海トラフ地震が30年以内に来るだろうと大方予想されている中での国家強靱化政策であると思います。

そういった中で、これからいろいろ道路事業も補修という予算がかなり出てまいります。それから、耐震化の公共事業等に流れが大きく向かっていくのではないかと思います。そのことも含めて、担当課長より説明をしていただきます。

5番目のなくさみ館につきましては、企画課長のほうから答弁をしていただきます。

6番目は、各課長、そして副町長のほうから答弁をしていただきます。

世界自然遺産につきましては、25年度中に国立公園化、これは今ある国立公園はほとんど海岸部でありますけど、それに山岳部を加えた形での国立公園化が、今、ほぼ環境省のほうで場所の選定をしている状況であると思います。

早ければ28年度中に世界自然遺産登録になるんですけども、小野寺先生、この方は日本の世界自然遺産の生みの親ですけども、奄美琉球が世界自然遺産になった場合、観光も含めた波及効果というのは、今までの例えば屋久島とか知床などははるかに上回る交流人口がふえていこうとすることを予想をしている中で、既にいろんなクルーズ船の会社の方々は環東シナ海、中国沿岸部から韓国、そして九州、南西諸島を周回するクルーズ船が既に計画に立ってきておりますので、鹿児島県においても世界自然遺産クルーズツアーということなども考えていますので、そういうあと3年後でありますので、今から環境問題やら、あらゆる問題を我々地元がしっかりとやっていくことが最大限必要ではないかと思っております。

具体的には、また環境課長のほうから答弁をしていただきます。

食肉センターにつきましては、私が連合長の時代に移転をいたしまして、今の状況になっております。これがちょうど1年ぐらい前ですか、オープン祝賀会をした後、まだ稼働していないということで、既に問題がなっております。

先ほど議長からちょっとありましたけど、私の前回答弁しませんでしたので、連合長であったと、そして今も副連合長という立場であります。伊仙町長としてはありませんけれども、所見を述べてまいりたいと思います。

今、稼働していない状況をいろいろ、予算が当初より大きく削られた中での苦肉の策として、最終的には外国の安価な機械の導入ということで、それがいろいろさびたり稼働しないということがありました。

それを地元の業者の方々も含めて改善をしてきた状況の中で、今残された問題点は、豚を搬入するときの屠殺の手法と、それから豚をレーンに乗せる初期操作の問題だけが今残された課題であります。これは、先般、専門員を呼んで見積もりをとって、それを改善していけば、稼働をすることになることになっています。その報告書を今月23日の広域連合でまた議論して、予算編成をしてい

くという予定になっております。

9番につきましては、対応するそうでありますので、環境課長のほうから答弁をしていただきます。

10番のケーブルテレビに関しましては、今回の徳之島、伊仙町においてのインターネットで町内にいろいろ告知をすとかいう問題等もかなり問題になっています。そのことも含めて対応をしていきますけれども、3町広域でできるかどうかについては企画課長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

琉議員の政府の進めるTPPについて、町長はどのように考えられるのか、また町民の考えに対するアンケート等はどうかというご質問でございますけれども、我々、TPPにとっは、今、町長が申し上げたとおり、反対を貫いているということでございます。

その中で、新聞報道等で、TPPの交渉参加の是非めぐって、安倍総理が3月の14日、15日、その辺に表明するのではないかとということでございますけれども、注目をしてまいりたいと思っております。

もし、交渉に参加して締結になった場合に、10年間の猶予措置ということがあるんですけども、その中で国の事業としての転換期が訪れるんじゃないかなと思っております。特に、農業の輸入に関する検討も、非常にこういう事業が出てくるんじゃないかなと思っております。

その中で、本町はサトウキビが、2,400haの中で1,200haのサトウキビの栽培面積、収穫面積があるわけなんですけれども、このあたりの農業の条件整備、環境整備等の事業が非常に出てくるんじゃないかなと思っております。この辺もしっかりキャッチをできるように、常日ごろ、やっっていかなきゃいけないのかなと思っております。

あと、2番目の新規事業の導入についての件でございますけれども、TPPだとか、いろんなものの条件整備で、いろんな事業が出てくると思います。その中で、まず事業を導入するに当たって1つ気をつけていかなきゃいけないのが、事業が出てきてから事業をキャッチするという考え方でなくて、事業主体となられる農家、あるいは企業さんのほうと、事業計画、どのような形のことをやっていきたいという構想をまず練ることが大事だと思っております。

その中で、我々、6次産業化塾というのを平成23年度、24年度と続けてきたんですけども、まずマーケティングの仕方だとか、あるいは事業構想の練り方だとか、そういうふうなことを勉強しながら、事業主体となられる農家さん、企業とちゃんとした計画を立てて、到達点をどこに持っていくのか、まずそういうことから始めていかないと、事業としてキャッチはしたと、事業として導入はしたと、導入した後、うまくいかなかったと、そういうことになりかねませんので、今までの事業のやり方とは少し違ってくるんじゃないかなと思っております。

3番目の6次産業化の特産品製造販売プロジェクト事業成功に向けて、これまでの取り組みと今後どのようにしていく方針なのかというご質問でございますけれども、まず先ほども述べさせていた

だいたように、町としては作物の生産、あるいは加工、これを販売していくということを6次産業というんですけども、この6次産業化を図っていくための勉強会を継続的に実施をしているところでございますけども、その中で卒業生、受講した方と、先ほどこの事業の経緯に関しましては経済建設常任委員会のほうでも述べさせていただきましたけども、まず当初、モクモク手づくりファームさんを中心になった企業の方々が沖縄県宮古島のほうでこの事業を計画してございまして、そのときに宮古島のほうで少し進捗が遅い状況という話を聞いて、じゃ徳之島のほうでこの事業をやっていたらどうかというふうな打診をいたしました。これが平成22年の9月のことでございました。

その中で、モクモクの社長、専務が宮古島のほうに行かれて再協議をして、宮古島のほうで事業をお断りいただいて、22年の12月に徳之島で事業計画を立てて一緒にやりましょうということで、23年の1月から町とモクモク手づくりファーム並びに関係の5社間で事業計画、どういうものをつくっていくのか、あるいはどういう場所につくるのか、どういう販売をしていくのか、こういうことを議論を重ねてまいりまして、平成24年の6月に民間主体となった計画書を県と協議をして、6月に同じく国土交通省のほうと協議をしてまいりました。

その中で、国土交通省の最終的な意見といたしまして、事業主体を町でしていただけないかと、奄振の非公共枠に関しては町のほうで事業主体になっていただいて、後ほど民間のほうに指定管理なりをしていただければ、うちとしてはこの事業を採択してもいいですよというお話になりまして、再度、県との協議、あるいは県庁とのヒアリングという形で、現在、進んでいるところでございます。ことし3月には、国交省とのヒアリングが予定をされているところでございます。

まず、大きく特産品販売プロジェクトの事業の内訳を申し上げていきますと、今現在、徳之島のサトウキビに関して、我々、サトウキビをどのようにしてしっかり残していかなきゃいけないかということを考えて、まずサトウキビが主幹作物であることは伊仙町においては変わらないんです。これはなぜかという、サトウキビという作物のクリーン作物としての役割、結局は土地を土壌を荒らさないというんでしょうか、そういう役割が1つ大きなものがあります。

あと、堆肥の原料となるものが安価に製造できるということもございまして、サトウキビを残す方策として、現在は分蜜糖施策で国がやっているところなんですけども、これを含蜜と黒糖施策、あるいは黒糖だけじゃなくて、現在は黒糖しかつくられていませんけども、これに加えて、そのままの形でキビジュースということを念頭に入れたりだとか、あるいはスイーツ、お菓子を黒糖、あるいはシロップ等を使いながら、このものを使ってスイーツをつくっていくということで計画をして、国交省のほうと議論を協議を重ねてきてあります。

この施設の役割としまして、物をつくって売だけの施設じゃありませんということです。平成28年度に世界自然遺産登録という形のことが進む中で、徳之島への来島者に対して受け入れる先、結局は観光施設として受け入れる先、その辺も踏まえながら進めていっていることと、あと1つは新しい雇用が生まれてくるということを期待しながら、この事業を進めているところでございます。

内容に関しましては、サトウキビからは黒糖をつくり、キビシロップをつくり、キビジュースをつくり、ということでございます。

あと、これから具体的に、今、議会のほうでも委員会のほうで議論がなされると思いますけども、議会と一緒にしながら議論を進めて、この事業を成功裏に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

琉議員の建設事業についての質問がありますが、自民党新政権にかかわって、町は道路、土地改良整備、学校などの各整備計画はどうなっているかという質問ですが、建設課は町道関係についてお答えしたいと思います。

町道については、今回の24年度補正により道路調査の予算がつき、本町でも繰越明許費に計上してありますように、町内約7km、500万円が採択されました。今後、この調査に基づき、補助事業などを利用し、損傷の著しい道路から順次改良または補修を行ってまいりたいと思っております。

○耕地課長（上木義一君）

引き続き、琉議員の質問にお答えします。

耕地課関係の土地改良事業計画はどのように考えているかということですが、国の公共事業費が大幅に増額された本町においても、平成24年度予算及び平成25年度予算も増額が見込まれております。

徳之島用水事業関連地区の整備がおこなわれている中で、区画整理工事、畑地かんがい工事を推進し、早期の畑かん通水を図り、収益性の高い農産物を導入し、農家育成を農政3課を中心に全職員で支援し、農家所得向上に努めたいと考えております。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

琉議員の質問にお答えします。

国において、緊急経済対策として公共事業の追加補正がなされましたが、教育委員会においては、学校の校舎建設や体育館等の大規模改造工事を計画してありますが、この事業には申請をしてございません。

今後の計画といたしましては、小規模小学校の校舎建設や体育館の大規模改造工事がありますが、学校は地域の一部として捉え、その学校の児童数に見合った、10年、20年先を見込んで、視野に入れて、校舎を必要最小限の基準で設計し、設備の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の徳之島なくさみ館について、全天候型で計画された徳之島なくさみ館は、オープン以来、雨天時の行事について、町民から全天候型ではないとの声が多く聞こえますが、施設の設計に問題はなかったのか、また、今後どのような対策を考えているかのご質問でございますが、事業の申

請段階から、国土交通省並びに県離島振興課に事業増額するように折衝を行ってまいりましたが、その結果、申請当初よりも増額した形で交付決定をいただきました。

しかし、完全に風雨を遮るには、交付決定された事業額では不足しているということもあり、現在の仕様になっているところでございます。

施設の設計に関しては、国、県からいただいた事業費を最大限に活用した結果であり、問題があるという認識はございません。

今後の対策についてですが、現在は補正予算で計上いたしました雨どいの設置工事、また、屋根から落ちてくる雨水に関しては、観客席の場内への流入を防ぐ柵・防止壁工事もあわせて設置を行って、完了したところでございます。

さらには、強風時の横雨打ち込みを防止するための事業を、平成26年度の次期奄振でございますが、奄振非公共事業で申請中の段階でありまして、この事業につきましても、雨水の防止ということではなくて、特産品とか、そういった販売ブースを設けるという形で、これから申請してまいりたいと思いますので、今後、こういった横雨防止とか考えながら進めてまいりたいと思っております。

○建設課長（中熊俊也君）

義名山公園整備事業の中での体育館増設工事の工期おくれの原因と、今後の対策についてどうするのかという質問についてお答えします。

昨年、まれに見る複数の台風襲来により、くい工事及び土工事の施工時期に、当初の予定より1カ月半の工事のおくれが生じました。その後、工事のおくれを取り戻すべく、残りの土工事及び躯体工事に努力してまいりましたが、台風災害は公共工事だけではなく、民間家屋や農業施設にも影響があり、大島郡全体の技術者不足の影響もあり、型枠職人などの確保がままならず、躯体工事において現在の工期おくれを招いてしまいました。

また、台風災害の後処理のために重機の出回りが多く、工事に使用する重機の確保が難しかったという一面もあります。

今後、躯体工事も終わり、屋根工事へと移行しておりますので、屋根工事の完了を急ぎ、天気の影響の少ない内部工事において今までのおくれを取り戻し、そして今までよりさらに各工事間の連携を図り、工期の短縮を図るよう努めていきたいと思っております。

あと、詳しいというか、補足説明を指名委員長であります副町長にお願いします。

○副町長（中野幸次君）

補足して説明をいたします。

せんだつても説明をいたしましたが、加工面からの工事のおくれというのは指摘がありまして、現在、我々は指名委員会のほうでも工程会議に出席をしたり、あるいはまた土日の作業等についてもどういふぐあいに進んでいるか、そういったこと等を見ながら、工期内に完了できるようにということで、今、指導しております。

それで、今月の23日の工程会議において、今後の見通しが出てまいります。その見通しを踏まえて、明石議員からありましたように、やはりいい工事をしていく、工事の成果というのをきちっと求めていきたい、そして工期をなるべく短縮して、町の社会教育関係の行事等に支障がないような取り組みをしてまいりたいと、このように思っておりますが、その中で、今回の場合には、あと指名委員会を持たないと、私一存では何とも言いがたいんですが、やはり何らかの指導を視野に入れた取り組みをしなければならないだろうというのが現在の取り組みであります。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

7番目の世界自然遺産登録について、前段の町の指導、普及啓発について、企画課より答弁してまいりたいと思います。

ご承知のとおり、ことし2月に奄美・琉球という名称で、世界自然遺産暫定一覧表に記載されました。奄美は奄美大島と徳之島が対象地区となり、3年後の登録を目指して、国や県と徳之島3町が連携し、取り組みを進めなければなりません。

これまでに徳之島3町で行った取り組みとしては、島の希少価値のある動植物を保護するため、3町で昨年6月議会において、希少野生動植物の保護に関する条例を上程いたしまして、可決していただき、同年9月よりこの条例が施行されたわけでございます。絶滅危惧種の盗掘や持ち出しに対して、この罰則が設けられたということでもあります。

この普及啓発については、昨年、徳之島希少野生動植物レッドリスト、このようなパンフレットを徳之島3町の全世帯に配付したところでございます。町としては、この冊子を通じて、違反に対する罰則規定や条例指定種の処理について、指導を行っているところであります。

条例制定に伴いまして、徳之島地区自然保護協議会を昨年8月より設立いたしました。各町から5名ずつ、計15名の希少野生動植物保護推進員を委嘱しているところであります。生息する自然環境の保全に関する必要な啓発、調査、助言を行っております。

また、世界自然遺産登録の課題となっておりますクロサギの対策といたしまして、ノイヌ、ノネコの対策については、環境課が徳之島保健所と連携し取り組んでおりまして、ノイヌについては捕獲等を現在行っているところでありますが、ノネコは捕獲ができずに、手をこまねいているところでございます。

その対策については、この3月より住民に実態調査を行いまして、適正飼養条例制定の準備を整えた上で議会に上程し、可決いただきましたら、この条例を施行いたしまして、ノネコの捕獲等の施策を講じていきたいと考えております。

その他、町内の不法投棄に対しましても、補助事業を導入しまして、撤去や防止看板等の設置などを行っておりますが、不法投棄が一向に減らないのが現状でございます。町行政だけでこの対策を行うのは限界に来ていまして、防犯協会、警察署などが音頭をとりまして、3町のNPO等、自然保護団体や民間、役場が連携して、このたび2月28日、先月でございますが、防止対策会議と合

同パトロールを実施いたしまして、地元新聞に報道されました。

今後も、この連携をさらに深めながら、一斉パトロールや定期巡視活動を強化して、世界自然遺産登録を目指し、島の自然を守る観点から、不法投棄はもちろんですが、希少動植物の盗掘も防止する活動を行ってまいりたいと考えております。

あと、自動車等の排気ガスについては、環境課のほうから答弁いたします。

○環境課長（益 一男君）

お答えをいたします。

取り組みといたしましては、今、企画課長が申されたとおりでと思います。私のほうからは、自動車等の排気ガスによる地球環境問題、健康問題にもなるノーマイカーデー等の対策の考えはないのか、この件ですが、車の排気ガス等の環境汚染対策の一環といたしまして、ノーマイカーデーを計画、実施していくことは、車に頼らず歩くことで健康にもつながり、排気ガス等も発生しないので、人にも環境にも優しい取り組みですので、まず職員から通勤の手段といたしまして、年に何回か、ノーマイカーデーの実施に向けて検討していきたいと思っております。

続きまして、9番目の火葬場についてのご質問ですが、火葬場の周辺の敷地が一部崩落して、数年間放置されていますが、対応する考えはないのかとのご質問ですが、広域連合のほうに問い合わせましたところ、25年度以内にはのり面と鉄柵等の復旧工事を完了しますとの報告を聞いております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の10番目のケーブルテレビ共同利用についてでございますが、情報化社会の中で、我が町もインターネット時代となりましたが、まだまだ普及していない状況だと思っております。特に、高齢者の方には難しいのが現状です。天城町のAYTを3町で光ケーブルを利用した3町広域の運営を考えられないかというご質問でございますが、現在、日本全国でテレビを見ようとする場合には、地上デジタル放送、BS放送、CS放送を使用する場合には、アンテナにより電波を受信し視聴する方法と、有線、今、天城町のAYTテレビでございますが、こういったケーブルテレビに加入し視聴する方法があります。

鹿児島県におけるケーブルテレビの普及率は、7万3,000世帯、9.3%となっております。奄美群島においては、ケーブルテレビ放送で自主放送を行っているのは、奄美市の奄美テレビ放送、瀬戸内町の瀬戸内ケーブルテレビ、天城町のユイの里テレビ、和泊町の有線テレビの4事業者が現在行っているところであります。

徳之島のテレビ放送を行っているのは、今さっきも申し上げましたとおり、天城町のユイの里テレビ、AYT1社であります。天城町では、約半数以上の世帯がAYTに加入しておりまして、月額視聴料金、広告手数料、経費等を差し引くと、2,700万ほど赤字ということを知っております。

ちなみに、徳之島3町でケーブルテレビを施設、天城町から引こうという概算をしますと、この

前、設計業者に聞いたところでございますが、概算で約5億円ぐらいかかると、伊仙町だけで。そうした場合、それが補助事業があるのかといたら、こういった補助事業はないということで聞いております。

さらに、徳之島町においては、光ファイバーケーブルの施設地域が亀津と亀徳の一部しか光ファイバーが今現在引かれておりませんので、これを徳之島町全域に光ケーブルを引いてからするわけですが、そうしますと少なくとも徳之島町では約10億ぐらいかかるだろうという試算でございます。

テレビ放送ができれば非常に素晴らしいことは目に見えておまして、9日の新聞に、瀬戸内町でも議会中継をケーブルテレビでできないかという質問をしている議員さんがいらっしやいまして、これは素晴らしいことだということで、今後、実体化されているところであります。

以上のように、非常に財政が厳しい状況の中で、これが許すものであれば、素晴らしいと考えております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

2回目の質問からは、自席におきまして、一問一答で行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目のTPPについて、先ほど大久保町長から答弁のほうがありました。結論としては、TPPには反対を続けていくということでございます。反対をするのは当然でありまして、本当に農家がこうした環太平洋の大きな津波を受けるのは目に見えているということで、反対は当然だと思えます。

しかし、反対にいたしましても、現在の農業が本当にこれから今の現状でいいのかと言え、私はどんどん後継者が減り、農業は衰退していくということで、ちょうどTPP、また、こうした問題で農業に対する見方が大きく変わってきたのではないかと思います。

こうしたTPP一つに関しても、農業に対する考えを、国がこうしてTPPに対する問題で農政にもまた力を入れていくという中で、ただ現状で反対をして、このままいいのか、農家は実際に今でも困っている、反対してよくなるというわけではない、今の現状を維持するよりは、何とか反対をしながらでも農業政策にもっと力を入れてほしいというのが現状だと思えます。

こうした中で、国はアメリカに対する、また環太平洋諸国に対するTPPの問題での交渉賛成か反対かという問題であります。我々、農業をしている農民にとりましては、国にこれからこうしたことで交渉していかなければならないと思えます。

やはりこうしたTPPについて、反対をしながらでも、またこれから農業政策、その反対をただ反対だけではなくて、交渉には本当に守るべきものは守りながら、また、こうした国との中で、例えば農水省、そうした中でこの地域、これは本当に皆様方もご承知のとおり、奄美、沖縄はサトウキビが主力でございます。

こうした主力を守りながら、また、これを守りながらでも、こうした交渉に対しては門を開きな

がら交渉していくという形で、ただ反対で、こうした農業政策の基本をそのままいいと言え、そうでないと思いますので、そこら辺を、また先ほど大久保町長の考えも伺いましたが、ほぼそういった考えもありますが、これから我々議会も、また農家も、こうした問題を考えていかなければならないのかと思います。

そういう中で、また大久保町長に対しましては、奄美群島の市町村長会の長でありますので、こうした政策に対して、奄美全郡をまとめていく上でも、こういう考えを持っていくのか、伺いたいと思います。

○町長（大久保明君）

TPP問題になりまして、いろんな農水省の方々とも話す機会がございました。2年ほど前、農村振興局長が堂々とTPPは敢行すべきだという話を聞いたときにびっくりしましたけれども、農水省内部、国の内部では新しい農業をつくり出していくために推進していくという話を聞きました。

ですから、そのために国は、今、全国一律ではなくて、各地域、各地域での新しい農業をどうしていくかということを知ったときに、これは鹿児島県でもそうですけれども、これは行政報告で述べましたけれども、鹿児島県の農地整備課と農村振興課では全く考え方が違うということに驚いたことがあります。

国も全くそのとおりでありますので、ですからこれは、今、我々は本当にこの地域の農業が、人口も維持して、付加価値の高い、地域が本当に農業生産が伸びて、栄えていく農業を我々から提案していかなければ、国が新しい農業政策をすとしても、今、ばらまきとも批判されている農家戸別所得補償とか、そういう形で農家の方々をある意味で自立させないような政策になってきたことは、変えていかなければならないような流れが出てきていると思います。

それが、我々に今指導していただいているモクモク手づくりファームとか、彼らが毎年全国の最先端の農家を集めて研修していることなどが参考になると思います。そういった中で、国産コーヒーであり、地元の人たちが推進して、いろんな企業と連携している長命草であります。

今、農水省がTPP問題で新しく打ち出してきた、我々が評価できる政策が、民間の資金を活用して、農水省がともになっていくファンドをつくっていくということがことし出ておりますので、そういった流れに今後なっていくと思います。

ですから、我々もみずから提案していく、今回の奄振も12市町村でまとめたのは、地元の意向に合った政策をとっていくという中で、この前、議論になりましたのは、農業の総整備事業が急激に減ったんですけども、その戻りで一遍にふえたために、地元が対応できない中で、その予算を返済するのではなく、国に返納するのではなくて、新たな例えば沖永良部や喜界から出ている平張りハウスに活用できないかという話をしたときに、県の農業、土木は絶対できないと。しかし、農村振興課はできるというふうな話をして、この前、議論になったわけありますので、ですからそういうことを今後我々も強力に推進していくということが大事です。

ある町の町長さんが、キビ依存から脱却と明言いたしました。それは、大型化、そして大規模化、

機械化、ハーベスターによって、その町はどんどん人口が減っていったと。これは何のための島への畑総、畑かん事業かということをおっしゃっていました。それは、我々は7、8年前から気がついていましたけれども、ですから今はやっぱり、例えば大崎町は、視察に行ったときに、どの土地も年間2回、最低二毛作するのが当たり前なんですよね。

そういったキビで、これは株出しで3年間そのままいくと、農業が本当にいいのかどうか、やっぱり今は問われる時代が来たのではないかと思うし、農家の意欲ある方々はキビと色々な多品目でやって、個人的にも成功している方々がモデルが出てきていると思いますので、今回のTPPに関しては、戦術的、戦略的に、琉議員がおっしゃったのは、ただ反対するのではなくて、いろんな条件交渉も我々にとってはしたたかにやっていかなければいけないということの指摘だと思いますので、もちろんそういう形での交渉をしていかなければいけないと思います。

○11番（琉 理人君）

今、最後、町長からの答弁があったとおり、TPPに関しては本当に大まかな全般的には反対ということで、しかしながら、そうした新しい農業については本当に国県との交渉をして、どんどん新しい事業を呼び込んで、農業政策にどんどん力を入れていただきたいと思います。

次に、2番目の新規事業に関しましても、今のTPPに関連するわけでございまして、こうした農業政策にいろんな、先ほど担当課長からも答弁がありました、事業が出ております。こうした事業を担当課のほうで検討をどんどんしていただいて、また、伊仙町に合った事業をこちらで組んで計画をして、国、県に事業を申請するという作業をいち早く取り入れてやっていただきたいと思います。

先ほどの6次産業につきましても、22年から計画の中です。そういう中で、今後、この計画をまず今そうした事業がどんどんあるわけでもございませぬし、これもこちらのほうから計画をして出して、そうした事業が成り立っていくのでありまして、この計画を担当課のほうでもどんどんあらゆる方面から、また農業政策だけではなくて、他の各課のほうにおきましても、そうした新しい事業をどんどん組み入れていただきたいと思います。

3番目の6次産業につきまして、先ほどの方針でございますが、今、計画をしている特産品製造販売プロジェクトの事業でございますが、今、この事業を当初からの説明では、沖縄県の宮古島で計画をしていたのが徳之島で、向こうの計画が進まなかったということで、こちらのほうで徳之島でできないかという打診から始まりまして、今どんどん我々にもそういった計画が23年あたりから聞こえてまいりまして、進めていることにまたいろんな報告を受けたりして進めておりましたが、今、県と、また国との交渉が進んでいる中で、建設経済常任委員会に陳情等が出たりする中で、当初からの計画にやはり住民自治またする中で、そうした知らせてなかったのではないかという声もありましたが、これについて何回ぐらいのこうした住民に知らせたりとかいうのはあったのか、まず聞いてみたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

住民への周知ということでございますけれども、我々、先ほどの委員会でもありましたけれども、昨年の正月の南海日日の特集号の中で、こういう加工品、サトウキビを使った、あるいはコーヒーを使った加工工場をつくっていきますよという話等の新聞記事だとか、あるいは23年度、ちょっと日にちは忘れましたが、そういう記事が載ったりとか、いろんな記事が載っていったんですけども、農談会等でこの話を特別議題にのせてやったということはありません。新聞報道等で取材を受けた中で、広報しているというような形です。

○11番（琉 理人君）

周知については、新聞等とか、また町長がそういったいろんな会場で、こうしたサトウキビに関する工場もつくっていくという話も聞いたことがございます。そういうキビを原料とした黒糖工場ということでございますので、地元で黒糖生産をしている業者の方々とのヒアリングといたしますか、打ち合わせ等は行っておりましたでしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

伊仙町内で黒糖に関しまして事業なされている方が、企業ではないんですが、法人ではないんですけども、2名いらっしゃいます。その方たちと、こういうものを町としてつくってやっていきたいというふうに話をしてございます。あと、南西糖業さんとの中で、町としてこういう事業を進めたいというようなお話をしているところでございます。

○11番（琉 理人君）

そういった同業者からの、またこうした計画に対する苦情等はないものか。

○経済課長（樺山 誠君）

同業者というか、事業なされている方から、直接私のほうに来ている苦情というのはございません。

○11番（琉 理人君）

計画が22年からこうして計画をなされ、国、県とまたヒアリングを進めていく中で、今、プロジェクトに関して、きょうも現地視察という形で見てまいりましたが、建設経済のほうにも陳情が2件出ておまして、土地の誘致ということで、計画をされている土地から、また西部の土地にという形で陳情が出ておりますが、この事業に当たりましては、先ほど説明があったこうしたもろもろの計画と、またこういった国との交渉の中で、変更ができるものか、またこれに当たってはこうした今までの積み重ねがなくなるのか、そこら辺はどういうふうになるのか、お伺いをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

これまで町の選定していた土地で、地権者との交渉、あるいはその後の測量、その後の農振除外等が済んでいる状況でございます。

今、新たに陳情が起きている土地に関しましては、名義人が誰とか、そういうのがしっかり調査ができていない部分、あと農振地なのか、多分農振地だと、前回、ある製糖会社さんが製糖工場を移したいという相談がありまして、そのときにその土地を見たときに、農業振興地域であったとい

うことを記憶していますので、農振除外をしなきゃいけないという作業等を含めると、今の土地でやるときの平成25・26年期の製糖から始める予定でございましたけども、この辺で二、三カ月のずれが生じてくると、新しい建物が25年度に建ったけども、25・26年期は砂糖が製糖はできないと、そのまま1年寝かして、26年・27年期の製糖から開始するというような状況は生まれる可能性はあるということと、あと場所の関係ではまた県のほうに農振除外を出すんですけども、この場所ということで県と相談をしていっていることもありますし、あとこの事業計画の中で、この場所に関しても再度議論の中に入ってくると思います。ですから、事業に関してのおくれは必定だというふうに思っています。

○11番（琉 理人君）

我々議会では、町政全般、また伊仙町全般を見ながら、いろんな計画をつくる中で、やはり東部、中部、西部といった形で、伊仙町の発展においてはバランスをとりながらということでありまして、またそういう考えの中で、東部におきましては徳之島地域文化情報発信施設が整備され、大分東部の開発も進みつつあります。

また、中部におきましては、ほーらい館を中心に、やはり町の中心地であるという形で、いろんな整備を行っております。

また、西部地区に関しましては、水道事業やいろんな事業をしながら、また住宅問題につきましても進めておりますが、やはりこうした新しい形での開発といいますか、発展がまだまだ薄いということで、こうした例えば犬田布岬を観光地として今ほとんど知られている中で再開発、またあの地域でございましたら、潮を炊いて、またそういった地場産業とか、また今、西部地区にもそういった黒糖会社もございます。

そういう中で、本当に西部を開発するという、もっと大きな計画を考えてみるという考えはないのか。今、プロジェクトはモクモク手づくりファームの考えといいますか、との協議で進めておりますが、これはこれとして、この場所で向こうとのそういった協議の中で進めている事業で、またこれ以外に新たな西部を開発するという事業を今後計画をするという考えはないのか、伺ってみたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

西部の開発という形ではございませんけども、今の状況で、昨年の16、17、18号、特に18号の台風の被害で罹災をされました製糖工場さんから相談を受けました。その中で、今期の製糖に関して、今の工場のままだとやっていけないと、急遽、製糖場所を移していきたいという相談がありました。

その中で、先ほどもお話をしましたけども、きょう見た土地に関して農振除外であるか、その辺を調査をしてみました。あの土地は農振地域であると、ということは農振除外を外して2カ月、3カ月かかりますと、その中でどういたしましょうと。

今の現在の被災をした製糖工場に簡単に屋根をかけて、二、三年、急場をしのいでいただいて、その間、その企業がやりたい商品、そういうものをしっかり議論をしてまいりましょうと。議論し

ている中で、6次産業化の整備事業、その辺も町と一緒に確保しながら進めていったほうがよろしいんじゃないかなというお話で終わっています。その後、補修をいたしまして、製糖が開始をされている状況でございます。

ですから、まず事業を導入するときは、事業主体となられる方々がどういう事業を展開していくのか、到達点はどこなのか、建てるのが目的じゃないわけですから、どういう経営をしていくのか、その辺をしっかりと計画をつくって、事業というのは導入するべきものだと思っております。

その間で、今、被災された製糖工場さんのほうでは、そういう計画にその当時の話ではなっていないということでございます。

○11番（琉 理人君）

やはりまた地域開発といいますか、これは本当にいろんな計画をする中では、コンサル等を入れて、いろんなそういった、これでこの事業が成功できるかというところまで確実に検討して進めないと、今、この事業をまた場所だけ変えていくと、実際にまたこれをコンサルとしたモクモクさんがここから手を引いてしまったともなれば、この事業が飛んでしまうということになりますので、慎重にそこら辺は対応しながら、また論議をしながら進めていきたいと思えます。

次に、4番目の建設事業につきましては、一昨日、明石議員のほうから質問がございまして、先ほどの担当課、また副町長のほうからも答弁があったことで、おくれを取り戻すために、突貫工事でまた手抜き工事になってしまうと、本当におくれたのを急遽取り戻すということにはなりません。後の工期を変更して延ばしたのであれば、確実に工事を進めて、手抜きのないようにしていただきたいと思えます。

次に、世界遺産登録について、25年度中にこれを登録に向けての手續がなされるということですが、先ほど啓発等はやっておるといことで、またノーマイカーデーなども職員を中心にこれからやっていくという答弁でございましたが、これも進めていただきたい。

また、自然遺産に向けては、やはり景観と申しますか、まず第一印象が目で見るとい形になりますので、今、伊仙町はまだ進んでおりませんが、松くい虫の被害が天城町や徳之島町では進んでいて、自然遺産に向けて、ああいうのが自然遺産となるのかという懸念もいたしますが、松くい虫対策についてはどのような考えをしているのかを伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、松くい虫の状況でございますけども、天城町で発生しているような状況でございます。天城町のほうでは、こういう害虫関係に関しましては、国のほうで事業費を措置をしていただくわけなんですけども、国のほうから予算措置しまして、伐採をして、後に燻蒸すると。今、天城町で見られる、伐採して寝かせて、その後にビニールをかぶせているのがあると思うんですけども、あそこで薬で燻蒸して、松くい虫に関してマツノセンチュウというのがいまして、センチュウを媒介するカミキリムシがいるんですね。

普通のカミキリムシ、ちょっとゴマダラカミキリムシより小さいカミキリムシなんですけども、

これがマツノセンチュウ、センチュウといって1mm以下の虫なんですけども、それを抱いて松の新芽を食べると、そのセンチュウが増殖をして器官を詰まらせて、水が吸い上げられなくなって枯れるのが松くい虫の松の罹病の状況なんですけども、今、この松くい虫の幼虫が松の中に入っていますので、これがふ化して飛ばないために、カミキリムシの防除をしているというのが問題の姿です。

ですから、今現在、加計呂麻島がほとんど松が全滅をしている状況ということと、山の中は現在の状況は駆除というか、切り取って燻蒸しないと、民家近くだとか、道路のそばだとか、倒木をして通行に妨げになったりとか、危険な箇所に関してはやっていますというような状況でございます。

ですから、今の状況で、自然に枯れていくという状況を待ちながら、松林が再生するという状況なんです。そういう状況を待っていると。

しかし、あと一つ、松の燻蒸、健康な松に松くい虫が入らないようにする燻蒸をすることがあるんですけども、燻蒸というか、松に樹幹かん注という方法があるんですけども、そういうのは保存樹、校庭にある松だとか、そういうものに対して、あるいは町の名木に対してやっていくということを、事業どりのことを今やっている状況でございます。

ですから、もうあと2年ぐらいしたら、徳之島町、あるいは伊仙町にも徐々に入ってくるということは懸念されますけども、現在、伊仙町のほうにはまだ入ってきておりません。そういう状況です。

○町長（大久保明君）

松くい虫と自然遺産とは、もう関係ないということになっております。これは、自然遺産の最も重要な意味は、希少動植物の保存ですね。例えば、松くい虫が出た松は、これはまた数十年したら必ずまた出てくるのが、長い歴史の中での今までの経過だそうなので、これは議論をしましたが、関係ないと。

それから、もう一つは、外来種に関してもモクマオウの問題とか、いろいろ出ていますけども、外来種がそれは防風林として島に来たんですけども、それが他の希少な動植物に侵食して行って、それに絶滅危惧種になるような場合は、外来種はやっぱり増殖をとめなければいけないということでもありますので、あくまでも世界自然遺産というのは希少動植物の保存ですから、景観ではないわけですね。

そのことはユネスコも強く言っていますので、もちろん景観がよければそれにこしたことはないと思います。

○11番（琉理人君）

松に関しましては、お年寄りの方々から何名かに聞いたんですが、昔は薪にしたりで松がなかったと。今はまずそういうのが多過ぎて、逆に虫が全部それを今調整をとっているのではないかというようなことも聞きましたが、直接そういった景観が悪いということで自然遺産には関係ないというのであれば、これも自然の一部ではないかということで理解をさせていただきます。

次に、3町広域につきましては、先ほど議長から注意がありましたが、3町議会連絡協議会の中で、いろんな形で各3町が持ち回って、いろんな意見はないかということでありましたので、これを食肉センターの件とかについて言及ではなくて、いろんな形で、これは3町でやったほうがいいとかという形の中で、先ほど最後にケーブルテレビの利用については、本当に私も天城町へ行くと、ケーブルテレビを見ると、やはりいろんなホットな町のいろんな情報、今の時期でありましたらパレシヨの値段とか、またはいろんなそういうローカルのそういった情報、また逆に業者とすれば、こういう町内、または島内でのコマーシャルというのに対しては一番便利な情報手段ではないかということで、先ほど伊仙町だけでも5億円ぐらいかかるというのは、新たな全ケーブルを引いてということでしょうか。

○企画課長（牧 徳久君）

全ケーブルと申しましょうか、家庭内にもそういった機器とか、全家庭に機器とかいうのが必要でありますし、光ケーブルだけじゃなくて、テレビ専用のケーブルテレビをまた引き直さないといけないということでありまして、今、光だけではということではなっていないようであります。

○11番（琉 理人君）

光ファイバーを利用して天城町でもやっていると思うんですが、そこら辺、光ファイバーでは使用できませんか、確認。

○企画課長（牧 徳久君）

もちろん光ファイバーも利用するわけですが、以前から光ファイバーが来る前から天城町ではテレビがあったわけですので、光ファイバーを利用しますと、一緒にあれが早くなったということがあります。

○11番（琉 理人君）

この件に関しましては、また広域のほうで確認させていただいたり、なるべくこういう家庭まで線が今来ておりますので、これはできると思いますので、何とかこれを安くまたできるような形で検討していただきたいと思います。

最後に全般的に、農業政策から、また建設関係、自然遺産、また3町広域と、多岐にわたりました質問をいたしました。我々議会も、議会改革をまた住民から訴えられたり、また、そういう中で、定数を減らすだけの議会でなくて、議員我々も、また町執行部の皆さんも、本当に責務といたしますか仕事をきっちりすれば、そういったこともなくなるということで、みずから襟を正しながら、本当にこの伊仙町発展のために、高所大局から伊仙町をこれから方向性を、この3月定例議会の一般質問の当初において訴えて、また今後、これからこうした実現がなっていくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終わります。

ここで5分間休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉並廣規君の一般質問を許します。

○10番（杉並廣規君）

町民の皆様、こんにちは。10番、杉並廣規でございます。平成25年第1回議会定例会において一般質問を行います。明確な答弁を求めます。

その前に一言申し上げます。

ちょうど1年前の一般質問の冒頭に、「悪の栄えたためしはない」と、一言、申し上げました。1年を振り返ってみますと、徳之島食肉センター、3カ町による落成祝賀会まで実施をしました。1年たっても運用がされない。誰の責任なのか。誰が責任をとるべきか。3カ町民の税金であり、借金である管理者並びに副管理者に責任はないのかどうか。

また、平成24年度の徳之島地域文化情報発信施設整備事業、本体附属等建設工事費の請負契約が1億7,445万7,500円、4月の19日に可決をしています。

さらに、24年度の徳之島地域文化情報発信施設整備事業の変更契約が981万3,500円、9月の21日可決、さらに12月議会においては、人夫賃重機借り上げ原材料費等640万円が可決され、大久保町長のやりたい放題の状況にあります。

我々の当初予算審査特別委員会における少数意見の報告、並びに行財政調査特別委員会の提言等蚊帳の外で、独裁政治そのものと言わざるを得ない状況にあります。さて、町民の皆さん、どう考えるでしょう。

それでは一般質問に入ります。

代表監査委員に監査全般についてお尋ねをいたしますが、この問題については、事務局との意見の相違等もあり、私なりに解決をし、解釈をし、地方自治法並びに町の条例、規定等に従って関連質問をいたします。

伊仙町監査委員監査規程第7条、決算審査の種別と実施計画は次のとおりです。その第9項に、決算審査（法第233条第3項、地方公営企業法第30条）決算書、その他諸表に基づいて計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうか、規定をされておりますが、地方自治法第233条の3項には、「普通地方公共団体の長は、前項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付して次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない」とあるが、監査委員が普通地方公共団体の長を抜きにして、直接、議会の認定に付されると解釈されるが、規定がこのようなことでよいのか、詳しい説明を求めます。

次に、町長にお尋ねをいたします。

伊仙町肉用牛及び高齢者等肉用牛特別事業基金運用監査結果について、平成の23年8月30日付、議長に報告のあった指摘事項に、1つ、貸し付け申請書の添付書類の不備の記入漏れ等が見受けられる。また、借り受け者の飼養能力の適否（名義貸しの懸念）、借り受け者と保証人の相互間の掲載とその保証能力の有無等の調査が必要と思われる。

2番目に、基金条例の改正とあわせて、契約書の条項の整備も必要と思われると指摘があったが、現在、どのような対策をされ、実施されているのか説明を求めます。

次に、町長にお尋ねいたします。

中長期財政計画について、1ページの1番目に、町財政の現状と今後の見通しと。1、町財政の現状、(1)の決算規模、普通会計の決算規模は、平成22年度までは、国の景気対策等で年々増加の傾向にありましたが、平成23年度においては、前年度に比較し減少しました。実質収支は、いずれの年度も黒字で推移していますと。これは平成20年度以降の地方財政計画において、地方交付税が地方の雇用情勢や経済財政状況に配慮して、増額されたことにあります。

このことは、本町の歳入の根幹をなす地方交付税と交付金の動向次第で、財政状況も大きく左右されることを意味しておりますと。

人口の減少等は考慮すると、今後、地方交付税は減少することが予想され、これまで以上に財政健全化に向けて行財政改革の断行は必要不可欠とありますと述べておられますが、24年度中に何をどのように断行されたのか。また今後、どのような断行を実施していく計画なのかを伺い、1回目を終わります。

○町長（大久保明君）

杉並議員の質問にお答えいたします。

監査全般については、監査のほうから説明をしていただきます。

2番目の伊仙町肉用牛及び高齢者等肉用牛特別導入事業基金運用につきましても、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

3番目に関しましては、議員指摘のとおり、民主党政権になって地方交付税が維持、また増加してまいりました。今後、新政権におきましては、25年度以降、厳しくなっていくことが予想されますので、さらなる財政健全化に向けて、24年度も職員の給与カット、町長の給与カットなど等も断行してまいりました。

また、25年度も先般、組合の方々と議論いたしまして、同様に職員給与カットも断行していく形になりました。

今後、新しい事業に関しましては、今後は大規模な校舎の増築等は、何回も答弁したとおり、当分の間は中止をしていきます。

また、義名山体育館に関しましては、26年、27年は一旦中断という形等をとっていかなければなりません。

そしてまた、新たな自主財源の確保のためには、町民の方々としっかり協議いたしまして、こ

の土地改良事業の賦課金等の問題など、しっかりと議論をしていかなければなりません。

そして、これは徳之島3カ町に共通する問題でもありますけれども、農業所得の正確な所得申告ということは、今、今からこれを正常化していくという強い決意のもとでやっていくことも必要だと思っております。

議会の方々といろいろこの町の将来に向けて財政問題等を議論しながら、いかにして人口減を食い止めるか。さらには人口をふやしていくかということが、交付税のまた増額につながってまいります。

そういう意味におきましては、住宅政策は、学校を残すとそれは、とりもなおさず地域を残していくということと同時に、やはり町外から島外から住民を移して、子供たちをふやしていくということ等を行います。

また、島内移動に関しましても、いろんな島内での消費をふやしていくというふうに、Aコープの誘致等を行って、経済活性化をさせていくと。

また、教職員の方々にも、町内に居住していただいて、いろんな交付税の算定等で有利になるようにしていくなど、財政規律をいかにして守っていくかということは、収入をふやすということでもあります。それは、とりもなおさず経済を活性化していくと、農業をさらに発展させていくという、その両方の歳入歳出のバランスをいかにしていくかということでございます。

ですから、今までの政策は、ほーらい館とかなくさみ館に関しましても、百菜に関しましても、かなりの投資をしましてまいりました。しかし、それはある意味では公共工事による雇用の確保、そして経済の活性化にもつながってきたことは、間違いありません。

しかし、今後は大事なことは、やっぱりいかに農業を変えていくかということで、農業収入の確保が中心となります。

また、交流人口をふやしていくために、世界自然遺産をいかに活用して生かしていくかということは今から取り組んでいくと。そして、そのことは伊仙町が観光でも交流でも農業生産力でも、全郡をリードしていくんだという気持ちで、また町政に当たってまいりたいと思っておりますので、いろんなご意見をいただいきたいと思っております。

○監査委員（富 吉次君）

杉並さんのご質問にお答えいたします。

監査規程第7条の第9項、決算審査について、その中の法第233条第3項、これは間違いじゃないかというご指摘ですが、ご指摘どおりでございます。

第233条の第2項がベストだと考えられます。第2項はどういうことかと申し上げますと、「普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない」となっております。

第3項は、この後に町長が行う手続きが載っているわけでございます。ですから、第2項がベストということになります。

この規程は、監査規程は56年に制定されまして、改正が平成4年7月に行われております。それから今までずっとそのまま放置されてたことについて、この場でおわびを申し上げたいと思います。

つきましては、この第3項を第2項に事務局とも協議して、早速、訂正をしたいとこのように思います。よろしく申し上げます。

○経済課長（樺山 誠君）

平成23年8月30日付に、伊仙町肉用牛及び高齢者等肉用牛特別導入事業基金運用に関しまして、監査のほうから指摘がございました。その中で、指摘内容とあわせて対応したことを申し上げていきます。

まず、指摘事項の中に、貸し付け申込書の添付書類の不備というのがありましたけども、確かにこの監査が実施をされたときに、家畜導入事業貸し付け申込書というのがございまして、住所が入ってなかったものとか、あるいは名前は書いてあるんだけど、名前は書いてあって印鑑は押しているんですけども住所がなかったとか、電話番号が入ってないとか、そういうもの等と。あと、経営計画書が明確に記載されていなかったとか、そういうものがございました。

あと、契約書の保証人の欄の中で、借り受け者と保証人が同一筆跡っぽいものがあったということがありまして、あと印鑑証明、印鑑は押してあるんですけども認印で、印鑑証明書はついてないとか、この点、以前は印鑑証明書をつけなさいとか、そういうことがなくて、そのようなことになっていたと思いますけども、こういう監査の指摘を受けまして、借り受け者も保証人も印鑑証明をつけるんですよということと、サービス制限条例の中で各課の納税状況を添付するということと、そのような書類を添付をして貸し付けているということとでございます。

あと、借り受け者の育養管理の有無に関しましては、牛舎があるなしだとか、結局は、現在、新規にやる方に関しては、牛舎があるということだとか、あるいは、現在、ある方に関しましては、牛舎にそれだけ入るかどうとか、そういうのも聞き取り、あるいは現地のほうで調査をしたりとかいうことでやっております。

あと、監査を受けた当時の契約書、これは回収が不可能、難しい状況になっているんですけども、牛を一度も飼っていない人が、結局は借りているというような状況等もございました。

それも、結局はそういうのを防ぐために、ちゃんと育養能力があるかどうかを確認をするということで、今、対策を講じているところでございます。

あと、借り受け人と保証人が、Aさんが借り受けたらBさんが保証人になる。Bさんが借り受けたらAさんが保証人になるというような状況も見受けられましたけども、そういうものに関しましてもそういうことがないと。1人が転んだら両方とも転ぶわけですから、そういうこともないよう契約をする中で、しっかりチェックをしているということでございます。あと、年間、1人2頭までということになっております。

あと、この契約書の条項の整備ということで、まず、高齢者牛に関しましては、設置がされた52

年、条例化ができていますけども、この後に、その後に伊仙町の肉用牛導入事業というのが始まりまして、この中で、他の市町村、県の指導を仰いでみたら、他の市町村の場合は、この高齢者の導入事業が、その時点で結局、廃止になっているという状況でございます。

ですから、今、県に問い合わせをしている状況が、今、この高齢者を廃止したときに、積んだ基金の状況が、はっきり言ってまだ調査が明確でない状況です。

っていうことは、この県が積んだのか国が積んだのか、その辺もしっかり今、調査をしている途中で、積んだものを県あるいは国に返していくのか、そういうところを今、指導を仰いでいるところですけども、県として明確な回答をしてないというような状況です。

ですので、今現在、家畜導入に関しての高齢者に関しては、今、動いているものに関しては、そのまま継続をしているんですけども、新たな動きというのも、とめているような状況でございます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

肉用牛の件ですが、私は、これは事務失態だと思うんですが、町長は施政方針の中で、株式会社伊仙町だと言っていますが、公務員としての責任を果たしていただきたい。

また、この保証能力のもと、年1回は調査をすべきだと。保証能力等があるかないか、死亡したのか、その辺をきちっと事務屋として仕事を果たすべきだと思うが、どうですか、経済課長、できますか。

○経済課長（樺山 誠君）

今、貸し付けている牛に関しまして、議員のご指摘がありましたけども、年1回調査ができるか。結局、その牛がいるかないか、それに関しまして、現在、出荷、その牛が、牛から出荷されたものがわかるような状況になっておりますので、これをちゃんと明確に調査跡を残してやってまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○10番（杉並廣規君）

次に、監査委員にお尋ねをいたします。

地方自治法第199条に職務権限があります。その第12項に、「監査委員から監査の結果に関する報告書の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告書の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会もしくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会、その他法律に基づく委員会または委員は、当該監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする」とありますけれども、町長、議長から措置を講じたときは、その旨の監査委員への通知はあったのかなかったのか。

また、この場合において、監査委員は当該通知にかかわる事項を公表しなければならないとあるが、どのような対応をされているのかお尋ねをいたします。

○選管書記長（稲 隆仁君）

ただいまの第199条の第12項でございますけれども、「措置を講じたときに、監査結果に基づき、当該監査の結果を参考として措置を講じたときには、その旨を監査委員に通知するものとする」ということでありますけれども、この件につきまして、大変申しわけありません。私、来て1年目ですけれども、この1年のうちにはなかったんですが、その以前のことについては、ちょっと聞き取りをしなければ、ここで断言できないと思いますけれども、しばらく時間をいただきたいと思っています。

○10番（杉並廣規君）

そうすると、町長、議長から、その通知がなかったら、公表を今までしてないということなのか、そのとこまで踏み込んで考えていただきたいと思います。

○議長（常 隆之君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○選管書記長（稲 隆仁君）

先ほどの杉並議員の質問にお答えいたします。

自治法第199条第12項にあります、監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合においては、その旨を監査委員の措置するものとする。措置を講じたときには通知するものと確かにありますけれども、通知は上がってきておりません。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

町長、議長に申し上げておきますけれども、監査委員から指摘があったときは措置を講じ、監査委員に通知をしなければならない。そうしないと、監査委員は公表できない。

ぜひ監査委員には12項目に及ぶ職務権限がありますので、ぜひ仕事に追われるんじゃなくて、仕事を追いかけていただいて、町としてのあるべき姿にぜひしていただきたい。

先ほども最初で話しましたがけれども、その執行部のやりたい放題のようなことをさせていけないんじゃないかと、監査委員がここでしっかりすれば町はよくなっていく、そのことを申し上げておきます。

次に、監査委員にお尋ねをいたしますけれども、23年度の伊仙町の歳入歳出決算及び基金の審査の結果、高齢者等肉用牛導入基金、牛が26頭、620万1,000円、現金が593万5,000円、計1,213万6,000円、肉用牛導入基金が牛が389頭、1億2,293万7,000円、現金が5,390万2,000円、計で1億7,683万

9,000円になります。

地方自治法の第241条第5項に基づいて、基金の審査については、その運用管理状況等は例月出納検査時において確認を行っていると言われておりますが、現在の状況についてご説明を求めます。

(発言する者あり)

○議長(常 隆之君)

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時30分

○議長(常 隆之君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○監査委員(富 吉次君)

例月出納監査における肉用牛導入基金、高齢者牛導入基金の2月末の現在高ですが、高齢者等肉用牛導入基金は596万5,410円、それから肉用牛導入基金は6,817万5,322円でございます。

○10番(杉並廣規君)

なぜ、これを聞いたかという、代表監査員、先日の補正予算で、2,091万9,000円、肉用牛特別導入事業国庫返納金が予算化されました。

平成17年度にさかのぼって6年間かけて、8,865万1,000円余りを返納されるということですが、昨年の台風被害によるサトウキビの不作、バレイショの価格の低迷等で、農家にとって頼りになるのは肉用牛だけあります。しっかりした監査を行い、農家に影響がないよう、さらに努力を望みます。

次に、地方自治法第199条の2について町長にお尋ねをいたします。

全国に例のない、私は違法な状態が続いていると思いますが、町長の責任はないのかどうか。どのようにまた責任をとるつもりなのかお伺いします。

また、代表監査委員については、どのような認識を持っているのか。地方自治法第199条の2、「監査委員は自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者の従事する業務に、直接の利害関係がある事件については、監査することができない」、違法であると載っているわけですが、どのように対処されるのかお尋ねをいたします。(発言する者あり)

○町長(大久保明君)

この第199条の2の今、杉並議員が述べたことに関しまして、このことに、先ほど監査、富に監査委員のほうから、これが第3項ではなくて第2項だというふうな説明はお聞きいたしましたけれども、この第2項に書いてあるようなことが、現実、何か問題あったのかどうか、これは町長といたしましては、この内容がよく理解できない状況でありますので、このことに関して杉並議員の再度、

具体的な内容に関しまして質問をしていただきたいと思います。

○議長（常 隆之君）

10番、杉並君、少し休憩していいですか。

○10番（杉並廣規君）

監査執行上の除斥ということで、地方自治法第199条の2、監査委員は、「監査委員は自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫、もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に、直接の利害関係のある件については監査はできない」、違法であるということです。

先ほどのあれは、最初のは、規定のことを、第7条の規程のことを聞いたわけですが、最初は。

監査執行上の除斥ということです。これでよろしいでしょうか。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時48分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○監査委員（富 吉次君）

地方自治法第199条の2の条項につきましては、私どもの配慮が足りないところをおわび申し上げます。以後は、このようなことがないように、十分気をつけて監査業務につきたいと思います。

○町長（大久保明君）

今回、この第199条の2に関しまして、執行部、そして監査委員会のほうで、このことに関しまして配慮が足りなかったことを今、富監査委員のほうからもおわびの言葉がありました。町長といたしましても同様でございます。

今後、こういった2に該当する場合に関しましては、監査委員の除斥等を行った形で監査をしていくということになります。

今、事務局のほうから、県にも指導を受けた結果、今回の場合は、これをまたやり直すということは非常に難しい状況だと思いますので、とにかくこの第199条の2に抵触したというようなご指摘でございますので、今回の件に関しましては、町長としては、議会の方々におわびを申し上げたいと思います。

先ほどいろいろ議論した中で、例えばいろんな工事の発注等に関しましても、そして、この町職員と町民とのこの二親等、三親——二親等、そこまでの形で監査をしていく場合は、かなり厳しい状況が出てくると。

監査委員2人とも該当するということが起こり得る場合は、監査委員をふやしていくとか、

そういうふうな形で対応しなければならない状況を、今後、生じてくる可能性がありますので、これに関しまして、細心の注意を払って取り組んでいきたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

こんなに全国的にも例のないわけですが、配慮が足りない、おわび申し上げます、済む問題じゃないと思うんですが、町長がこれは辞令交付してやっているわけですから、真剣な取り組みが必要だと思いますよ。

そこで、副町長にもお尋ねをいたします。

このことは工事請負等も関連してくると思いますので、どのような認識を持っているのか、指名委員長としてのお考えをお尋ねをいたします。

○副町長（中野幸次君）

ただいまのことについては、狭い地域内ですので、やはりこういうケースは、先ほど町長からもありましたように、幾つか出てくる可能性があります。

その際に、やはり関係する指名委員会の中でも、そういうケースは出てくることはたくさんありますので、その際には、その指名委員は、関連する業者との関係がありましたらば、指名委員は外して、その件に関しては外して指名委員会を行ってまいりたいと、このように考えています。そのほうが、やはり公正ということにより近い状況になると思いますので、そういうことで臨みたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

狭い地域で済まされない人間いるわけですから、人間がいなければ良でしょうけれども、小っちゃな校区じゃないわけですから、6,000人、7,000人、人間はおるわけですから、派閥でするからそういうことになる。

監査委員には、他にも聞きたいことがあったんですが、執行部が行き当たりばつたりの行政をしないように、ぜひ目を輝かしていただきたく期待をします。法の番人として活躍を祈ります。ありがとうございました。

次に、中長期計画についてお尋ねをいたします。

平成24年から33年度までの10カ年計画だということですが、本町においては一般会計、これは1ページ目、中長期財政計画1ページ目、本町の一般会計、徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計が含まれますと。ほーらい館の指定管理者制度の移行はしないというお考えなのか。毎年赤字経営していることに対して、町民はよしとしなければならないのか伺います。

施政方針ですばらしいことを言っているんですが、昨年9月の利用者で50万人を突破して、運営が安定してきました。島民の健康増進の推進につきまして方針を述べておりますが、その穴埋めは、伊仙町の町民が税金であることを決して忘れてはならない、そうじゃないですか、町長。

全く町民をばかにした話ですよ、これは。これまでの年次的な赤字額は、町長は幾らだと思いませんか、年度別、人件費を含む、実質赤字はどれだけになっているか。24年度の決算見込みは幾らぐ

らいの赤字なのかお尋ねをします。

○町長（大久保明君）

この費用対効果に関しまして、確かにおっしゃるとおりでございます。正確な数字は、大体の概算では、私の確認している範囲内では述べることはできますけれども、正確には、後ほどまた報告したいと思います。

ほーらい館に関しましては、1日平均は450人ほど今、来ていますので、500人に平均来館者数が来れば、ほぼ利益が出ると思います。

そして、今、入浴料、入館料に関しましても、4月から引き上げてまいります。そして、さらなる勧誘バスをもう1台ふやしていくということなど、そして、職員を今おる職員から2名にいたしまして、4月から2名にいたしまして、その分の人件費が、また縮減されてくることとなりますので、毎年、この繰入額は減少してきているわけですから、近いうちに好転すると思います。

また、このほーらい館が健康増進にどれだけ貢献しているかなども、具体的に数値化も可能でございますので、その辺を総合的に判断していくということが重要であります。

これは、このようなその経営、運営に関しましては、長期的な計画の中でやっていくと。当初の立ち上げの段階では、それはもう非常に厳しい状況になるのが普通でありますので、今後、経営改善に関しまして、管理者制度に向けても、今後、町からの繰り入れなしという形での、指定管理者制度に持っていくのがベストでございますので、そのような形で公募をする方が出てくることを、くるように、この内部の運営状況をさらに今、インストラクターがふえれば、水泳教室、そしていろんなスタジオ等が、もっともっとふえてくるような要望もある中で、経営をしていきたいと思っております。

この料金の値上げに関しましては、数回にわたる協議の結果、決定いたしました。そのことは、今、来客している方々に、逐一説明をしております。それでも、私の聞いた範囲では、それに対して反対するという方々というのは、非常に少ない状況でありますので、健全経営に向けて、あらゆる努力をほーらい館、そして会員の方々とともにやっていくことは十分可能だと思っております。

○10番（杉並廣規君）

今、町長、私は金額も聞いたんですが、金額は言いませんでしたから、20年度も調べればよかったです。21年度が人件費を含む6,600万、22年度が6,300万、23年度が5,800万、そうすると24年度は幾らになるかわかりませんが、入れますと、約2億です。

これは町長のやりたい放題です。で、町民は借金をかぶっている。健康増進をしているということですが、町民の医療費はそれだけ下がっているかといえば、下がったことは聞いたことがない。

さらに介護保険料、24年から26年の介護保険料、県内のワースト3に入っている。1番がいちき串木野市の6,025円、2番が鹿屋市の5,990円、3番が伊仙町の5,800円、薩摩川内市と伊仙町が5,800円です。

健康増進、健康増進と言いながら医療費は下がってない。町長、あなたのやりたい放題のことじ

やないですか。余りにもずさん過ぎると思いますよ、町長。私が言っている数字が間違っておれば言ってください。いつでも訂正します。

次に、計画の15ページ、3の目標の中に、実現可能な町総合計画・実施計画の策定及び実施とあるが、伊仙町の総合計画の実施計画の24年度、25年度の全事業名、それが実施した、何%実施したのか。もう1点、計画の実施できなかった事業はどうするのか、お願いいたします。（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

いや、美島議員、静かに今、協議していますので静かにしてください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時17分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画課長（牧 徳久君）

杉並議員のご質問にお答えしてまいりたいと思いますが、伊仙町の第4次総合計画においては、17年度に作成したわけですが、これが5カ年、17年から21年まで、22年から26年度までは後期計画として計画を上げているわけですが、これについてあくまでも計画であり、期間が10年間と長期にわたっておる関係上、また、財政とのすり合わせとか財政状況の変化も含みますし、こういった状況の中で事業が経営できたのも、継続事業ももちろんありますけど、できなかったもの、こういったものがあるわけでございまして、今後においては、これらの短期的な見直し、こういったのを必要じゃないかと考えたりしております。

また、26年度までですので、26年度においては、今後の第5次の長期計画の策定も必要でありますし、今後、奄振事業でも25年度で期限切れとなり次期奄振になっていくわけですが、これに向けた、これとミックスした形の総合計画も必要じゃないかと、今、考えているところでございます。

○10番（杉並廣規君）

短期的な見直しもするということですが、その中でぜひ実現可能なものは、財政が許せばしていただきたいんですが、どうなるか。これ、もう少し詳しく本当は聞きたいんですが、飛ばします。

次に、15ページの目標の4、持続可能な財政運営の確立ってことが載っているんですが、これは町の財政を破綻をさせないための財政運営方針と理解してよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

持続可能な財政運営の確立ということですが、財政調整交付基金が基準財政需要額の1割程度、ある程度基金に持ち、弾力性がある財政計画ということを示しております。

○10番（杉並廣規君）

今、伊仙町の状態が弾力性のある財政状態なのか不信を感じているんだけど、弾力性だと、全くわけのわからん。これはこの財政計画は企画課がつくったのか総務課がつくったのか、課、全体の皆さんの意見を取りまとめたのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

議会の皆様の財政健全化計画をつくっていただきたいということで、ちょうど始めまして、財政健全化計画について総務省等また議会等の承認が必要ということで、私どものほうで総務課のほうで、中長期計画ということで名前を変えて、作成を私、総務課のほうでつくっております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

総務課だけじゃなくて、全体をまとめる企画課と各課、それぞれの歳入歳出部分とのやっぱり協議は必要だと思いますよ。

じゃあ、次に、地方税についてお尋ねします。

24年度より施行されている「伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」に基づき、町民負担の公平性を確保しますと。

なお、町税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、町営住宅料などの各種使用料及び水道料については、収納率等の向上、取り組みを徹底しますということですが、これには分担金等は載っていないようですが、感情表現されていますが、実行できますか、これについて。

町長は、さきの9月定例議会において、「必要不可欠の伊仙町が定める法律でございますので、しっかり守っていけるように町長として率先して守っていくのが当然のことであると思っています」と言っていますが、口先だけの答弁でなく実行力があるようにしていただきたい。一応、できるのかどうか確認をしておきます。

この財政計画の16ページの収納対策の評価のこの一番上のほうから、ずっとこう書いてあるわけですが、これについて実現可能なのか、徹底して徴収できるのか、町長の真意をお伺いいたします。

○副町長（中野幸次君）

徴収関係について担当しておりますので、町長という指名でありましたが、かわって私のほうで答弁をいたします。

ご指摘のとおり、徴収対策については、大きな力を今、注いで、一生懸命頑張っているところであります。その取り組みの1つの成果として、税徴収の確保団体ということで指定を受けておりましたが、今年度から税務課の頑張り、郡内においての確保団体というのは解かれて、いわゆるある一定の徴収が全県並みになったと、こういう評価だろうと思います。

今でも、徴収の余り行き届かないというんですか、低い市町村におきましては、県下で13から15市町村においては、特別、県の指導を仰ぐということになっております。

これが昨年まで伊仙町もそうだったんですが、まずは一番は税務課の頑張りだと、こういうぐあ

いに評価をしておりますが、その中にありまして、伊仙町の町税等に対するこのサービス制限条例、これが大きく功を奏している。また、これを私たちは適応しております。

例えば、いろんな町の利益を受けるものについては、あらゆる税の完納が条件でありますということで、これを各課で今、徹底をして取り組んでおりますので、そういったこと等で影響が出てきていると思います。

ただ、今年度に至っては状況を把握しますと、非常に災害等がございましたし、農作物の不作というのもありまして、かなりっていうか、昨年並みでいかないところもありますが、やはり税については、あるいは住宅料、水道料とこういう使用料につきましては必ず徴収するようにしてくださいと、それ、お願いしてください。

町民も無理をしますが、私たちもやはり徴収が町政の根幹にかかわることですので、そのことがおろそかになったときに、質の高いサービスというのはできなくなりますよと、こういうふうに説いて、お互いで話し合いを持ってそれぞれ取り組んでくださいと。

各課の会合あるいはまた課長会、いろんな会合等でそういうお願いをしておりますし、また、建設協会等に対しましては、特別徴収、つまり社員の給料等についても、企業の責任者でもって徴収していただくようお願いをしますという、あらゆる方面でのお願いをしております。

ただ、杉並議員から質問のありましたように、このサービス制限条例っていうのは、本当に税徴収においては、この条例を定めたおかげで前進したと、こういうことを申し上げて答弁いたします。

○10番（杉並廣規君）

副町長、執行管理表を見ますと、町税の滞納額が、もう今月もあと少ししかないわけですが、24%です。固定資産税は11.33%です。これ2月末ですよ。皆さん、町長、副町長は毎月とって見ているでしょうから、財政の状況は。

分担金の滞納というのは14.16%、それはことしは農家が大変なこともわかっています。余りにもひど過ぎる。公営住宅の滞納分なんか5.16ですよ。それ、理解できていますか。

あれだけ毎年、何千万という工事をして、やがて3,600万あるうちの180万しか取ってない。（発言する者あり）しっかり見直していただかないと、他のもあるでしょうから。

農家あって町民あっての行政ですから、ぜひそういうところも十二分に検討しながら、ぜひやっていただきたい。

それと、今、先ほど副町長が言いましたけれども、水道料金、あるいは分担金等については、民法の規定があるはずですよ。これ、民法の規定では水道料は何年ですか。わかりましたらお答え願います。（発言する者あり）

○副町長（中野幸次君）

2年だと思いますが、なければ、ホームページで調べてみたら、2年っていうことについて余りこだわっていないというところもあるようです。

ただ、私ども伊仙町としては、2年ということを進めております。

○10番（杉並廣規君）

民法という法律がある以上、町もそれに合った条例、規則等の改正等も必要になってくると私は思います。どうですか。

○副町長（中野幸次君）

おっしゃるとおりだと思います。これらにつきまして、例えば、水道料の問題、住宅料の問題については、ご指摘をいただきましたようにかなり低い水準ですので、住宅料につきましては建設課のほうに出向きまして、建設課で会合をいたしまして、この一斉に特別徴収をしてくれと。そうしないと、いわゆる財政は基本が揺らぎますよというところまで話をしております。

それで、建設課のほうにおきましても、これから夜間徴収なり一斉徴収をして、今年度の徴収率を高めるということではありますが、やはりそれにどれだけの目標を設定するか、こういったこと等をもって臨みたいと思います。

あわせて、水道の料金につきましては、監査委員会から指摘のありましたところ、きちっと整理をして、これを指摘を完全に守るように確約しなければなりませんよと、こういう話をしております。

分担金につきましても、一時的に徴収という形ではなくて、来年度からは年間を通じて月間で目標を定めて徴収に当たらなければならない。そうしないと、その一時的な徴収で逃げてしまうと、あと、我々の手では及ばないところが出てくる。

だから、少しでもいいから、年間を通じた徴収というのを来年度から考えているところであります。

税徴収そのものにつきましては、今、杉並議員の指摘したとおりでございます。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ公務員は、給料をもらっているわけですから、その分働いてもらわないと、町民に働いてもらわないと、一部の町民の奉仕者じゃないわけですから、そのこのところを履き違えないで、全町民のために努力をしていただきたい。

次、15ページの4の健全化方策の2、未利用地の売却、貸し付け等の有効活用とありますけれども、現在、言葉だけの方策なのかどうか、対策をどう検討されているのか、未利用地の売却、貸し付け等に関する会合等持たれているのか、その結果はどうなのか。

これに書いてある基本的な考え方、もう24年度から始まっているわけですから、どうなのかお尋ねをいたします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

町有地等の払い下げについては、現在、上晴地区、三崎地区等の畑総の近隣地主のほうに、町有地等の払い下げ事務を今現在、進めているところでございます。

貸し付けについては、昨年度、前元さんに貸し付けてある町有地の無償貸し付けに伴う、民間利

活用計画に基づいた貸し付けを行っております。

○10番（杉並廣規君）

その活用計画等、そういうのがつくってあるのかどうか。この上晴地区、三崎地区ということですが、何件ぐらい、何m²ぐらいが売却なのか、貸し付けなのか、詳しい説明をいただきます。

○総務課長補佐（田島輝久君）

利用計画等は、まだ策定されておられません。

上晴地区については1万9,635m²、現在、町有地の畑総の近隣分で、払い下げ後は畑総はしている状態です。

三崎地区については96筆分の19万7,845m²の現在、耕地課のほうで事務を進めている状態です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひこれに書いているように、有効活用するなら活用するなりの計画性がないといかん。その場限りの行き当たりばったりでは困る。一部の人に貸し付けたりどうのするんでなくて、きちっと課内で打ち合わせして、ちゃんとするべきだと思うんですが、そのような対策もぜひ考えていただきたいし。

次、3番、受益者負担の適正化ということは書いてあります。どのような事業を対象にして対策をしているのか、お尋ねをいたします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

受益者負担の適正化、使用料及び手数料ということでございますが、主に体育施設等、とにかく考案してつくったものでございます。原則として時間でいう使用料を徴収してございますが、郡体前等は減免して無料開放等をしております。

○10番（杉並廣規君）

その16ページに書いてあるのは、提供するサービスに見合う適正な負担となるよう、受益者の原則は何なのか、算定基準の明確化、どういう算定をさせていただいているのか。

それから受益者負担割合の設定ということです。それと減免制度の適正化を基本的な考え方として見直しを行うということですが、これ、体育施設だけなのかどうなのか、再度、お尋ねします。

（発言する者あり）

○総務課長補佐（田島輝久君）

受益者負担、もちろん畑総等あらゆる負担金に対してと、今後のあくまでも計画でございまして、サービスできる分は、あくまでもサービス、あくまでも町でございまして、していく計画ではございます。

○10番（杉並廣規君）

今後の計画で何を寝ぼけたことをあんた言っているのか。25年度から33年度、24年度はもう始まっているのよ。それを横着なことを言う。あんた、言い逃れしとった。この中には畑総の分担金もある、保育所の負担金、公営住宅、国保、介護、水道、ほーらい館等いろいろあるわけでしょう、

そういうものについても。

全面的な考え方を全庁的に取り入れていかないと、あなた方が書いた。これただ、新聞見て読んですませる問題じゃないのよ。

10年間の計画の中に入っているわけですから、それについて私は聞いているのよ。10年間、伊仙町をどうするか。行き当たりばったりするから、こういう今みたいなことになっている。

○議長（常 隆之君）

上木さん、静かにしてください、質問中ですから。（発言する者あり）

○10番（杉並廣規君）

もう受益者と、これは町長、どうですか。全庁的に各課を取り込んだ対策を課長会の中でもいいし、そういうのを真剣に考えてやる必要はあるんじゃないの。

担当が書いたから、これで済まそうという考えじゃ困るわけですよ。10年間の財政の計画なんですよ。町のあり方、それには受益者のこっちに書いてあるとおり、受益者の原則、算定基準の明確化、受益者負担割合の設定、減免制度の適正化、しっかりと見直しをしないと、もう計画の中に入っているにもかかわらず、言っていることが全く理解に苦しむ。

それと15ページの4の4、新たな収入の確保対策の検討、企業広告の収入ということですが、町の資産の有効活用、地元企業等のホームページなどの企業広告を導入しますと。

現在、どのようなものが導入され、収入見込み、幾らなのか。24年度の実績はどうなのか。もう3月ですから、そろそろ実績が出てくるころですが、どれくらいの収入があるのかお尋ねいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

現在、ホームページ上には、町の経済課の長命草の関係とか、いろいろふるさと納税の普及啓発とかやっているわけですが、これについて収入というか、これを見ていただいて、ふるさと納税から収入を得るといって広告を行っているところであります。

それとか、いろいろ広告、つい最近では空き家住宅のご案内とか、いろいろなホームページ上に広告しております。

○10番（杉並廣規君）

経済課とかどうのこうの、載せているが、それに対する収入はないということですね。1人考えで、こういうことを書いたらいけないんじゃないですか。

次に、5番の地方債の活用ということですが、元利償還に対する交付税措置等の高い地方債の活用を図りますと。今まで、交付税措置等の高い地方債の活用は図らなかったのか。

24年度については、事業費の交付税措置はどれくらいあるのか、お尋ねをいたします。（発言する者あり）

○総務課長補佐（田島輝久君）

過去に畑総の分で奄振の事業債でずっと引き続いてやってきましたが、過疎債で対応できるって

ことで、23年度から過疎債のほうに切りかえて、今、充当させていただいております。

本年度における起債の交付税措置額ということですが、今、過疎債と辺地対策事業債の合わせて、3億4,000万ほどございますが、そのうちの2億1,000万ほどが、交付税措置に将来的にされるものと思っております。これはあくまでも元金でございますので、利息等はまだ決まっておりませんので。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

4,000万円と幾ら、2億1,000万と何と言ったか、今。もう一遍、数字だけちょっと説明をお願いします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

最大トータルが3億4,000万、過疎債のうち70%が交付税措置、辺地債のうち80%が交付税措置で、元金の分で2億1,000万ほどになります。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ過疎債、辺地債、交付税措置のあるのを皆さんそれ、担当者がわかっているわけだから、少しでも多く措置されるよう、市町村課に、町長も連れていってお願いしないといけない、頭下げるのはただだから。

次に、人件費の抑制について、組織改編などによって効率的な職員配置を行い、職員の定数の適正化を図りますと。

年次的な適正計画はどうなっているのか。既に、適正化計画は作成済みなのか。2番目に徹底した事務事業の見直し、機構改革による内部事務執行の効率化により、総実務時間の縮減を進めますということですが、総実務時間の縮減とはどういうことなのか、この2点についてお尋ねをいたします。（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

職員の定員適正化の計画についてどうかということでもありますけども、18年から5カ年の計画は一応、策定をいたしましたけども、今年度、そこらについての適正化については据え置きという形で、今、議会の承認も140名という形でご承認をいただいて、今、実施をしているところでございます。

実質の職員定数、定数というか今現在の職員については、133名で業務を実施しているところでございます。

あと2項目につきましての総実務時間というものにつきましては、月に1人が時間外労働、時間外をした時間という形で時間外じゃなく、申しわけありません。

1カ月間における1人の実質実務時間という形になります。そこらについて、縮減を進めるとい
う形になりますけども、実際のところ、今、現状としては職員定数、今現在の職員の数からして、
若干無理があるのではないかと思いますけども、これについては、また進めていかなければいけな
いのではないかという感じで出ております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

適正化計画云々とか、ここに書いているのに据え置きということは、どういう意味なのか全く
理解に苦しむと。職員の定数の適正化を図りますと言いながら据え置き、これが適正化計画ですか。
年次的な適正計画、どうするのか、それから先じゃないですか。

○町長（大久保明君）

その適正化というのは、県の集中改革プランのあるべき伊仙町の職員の定数ということに対しま
して、もっともっと減らすようなという指示ですけれども、これが県の考えていることが適正化と
いった場合に、これはもう、これ以上減らすことはできないということでの据え置きということ
ですから、これはあくまでも県の考えですので、我々自治体は、伊仙町は今、職員は条例上150人
です、それが、条例上の150人が、（発言する者あり）いや150人です、条例上は。

ですから、それがその140人か150人が適正化だというふうにまた考えていけば、そういうふう
にしていくというのが据え置きというか、これ以上減らすことはしないということの据え置きとい
うことでございます。（発言する者あり）

○10番（杉並廣規君）

それなら、こんなに書かんでもいいわけよ、何で。人数、その定数は見直しませんと、ここに出
ているから聞いているんですよ。

それと、人事の見直しもしない。そう言いながら「徹底した事務事業の見直し、機構改革」と書
いてあるが、これはするのか。実施をしていくのか、どうなっているのか、何回ぐらい会合をした
のか、今まで、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

これは議論は執行中であります。

例えば、経済課と農業委員会、それから耕地課と地籍は今、同じような形ですけれども、さらに
今後、この課の壁を乗り越えた形のワンフロア化というような形で今、2階のそのほうは農業関係
という形で統合をして、統合というか連携を深めていくということになります。

今後、議論している中で、まだ具体的には熟していませんけれども、総務企画もやっぱりここは
統一していくというふうな自治体が、かなり出ていますので、そうすることによって、その今、地
方分権という中で、かなりの事務作業がそういうふうに移ってきています。県の作業は、かなり実
は移ってきていますので、それに対応していくということになります。

そうすることによって、職員の例えば、他の経済課と耕地課で同じような事業がありますが、そ

れがまた、この合理化されていくというふうなことなどが、効果として出てくることになります。

そういったことは、今後とも、いろいろな県・国等の流れを見ながら町のほうで、これは組織そのものも全体として変化、進化していかなければなりませんので、町の状況に合わせた形での見直し等を進めていきたいと思えます。

○10番（杉並廣規君）

それ、じゃあ、その次にいきます。

内部管理経費の削減ということで、人材育成職員の資質の向上ということですが、施設の管理運営については、光熱水費や通信費など、一層の削減に努力をしますということですが、24年度にはどのぐらい削減努力されたのか、お尋ねをします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今、総務課のほうで空調等の電源をブレイクアウトして、6月最高期で電気代が60万程度になるんですが、今現在、冬場では35万ぐらいまで落としている努力をしているところでございます。

○10番（杉並廣規君）

次に、業務委託については、仕様や契約方法などの見直しを行い、維持管理経費の削減を図りますということですが、どのような事業についてこれを契約の方法など見直しを行ったのか、お尋ねをいたします。

答弁を省きます。

そして最後に、もう幾つかあるけどもうやめましょう。最後に、この計画書の17ページ、「市民に信頼されるより効率的・効果的な行政執行と財政運営の確立に努めます」と。どっか、市ものものを持ってきて、これ、写しただけじゃないか。いつ、町民が市民になったのか。横着なあんたら、こんなことをするからよくないんです。

それと、20年の3月の定例議会で私は、公会計の整備推進についてということで、十二分に執行部には喚起をしてあるつもりです。このことについても十分対応していただきますように、執行部のさらなる努力をしていただきたく、時間になりましたので私の質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（常 隆之君）

これで杉並廣規君の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

次の会議は、3月12日午前10時から開きます。日程は一般質問であります。

散 会 午後 5時00分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成25年 3 月12日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年3月12日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（上木 勲議員、美島盛秀議員、明石秀雄議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
12番	上木勲君	13番	美島盛秀君
14番	常隆之君		

1. 欠席議員（1名）

11番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	水本斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）			

（終日）中富讓治君・上木雄太君・松岡由紀君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って順次発言を許します。

初めに、上木 勲君の一般質問を許します。

○12番（上木 勲君）

伊仙町町民の皆様、皆様を代表いたしまして、平成25年第1回伊仙町議会定例会で一般質問をいたします。

まず質問に入ります前に、2年に立て続けに襲来した台風災害で今大変ご苦勞をなさっておられる方々に、まず心からお見舞いを申し上げます。

先人が、前樺山町長時代に編集された伊仙町史、伊仙町史をちょっとせんだってひもといってみますと、この私たちの住む徳之島は、台風の通り道にあって、毎年数回襲来する台風災害との終わりのない戦いであることを教えております。また、そういうことにあって常日ごろ、日常ふだんから台風災害に備えて蓄え、貯金をしておくことを戒めておりまして、これが最高の危機管理であるということも論じております。こういうことを教訓に、この自然災害の困難な難局を行政と町民協力して乗り越え、自分たちで自分たちの夢や希望をつくり出していかなければなりません。町民の皆さんとともに頑張りたいと考えます。

そこで、私は、12年前に、大久保町長が町長に立候補するということを決断されたときに、非常に大変大きな期待を持っておりました。といいますのは、その当時、ちょうど中国の何か古典の本をちょっと目を通したことがありまして、中国の西の果ての非常に荒廃した貧しい地方で学問を修めて、非常に勉強をして学問を修めた1人の青年が何とかこの町をよくしていかないかんという決意に燃えて、今で言う町長ですか、になられたといったことで、それでその町が着実、堅実、地道な行政に住民とともに取り組んで非常に裕福な町になったというようなことを見まして、そういう期待をしたわけでございます。

そういうことで、非常に期待をしておったわけでありましてけれども、今日その結果はいろいろな評価はあろうと思います。人それぞれによってもです。

しかしながら、今町民の評価を聞きますといろんな話をされます。そういう中であって、非常に今の社会情勢の中であって、この伊仙町の環境も厳しいといったことで、いろいろな評価が、これはまた自分の席に戻ってのその中でもまた折に触れていきたいと思っております。

それは、いずれにしても町のまず財政問題で非常に今厳しい局面にあるといったことが根にはあ

るわけでございます。そういうことで、きょうはそういう財政問題を中心に議論をして、町長のまた考え等も町民の皆さんにまたお聞きをしていただきたいと、こういうことでございます。

そこで、まず通告してあります内容について質問に入っていきます。

まず、1番目に、GDPが国内総生産とかいうことでよく言われるんですけども、国もGDPが今どうなっているとか、こうなっているとか、国の借金も日本国の総生産、財貨の総生産額より今2倍にもなっているとか、2倍余り。ギリシャは、たしか120%ぐらいなんですけれども、日本は年間総生産の2倍余りぐらいになっているとかいったことで新聞等でも報道されているわけですけども。

さて、この伊仙町の町内総生産というのは幾らあるのかといったことで、今、伊仙町の起債の残高が大体今117億円ぐらいですか、何か債務負担行為を入れてそういうことになっているんですけども、それが幾らになっているかと。なっているんですけども。それに対して町内の総生産は幾らあるかということで、せんだつてもちょっといろんな資料を調べてみまして、例えば年金が、社会福祉、厚生年金とかいろんな年金が大体14億7,000万円ぐらいあるとか、あるいは役場職員の給料がどうの、農業所得が幾らとかいうことがあるわけですけども、そういうところの概算をまずちょっとお聞きをしたいと、こういうことでございます。

次に、伊仙町の、きのうも杉並さんが中心に、一つ一つの項目について検証というんですか、今の時点で執行部にいろいろお聞きに、質問をされたわけですけども、非常に私はその論議を聞いておまして感銘もいたしました。役場の職員の皆さんが、みんなが杉並さんのきのうのような気持ちで運営、経営に当たったらいいんじゃないかということで、私も勉強になりました。私自身もあんまり案外ああいうふうな地道ないろんなミクロのほうのきめ細かいあれには非常に弱いほうであって、私は自分自身もしっかりせんにゃいかんかと反省をしながら聞いておったわけですけども、それはそれとして今の伊仙町の財政が大変厳しいといったことは先ほどから申し上げているんですけども。

例えば今の、きょうは、前、きのうもあれしました中長期の財政計画を中心に質問の中身に入るわけですが、あの中で、来年、たしか26年、来年度以降、ずっと実質単年度収支がずっとゼロ続いて、そうして三、四年ぐらいしますと財政赤字が8,000万円ぐらいずつずつと累増していくと、こういう予想になっておるんですけども、これは今私たちここにいる議員も役場職員も本当に危機感を持たないと、これは町民に申しわけないなと思っております。

といたしますのは、私の持っている本なんですけれども、これによりますと、これは有名な学者が書いている本ですけども、一般的に当該団体における赤字額が主要2税目、伊仙町におきますと主要2税目といたしますのは、ご存じでありますように固定資産税といわゆる町民税もあるわけですけども、固定資産税と町民税の標準収入額2億7,000万円ぐらいだったかと思うんですけど、それでその出た赤字を割って、割り算をして除した数値が、県であれば10%、鹿児島県であれば10%、私たちの市町村、私たちの伊仙町であれば2割以上である場合は準用団体の申請が望ましいと、財

政再建団体系に基づいて財政再建に入るほうがベターだと、望ましいと、こういうことを書かれていますのでございます。

そういう状況であるといいますのは、そういうことが数値に今上げられているからこういう質問をするわけでございますけれども、そういう中であって繰り出し金は、ほーらい館とかいろんな所があつて5億5,000万円ぐらいの繰り出し金もあると。標準財政規模が35億ぐらいだと。こういうことにあつて、このような今の状況に、町長はどう考えていらっしゃるかということ、まずお聞きしておきます。

そういう状況の中で、また26年、27年に三京ダムの負担金の償還を、あれを一括払いするとかどうかあるんですけども、それを分割で持っていったら9億ぐらい、利子・元金入れて9億5,000万ぐらいになるはずなんですけれども、それを分割でお支払いするのか、あるいは今二十六、七、八年ぐらいで、今予定どおり一括払いですることになっているのか、その辺のことについてお尋ねをいたしたいと、こういうことであります。

2点目の中長期財政計画については、今ちょっと触れましたんですけども、これ私が去年、町の行財政調査特別委員会の委員長をして、その委員長報告でちょっと議会報告したわけですけども、その中でこういうふうな厳しい財政状況であつて、こういうことはその場になってすぐ慌ててどうすることもできないと。ずっと地道に計画を立ててやっていかなければなかなか解決できない問題だといったことで。平成24年、ことしから28年の5年間で最重点期間と位置づけ財政健全化の具体策を断行するよつとということ提言しておりますが、これが今実情はどうなつていふのか。

きのうもその問題について、先ほど議員が皆さんそれぞれ質問もしたんですけども、中身の中長期計画のあれもですけども、しかし、何か具体的に財政健全化委員会あるいは行財政改革委員会、そういうような何か組織がちゃんと確立されて、そういうあれを立ち上げて、そして具体的に各課あるいは町長、副町長みんな入れて、あるいは民間も入れて本当にそういうふうな状況になつていふのか。何かきのうのあれを見ますと、役場職員の皆さんが何人かそろつてそれを書いて、そしてみんなで論議をして、みんなが共通認識を持ていふような資料を集めてやつた中長期財政計画にはなつていないと私は考えました、きのうの話をお聞きして。そういうところで、そういうふうなことについてどうなつていふのかということについて、まずは質問いたします。

次に、農林水産物直売所の管理運営業務委託契約書についてであります。

直売所の百菜なんですけれども、直売所の百菜は、こういうふうな厳しい町の環境にあつて、それで伊仙の経済浮揚のため、あるいは町民所得向上のためのいわゆる拠点として百菜が中核になると、なればなんていふことで町の財政資金を打ち込んであつていふふうなやつていふわけなんですけれども。そして今進んで、あれから約5年ぐらいなるわけでありまして。ところが、私は、私も組合員にうちの家内が、私は入ってないですけどうちの家内が組合に入つていふので、どうなん、自分はそういう会議なんかしたことあるとかいろいろ聞いたんですけども、なかなか、会も何もやつてないということをお聞きするもんですから。去年、おとどしあたりから百菜に行つて資料を

くださいと言ったら何かはっきりしないんですよ、そのあれでね。それでそういうことも曖昧で資料の提供もなされなかったといったようなことがあって。ことしこういうふうなやっぱりこれではいかんと思って、それで組合長に聞いてみたら、町との契約書を見まして、百菜は5年間無償貸与すると。使用料は5年間ただと。免除する。あるいはまた百菜は毎月町長に業務報告をする、毎月です。そうして1年1回は決算総会で認定を受けた決算書類を町長に速やかに提出するか、そういうふうな契約の内容になっているので、毎月業務報告をしておりますか、そして毎年決算の調べをしていますかと聞いたら、いや、業務報告も、それもやっとならということでした。

ところが、今度は、役場の職員で出向しとって、初めは松岡さんが平成20年から、21年から、21年の5月に開業しておりますから、21年の1月から22年3月まで松岡さんが役場からその派遣されておられて、次は名古さんが22年4月から今24年度はあれですから2年間その責務を負っておったということ。名古さんに聞いて聞いたら、いや、決算がこの2年間何か請求したりいろいろやるけどなかなかなされないということを知って。それで、その当時その幹部でその立ち上げに皆さん大変ご尽力、努力なさっておった方々に幹部の皆さんに一人一人に聞いてみたら、いや、もう自分には関係ないよとか何とか、とにかく取りとめないんですよ。いうふうなことであったものだから、結局いって、また組合長に、こういうことで総会は開きましたかと言ったら、いや、総会は開いてないということ。それで、総会は開いてない、どうしてですかと聞いたら、そういう時間的に何かいろいろ追われて時間もなかったし、それに今度は、ここの経営のあり方が、出荷組合で品物を出すだけの組合なのか、あるいはまたその組合の皆さんが経営責任も担う組合であるのか、その辺の線引きができてなかったからなされなかったと、こういうことでした。

こういうことでありますので、そういうふうな大きな期待を持って町で建設した百菜の今が、そういうことでは町民に説明がつかないのではないかと聞いたこと。じゃあ、とにかくそういうことで、それでいつとにか総会しますかと言ったら、これは2月中に総会しますということで、ついせんだっての総会になりました。それで、総会になったから22年度と23年度の決算も全部、ついせんだっての、最近の総会で、もうそれは今終わったことだからどうしようもないから全部今認定したというふうな形になっております。

それも、非常に中身が曖昧で、ある中身の問題が一つずつどういう品物がどんなに出て、どうなっているということをちゃんと決算書のあれがわからないと、これからの百菜の運営の持っていく方、あり方がちょっとわからないんですよ、今の状況では。だから、そういうことであるんですけども、その百菜の中身については、またここでは問題外でありますので質問しませんが。

なぜ、町長に、伊仙町長も百菜も判を押して、ああいうふうな契約して、5年間も、毎月業務報告も、毎年決算報告もするというような内容でありながら、町長はそれを黙認というか、何か放置して、この5年間来たのか。これからどうするのか、どういうふうな百菜のあり方を、あの百菜のあり方をどういう形にちゃんと機能して今所期の目的を達成、経済課長が言ってるように到達点とか到達とか言ってますけれども、そういうふうな最終あれを実現するためにどういうふうな組織

に持っていくのか、あるいは今までのその責任はどうするかと、どういうことやといったことを質問をいたします。

それから次に、4点目に、歴史資料館についてなんですけれども、何かいつの間にやら東伊仙にあった資料館が高校に持っていったこと、何かちょっとその前に何か資料館がどうだという話は聞いたことがあったんですけれども、まさかそういうふうに急に向こうに持っていかとかそういうことは思ってもなかったわけなんですけれども、向こうに移転しておるといったことで、もっとやっぱりいろいろ計画的に、長期にみんなの意見も聞いたり、今のいわゆる現状をみんなで話したりいろんなことをして、そういうことを考えてやるべき問題じゃなかったのかというふうに思います。

といいますのは、町長も当事者ですから知っていらっしゃるんですけれども、県知事が来た時に、県知事は喜んで伊仙町まで来ました。ところが、経済課がほーらい館の前にテントを張って、そうして県知事に向こうであいさつさせるようにお茶接待準備をして待っておりました。そして県知事が見えたので、当時の建設課長がお茶の準備をした後にお茶を勧めました。手払いしました。そしてあいさつ、手払いをした。そしてむすつとして、気分を悪くしてむすつとしたもんだから、そして今度はその車に乗ってバンとドア閉めて今度は先に走った。町長や私らも慌ててその後を追いました。私は当時議長でしたから。そしたら高校の西側の門に行きまして、立っておって、そこのハウスを見ていました、県知事は。そしたら、美島議員が先であったか町長が話が先であったか今は私も忘れましてですけど、美島議員が、こんな広大なあれを放置しておいたらいかんから町に早く払い下げなさいというふうな話をしましたら、何が伊仙町の体力であんな大きな物が管理できるかということぶつきらぼうに言って。

○議長（常 隆之君）

上木さん。

○12番（上木 勲君）

はい。ちょっと待って、それでもう終わりますから。それで、その後に今度は町長が東伊仙にある資料館をこっちに持っていきたいと思っていますよと手を指して言ったら、何が資料館だと。資料館は東に向こうにあるじゃないかと言って、そうしてドアを閉めてぱつと向こうへ、もう何か逃げて帰ったみたいな形でしたんですけど。そういうような状況の中で、それまた県知事のそういう意向をさかなでするような形で今なぜあそこに資料館を持っていったのかということを問う。

それから、今度は、あそこに闘牛の資料館があったんですけれども、資料館は闘牛場につくるといふようなことじゃなかったろうかと。そのようなことについて、町長のご見解、まずお尋ねをいたしまして1回目の質問を終わります。

あとはまた自席でその町長の答弁とかその他いろいろについてまたお伺いもしていきたいと思えます。これで1回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○町長（大久保明君）

上木議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初に12年前の話がございました。私は、確かにいろんな評価があります。この12年間、町が豊かになるためにあらゆる努力をしてきたと私自身は思っております。そのことに関しましていろんな批判、評価があるのは当然でございます。

まず、1番のGDPにつきましては、平成22年度以降はまだ県が積算してないということでありますので、それ以前について企画課長のほうから答弁をしていただきます。

それから、2番目の中長期財政計画につきましては、後ほど総務課長等から詳細については答弁をしていただきますけれども、財政問題は、これは歳入歳出を両方含めた形での計画を立てていかなければなりません。

そして、いろいろ私が今、株式会社伊仙町ということの一つの理由は、やはりこの町が会社と考えて、これから発展していくためには思い切った投資もする時期も当然必要であるし、また、その後で財政健全化に向けてやるということも当然であります。この10年、11年にわたってかなり財政出動をしたと思います。それは、ほーらい館、百菜、学校の建設等、そして、なくさみ館の建設であります。それは農業、観光、交流、あらゆることを、事業を進めて、この町が豊かになるためにはどうしたらいいかという政策は、これは11年間にわたって議会の方々としっかり議論をして、その結果が今の伊仙町の状況であるわけです。

この徳之島用水の問題に関しましては、27年度、28年度に議員が指摘のとおり約6億円の一括償還を徳之島3町で協議をして決定をしております。去年の台風で1億5,000万円ほどの基金を切り崩し、そして今伊仙町の基金は合計で約3億5,000万ぐらいでございます。ですから、これを単純に考えますと、25年、26年、27年であと2億5,000万円の基金を増設しなければならないということになりますので、そのための、それは必ず実現しなければなりません。それはきょうこの場において私は新たな決意として町民の方々に約束をしたいと思っております。

詳細については、また総務課のほうから答弁をしていただきます。

続きまして、直売所百菜に関しましては、総会が2年間開かれてなかったということで、担当課長のほうから聞いたところによりますと、先般、おくれたんですけれども総会を開いたということでございます。その件に関しまして町長の指導力不足で開催されなかったことに関しましては、おわびを申し上げたいと思います。

経営に関しましては、今、年次ごとに、例えば、きゅっきゅっ便とかいろいろな形で、あそこの食材を、年次ごとに売り上げも伸びていっております。そしてまた何よりも徳之島交流ひろばほーらい館と百菜が、今まさにその名のとおり徳之島の交流の中心となってきております。ですから、この価値は我々が想像する以上に大変な価値が出てきたと。全島から多くの島民がこの島に来ると。また、いろいろ島に観光に来られる方、交流に来られる方々、いろいろなビジネスで来られる方々、学校の教員の方々、県の職員の方々は、まずほーらい館、百菜に来ることはもう当たり前のようになってきました。それは職員、そしてほーらい館、百菜の職員だけでなく、伊仙町民みんながこ

それを突破口に伊仙町を発展させていかなければならないという強い総意と決意のもとでこのような効果が生まれてきていると私は確信をしております。

ですから、今後いろいろ、なくさみ館もできたんですけども、どのようにして外からの人たちが町に来るか、島に来るか、今いろいろ交流人口がふえていても泊まるのはみんな他町ではないかというふうな批判もありますけれども、私はまず島全体に人が来て、島が豊かになることが伊仙町も豊かになることにつながっていくし、今宿泊、ホテル等を含めていろいろ交渉をしていますので、近いうちにこの地に新しい形での宿泊形態をつくり出していきたいと思っております。

そういった意味で今、百菜はモクモクづくりファームと一緒にやっていくということで、県の地産地消部門の大賞も受賞したほど評価が高くなって、その期待はますます大きくなっていきますので、今後そのような形での組合員の方々の奮起を促していきたいと思っております。

それから、歴史民族資料館に関しましては、これは県と何回も交渉して、あそこに歴史民族資料館を移転するという事は県も100%了承している状況です。それは県のほうからもそのような勧めもありました。

ただ、当初、農業高校跡地に関しましては、いろんな公的機関に限ると。しかも一つの団体に限るということで学校を通じていただきたいという話がありましたけれども、それは上木議員もご承知のとおり、今の伊仙小学校の敷地から移してはいけないという住民の方々の強い意向のもとで今の伊仙小学校を改築した状況でございます。その後、この伊仙町議会がみずから提案した大島養護学校の分校という話も含めて県と交渉をして、1年間おくれましたけれども、ことしの4月の計画でしたけれども、いろんな登記の問題で5月前後には伊仙町に無償譲渡になりますので、新たな歴史、そして文化というものがまちおこしの起爆剤になっていくという時代になります。それは世界自然遺産を含めてそうでありますけれども、そういう時代に向かって取り組んでまいりたいと思っております。

知事の問題は、知事は、この問題に関して今は高く評価をしておりますので、その当時は何か県道を見てちょっとご立腹なされましたけれども、過去の話でございますので、またそのようにご理解いただきたいと思えます。

○企画課長（牧 徳久君）

上木議員のGDP（町内総生産額）について、平成22から24年度の町内総生産額は幾らかというご質問に対しましてお答え申し上げます。

現在、町内GDP（町内総生産額）の数値については、これについては県が集計を行っておりますので、平成22年度の数値が確定しまして、市町村ごとの結果が公表されるのが3月の末日となっておりますので、そのため24年度の町内総生産額の数値についても平成26年度の3月に結果が公表されるものと思っております。

ちなみに、22年度以前の3年間の分を申し上げます。平成19年度の伊仙町内総生産額は168億1,367万8,000円、平成20年度が167億7,585万1,000円、21年度におきましては174億4,955

万8,000円という数字が出ております。

以上でございます。

○総務課長（窪田良治君）

上木議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目、中長期財政計画について、まず1点目、平成26年度以降、単年度実質収支がゼロないし、赤字が累増する予測となっている。徳之島用水1から2期の町負担金の償還をどう考えているかという形でございます。先ほど町長のほうからご答弁がありましたように一括償還をしていくという形でございます。

上木議員の質問というか、そこについては中長期財政計画の14ページをごらんになっての質問と思われる。ページの分等にこのままで何の方策も講じない場合との文言がございます。その後15ページ以降に財政運営方針の基本的な考え方を述べております。健全化方策取り組み後の見通しを21ページに表記してございます。この計画につきましては平成24年度の台風前の計画であり、若干変更が生じますけれども今後またさらなる努力が必要であると考えられます。

ちなみに、先ほど町長のほうからありましたように、徳之島用水の償還につきましては、用水1期分が3億3,524万円となっております。2期分につきましては2億6,528万6,000円という形で一括償還に組み入れていきたいと思っております。

2点目の平成24から28年の5年間を「短期重点期間」と位置づけ、財政健全化の具体策を断行するよう提言したが、どうなっているのかという趣旨についてお答えをいたします。

中長期計画の15ページから述べておりますけれども、昨日、杉並議員からご指摘がございましたように、この財政健全化を図るために中長期計画のほうも今後整備をして、今24年度が始まっておりますけれども、もっと内容のあるものにしていくために頑張るところでございます。そういう形で職員及び議会、さらには町民の協力が必要と考えられます。

本町の財政は非常に厳しい状況にあることも改めて認識し、職員一人一人が創意工夫と経営感覚を発揮し、常にコスト意識を持ち、事業の緊急性、必要性を精査し、歳出削減や新たな財政確保などにさまざまな方策を検討実施し、全庁職員一丸となって取り組まなければならないと考えております。そういった形でもっと課長会と課長補佐会等において全職員の意識のもとにこの計画を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○経済課長（樺山 誠君）

上木議員の質問にお答えをいたします。

本町の農林水産物の販売形態と申しまししょうか、流通形態に関しましては、農家個人による個販という形と、あと、商社による買い付けあるいは農協さんの共販という三つの大体形態でございまして、その中に平成21年の4月の12日に百菜がオープンしまして、百菜の売りの形態が加わってきたというふうに考えております。

その中で、我々経済課といたしましても、町といたしましても、百菜に対しましていろんな一緒に仕掛けをしましてまいりました。その中できゅっきゅっ便の創設、きゅっきゅっ便の開発と言うんでしょうか、そういうこともやってまいりまして、百菜と本当に非常に近い関係でいろんな施策をとってきたわけですが、その中で21年度には総会が行われたと報告がありました。22、23年度、総会がなくて報告がなかったという状況でございましたけれども、3月の4日に百菜の会員の皆様のご努力とご理解によりまして、百菜が無事、22、23年度という少しいびつな形ではありましたが総会ができた。あと、業績等に関しましても百菜の会員さんに理解をしていただいたと考えております。その報告も3月の4日にいただきましたし、これから24年度の総会においては平成25年の6月ごろにしっかりやっていくという総会の席上の組合長の決意もありましたので、それを信じながらまた一緒に町と一緒に百菜を伸ばして農家所得の向上につなげてまいりたいと思っております。

○社会教育課長（當 吉郎君）

上木議員の質問、歴史民族資料館の旧農業高校跡地の校舎へ移転した事情と旧施設の今後の利用計画について補足説明をさせていただきます。

旧歴史民館は、長年にわたる収集資料の増加に伴い、収蔵室や閲覧室の不足や、また、観光客用の大型バスが乗り入れできないなどの課題がありました。

このような状況の中、旧農業高校跡地の校舎を含めた敷地の一部を公的機関である伊仙町が有効活用するのであれば無償譲渡が可能であるとの方針のもと、教育委員会で利用計画を策定し、農業高校跡地利用検討会において検討して、昨年8月に一部移転し、伊仙町歴史民俗資料館として一般に開放しているところです。

また、旧農業高校跡地が鹿児島県より現在無償貸し付けの状態であるため、旧歴史民館には現在も多数の資料が収蔵されています。今後、旧農業高校跡地が町のほうに無償譲渡された後に資料の移転等を行い、旧歴史民館の今後の利用計画を検討していきたいと考えております。

○12番（上木 勲君）

それでは、各項目にわたって質問をいたします。

町内総生産額については、これはまた後ほど資料でもいただきたいと思っております。このことについて、私らでは全然内容がわかりませんので、これからその資料をもとにいろいろまた勉強もしていきたいと思っております。これは、ただ、今伊仙町の財政の参考にするために、伊仙町にどれぐらいの、とにかく財貨が年間入っているのかといったことをあれするのために資料請求という形でしたわけですが、すけれども。

それで、これをもとに、これからまた私たちは町内で、今町内での各商店のいわゆる町内消費ちゅんですか、町内で買い物するあれが大体1日町民1人1,500円ぐらいで、1,300円ぐらいだと、町内では今のあれがですね。そういうことで、それだけ今大きな金額が町内に入っているということで、これをもとにいろんなことをまた私らも考えていきたいと思っております。このことについては、こ

の内容をお聞きして後ほど県の資料を催促に、詳しく中身の積算した積算資料のあれは今企画のほうにあるわけですか、県からいただいているわけですか、それを。

○企画課長（牧 徳久君）

この資料については、県下全市町村、これが県に行きまして、これが集計になっているわけですが、鹿児島県のホームページを開きまして市町村民所得推計と検索していただければさっき申し上げましたこの19年度から22年度までは数値が出るわけでありまして、市町村民所得とかもついでになっておりまして、人口1人当たりの所得、総生産、こういったのを詳しく出ておりますので、他市町村とも比較できますし、今後このホームページを開いていただければ参考になるんじゃないかと思います。

○12番（上木 勲君）

わかりました。またこれは私らのほうでまた資料を取り寄せていろいろ中身等検討にして参考にしていきたいと思います。

次に、中長期財政計画についてなんですけれども、今町長は、これを一括償還、まず三京ダムの件については一括償還をするということなんですけれども、これは必ずやると町民に約束するということなんですけれども、その財源はどういうことを今考えているわけですか、財源。三京ダム、中長期で、大体これはあれなんですけれども9億9,600万円、約10億円ぐらいになるんですけど、もっと詳しく説明してください、このことを。これは全額、1期、2期全額もうこの26、7で償還すると、ということですか。それどのような財源をどのようにするのか。

○総務課長（窪田良治君）

先ほどもご説明を申し上げましたけれども、議員にご説明申し上げます。

総額償還額としては、一括償還の場合は6億52万6,000円、これが一括償還額。これは1期工事、1期と2期の合計額でございます。

まず、27、28の一括償還をするという形で先ほど町長からございましたように、2年度にまたがって1期分と2期分という形になります。1期分につきましては3億3,524万円、2期分につきましては2億6,528万6,000円という形で償還をしていくという形でございます。1期、2期に年度にまたがって償還をしますので、その合計額が6億52万6,000円という形です。

先ほど上木議員のほうがおっしゃってましたように9億2,700万円という形の償還金という形がありますけど、これにつきましては分割償還をしたときに、例えば27年から44年まで分割償還をしたときに利息を含めて9億2,787万5,000円になりますよということでございます。ですので、一括償還をすれば利息そこら辺については要らないという形で、6億52万6,000円という形です。

以上でございます。

○12番（上木 勲君）

それを一括償還する場合にどういうふうな、財源はどこからどうしてそれ、今の状況ではそれはちょっと私は難しいような気がするんですけど、どうするわけですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

国営の負担金に関しては、ガイドラインの都合で20%までは起債ができるようになっております。6億のうち20%、約1億2,000万を起債で借り入れ、残りは一般財源になるかと思えます。以上です。

○12番（上木 勲君）

6億何10万円から20%、1億2,000万円、あとの4億8,000万円、約5億円近い、それは一般財源で償還すると。これは27やって、今の予定では何か可能ですか、これ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今現在、財政調整基金が24年度末見込みで2億1,900万円、減債基金で1億3,000万円、3億4,900万円、今24年度末見込みで基金がございます。これを充当してまた残りの分を今後積み立てていけば可能かと存じます。

○12番（上木 勲君）

何か来年度から前の年度のあれは実質収支はゼロだと。ゼロということは結局は赤字かもわからんし、ゼロなのかということじゃないですか。そしたらこれは、それを捻出できるのか、それは先の話だからその場になったら分かるということですけど、何か考えたらできる状況じゃないでしょうか、どうする財政課、これ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

健全化計画の14ページのほうには、今現状をそのままいけばという想定に基づいて一応作成しております。先ほど上木議員がおっしゃるように先のことはわからないんですが、捻出しなければならぬ、しないんじゃないかと捻出しなければならぬと思っております。

○12番（上木 勲君）

そういうことで厳しい状況にあるということをもみんな共通認識を持たんにやいかんと思っているんですけども、きのうの杉並議員のずっと地道な一つずつの検証をきのうしてたんですけど、ああいうふうなみんなが後々町のあれでみんな共通認識して論議して資料を出し合ってちゃんとした今の財政見通しも、これは本当言ったら、これは私は信頼できないですよ、この計画を。

そこで、できないからといって今度は何も放置しておくというわけにもまたいかないということになるんですけども、何もしなかったらこうなる、何もしたらまあ何とか先送り先送りでいけるということですけど、しかし何というか、町長、このまず今の長期財政計画です、これをこの健全化財政を何というか、こういうちゃんとした各住民とかあるいはまた役場全部入れて実際に今このあなた方が、これ見ると、財政が非常事態的状况にあると。もう財政課が来年からゼロなのか赤字なのかわからんといった資料、何もかんにも赤字、4、5年はとにかくゼロ、ゼロということは赤字か何かわからないというような資料を出して、それで今のような状況なんです。では、これはこういうふうな財政の問題は私は解決できないと思っております。私が思うんじゃないかと。

それで、町長、これを実際に何かちゃんとした財政健全化計画か何とか、みんな各課、職員でも

プロジェクトチームをつくるとか、職員の中でもプロジェクトチームをつくるとか、あるいは職員の中でもみんな各課入れて本当に一つ一つ審査あれして、検討して、こういう計画をつくって実際にやらなければ打開するのは難しいんじゃないか。どう思います、今みたいに今のこれでいけんのじゃないですか、きのうの杉並さんのお話では今の税金の徴収率も16%とか。私はもう何年か前に町がこういう状況だから話は余談ですけども、8月ぐらいに来年3月まで、ことしじゅうのも全部払ってますよ、全額。

だから、そういう形にみんな意識を持ってするために、今ここで私はそれを狙いに言ってるんです、この質問は。この非常事態という財政状況を認識して、そしてちゃんと役場がもう全面的に財政再建に取り組むという姿勢がないとできないと。あなた、最高責任者としてどう思いますか。それは大久保町長がいろんな建物をいっぱいつくった、何つくった、こうつくったでも、財政が行き詰まったらもう批判を受けるのはその時の町長ですよ。そのことをちょっと聞きます。

○町長（大久保明君）

私が町長になったときの基金残高はもっと少なかった状況の中で、当初その基金を、具体的に今正確な数字はありませんけど、数倍に基金を伸ばしてまいりました。そのおかげでいろんな、ほーらい館、百菜の建設費ができたし、いろんな事業ができたわけでありまして。

そして、その後さらに今度は基金を伸ばしてまいりました。今回非常に少ない状況になったんですけども、上木議員が何回も申し上げているとおり、一旦この公共事業の大型プロジェクトはこれで終了しますということを何回も申し上げております。これからは財政再建のために、健全化のために職員の方々にも強く理解をしていただくと。そして、町民の方々にもそのことはしっかりと理解をしていただけることは十分可能であると思っております。

提案のあったそういう町役場の全庁的な形でのプロジェクトチームなどは、これは確かに綿密な形での各課におけるいろんな備品、人件費、あらゆるものを厳しく縮減をしていかなければならないということは、これからもこの3年間にわたっては厳しく我々も職員も、そして何よりも町民もそのことを説明をして理解をしていかなければならないと思っております。

上木議員のこのたび重なる質問に対しまして、我々はさらに真摯に受けとめて謙虚になり、町民が財政的に厳しい状況にならないということを強く訴えていきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

今、それはこういうことですから、何といても財貨、この借金返済というのは需要価値、そのときに生活して、町も持っていて、町が機能して、そしてそれを何とかして作り出してそれをマイナスを埋めていかにやいかんわけだから、どこかから金が噴いてくるわけやなし、どうにもできなくて、自分らで経常収支で給料をもらって何して、そしてそういう中で今これ大体9億余りずつぐらいの返済になっていくと思うんですけど、9億ぐらいのそれを返済していかにやならん、そしたら借り入れは4億ぐらい、4、5億しかできない。だれが考えても難しい状況だと考えて、それを何ぼ論議しても具体的にそれを実際にはもう一応何とか、どっかから財産を売るか、あるいは

は借り入れしても借り入れできたらいいけど、借り入れももうなかなか上に限度があってできない。そうしたら自分らの給料を削減するとか、それも限度がある。私はさらに問題だと思っております。

そこで、これは私は平成8年から議員をしております、町長が前の町長のときに私もやっております、その時の平成7年の決算書なんですけれども、その時にはその前の日にあれに、芳倉さんがあれの時代が終わって樺山さんの時代になる、平成7年になるんですけれども、大体18億円ぐらい基金があるんです、この時には18億、伊仙町内です。財政調整基金3億8,000と辺地債3億とかずつとあって、総額では18億と書いてある、このときにです。

それで、そのときの芳倉さんは、私も個人的に親しかったので、よくその家に行ったら、芳倉の場合は今の総務課長のおじさんだから、総務課長、そういったら、おじさんじゃない。いや、そこに行ったら曲がったくぎを拾ってきて、おい勲、これは伸ばしたらまた使えるんやでと。それから、1円を無駄にする者は1円で泣くと言って、こういう家の書斎に張ってあったんです。1円を笑う者は1円に泣くということで。私にそれをあげなさいちゅうたら、あげるちゅうというのはどうなるとるか知らんけれども、もらいたいと思っているんですけれども。そういうようなことであるんです。

そこで、伊仙町の財政課、ちょっと聞きますけれども、こういう実態で、先ほどの企画課長の答弁では170億と言ったから私も気が大きくなったですよ、町内総生産が。ところが、私が財政課から前にいただいた資料によると、給料200万円以上の人は伊仙町で何か40万以下か30万以下か、あれは税金免除されるのは。そして、それから40万、10万おきぐらいで段階があって、私で190万ぐらいになっているんですけれども、200万円以上の人は大体、これは個人プライバシーとかいろいろあるんですけど、200万円以上の所得の人は税金を払ってのけて可処分所得というか、200万円以上の場合何人ぐらいおるんですか。ちょっと聞き、参考のためにあなた財務課長だから、大体でいいですよ。

○議長（常 隆之君）

上木議員に申し上げます。質問の範囲内を越えないように、もう一回質問をしてください。

○12番（上木 勲君）

わからなかったら私が答えておきます。私の資料では200万円以上、日本では、日本の富裕層は360万人を割って、1億以上、私みたいに工場を持っているもんとかあるいは財産をたくさん持っているもんとか不動産とかそういうこと抜きに今すぐ現金になれる証券とか株券、そういうのを1億以上持っているのが裕福な人と言うらしい。その裕福な人が360万人おると、日本では、100人に1人とか。いう資料はスイスの銀行が出しておるんですけど。それに比べて伊仙町は1億以上のいわゆるすぐ現金化できる株、それを持っている人は現金貯金やらそりゃ皆さんはおるか知りませんが、町長と副町長なんかはそういう……。

ところが、伊仙町では今みたいに私が190万だから200万以上は200人もおらないですよ、200人も。そういうふうな厳しい財政状況でこれだけのいわゆる起債なんか持ったら私は大変だということを言いたいわけです。

そういうことで、町長、ちゃんとした、前もこの行財政改革委員長をしたときにも最重点課題として、もう夢や希望を語るときでも、この財政が将来にいっきゃさ、金が入るとかどうとかいう、どうなるとか、ちょっと余裕を見い出せなかったら夢も希望もないわけだから、それを幾ら語っても。それで、こういう中でもそれをちょっと地道にしていかにやいようがないということで、その財政健全化計画をちゃんと、もう町挙げてやるんだという、ちょっと考えありましたら、そのようなことをちょっとまた答えてください。

○町長（大久保明君）

先ほど上木議員が申し上げたとおりです、いろいろ歳入を町民所得をどのようにして上げていくかということが税収、自主財源増につながっていくわけですので、そのための施策をずっとやってきたということでもあります。そのことが財政規律という形で、何もしなかった場合に基金もふえるかもしれないけれども、恐らく税収はどんどん少なくなっていくという結果になるわけだと思いますので、その辺のプラスマイナスのバランスをしっかりと考慮しながら、やはり伊仙町をこういう町に持っていこうという夢がなければ何も発展は絶対あり得ないわけですから。ですから、夢を持ちながら財政の問題も、そして外貨をいかに獲得していくかということも絶妙なバランスをとりながらやっていくのが政治じゃないかと思っておりますので。

もちろん財政健全化に向かつては町職員、そして全町民が一丸となっていけるような機運を必ず醸成していかなければいけないと思います。

○12番（上木 勲君）

何回もさっきから言っとるけど、そういうような財政健全化委員会とかそういう組織をちゃんとつくって、組織的にちゃんと一つ一つ詰めて、ちゃんといけるのかいけないのか、そんなばつと雲をつかむような話ばかりしたってこういう問題は解決できません。それもう一遍言ってください。

○町長（大久保明君）

何回も答弁しているとおりでございます。それは財政健全化に向かつて全力で取り組んでいくということは何回も申し上げております。

○議長（常 隆之君）

質問を次に移ってください。

○12番（上木 勲君）

それで議長の指示ですので、これでこの問題はまた、こうなってからどうにかしようと。私も自分自身も借金に追われて、そうして追われてあっちこっち、その場になって高利貸しに走ったり、最近の何とかローンみたいなのをやったりいろいろやったことがあるから、それでは解決できないから町はね。私個人だったら破産宣告でもして財産を自分のを売って、僕のを分けてくれと言ったらそれで終わりかしらんよ。ところが町はそういうわけにいかないでしょう、町は。やっぱりそういうことで自分の体験からも申し上げた次第です。

それで次の質問に移っていきます。農林水産物はこういうことで、どんどん商品売って、それ

で町内を活性化させて町民所得を豊かにして税収をふやすと。希望と夢の持てる百菜と、こういうことであるのですが、そうするには企画課長が到達点とかそうなるように目標を言ってくれ、これをどういう形で持っていきますか。どういう組織で。今のものはわかりませんよ、何かはっきり。極端に言えば、あなた、皆さんの方針が定めれば私も株式会社でもつくって受けてみようかとかいう気もありますよ、そりゃあれだけの施設ですから。だから、どういうふうなあれを組織に町があるの形に持って行って、あの施設に活かしていくのかと。ここがそれをはっきりしないと、あなた方執行部だけでそれを決めて、議会にも提示して、こういう形でちゃんと持っていきますということをしなければ、だったらこの議会でも全員協議会でも開いて、そして中身も今まで5カ年ぐらいのを全部検証して、こうしていったらいいかということのを全部で論議して、こういう形でやっていかんにかんにかんなど。あるいは株式会社か、あるいは農事組合か、あるいは個人、一個人に受けさすのか。今、株式会社ということで阿久根が、ここに資料ももらってますけれども、阿久根が株式会社つくって、ちょうどこっちの同じようなもんや。株式会社つくって法人してやっていくということで今やってるんですけど、これもどうかなと思うんですけども。ここにこういうあれがあるんですけども。そういういろんなことをちゃんと町があるべき姿を決めて、それに向かってするか、そういうことも必要じゃないですか。

○経済課長（樺山 誠君）

現在あの施設におきましては直売所百菜と契約をして賃貸しております。その中で百菜の内容をどういう内容にするかというお話でございますけれども、その件に関しましては百菜のほうでの組織の考え方ということで答弁を控えさせていただきたいと思っております。我々からどういう組織にしないとかそういうことじゃなくて、その辺をご理解いただければなと思っております。

○12番（上木 勲君）

町が、ここの伊仙町の今もうこれは一番重要ないわゆる施設としてああいうつくってやっているあれを、その百菜の皆さんに任ず、やり方を、これはおかしいんじゃないですか、これ。町が大体こういう形で、目的、あそこがこうなってもらいたい、こうなってほしいということで、あるビジョンを示して、そこに向かってあそこを委託する。個人にあれの施設の目的とせんとところを実現するために個人に委託する、あるいは組合どこそこにするということのを、ここで論議して、町執行部がして、いわゆる民間委託ですか、あるいは町で直営するのか、そういうことをちゃんと決めてやらないと、あんたそりゃ、百菜にそのやり方をどう思いますか。

○経済課長（樺山 誠君）

百菜との契約期間もあるわけですが、契約期間の中であるわけですから、ちゃんと百菜のほうでの組織関係の組織の中身、規約の変更、その辺を百菜でしていただくと。町がこういうふうにしなさいとか、そういうことはしませんよということです。

○12番（上木 勲君）

百菜に、こうしなさい、ああしなさいと言うんじゃないに、町としてはあれだけの施設を作って

今の目的意識を持っている町内の経済浮揚という形でやっているわけだから、その目的に沿ったいわゆるあり方を遂行していくということじゃなければいかなのじゃないの。

○議長（常 隆之君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時32分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（樺山 誠君）

交流ひろば農林水産直売所の設置及び管理に関する条例に従って、百菜の運営に関して指導等をこれからやってまいりたいと思います。

○12番（上木 勲君）

今の経済課長のあれみたいに、ちゃんとこれを町のあそこのあり方、これは条例も僕らもよく勉強して、これからあそこのあり方についてどう本当に目的とするかということをやっぱりやっぴかんにやいかんと思います。

それで今とりあえずは条例があるから、その条例によって向こうがちゃんとその条例に沿った運営ができるように、また指導して、指導ちゅうか、それに沿ったあれをやっていただきたいと思います。

それはまた繰り返しになるからいいけども、わかっていることだから。町長に対して、いわゆる業務委託契約書、あれに毎月報告をすとか、契約書の中身です。報告するとかあるいは毎年の決算書を速やかに渡すと、そういうことは今までに履行されているんですか、ただそれだけ聞いておきます。

○町長（大久保明君）

毎月定例の報告は受けておりません。ただ、半年単位スパンでのいろんな売り上げとか、それからいろんな来客数とか、そういうことに関しては報告は受けております。

○12番（上木 勲君）

そういうことが曖昧になっておってあれしたからこういう問題で2年も3年も決算がなされてないということになっておって、それに対して例えば条例もあることだし、そういうことの指導体制がなっていないからこういうふうな形になったから、これを是正してもらいたいということでありますので、そういうことで運営がちゃんとできるように希望しましてこの問題は終わります。

それで、次に、資料館は向こうが手狭まであれであったという、私はもっとこれは、この問題については最初に、何かもっといろいろ状況判断して、向こうの農高の跡地利用の問題とか絡めてもっと計画的に長期の視野であれはあのように考えてもらいたいと思っと思ったんですけども、その

ようなこと言わんあのようになっている形ですけど、もう今の時点ではあそこはこれからずっと、一時じゃなしにこれからあそこを恒久化して向こうにやっていると、そういう考えですか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今の質問なんですが、今後も続けて歴史館をあそこに配置するのかということなんですが、これは今まで利用計画等、先ほども答弁しましたけれども、教育委員会のほうで、教育委員会の事務局並びに歴史館を向こうに持っていくという計画を教育委員会のほうで計画しまして、あと、利用検討委員会のほうでも検討していただいて、教育施設は向こうに移動するというので、ほぼ無償譲渡化というのは先が見えておりますので今後も引き続き向こうに配置をして、今後またいろんな補助事業等を町の財政に鑑みながら補助事業等がとれるのであれば、あとは埋蔵文化センターあたりも引き続き2階、3階へと設置をする予定で考えております。

○12番（上木 勲君）

恒久的というか、将来は文化財の中心的なあれすることも考えられるということですけど、それはそれでいいでしょう。

それで、今とりあえず向こうに闘牛資料館みたいな形、入り口に何かできているんですけど、あれは今度向こうに目手久に移転する、あの闘牛資料館をここにそのまま置くわけですか。向こうに何かつくってあるので向こうに移転するのか。

○企画課長（牧 徳久君）

目手久については、伝統文化情報発信施設でありますので、これについては島の伝統文化、闘牛も含めてですけど、こういったパネル展、あるいは映像資料で訪れる外部の観光客の皆さんやら集落地域の皆さんに入館料をいただきまして、これを伝統文化の資料展示室という形で4月から運営してまいりたいと思います。

○12番（上木 勲君）

そのような今向こうにあるあれを向こうに移すのかと聞いたわけなんですけど、その辺がちょっとあれなんですけど。

○企画課長（牧 徳久君）

民俗資料館にある資料については移転いたしません。今、今回の資料展示室については大島地域の地域振興事業、これらの予算をいただきましてこれで進めているところでございます。

○12番（上木 勲君）

いや、私はある先生を案内してあそこの資料館に行ったんです。そしたら、ちょっと、こう言うたらあれですけど違和感があって、高校の入り口に、前の校舎の玄関口にずっと闘牛のあれが張ってあるんです。そうすると、それは全部闘牛のいわゆる案内所なんです。どことか上木牛とするとかね。そのチラシをずっと張ってあるもんだから、何かその辺でちょっと違和感があったりしたんですけど。そこで企画課長ついでに伝承文化のあれが出ましたから、そういうところでその先生方の話にもなったんですけど、中身は詳しくは言いませんけれども。

今までのなくさみ、昔の、昔のなくさみと、それから料金を取ってする鬪牛興行、鬪牛の興行、もう商売や事業で入場料を取ってやる鬪牛興行と伝統伝承文化のなくさみとの、このすみ分けを今度ことし鬪牛シンポジウムですか、そういうところもありますから、やっぱその辺のちょっと線引きをやっぱりずっとしませんと、これから先いろいろ私は支障が出ると。こう言うたらまたあれですけど、私のついこの間知っとる人でも徳之島で、伊仙町で自分らは。

○議長（常 隆之君）

質問の範囲を越えないようにお願いします。

○12番（上木 勲君）

財産だと言って子供が喜んだんです。伊仙町で受けた情操教育で今自分たちがあって、自分たちは感謝しているということでしたので、その伝承文化と、それからいわゆる鬪牛興行のその線引きが非常に難しい問題だけれども、やっぱり皆さんが知恵とあれを出してやってすみ分けをして、これがいけるように希望しまして、希望して終わります。終わります。

○議長（常 隆之君）

これで上木 勲君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時02分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○13番（美島盛秀君）

13番、美島盛秀でございます。

平成25年度3月定例会第1回定例会において、一般質問の許可が下りましたので質問をいたします。質問をいたします前に少々申し上げたいと思います。

大久保町長の施政方針の内容についてとそれから政治姿勢について、大きく通告をしてありますけれども、その前に平成13年の10月からここ3年と3期11年4カ月間大久保町長が全力で頑張ってくれたということに対しましては、きのうとそしてきょうと一般質問の中でもその気持ちが表れていると思っておりますが、しかしその反面町長もおわかりかと思えますけれども、いろいろと問題をあるということも理解をしていただきたいというわけであります。

町長におかれましては、12市町村の町村会会長、リーダーとして今一生懸命取り組んでいる姿には、多くの町民や郡民の皆さんが賞賛していることと思います。そういう中であって、昨年12月には衆議院の解散、総選挙という大きな時代の変わる節目にもなりまして、私が最も尊敬をしている政治家の一人である保岡先生がまた帰り咲いたということ、そしてまた徳田代議士が3期目を当

選されたということ、この流れにおきましては自民党が圧倒的な大差をもって勝利をしたということとは私も心から喜んでいるところでありまして、奄美のために、そして日本のためにいい流れができたということで心で喜んでいるところでもありました。

しかしながら、明けて、あの徳田代議士のスキャンダル問題が報道されました。本当に情けない思いで今いるところでもあります。その後援会長を務める町長はそれなりの責任も考えていることだろうとは思いますが、この動向は今後いろいろ見守っていきたく、こういうふうに思っております。

徳田先生が自民党に入党した平成16年でしょうか、そして保岡先生とつむぎ姿で握手をして「奄美の心はひとつ」というあのポスターを見たときに、私もあれから心機一転議会議員として頑張らなければいけないという深い反省の念に立ってきょう今日に至っているわけでありまして、永遠に私はあのポスターの姿は奄美の持つ姿だろうということで、ここまで徳田さんやあるいは大久保町長に協力をしたり、また助言をしたりしてきたと自負をいたしております。

そういう中で、通告をしてございますけれども、町政はどうなっていくのかという懸念等もあるわけでありまして、3期12年という長期政治、権力がもたらすものがどういうものであるかということ、この施政方針を通して、あるいはまた町長に政治姿勢を正し、議論していく中で、今後の伊仙町政を見守っていきたくと前置きをして質問に入らせていただきます。

まず、大きな1点目として、施政方針についてでございます。通告してございます施政方針について、大久保町長の意図とすることは十分理解できるわけでありまして、先ほども申し上げたとおり、一生懸命頑張っていることには敬意を表わしています。過去11年4カ月を検証し、今後の施政方針について具体的にお伺いをいたします。

まず、「株式会社 伊仙町」のリーダーとしての目的、またなぜ「株式会社 伊仙町」というふうに捉えているのかを伺うものであります。

次、2番目に、米軍普天間基地移設についてその真意を問うということで、今朝鮮問題等がエスカレートする中で、今度どのようなこういう防衛について考えているのか伺うものであります。

3番目に、主要施設施策について、徳之島交流ひろば「ほーらい館」の指定管理者公募断念の理由を伺うものであります。

次、4番目に直売所「百菜」の運営状況について伺うものであります。いろいろこうありますけれども、きのう、きょうと一般質問等がありました。重なる点がありますので、それは省いて具体的に簡明にお願いをいたしたいと思っております。

5番目に、福祉行政について、伊仙町シルバー人材センターの運営状況を伺うものであります。

6番目に、特別養護老人ホーム「仙寿の里」は、伊仙町が建設をして社会福祉協議会に委託しているわけでありまして、町の関連施設としての認識を持っているのかどうか伺うものであります。

7番目に、「健康長寿いせん21」を見直す中で、早世の割合が非常に高いとありますが、もちろ

ん最近の状況の中で、40代、50代、60代、若い人たちが亡くなるのが多いとあります。その理由等を伺うものであります。

8番目に、子育て支援で出生率がふえていると言っておりますが、一方で母子家庭もふえてはいないか伺うものでございます。

次に、町営住宅整備について、「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」は何年度まで計画で、またこれに伴って住宅不足ということで、空き家対策を政策の中に以前上げてありましたけれども、この空き家対策はどうなっているのか伺うものであります。

次に、徳之島愛ランド広域連合清掃審議会の報告を求めるものであり、また、環境負荷再生可能エネルギーとはどういうもので、伊仙町ではどういうふうを活用していくのか伺うものであります。さらには、クリーンセンターの油化装置はどうなっているのか伺うものであります。

次に、農業振興について、伊仙町は農業立町であります。農林水産業について10ページから12ページの7項目についての具体的な計画を伺うものであります。1番目に糖業振興、2番目に園芸振興、3番目に畜産振興、4番目に畑かん・営農振興、水産振興、6番目に林務振興策、7番目に特産品製造販売プロジェクト事業について伺います。また、今までの政策、そういう予算に伴うもの等含めて過去の事業やその実績、そういう追跡調査等行って報告をするということを9月議会、また12月議会で申し上げておりますので、その再生利活用等について調査結果を求めものであります。それに加えて農業生産額50億円達成を目指している伊仙町でありますので、この支援していく方策等がございましたら具体的に示していただきたいと思っております。

次に、商工業について、重点分野雇用創造事業は持続性があるか。また、単年度事業であれば、その後の弊害等はないのか伺うものであります。何点か重点分野雇用創造事業が取り入れられておりますので、一つ一つどのような目的であるのかもまた伺うものであります。

観光行政について、徳之島なくさみ館は徳之島地域文化情報発信施設であるが、運営方法と目的達成後の継続性、費用対効果といえますでしょうか、そういうことについて具体的に説明を伺うものであります。

次に、水道行政について、町内全域で水道水に石灰が混入していて苦情が多くあります。その対応策はないか伺うものであります。また、水道料金徴収に関連した、伊仙町職員措置請求に基づく勧告についてどう受けとめているか伺います。

次に、教育行政について、子供は未来を担う「町の宝」であります。教育行政は喫緊の課題であると考えられますが、国の教育改革でも学力はもちろん、いじめ問題、道徳教育において今後どのような取り組みをしていくか伺うものであります。

次に、大きな2番目といたしまして、大久保町長の政治姿勢について伺うものであります。まず1点目、町長は町議会に与党、野党があると認識をするのか伺うものであります。さらには、町長は、ある校区の「集落合同歳祝い」の挨拶の中で、地域を代表する議員を名指しで批判をしましたが、その真意は何か伺うものであります。

3番目に、町長は職員の適材適所に配置、異動をしているか問うものであります。

4番目に徳之島愛ランド食肉センターの稼働していない理由について説明を求めます。この件に関しましては、広域連合議会、私も毎回傍聴をいたしてございまして、連合長のほうからこれは詳しく各町で説明をして、動かない理由を説明をして陳謝をする必要があるということを書いておきますので、町長の考え、そしてその理由についての説明を求めるものであります。

5番目、綱紀粛正について、職員は本当に理解をして公僕としての任務を果たしているのか伺うものであります。

以上、大きな2点、そして項目別に通告してございますので、前日、きょうと質問等がありました。重なる点については省略をしても構いません。どうぞ明解なる答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えしてまいります。

まず、施政方針の中にあります1番の質問で、「株式会社 伊仙町」について説明いたします。

今、伊仙町は大変多難な時期にかかわっております。これは、きのう、きょうといろいろ財政問題、監査問題などいろんなご指摘がございました。特に、財政問題におきましては、これは考え方ははっきりと明解に変えていかなければならないということでもあります。それは、伊仙町の職員が町民みんなと同じような立場で、伊仙町の職員は町民が豊かになることが目的であるということを考えてみたときに、この伊仙町の農家の所得、町民全ての町民の所得が上がるためにはどうしたらいいかということを考えていかなければなりません。そのためには、農業生産額をふやしていかなければいけないと、交流人口をふやして、定住人口ふやして、そして今急速な少子高齢化の時代の中で、あえて人口をふやしていこうという高いハードルを掲げて、それをそれに向かっていかなければなりません。

施政方針の2ページにも書いたとおり、これから伊仙町が少子高齢化の時代の中で、日本社会の近い将来のモデルになる町になる最短距離にあるということを全町民が自覚をしていけば、私はこの組織として「株式会社 伊仙町」が最優良企業であるという形に持っていくためにもそのような目標を掲げたわけでありまして、ですから、民間の会社というのは、これは企業の利益や目的ではありません。その地域が豊かになること、社会全体に恩恵を被ることが企業の目的であります。公務員は、公僕としてその地域の住民一人一人に奉仕するということが目的であります。ですから、官も民も目的は同じであります。公務員がその地域が豊かに、例えば利益を得るために働くということは当然であります。公務員がいろんな営利目的でやったらいけないという表現は、これは詭弁であります。ですから、同じような気持ちで、「株式会社 伊仙町」という気持ちをもってこの企業がどンドンどンドン伸びていくための強い意志と戦略を持たなければいけないと、そして県、国と交渉するような提案する能力、そういう知恵と能力も身につけていかなければならないという意味において、私は「株式会社 伊仙町」という表現が最も適当であるというふうに判断して、今回あ

えて申し上げているところでございます。

続きまして、この米軍普天間基地移設についての真意は、これは3年前も今も変わりません。これは、島の農業、自然、歴史、文化を守るためには、米軍基地が来て、多くの土地が収用され、そして農業が、畜産ができなくなると、そういうことになれば島の将来は非常に厳しいものになるし、土地で得た利益を持って島から出て行くというのが明らかでありますので、そのことに関しましては今も変わりはありません。

先ほど、今、外交安全保障状況がかなり変わってきたという話でございますけれども、我々は、しかしながら、今南西諸島の防衛という形で、特に沖縄県の八重山群島においては自衛隊の増強という話がございまして、奄美群島におきまして、国は現在のところ自衛隊の増強等は考えていないようでありますので、そういう期待があるかもしれませんが、私の真意は変わらないということでございます。

ほーらい館の指定管理者断念の理由につきましては、館長のほうから答弁をしていただきます。直売所の運営状況については、担当課長のほうから、5、6、7、8番に関しましては保健福祉課長、町民生活課長等から答弁をしていただきます。9番のほうも建設課長、そして10番は環境課長等から答弁をしていただきます。11番は経済課長、12番は企画課長、13番も企画課長、14、15番に関しては、まず水道課長のほうから、総務課長のほうから答弁をしていただきます。16番は、教育委員会からの答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の①の町議会に与党、野党があるという認識するかという問いでございます。

法的には、この国、県のレベルにおいては、政党、会派に所属しなければならないと思っておりますけれども、市長村議会において、会派をつくることは制度上可能でありますけれども、伊仙町議会において、与党、野党という形で政権政党があるとかないとかいうことは法的に必要ではないというふうに既定されていると思っております。以上の意味において、与党、野党はないというふうに認識しております。

続きまして、②の合同歳の祝いの件に関しましては、これは美島議員の集落でございます。この伊仙町は、今以前のような対立がなくなって、そして一致団結した町づくりをしているという話の流れの中で、伊仙町議会も今正しいことは正しい、間違いは間違いだというふうな表現をいたしました。その中で、私は少し軽薄な発言でしたけれども、正しいことを間違いがある、正しいことを間違いだと言う議員もいるということも申し上げました。決して名指しをしてはいないわけでありますのでご理解いただきたいと思っております。

それから、町長は職員の適材適所ということでございまして、私は11年にわたって、今職員の方々のいろんな町に対する奉仕の精神、誠実さ、責任感、そして技術を磨いていくという向上心、そして周りをまとめていくという協調性、公共心などを基準にして異動をしてきたつもりでございます。私が知り得る、そしてまた判断できる最大限の力を、能力を発揮して適材適所に異動してきているというふうに思っております。

4番目の食肉センターの稼働の件に関しましては、昨日の答弁で申し上げたとおり、最初の計画した予算よりかなり予算が縮減された形でのいろんな入札になったと思います。そういった中で、この機材が安く導入できるという形で中国製品になっていきました。その機材がいろんな故障が起きているということで、去年の4月に稼働できない状況の中で、広域議会のほうでもいろいろ議論いたしまして、補正予算を組んで機械の新たな問題点の解決のために今取り組んできているところでございます。最終的には、専門家が来られまして、4月からは稼働できる状況になっていると思います。そのための予算を、3月26日になりましたら広域議会のほうでもう一回提案をしていくというふうに連合長が申していますので、そのことを見据えて早急に稼働できるようにしていくことが我々の責任だと思っております。

5番目の綱紀肅正に関しましては、これはまずは副町長のほうから答弁をしていただきます。以上でございます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

指定管理について、断念した理由について説明いたします。

平成24年9月1日から10月10日まで公募を募りましたところ、3業者1個人の方が公募いたしました。そのうち2業者については、書類等の不備で検討に値しないと判断いたしております。管理運営経費等の不備であります。また1業者につきましては、財政難の折、経費削減の目的に合致しないと判断いたしました。これについては、町の負担額5,500万円を提示されております。また、1業者につきましては、総合的な判断で地域密着型に適していないと判断いたしました。書類の中に、「弊社は設立を2年と日は浅いですが、企業決算におきましては、昨年度、23年度では赤字、営業損失1,000万円ながらも売り上げは1億円を達成しました」とありました。また、再度25年度において、5月の中旬より7月の末日までを3カ月間の猶予をもって公募を募っていきたいと考えております。

また、審査にあたりましては、官民の運営方針や外部委託緊急時の体制、個人情報保護、住民サービスの向上対策、管理運営経費、現在の経営状況や職員体制などを審査いたしました。

以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの美島議員の直売所百菜の運営状況に関しましてお答えいたします。

22年度の売り上げでございますけども、9,924万6,055円というのが22年度の売り上げでございます。23年度の売り上げが1億2,589万79円でございます。

それと、レジを通過したお客様の数に関してお伝えをします。平成22年が合計で7万2,725名でございます。1日の平均のお客さんの数が240名、営業日数が309日となっております。平成23年度合計の数が8万7,416名、営業日数309日、1日の平均280名ということになっております。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

美島議員の4点の項目について、順番にご説明申し上げます。

まず第1点の福祉行政について、伊仙町シルバー人材センターの運営状況はどうなっているかということですが、伊仙町シルバー人材センターは平成24年7月27日に設立され、平成24年度組織運営補助金として130万円を町から補助しております。

同センターの運営状況等については、初年度に当たり決算もこれからでございます。一般的に、各種民主団体の運営状況については、行政としても報告書を見ながら助言は行っていきたいと考えております。けれども、今回の一般質問の運営状況の報告については、申しわけございませんが公表を控えさせていただきたいと思っております。

次の点の特別養護老人ホーム仙寿の里は、伊仙町が建設して社会福祉協議会に委託しているが、町の関連施設としての認識をしているのか問うということですが、昨年の台風10号から15号にかけては、要援護者、家屋被災者などの避難場所として仙寿の里や徳之島老人ホームの受け入れのご協力をいただき、大変感謝いたしております。

ご質問の施政方針の16床増床整備云々に関しては、伊仙町の高齢化率は35%で3町では、特に高く、また施設入所希望待機者のことを考えれば必要な施設整備事業であり、平成24年度でもバックアップ用発電機を導入も行ってきており、大変重要な施設だと考えております。

次の、「健康長寿いせん21」を見直す中で、早世の割合が非常に高いとありますが、その理由を問うということでもあります。早世、早死ですが、理由としては近年急速な高齢化の進展や生活週間の変化により、疾病構造が変化し、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加しており、早世の原因お位置づけられております。

男女共に死因の上位を見ると、全年齢では全国と同様、がん、脳血管疾患、心疾患、昨年は肺炎が3位に入っております、徳之島でもです、の順位多いのですが、40歳から69歳を見ると、不慮の事故が一番多く、男性は続いて脳血管疾患、自殺、肝疾患、心疾患の順となっています。女性は、2番目が心疾患、脳血管疾患、肝疾患、自殺の順になっています。

年代別に標準化死亡比の過剰死亡比は、40歳から69歳については増加傾向になっておりまして、これが早世の大きな原因となっております。平成15年実施のSMR、これが標準化死亡比と言われるものですが、30歳から44歳の全国を100とした比率では、3.5倍のSMR値で、早世が顕著に現れた数値であります。徳之島では3.5倍の標準化死亡比だと言われております。

次のご質問でございます。子育て支援で出生率数がふえていると言っているが、一方で母子家庭もふえていないかということですが、ひとり親医療費助成数のデータから見ますと、母子、父子家庭の合計が、平成17年度48世帯、18年度55世帯、19年度53世帯、20年度、一気に上がりまして70世帯、21年度71世帯、22年度で76世帯、23年度で76世帯、24年度については75世帯と推移し、ここ4年間の世帯数は大きな変動はございません。しかし、気になる部分で、平成17年度と平成24年度を比較すると、父子家庭が多くなってきているという数値が表れております。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

美島議員の町営住宅整備について、「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」は何年度まで計画しているか、また空き家対策はどうなっているかの質問につきましてお答えします。

まず、「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」について建設課が説明しまして、空き家対策については企画課から答弁させていただきます。

まず、「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」は、平成23年度から平成32年度までの10年間を対象としていますが、計画の進捗状況等を勘案し、概ね5年経過後、平成27年に見直すことになっています。計画の内容は、公営住宅の新築、建替え、既存住宅の維持補修、老朽化住宅の用地廃止に関することです。

新築・建替えにつきましては、平成23年度の犬田布団地を皮切りに、河地団地、木之香団地と順次整備を進めているところです。今後の建設予定につきましては、当該の計画にのっとりて既存の公営住宅の戸数やその状態、敷地の選定やインフラの整備状況等を検討しているところであります。

○企画課長（牧 徳久君）

空き家対策はどうなっているかということですが、現在、伊仙町においては、空き家対策としては町内の移住・定住促進を図る目的で、24年の4月1日、昨年4月1日に伊仙町空き家バンク制度要綱を作成いたしまして、今現在進めているわけでありまして、これを現在伊仙町のホームページに掲載しているわけでありまして、家主と借用希望者の橋渡し役をやっているわけでありまして、空き家情報として町内の空き家や不動産業者の、伊仙町に唯一そえじま不動産という会社がございますが、その会社の伊仙町における物件も同時にホームページに掲載しております。

そしてまた、これから先3月、4月になりますと、教職員の皆様の定期異動があるということで、教職員向けにもこの教員住宅情報を提供しているわけでありまして、既に1軒は制約済でありまして、2軒が交渉中であります。問い合わせを含めましてニーズが多いことから、さらにこの事業を推進するためにこの空き家バンクにもっともっと活用していただくために、今後は広報紙や町のいろいろな手段を活用しまして人口増加につながるよう空き家バンクの登録増加に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

美島議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

まず、徳之島愛ランド広域連合清掃審議会のご報告をいたします。

平成25年2月15日金曜日に午後3時よりクリーンセンター2階会議室において、各町清掃審議委員、各担当課長、広域連合職員の出席のもとに開催されました。この中には美島議員と私も出席しております。

協議内容といたしまして3件ございました。まず1件目に、伐採木及び日曜大工程度における木材等について、2件目に、トタン及び金属等類の受け入れについて、3件目に、分別の徹底につい

て協議されました。審議会で既定変更等もございましたので、内容等は今年度中、つまり3月中に各世帯ごとに配付できると思います。

次に、環境負荷再生エネルギー等のご質問ですが、そのエネルギーとは環境に与える影響を害さないエネルギーのことだと解釈をしております。例えば、ソーラーシステム等の太陽光発電や風力発電等に使われている自然エネルギーのことだと思います。こういった導入、ソーラー等、あるいは太陽光発電等のエネルギーを寄与するに当たり、今後は町といたしましても補助対策等も考慮し、対応、促進、推進してまいりたいと思います。

次に、クリーンセンターの油化装置はどうなっているかのご質問ですが、現在、油化装置は故障中にて稼働していない状況だとの報告を受けております。

以上であります。

○経済課長（樺山 誠君）

美島議員の農業施策に関してお答えをしてみたいと思います。

まず初めに、平成23年、24年期のサトウキビの収穫というんでしょうか、収量に関しましては、メイチュウ被害による過去最大の減収だということでした。

昨年、本年度の24年、25年期のサトウキビの収量に関しましては、昨年の相次ぐ台風による被害で徳之島全体で14万tを割るというような状況でございます。

その中で、持続的な糖業振興をどのようにしていくかということでございますけれども、昨年度には新植の春植え、夏植えの助成だとか、あるいは推進をしてみたいけれども、春植えに関しましては260ha、夏植えに関しましては96haというような状況でございました。それに関連をいたしまして、野鼠だとかあるいはハリガネムシ、病害虫の関係、チンチバック、メイチュウ、その辺を農家さんとともに防除に心がけております。

また、種苗対策においてはメリクロン、昨年から新しい取り組みとして、メリクロン苗の圃場の設置ということで、昨年の夏植えから取り組んでいるところでございます。

25年度におきましては、まずは単収向上対策どのように取っていくか、あるいは面積確保をどのようにしていくかということが大きな点だと思います。その中で、国から今緊急的に出ている事業、サトウキビ等安定生産体制緊急確立事業というのがございますけれども、この事業を導入いたしまして、まず主な施策として種苗の確保ということで、春植え、夏植えの種苗の確保を実施をしてみたいと思っております。あと、合わせまして、メリクロン苗の圃場の設置ということを考えていきたいというふうに思っております。それと同時に、病害虫対策をこの事業の中で実施をしていくと。面積的に、夏植えが150ha、春植えが260haという面積をこの事業を使って確保してみたいと思っております。

園芸振興におきましては、引き続き単収向上対策事業、これは堆肥を投入して土壌のPHの矯正をする事業でございますけれども、これを引き続き、24年度は11.2ha実施をしたんですけども、次年度も10haを実施をしてみたいと思っております。

あと、土壌検査の推進ということでバレイシヨの植えつけ前、あるいは作物の植えつけ前に土壌検査をしてくださいと、それによる適正肥料の施肥をやっていただきたいということで土壌検査の推進も同時にやっていきたいと思っています。

あと、合わせて緑肥作物対策、バレイシヨの掘り取り後に緑肥作物、あるいは夏植えの植えつけ前に緑肥作物をつくっていただくということで、去年は50ha、ことしも50ha程度を目標に事業実施をしているところでございます。

畜産振興におきましては、優良素牛の保留事業も引き続き昨年と同様やってまいりたいと思っております。それと、畜産基盤の再編整備事業も目手久地区に導入してまいりたいと思っております。

畜産振興に関しましては町有牛の基金の問題があるんですけども、この基金に関しましては、まず回収状況、4、5月しっかり整理をしながら4、5月に整理をして、どれだけ県の基金の中から導入ができるか検討をして、早急に県の基金を使った牛の導入を進めてまいりたいと考えております。

畑かんに関しましては、畑かん事業が耕地課のほうで進められてきてるわけでございますけども、この水を使った高価値な作物の栽培ということ、次年度、平成25年度は畑かん専門員を経済課のほうに配置をしまして、水を使った作物の整理あるいは推進ということで、専門技術員を配置しまして進めてまいりたいと思っております。水がきても有効に使えないという状況だけはどうしても避けていかなきゃいけないと思っておりますので、こういう配置も現在検討して進めているところでございます。

水産振興に関しましては、離島漁業再生支援事業を使いまして、マダイの稚魚の7,500尾の放流だとか、イカシバの投入、サメの駆除、あるいは海岸の清掃、その辺の事業を集落漁業民と一緒に進めているところでございます。

林務に関しましては、町有林の造林事業、事業名が環境保全直接支援事業というんですけども、全事業の下刈り、保全に関して1.08haほど毎年進めているところでございます。

あと、農作物に多大な被害を及ぼすイノシシの駆除あるいはカラスの駆除、その辺も昨年75頭、これは駆除事業によって駆除されたのが75頭、あれでございませう。あとカラスに関しましては、119羽のカラスを捕獲カゴで捕獲をしているという状況でございませう。

あと1点、これまで伊仙町においてハウスが66棟補助事業、あるいは個人の事業として導入されてるわけでございますけども、この中を調査しますと、今現在あるハウスが61棟あります。4棟に関しては壊してなくなっていると。あと、経済性の乏しいハウスっていうんでしょうか、そういうハウスも多数見受けられますので、今この整理をしながら農家さんとしっかり議論を進めてまいりたいと。結局は、貸す意思があるのかどうか、あるいは自分でつくる意志があるのかどうか、その辺も含めて農家さんとちゃんと対応していきながら、もし貸す意思があれば借りたい人を探してあげるだとか、そのような方向も模索しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○企画課長（牧 徳久君）

12番目の商工行政について、重点分野雇用創造事業は継続性があるか。また、単年度事業であればその後の弊害はないかということですが、お答えを申し上げてまいりたいと思います。

本事業については、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金等を財源に造成した鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に基づき実施するものでありまして、現下の厳しい雇用必要性に鑑み、失業者に対して次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出、提供するなどの事業を実施し、失業者の生活の安定を図ることを目的とするものでございます。

平成25年度には、不法投棄撲滅アクション事業、障がい者実態調査事業、世界自然遺産登録対策事業、新規作物育苗研究事業、見守り活動支援事業の計5事業を実施する予定でございますが、基本的には単年度事業の扱いとなっております。

国、県の雇用関係基金事業の実施機関の延長を受けまして、その都度申請を行い採択されることとなります。事業継続のためにも雇用関係基金事業のさらなる実施期間の延長が望まれるところでありますが、平成23年度に終了した事業から雇用された失業者を対象として厚生労働省より委託された業者により雇用創出基金事業の従事経験者に関する就労状況調査が実施されました。雇用中の状況やその後の状況等が調査されているわけでございます。一部の事業を除きまして雇用期間が1年以内と制限されておりますことから、雇用された失業者の方々が新たに就労に至っているか危惧されているところでございます。こういう関係で、1年を短期間としているわけでございます。

以上です。

次に、13番目の観光行政について、徳之島なくさみ館は徳之島地域文化情報発信施設であるが、運営方法と目的達成後の継続性はあるのかということですが、今現在大島支庁の平成24年度地域振興推進事業によりまして、資料展示室の展示品整備などを行っております。この4月から資料展示室を観光客向けに開放してまいりたいと思っております。徳之島なくさみ館には頻りに団体旅行客など総合バスが見学に訪れておりますが、そういった方々に闘牛が開催されていない日でも資料展示室を見学することによって魅力ある徳之島の伝統文化を知っていただく機会ができればと考えております。また、施設への案内看板といたしまして、県道沿いに3m内外の案内看板、またつい先日駐車場の入口のところに大型の案内看板を設置いたしております。

昨年、町制施行50周年にこけら落とし闘牛大会以降、ほぼ毎月闘牛大会など利用されているわけですが、4月以降の闘牛大会、またいろんな大会が現在5月連休あたりも含めて満杯の状況でございます。今後も多くの方々が来場すると思われませんが、また10月には全国闘牛サミット大会、これが本町で開催されるということになっておりまして、この施設の目的である交流人口の拡大、こういった交流が頻りに行われましてこの目的達成ができるものと、今考えております。この闘牛だけじゃなくて、伝統文化を含めた形でほぼ毎月開催しまして、本土からのチャーター便誘致とかこういった点につなげてまいりたいと思っておりますし、またこの闘牛を含めた伝統文化、この前2月に無料の稽古大会、こういったのも開催したわけですが、これについても島民含めて

非常に期待が高まっているところであります。

以上です。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、美島議員の水道行政についての質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、町内全域で石灰問題の苦情が多くが寄せられております。当町における現在の水道区域が中部の上水道事業と東部と西部の簡易水道事業の3区域に分かれております。その各区域で石灰分の多い地下水への依存度が高い状況でございます。現段階での水道管におきましての対応策といたしましては、石灰分の多い硬度の高い地下水と硬度の低い軟水の表流水の比率改善が重要な対応策だと考えております。

具体的に申し上げますと、特に硬度の高い西部地区に関しましては、川東地下水と竿地の硬度の高い原水よりも糸木名浄水場と河地浄水場への表流水の十分な確保が必要となってきます。中部地区に関しましては、中部ダムの豊富な水源がありながらも、納原、ガラ竿といった地下水に依存している状況にあります。

また、東部地区に関しましても、面縄水源がありながらも、坂水、炭鉱といった地下水に依存している状況にあります。これらを表流水、いわゆる硬度の低い軟水に移行するには、やはり各区域においての漏水等の発見、改善が最も重要な施策だと考えております。

以上でございます。

○総務課長（窪田良治君）

美島議員の15番目のご質問です。

水道料金徴収に関連した伊仙町職員措置請求に基づく勧告についてどう受けとめているかという形で、役場の行政全体、全般を総務する立場上私のほうからお答えをいたします。

伊仙町職員措置請求に基づく勧告について、監査委員から平成25年3月1日づけで勧告書が届いております。ご指摘の勧告内容としましては、1点目に、水道メーター未検針による水道使用料の賦課徴収及び臨時用の水道料金徴収は、条例に基づき平成25年3月1日より是正をすること。2点目、水道メーターの設置は平成25年3月31日までに取りつけを行うこと。3点目、不納欠損（未処理分）については平成25年9月31日までに未納額の精査を行い、督促状の発送や町民への説明を行うなどして法令及び条例に基づき適正に処理をすることとの勧告を受けてございます。この点につきまして、担当課と、水道課ですけれども、担当課とも今後も協議を重ね、是正を図り適正な処理がなされるよう対応してまいりたいと思っております。

あと、是正内容については、担当課のほうから説明をさせていただきます。

以上でございます。

○水道課長（芳田勇人君）

ただいま総務課長のほうから説明がありましたように、水道課事業に関しての勧告でございますのでご説明いたします。

まず、勧告1の、「水道メーター未検針による水道料金の賦課徴収は、条例に基づき平成25年3月1日より是正すること」、これにつきましては、昨年から調査を実施して是正をいたしているところでございます。

しかしながら、牛舎等におきまして、メーター機が埋没し確認できない場所、また家屋の増築、これには浴室等の改築等も含まれております、によって、メーター機が隠れてしまい確認できない場所等がまだ残されております。さらに漏れがないか引き続き調査を行っているところでございます。勧告1の中にごございます「臨時用」に関しましては、今後申請があれば条例どおり賦課徴収してまいりたいと考えております。

次に、勧告2の「水道メーターの設置」でございますが、これは「平成25年3月1日までに取り付けを行うこと」と勧告されております。現在、調査をしながら随時取り付けを行っているところではございます。

しかしながら、コンクリートを割ったりしなければ取り付けられない場所、箇所、また重機で本管から掘削しなければ取り付けができないなど困難なところがほとんどでございます。業者へ委託いたしますと莫大な費用がかかってしまいますので、我々水道課の職員または嘱託員で取り付けを行っていきたいと考えております。これには人的な問題、あるいは予算的な問題等ございます。この3月31日まで是正は厳しいものがございます。ただし、勧告を重く受けとめ最善を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、3番目の勧告につきましてですが、勧告期日を目途に現在作業を進めてはおります。内容的に、1番目に現在使用中の水栓の調査、2番目に充当外、また充当外でも開栓中の水洗の調査、3番目に死亡者、死亡者の中でも開栓中の水栓はないかなどの調査・精査を行い、徴収可能なのか不可能なのかの判断、決定をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長（茂岡 勲君）

美島議員の質問、教育行政について、子供は未来を担う町の宝であります。教育行政は喫緊の課題であると考えられますが、国の教育改革でも学力はもちろん、いじめ問題、道徳教育において今後どう取り組んでいくのかにお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子供は未来を担う町の宝であり、伊仙町の誇りでもあります。

まず、学力についてお答えします。

子供の学力向上のためには、教員の授業力向上への取り組みが欠かせません。そのために各学校では1人1研究授業を行い、指導法の改善を進めています。また、職員の評価制度により管理職が教員の自己申告を提出させ、年間を通して面談する中で指導と評価を行い、職員の資質向上に努めています。こうして基礎学力の定着に努めております。

具体的には、各学校において中学校区ごとに幼・小・中連携深い研修会を実施したり、3中学校共同で5教科の教科部会を行ったりして子供の基礎学力の向上に努めています。今後も、基礎学力

がより一層定着するように、子に応じた指導の充実に努めてまいります。

次に、いじめ問題については、早期に認知し早期に解消することが重要であり、1件でも多く見つけ1件でも多く解決する取り組みを進めてまいります。そのために、これまで4月と9月に行っていた「いじめ問題について考える週間」の取り組みをより一層充実させ、いじめアンケートなどを毎月行うなど、実態調査をきめ細やかに行っていくとともに、各学校の取り組みの点検を継続して行ってまいります。

また、いじめの早期発見、早期解消のために相談体制の充実に努めます。具体的には、平成25年度には3中学校にスクールカウンセラーを配置し、教師や保護者以外で生徒の相談にのることができるような体制をつくります。さらに、心の教育相談員を町教員非常勤で配置し、保護者や児童生徒の相談に定期的にのることができるような窓口の整備に努めます。県から派遣される臨床心理士の活用についても積極的に推進していくつもりです。

最後に、道徳教育の充実については、これまで全教育活動の中で道徳的、実践力を育む指導を推進してまいりました。今後は、道徳の時間に命の大切さを重点的に取り上げたり、授業を公開したりするなどして全教育活動の中で道徳の時間に子供たちの心を育む取り組みも一層取り組んでまいります。心のノートについても、道徳の時間及びそれ以外の時間にも活用するよう指導してまいりたいと思います。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

時間が気になるところですけど、2回目の質問をいたします。

済みません、綱紀肅正。

○副町長（中野幸次君）

議員の質問にお答えいたします。

職員のスキルアップっていうんですか、綱紀肅正含めた、これがやはり伊仙町のこれからの先を占うと申しましょうか、あるいは発展を約束するというものであると、そういう具合に捉えております。

そこで、絶えず町民へのサービスの一環としてのいわゆる接遇面からのいわゆる取り組み、さらには公僕として、そこに書かれておりますとおり、公僕としてのあり方、こういったことについて取り組みをしております。特に、綱紀の問題につきましても、やはり不祥事があってはならないということ、そのためには職員としての資質の向上ということが求められている、こういう観点からそれぞれにおいて取り組みをしております。職務遂行に当たってのいわゆる基礎的なこととしては、時代の流れに添ってパソコンの研修とか、あるいはまた新しい取り組みとして工程表の作成とか、これは講師を招いて、信用基金の澤田理事長を招いて予定をしております。パソコンについては、もう昨年度希望を取って、その希望に即して実施をしているところであります。こういったことを踏まえまして、やはりみずからの仕事に自信と責任を持って臨むようにということをいろんな会合

等通じて職員に訴えているところでもあります。

最後に、「責任を果たしているのか問う」というところがありますが、今のところ率直に申し上げまして100%責任を果たしているとは言い難いというんでしょうか、そういう捉え方もできると思いますが、ただ職員が一つの方向に向かって一生懸命取り組んで、町のためにという、町の発展のためにというそういう取り組みは徐々に向上してきていると、このように捉えております。

以上でございます。

○13番（美島盛秀君）

まず、1点目の「株式会社 伊仙町」ということに対してありますけれども、町長のその気持ちは十分わかります。私もそういう気持ちで取り組んでいるつもりでありますけれども、ここに、これは11年前の町長が初回の立候補したときの決意です。これ読まなくても町長はわかっていると思いますけれども、10年以上も時間が経っていますのでちょっと紹介をしたいと思います。「現職県議を辞してなぜ伊仙町長選に出馬か。大久保明氏に決意させたのは何か」ということで、3つ上げてあります。「町民全体の夢につなげる政策が何一つ見当たらず」、やる気ということですね、「欠如している」。2つ目に「職員採用に多額の現金のやり取りがあるとの噂が島民に不快感を与えている」。3点目に「目に余る特定業者との癒着関係がある」と、このことに対して、私は、伊仙町にはびこる権力の腐敗構造を一掃しなければならないという決意のもとで立候補を表明をいたしております。

私は冒頭に申し上げました。私は最近このことが非常に気になっておりまして、いろんな噂等何か正体不明の病原菌が伊仙町にはびこっているのではないかという気持ちがしてならないわけでありまして、町長のこの「株式会社 伊仙町」ということに、町長の気持ちはわかります。しかし、町長は私物化をしているのではないか。株式会社っていうのは責任は重大であります。もちろん町長も責任は重大であります。後ろにいらっしゃる各課長は重役、副町長、副社長、そして町民は従業員、もし従業員の家族住民に迷惑をかけるような損害等を社長与えたら、これは当然やめてもらわなければいけない。そういう株式会社の運営にはそういう責任があると私は思うわけでありまして、先ほど申し上げましたこのこと、そういうことに関係して再度町長のこのことに対して、今現在町長はこれをどう認識しているのか伺います。

○町長（大久保明君）

「株式会社 伊仙町」は、会社がいろんな問題点があった場合は町長の責任であることは間違いございません。そのことは私は強く自覚をしております。この権力というものはこれは最大限に有効に使っていかねばなりません。それは、町長の最大の権力は人事権であり、いろんな予算編成権であります。これは有効に、効果的に、そして町がよくなるための権力でありますので、これが「はびこる」という表現はよくわかりませんが、いろんな先ほどのいろんな問題点などが権力を持っているがためにこれを私物化していつてはならないということだと思っておりますけれども、もちろん私は私個人のエゴ、利益のためには一切権力は行使しておりません。あくまでも全町民の利

益のために権力というものはあるわけでありますので、そのために活用、活用というか権力を行使していくことは必要だと思っております。

○13番（美島盛秀君）

次々質するわけでありますけれども、最後のほうにも町長の政治姿勢の件で通告してあるわけでありますけれども、こういうことが権力、権力で押さえつけようと、後もってまたやります。それは今の町長の考えであるからよろしいかと思えます。もちろん何か町民に損失を与えたり何かあれば責任を取るということでありますので、理解をしたいと思えます。

それと、続いて2番目の米軍普天間基地移設について真意を問うということに対して、後で聞き及んだことでありますけれども、町長はこれはこの反対運動は条件闘争であったという話を聞いております。最初は賛成だと、ところが反対の運動が声が挙がってきたのでこれは反対をせざるを得なかったという話が今出ております。そのために町民や島民を選挙の道具、それを利用したんだと、ある一定の人たちと一緒にやってやったんだという、今一般的な話であります。こういうことが条件闘争だと、なかったかどうか、町長が反対したその真意、もう一度確認をします。

○町長（大久保明君）

美島議員は、失礼ですけれども、よくこういう噂があるとか、そういう話があるというのは単なる噂でありますので、それがはびこっているとかことはこれは全くありません。私は、最初から私がただ一人断固反対いたしました。これは、はっきり申しますと、両町長も私が反対するためにあらゆる手段を尽くして反対をさせるようにもっていったことも事実であります。条件闘争という形は私はこれもうみじんも考えたことはございません。ですから、なぜそういう噂が出てきたかということは今初めて聞いて、私は本当にびっくりしております。これが私の今聞いた本当にびっくりした心境でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

そういうことはなかったということでありますので信じたいと思えますが、町長は先ほども申し上げましたように、いろんな噂が町民に不快感を与えている。これは、町長、自分が言ってるわけですよ。だから、私も島内に広がっている、町内に広がっている噂があるよって、いろんな問題が、そこは認めていただけますか。自分から「噂」って書いてありますよ。

○町長（大久保明君）

私は、基地問題に関しまして、そういう噂が立つのはそりゃある、人間の社会ですからいろんな誹謗中傷は当然あると思えますので、そのように認識をしております。

○13番（美島盛秀君）

これは町長の受け方であって、誹謗中傷ではありません。批判です。私たち伊仙町の町長として、株式会社の社長として伊仙町をしっかりさせていかなければいけない。それを精査しチェックする、これが我々議会の機能です。職権です。そういう意味で言っておりますので、誹謗中傷とかいうことは控えていただきたい。批判、チェック、これが私たちの権限でありますので、そういう意味で

私は申し上げているところであります。

次に、3番目の主要施設について、徳之島交流ひろばにつきましては赤字ということは先般の質問でも認めております。その指定管理者公募を今回は断念をしなければならなかった。また、5月から7月にかけて公募するということでもありますけれども、その公募のどのような方式で公募したのか、説明ができればお願いをいたしたいと思います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

公募の審査については、指定管理事業計画記載内容ということで、管理運営の基本方針や外部委託に関すること、緊急時の体制、個人情報保護について、住民サービス向上対策について、また管理運営経費の縮減方針について、また現在の会社の経営状況について、また職員体制について、10項目にわたって審査をいたしております。

○13番（美島盛秀君）

今言った公募内容で公募して結局は利益が上がらない、赤字になるから公募を諦めたと、その中で人件費を削減するために職員を異動したり、あるいは料金の値上げ、あるいはまた月4回の休みを2回にしたとかいうことだろうと思いますけれども、その月4回休みだったのを2回にした、それから料金を4,800円を6,000円に、3,800円を5,000円に、そして一般のビジターは恐らく600円だったと思うんですけども、その料金体制、それで黒字化が、経営がうまくいくと考えられるのかどうか、町長、ちょっとそこを答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

今度、先ほどほーらい館長が述べたように、幾つかの公募がございました。その中でいろんな町からの繰り入れの件、具体的に書いてある方々、そしてまた島内で住むには非常に厳しいという方々もいらっしゃいましたので今回は断念になった状況でございます。

今、ほーらい館はいろんな形で、スイミングのこのインストラクターをふやしてほしいとか、もっと月2回の月曜日稼働ということにもなりましたし、年末年始などについては開催していくということになっておりますので、ほーらい館が健全経営できるような形となるためには今後公募して、またその方々の意見をしっかり聞いて、これはほーらい館長とも相談して対応をしていかなければいけないと思っております。

○13番（美島盛秀君）

今の改定をした件につきましては、また4月から新たに実施をするわけでありますので、また見守っていきたいと思っております。

次に、直売所百菜の運営状況について伺います。

もう私も町が、先ほどのほーらい館もそうなんですけれども、公設民営化というもとで建設をした大事業でありました。住宅関係、地域このエリアの整備も含めて27億という多額の予算だったと思います。今のほーらい館にしては16億ですかね。それと直売所が2億だったと思いますけれども、そのような多額の予算を投じて、そして無償で百菜は貸しているということ等で非常に無理な事業で

この事業進めているという中で、総会がない、いろんな運営の方法に問題があるというような話等を聞いたりしておりました。私も以前売り上げ等などについてはしょっちゅう質疑をしたり調査をしたりしておりましたが、3月4日に私も傍聴させていただきまして、その売上高、23年度、町長はこの施政方針の中で1億2,587万79円売り上げも伸びてきていると、またどこでもそういう話をしております。ところが、これは67万2,137円赤字なんですよ。26人のスタッフがいて、これだけの売り上げをして、町内ではもう南西糖業に次ぐ一流企業だと私は思っております。こういう、町長が言う株式会社というものをひっくるめてこういう赤字を出すような運営の仕方をやっているから、お互い、きのう、きょうと財政の問題も出てきましたけれども、今後伊仙町はどうなるのかなと心配した上で、私たちは議会の責任を果たすために質問をしたり質疑をしているわけなんですよ。そこらあたりを誤解をしないように、きちんとそういう運営法とか条例、そういうのをきちんと定めた上でこういう対策を今後どうするのか、このことについては先ほどの上木議員の質問もありましたので見守っていききたいと、また組合の皆さん、そして利用している皆さんが少しでも利益を上げられるような運営方法を今後計画をしていただきたいと思います。

次に、5番目の福祉行政について、伊仙町シルバー人材センターの運営状況はどうなっているかということでありましてけれども、事業途中ということで、これはもう来年の決算等を見ながらまた質問をしてまいりたいと思います。

次、6番目の特別養護老人ホーム仙寿の里は、伊仙町が建設して社会福祉協議会に委託しているが、町の関連施設としては認識をしていると、非常に町のために貢献している施設であるという答弁をいただいております。16床、避難災害場所とかあるいは必要な16床も増設して非常に大切な施設であるということ等がありましたけれども、私はここの以前にもありましたけれども、ここの協議会の老人ホームの施設長、協議会の会長がここを責任をもって運営をしいていると。その名前でこの16床の工事発注がされている。だから、こういうような老人ホームと、町の関係のあるそういうところに対して、現職の議員がやるというのは、私は常識外のことだという考えを持っておりましたけれども、私も持っておりますけれども、12月議会の上木議員の質問、聞く耳があったのかどうかわかりませんが、それに対しての詳しい答弁、何ら問題ないという認識がありましたけれども、その後、そのことに対して調査と、適当であるかどうか、そういう調査等を行ったのかどうか伺います。（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

議員の皆さんは、静かにしてください。（発言する者あり）

○保健福祉課長（松田一郎君）

12月議会の中でも答弁が（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

上木議員、静かにしてください。

○町長（大久保明君）

一町民であります。（「何」と呼ぶ者あり）議員は、一町民でありますから（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

答弁中でありますので、静かにしてください。

○町長（大久保明君）

前回は答弁いたしましたけれども、この今、社会福祉協議会は、今の会長になって経営が非常に改善してまいりました。それは、今の会長の努力と、そしていかに弱者のために頑張っていこうというその思いが、あの経営改善につながったと私は深くその力量を評価しております。（発言する者あり）

○議長（常 隆之君）

12番、上木さん、上木議員、静かにしてください。（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

まず聞いてください。（発言する者あり）

美島議員に答えている。ですから、それは経営を改善したということの評価と、一議員が会長として法的には違法はないけれども、社会常識的に違法で……。 （発言する者あり）

だから、この審議会、この委員会の中で互選で決まったことでもありますので、これは私には直接関係ありませんけど、町長としてどう思うかということに対して、今、答えておるわけでもありますので。ですから、そのことは客観的に見て高く評価しているということは、私の真意でございます。ただ、上木議員が話しているように、これは社会常識的におかしいのではないかということに関しては、私もそれは一理あるとは、今思っております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

関連しているということも、町長も認めているわけでもありますけれども、実は私がこのように言っているのは、この16施設、あるいは以前の工事等ではっきりその議員の名前を書いて、看板にあるんです。だから、これは私は売名行為に当たると、そういう非常識なことがあってはならないと、だからそういう売名行為等をやるような、そういうことを、そういう責任ある人が、議会が、議員がやってはいけないのではないかとやっていることであって、今後このことについては考えていただきたい。私達だって、兄弟や身内が死んだら、そりゃ構わんかもしれないですけど、隣近所の人が死んだら、花輸出してはいけないというのは、県議会のほうでも電報も打ったらいかんという話し合いを、議会の議員条例で定めているわけなんです。これは常識、倫理、議会倫理の問題であって、そこはいいとか、悪いとは、私は申し上げません。そこらあたりは、今後本人の考え次第、また社会協議会の中での判断だと思っております。

次に、7番目の「健康長寿いせん21」を見直す中で、早世の割合が非常に高いとありますが、そのことは先ほど説明があったので、議事録にも残りますので、省略をいたします。

次に、子育て支援で出生率がふえているが、その一方で母子家庭もふえてはないかということで、

父子家庭がふえているということでありますけれども、これは私がいろいろ申し上げるわけでもないので、20年度以降、70世帯を推移している。24年度には75世帯になっているということでもありますから、今後こういうことに対しましても、教育委員会を含め、幼児教育、あるいは情操教育、そういう中で私はこういうことも将来的には解決できる方策があるのではないかと考えておりますので、ぜひ町、あるいは学校、あるいは地域が一体となって取り組んでいただきたいと思います。私もこういう父子家庭で育った子供の面倒を見て来た経緯もございます。今、役場の臨時職員として一生懸命頑張っている子もいます。そういうふうにしてみんなが取り組めば、そういう子供たちは育っていく、非行にも走らない、すくすくと育っていくという思いがありますので、ぜひ母子家庭や、あるいは父子家庭の子供のための教育、指導、こういうあたりも真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、町営住宅の計画につきましては、20年度から30年度、長期計画の中にあるわけなんですけれども、町は町の公共工事でやりますので、工事も計画的に進められるでしょう。また空き家対策については、今、こういう社会現象の中で人口が減っていく、高齢化で人口が減っていく、それで空き家も立派な、きのうも来ながら空き家をちょっと覗いてきたんですけども、立派な家が空き家になっているところも何か所かあります。こういうところを何とかして相談をして借りれるような努力、こういうこともして、先ほどの財政問題で非常に危機的な状況にありますので、少しでもそういう金を抑えて、民間空き家対策もしていただきたいと思いますという事を申し上げておきたいと思っております。

これに関連して、次の徳之島愛ランド広域連合に関係しますけれども、空き家対策は、環境問題に非常に見苦しいとは思っております。これから世界自然遺産に関係して、各集落、あるいは県道沿い、空き家のものがいっぱいあります。ある人が、伊仙タクシーの横にあったオンボロの建物がありましたけども、あれいつの間にか無くなっていたね、あれ誰がしたんだろうね。まあ町がやったということではないとは思っておりますけれども、そういうことに気づいて、整理をしてくれた方に、私は心からお礼を申し上げたい。私も非常に、50周年記念を控えて、ああいう見苦しいところがあるということを思いながらやってきておったんですけども、50周年記念の1週間ぐらい、3日ぐらい前に、確か無くなっていました。そういうことで、みんなが協力してやればできるんです。そういうことを議会としては一生懸命言っているけど、予算がない、自分のやりたいことを進める、そういうことには気付かない。だから、私は常に足元を見直しなさいと言うのはそこなんです。そういうことを、我々議会としてはこれからも真剣に取り組んでいかなければならない点がたくさんあると思っております。

それで、広域連合の審議会の報告なんですけれども、先ほど聞いたように、油化装置、これが動いていない。これは、徳之島に油田ができたということで、各小学校、中学校地域で大々的に説明をした事業でもあります。町費としては出ていませんけれども、それに取り組んだ職員のいろんな努力、そういうことは一つの町としての計画でありましたから、広域の計画でありましたから、そ

うということに対して、そういうせっかくのものが、故障してそのままほったらかしになっている。そういうことを一つ一つ見直していくことによって、町が、徳之島が発展して行くことにつながると、私は思っております。

次の農業政策についてもそうなんですけれども、このことに関連して、それからクリーンセンターに広域の事業に関連して、審議会がありました。2月4日、先ほど説明があったとおり。そのときに、審議委員会が議決をしたんです。広域連合に対して、あの台風後のごみ処理、山のようになっております。で、ここがクリーンじゃないと、ごみ捨て場だというある委員の指摘がありました。ぜひこういうような目に見えない、まあ目に見えているんですけども、みんなが目の通らないような、こういうところに予算をつけて、そして整理をしていく、こういう心遣いが私はあまりない、欠けているのではないかと、何億、何千万という事業はどんどん進めていく、借金してでも進めていく。これに対する批判があるわけなんです。そういうのをチェックして、私はこういうのにも手をつけていただきたい、予算を増額してヤードの建設。そして町有地がいっぱいあります、あのあたり。整理をしていただきたいと思っておりますけれども、この件に対して、町長、何か考えがありましたら伺います。

○町長（大久保明君）

県道近くの廃屋は、あれは町の予算で委託して壊しておりますので、個人でやったものではありませんので（発言する者あり）誤解しています。（発言する者あり）いや、さっきの話です。住民が住民自治という形でやったのではないということです。町の予算でやったということです。（発言する者あり）そうです。だから、ちょっと誤解しとったから、一応説明しとかんと。この目に見えないような状況の配慮ということは、美島議員も当然ですけども、我々も思いは同じであります。ですから、限られた自主財源の中で、空き家対策を、補修しますとやっぱり何百万という財源が必要なので、今そういった形での補助事業が、いろんな農水省も、国交省も、そういう事業をやらなければいけないということですけども、ただその家主との関係とか、いろいろ難しい問題をクリアしていかなければならないということで、なかなか前に進まない点がございまして、町としては、今まさに阿権地区のあの石垣の周辺を改修しようということで、何人かの地権者からの要望がありますけれども、ただいろんな登記の問題が大きな壁になっていたりしていますので、今後とも、自然遺産とかになった場合に対応できるように、きめ細かな予算の執行ということも、もちろん考えていきたいと思っております。

クリーンセンターに関しましては、一時保管という形でやっていたんですけど、ただ焼却炉が一時故障したために、議員が視察に行ったときはあのような状況にあって、今は改善をしてきておるということを報告したいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

時間がありませんので、水道行政に移ります。

石灰の件なんですけれども、これは町民の苦情が非常に多いです。水道取り付け、これはある個人

の業者さん、そして徳之島のLP会社などがするらしいんですけども、犬田布の新しい住宅、あそここの水が石灰が非常に多くて、もう既に湯沸かし器とか、あるいはいろんな機器が石灰で使えないと。そうすると、自分たちがつけてもないのに、工事もしないのに、自分たちに言ってくるから、自分たちは仕方なくやるとかいうような、非常に、また他にもいろんな苦情を聞いております。ですから、この石灰問題については、しっかりと今後取り組んでいただきたいと思います。こういうことをやると、すぐ予算がないと言いますけれども、水は命の綱でありますので、この石灰問題だけはぜひ取り組んでいただきたい。そして、おいしい水を飲ませて、器具等あまり負担をかけないように。

それと、今水を買って飲んでいる住民の皆さんも、恐らく私は5割は要るんじゃないかと、伊仙町に、そこらあたりの調査等もやって、その経費がどれぐらいかかっているのか、その分水道料を上げたほうがいいのか、そこらあたりも、私は考えていただきたいんですけども、そこで次の水道行政に、14番目の水道行政に移ります。

水道審議委員会が、去年行われておりました。私はその水道審議委員会の内容を見ましたけれども、13人の委員が出席して、もう第1回目で、委嘱状ももらっていないのに代理を出したり、休んだり、6人しかまともな人は出ていない。過半数も出ていない中で審議委員をやっている。これは、副町長が関わっておりますので、そういう審議委員の意味、果たす役割、そういう認識もなくして審議委員をやる、そしてこういう水道、いろんな問題が出ている。その後、去年の10月何日ですか、審議委員をやっています。その後、水道審議委員会をやったことがありますか。

○副町長（中野幸次君）

それ以降は実施しておりません。

○13番（美島盛秀君）

じゃあ、15番の水道料金徴収に関連した伊仙町職員措置請求に基づく勧告について、どう受けとめているかについてお伺いをいたします。

この措置請求については、新聞等でも皆さんご存じだと思います。私も資料をコピーしていただいておりまして、先ほど水道課長のほうからお話がありました。説明がありました。勧告の内容、自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。1、水道メーター未検針による水道使用料の賦課、徴収及び臨時用の水道料金等は、徴収は条例に基づき、平成25年3月1日より是正すること。それから水道メーターの設置は、平成25年3月31日まで取り付けを行うこと。不納欠損について、25年9月31日までに未納額の精査を行い、催促状の発送や、町民への説明を行うなどして、法令及び条例に基づき適正に処理することと勧告されております。このことについて、メーターが取り付けができるのか、3月31日までですけども、それと未納についての整理、9月31日まで、これが勧告の期限内にできるのかどうか伺います。

○副町長（中野幸次君）

先ほどの件について、加えて説明をいたしますが、審議会を持たなかった理由というのは、それ

までに4項目に掲げて水道の適正化を図ろうということで、水道課を中心にした会合を3回ほど持って、そしてそれを整理した段階で水道審議会にかけなきゃいけないですよということで進んでいったんです。ところか、その間に監査が入りましたので、一応それが据え置きになった形になりました。そこで今、この監査委員会から指摘をされている3項目については、これは絶対に順守していく方向で取り組まねばならないと考えております。

まず1点目に考えました、先ほど水道課のあれを話しましたように、メーターの取り付けは今月中にできるかということですが、このメーター取り付けについては、今月で終えるような取り組みをせんにやいかんと、こういう具合に言っておりますが、ただ重機を利用したり、あるいは工事そのものが非常に大がかりなので、かかるので、その間では可能ではないだろうと、こういう答えをもらいました。ところが、最初から不可能を考えてはできない。できなかった時点で、なぜできなかったかを考えて、さらに延長して、これは早期に解決をするという方向で取り組みましょう。こういう具合に水道課長とは話し合いを、水道課とは話し合いを持っております。

それから3番目につきまして、9月31日までということですが、これについては、厳守してください。監査委員会の重く受け止めるという姿勢がなければいけない。議会からのいわゆるチェック、指摘に対しても、厳しく受けとめていくということは、これを、この期限内に終えるということが、受けとめたことにつながると思います。そういう具合に話して取り組んでいるところでございます。一生懸命取り組みたいし、この議会の終了次第におきましては、水道課の問題については、私も直接、水道課長と一緒にこの問題に取り組んで行きたいし、また個々のいろんな問題等についても、難しい問題については、私自身が先頭に立って取り組んで行きたい、こういう決意をしているところでございます。

○13番（美島盛秀君）

時間がないので取り急いで行きます。今の件に関して、不納欠損、9月31日までに適正に処理をしないということでありまして、私が12月議会に質問をしました。1,100何十万だったのですか。この金額、徴収する、あるいはまた、まだ徴収できない分がそれに類似した金額は1,000万以上ある。約2,000万、このお金について、もし徴収ができない、不納欠損ができない、こうなれば、私はもちろん町長の責任があると思うわけでありまして、もしこれが処理できない場合の責任のあり方について、町長はどうお考えですか。（発言する者あり）

○町長（大久保明君）

その件に関しましては、水道課でかなりの作業を、かなり苦勞してやっておる段階でございますので、不納欠損すべきところはちゃんと不納欠損をしていかなければいけないと思っております。

○13番（美島盛秀君）

不納欠損額について、未処理分について、今から、不納欠損というのは、議会の議決を得なければならない。議会に提案できる可能性がありますか。

○水道課長（芳田勇人君）

お答えいたします。先ほど申し上げましたように、今、内容的には、現在使用されている物、水栓後、充当外死亡者この3種類が今未納扱いされております。美島議員がおつ者他たように1,117万ほどデータとして上がっております。

今現在、3項目を整理中でございます、ほとんどの方が今のところ死亡者ということになっておりますので、また充当外となっております。これを整理いたしまして、不納欠損しなきゃいけない、絶対徴収不可能だと判断した場合は、私のほうは議会へ提案する考えでおります。

○13番（美島盛秀君）

条例、法令、規約に沿ってきちんとした手続をしていただきたいと思います。

次に、大久保町長の政治姿勢についてでありますけれども、町長は与党、野党があつてはならないということは認識をしているということでありまして、あるとき、町長は私に、モリヒデ ムィ ヌウガ ウガシ ヤトウ ナタア言った記憶、覚えてますか。笑いごとじゃないですよ。そういういい加減な気持ちで取り組んでいるからいろんなことが出てくるのよ。

○町長（大久保明君）

私はどういう場だったか記憶はありませんけれども、これは人と人の会話は、いろんな真剣勝負の場合もあろうし、いろんなコミュニケーション、単なるコミュニケーションの場合もあるし、周りの状況を相手に伝える等、いろんなケースがあると思います。私の真意はそうではございません。仲間だと思っております。

○13番（美島盛秀君）

そういう、2番も含めてですけども、そういう軽はずみな、町のトップ、株式会社の社長がそういうことを従業員に言ったら、殴られますよ。私も手が半分上がりましたよ。場所をわきまえて、私もやらなかったですけども、一生懸命、冒頭申し上げたように、保岡先生と徳田先生が手を握って、奄美の心は一つというあの紬姿、あの姿を見て、あの姿は永遠の奄美の姿だと、その当時確信しましたよ。そういう気持ちで一生懸命取り組んできました。しかし、町長の、あまりにもやっていることにいろんな助言をしたり、直接でも云ったこともあります。それを野党だとか、あるいは集落の合同で祝いの席上、当たり前のことを協力しないというような、そういう常識、倫理の問題だと私は思います。そして、私は町長が合同歳の祝いのときに、白寿を迎えるおじいちゃん、おばあちゃんが5人いました、阿権にそれで、関西や関東から子供さんやお孫さん、身内の人たちは200人以上は来ました。教育長のお母さんもそうでした。都合があつて出席できませんでしたが、そういう体育館いっぱい来たお客さんの前で、私は町長の来る前に、地元の議会代表して挨拶をしました。私は町長のことを褒めました。一生懸命やっている。で、町長が来ないから、何で町長が来ないのと聞くから、町長は元旦から闘牛を見ている。町長がいつも言っている、心をつにして取り組んでいかなければならない、コミュニケーションを取らなければいけないという、本当にそういう気持ちがあれば、ヤマトから来ている島の出身者の人たちと交流を深めて、そしてよかったね、こういう立派なお祝いができてという、そういう心のある政治をしていただきたかった、私は。

そういう話をしていただき良かった。それを、元旦から闘牛は観てせっかく招待しているお祝いには遅れて来て、終わる寸前でした。そして、私は来賓席で待っておって、町長が来たらお礼でも言おうかと思って、来賓席で私は控えていました。そうしたら、私の批判をしてさっさと帰って行った。こんないい加減なことはないですよ、町長として。

それと、時間が来ましたので終わりますけれども、しょっちゅういろんな会合で携帯を気にしている。携帯を持って外に出る。そして、そういう会合等に最後までいない、副町長も含めて。そんなに忙しいのか。やはり町民の一生懸命取り組んでいる行事等、そういうときには、真剣になって一緒に聞いて、どうすればいいか、どう町として協力ができればいいか、そういう真剣味がないから、こういう危機的な状況になる。今、世界の状況も、あるいは国内状況も非常に厳しい状況じゃないですか。町長も冒頭に書いてありますが、サトウキビも悪い、バレイショも悪い、農家の皆さん苦勞している、そういう切実な問題が、間近にあるのに、私は町長執行部の緊張感のなさ、それを笑って済ませようだとか、こんないい加減な町長だったら辞めたほうがいい、これが今の町に対する町民の気持ちです。みんな言い切らないんです。だから、私は町民を代表して、きょうは質問しました。町民の皆さんも、理解をいただいているものだと思いますし、今後も一生懸命議員活動の中で取り組んで、是は是、非は非で取り組んでまいりますし、また議会の私たちの果たすべき役割をしっかりと果たしてまいります、そういうことを町民の皆さんにお伝えして、一般質問を終わりたいと思います。終わります。

○議長（常 隆之君）

これで美島盛秀君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時16分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

○5番（明石秀雄君）

皆さん、こんにちは。5番、明石秀雄でございます。きのうからの4名の方が一般質問をいたしました、私が題を上げていたもの全てがここで終了しているんですけれども、私は他の観点から少し触れたいと思います。答弁の方の明確な答弁を、ひとつよろしくお見舞いしたいと思います。

昨年来の台風等でサトウキビが減少、また製糖期間が短くなったりと、それに引き続いてバレイショの価格の低迷等で、農家にとっては大変厳しい年を迎えております。心からお見舞いを申し上げます。

最初に、質問に入りますけれども、通告をしてあります水道行政の問題でありますけれども、平

成25年3月5日付の南海日々新聞に、伊仙町水道課に是正勧告と大きく取り上げられたところであります。町長はこれを認めますか。まず伺います。

それと、いつこの問題を認識し、確認したか。また、その後の対応をした経緯について、簡単でよろしいですがご説明を求めます。

2番目に、これも既にもう答えはいただいているんですけども、平成24年の3月25日、徳之島食肉センター落成祝賀記念式典及び祝賀会を終えた同施設が、いまだに運転できないのはなぜかということではありますが、その後の対応、稼働の見通しについて伺います。また、補助金返納などの心配はないのか、伺って第1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

明石議員の質問にお答えいたします。

1番目の、伊仙町職員措置請求についてでございます。この勧告があったことに関しましては、私は認めます。

それから、いつ頃からということでございますけれども、去年の、ちょっと記憶が記憶の範囲内で、去年の7月前後だったと理解しています。

それから、2番目の、食肉センターにつきましては、経緯は、詳細な経過については、私は今、詳しく述べることはできませんけれども、きのうの質問にもお答えしたとおり、稼働しようとして保健所が入って、落成式の後に保健所が入って色々調査したら、二、三カ所、これでは基準を満たしていないということでありましたので、その基準を満たすためにいろいろまた補正予算を使って改修いたしました。しかし、その後また新たなる問題点が出てきまして、さっき申し上げたように、今専門家に見ていただきまして、この豚の搬入の際の危険性などがまだあるということで、それを是正するための、今見積を取っているところであります。それが、今度議会で報告されますので、そのときはまた、広域議会でそのことが可決されれば、今の事務局の話をお聞きすると、稼働が可能であるということでございます。

この補正に関しまして、いろんな経過がございまして、いろいろ建築に関しましてもあったことに、いろいろ問題点があったことに関して、今後いろいろ会計検査等から指摘がある可能性があるということだと思いますけれども、そうだった場合は、それは3町で対応しなければなりませんけれども、ないような形で今後運営をしていくように努力を、3町広域連合でやっていかなければいけないと思います。

○5番（明石秀雄君）

1番に関しては、認めていただきましたが、最初に認識したのは去年の7月ごろだったということなんですが、私の資料では、2月13日付の課内会の資料を僕は持っているんですけど、そのときには既に、23年度あたりにはこの問題が発生、わかっている。そういうことがあるんだと、検針してないものが上がってきたり、未設置が出てきたりしていると解されるんです。これを見ると、ゼロ検針について、23年の9月29日のときに決裁を回している。しかし、具体的指導を仰いだんで

すが、その指示がなかったなど、恐らくこれを見ると23年度あたりでは問題が発生をしている、わかってきた、役場水道課内には出て来たということです。しかしその間、去年のあたりになって、ようやくそれに少し乗ってきたか、相談に乗ったり何かやろうかと、問題点を洗い出したりしている様子は伺えます。課内会議あたりでそういうのが出てきた。2012年の6月ぐらいには、徴収対策会議とかその他もろもろの懸案事項が記されたものも見ているんですが、今にしてみれば、監査機関から指摘された、この時点まですると2年ぐらいかかっている、問題を本当に取り上げようとして、その対応の遅さには、だから新聞にも乗ったり、監査委員会も委員もこれほど大きく取り上げたんじゃないかと思われるんです。それは、先ほどから他の方たちも、美島議員からも言っていたんですが、長く、長期政権の一つのゆがみと申しますか、気の緩みが町長にも出て来たんじゃないか、一度たがが緩むと、なかなかそのたがを締めるのは難しい。そこで、この新聞と、またもちろん監査委員のところにも載っているんですが、職員の職務怠慢ということも出ている。町長は、検針委員やそういった職員達とはどのように対応をするのか伺います。

○町長（大久保明君）

伊仙町の職員の資質の向上等、これは長期政権の中で緩みが出て来たのではなくて、以前から伊仙町職員全体がこういう緩みがあったというように私は理解をしております。それを何とか改善していこうという努力をしてきた中で、やはり議員が話すような油断、心の隙はあることは確かだったと思います。決して3期目になったからこういうことになったということではないと私は理解をしております。

いろいろこれは、職員の責任ではありますけれども、町民と、私はある意味では議会も含めて責任はあると思います。今まで、徴収にしても伊仙町民は伊仙町は、徴収率県下最下位の時期もありました。ですから、いつも話しているように、自主財源上げるために、ではなぜ伊仙町民の平均所得が県下最下位なのかと。130万円です、1人当たり平均所得が。これは、ラスパイレスにしますと日本の国民1人当たりの4割もいかない所得であります。ですから、伊仙町職員の3分の1もない、これはしかしいろんな所得をちゃんと申告していけば、実際はもっと上がっていきます。このような体制を私は今解決しなければいけないと思ってきました。しかし、こういう、これは町長の正式に、ある町民から要請があったのは去年の7月でございます。去年の7月。それ以前から課内会議で問題が出て来たことは、それは私はもちろん知っておりました。その間、いろいろ考えて考えてきたことも事実であります。そして、前担当課長等からも聞き取りも行いました。いろいろちゃんとした手続を踏んでやるということをやったことは、私も理解をしております。ただ、検針のみならず、じゃあ迂回路をつくった、それを全部調べていこうというと、膨大な時間と人員と予算もかかりました。ですから、そういうことを総合的に理解して、今回の問題は解決していかなければならないと私は覚悟をしております。ですから、これから、やっぱり我々はもう一回自覚しなければならぬわけですね。真に伊仙町が信頼されるためにはどうしたらいいかということ、私自身も含めて、そして町民一人一人も、議員一人一人もそのことを、過去をみんな反省して改めて

いくという気持ちがなければ、これはただ単なる政争の具にしかありません。ですから、私はいろいろ職員に自覚が足りなかったし、責任感もなかったことは認めます。それは町長の指導力がなかったということも、私は反省、忸怩たる思いで反省をしております。この問題に関しましては、今述べたようなことも含めて、皆さんとともにいい形で解決できるように、いろんなご提言をいただきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

事実を認め、またそれを反省するというのも、これは大事なことであります。もちろん、私も一町民として、やっぱり過去のことは反省をしながら、今後もそれぞれの立場でできるものは提言をしたり、意見を言ったり、批判をしたりしていくことはもちろんであります。議員である以上は、特にそれは言えることです。

それでは、さっきの質問の中で、職員の対応についてはどのようにするのかといたら、お答えがなかったんだけど、職員は職務怠慢をしたと指摘されている。

○町長（大久保明君）

その職員の責任感、怠慢ということは、責任感がなかったということでもありますので、そのことに関しては適正に対応していきたいと思えます。

○5番（明石秀雄君）

私は職員に処分をしるとか、そういう問題ではありませんけれども、やはりこういったことは異動とかしたり、また他のいろんな点で協力したりしていくことは、大事なことだと思っております。

それともう一つ、この中で町長の職務怠慢ということで指摘をされておりますので、特になんですが、地方自治法の144条ですか——149条の1項から9項に、町長の担任意務が載っております。きのうは、一般質問の中では、監査委員の職務等が議論されたわけですが、もう一度、町長も149条を見直していただいて、職務怠慢と言われぬように、職員にももちろんあります。そう言われると、きついことを職員にだけ言うと、また職員もあんただけには言われたくないと言われる可能性も出てきますので、これはお互いにあれですが、職員との信頼関係を築きながら、町長も自らの、また先ほども伺いましたけども、厳正に受け止めて、この問題には適正に処理をしていただきたい、是正をしていただきたい、こう思っております。その問題について。

あと、監査委員会から指摘された何項目かのものについては、それぞれの立場で、期限内にできるものは期限内に早急に是正して、今後水道行政の適正な運営ができるように、運営と申しますか行政ができるように努力をしていただきたい。

それで次にまいります。食肉センターの件は、最初の予算が減額をされてきた、圧縮をされてきたから、こういうものになったんだというものは、私は一つには当たらない。できるということ前提にして、町長もこの事業を取り入れたんだらう、連合長としては、それが、今になって動かなくなったら、予算が少なかったというのは言いわけにすぎないと私は理解します。

それと、3月の次の連合の予算のところでは計上されるという話でありますので、総務課長、広域

から予算の要求がございますか。

○総務課長（窪田良治君）

ただいま質問のごございましたように、広域からの予算の要求はございません。

○5番（明石秀雄君）

3町長ともにお話したんだろうけれども、事務方のほうではその修理なるものの、今聞いたとおりありません。すると、3月いっぱい、4月から始まるだろうその工事にしろ何にしろ、できないということです。見とおしがまったく、どれぐらいの規模なのかも、まだ、町長わかりますか。

○町長（大久保明君）

事務局長と話をただけでございますので、予算の規模もわかりません。内容に関しましては、この屠殺場の入り口から、豚の搬入のときの屠殺の仕方が非常に危険であるということの改善と、それから最初のレールのところが不安定だということの改善をしていくための予算を計上するという話は聞いておりますので、それが新しく3町から予算を繰り入れてやるのかどうかについては、今総務課長のほうには何も連絡ないということでございますので、いずれにいたしましても、早急にもう一回確認をしていきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

今施設内の話だけ、今修理とか改善するとかいうお話なんですけど、実際は汚水処理、向こうもそれを動かして——豚を殺してという言葉を使っていいんですか——して、実際にやってみて、その汚水が溜まって、それを流してみないと、浄水というんですか、してみないと、その機能がどこまでされるのかわからないということを知っているんですけど、それがもし、また難しければ、また長くなってくる。こういうことになっている、今は。我々の知っている情報では。それ見た段階でもそうです。

そこで、前の連合の議会でも、私が直接連合長に申し上げたんですけども、今回の3月で解決してくれと、お金がいくらかかってもいい、動かせる状態にしてくれと、そのために食肉センターなり専門家の方を呼んで、どれぐらい金をかけたらできるのか、いつ頃にできるのか調査をしてほしいという依頼をして、今回のあれをしたわけですが、いまだにどれほどの金が必要か、要望がなければ大した金もかからないだろうけれども、その状況を、僕はそのときに体調を崩してそこを見に行けなかったんですけども、まだその報告も受けていないので何ですが、早急に動けるような状態に3町とも町長段階の、その管理者段階で話をしないと、島民にとってはものすごく批判が多い。まだお前たちはそれを動かさないのか。だから、これが長引くと、やはり管理者たる3人のそれぞれの方たちのやはり責任だろうと私は思います。誰がどのように責任をとるのか、それは私がどこの町長さん取りなさい、どこの管理者しなさいと言えませんが、やはりできたら3町に統一した見解で、島民に広報するなり、各町の広報紙等にも載せるなりして、町民にも知らせしてほしい。そう思います。

水道課の問題、または連合食肉センターの問題についても、早急に解決するような施策、対応を

取っていただくことを強く要求、要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（常 隆之君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

以上で、本日の一般質問は全部終了いたしました。

本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。本日はこれで散会します。次の会議は、3月14日、午前10時から開きます。日程は当初予算審査特別委員会であります。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時42分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成25年 3 月14日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成25年3月14日（木曜日） 午前10時07分 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 平成25年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	稲隆仁君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	平山栄文君
ほーらい館長	仲武美君		
教育委員長	豊幸一郎君（午後の本会議より出席）		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	水本斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関政樹君）		

（終日）富山勇生君・富岡俊樹君・稲田大輝君・重村光作君

～平成25年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時07分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

おはようございます。ただいまから特別委員会に付託された平成25年度伊仙町一般会計予算及び6 特別会計予算審査を行います。

日程は、14、15日を予定しております。なお、質疑は一問一答制で3回までとしますので、よろしくお願いをいたします。

各担当課長より詳細な説明をいただきますので、十分精査いただき、質疑、討論をお願いいたします。

一般会計予算と特別会計をそれぞれ分けて審査いたします。

まず、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算を議題とします。

執行部からの補足説明を許可します。

○総務課長（窪田良治君）

補足説明をしましても、補足説明に入ります前に、ちょっと明細書のほうの18ページをお開きいただけますでしょうか。14款県支出金3項県委託金2目の「総務費県委託金」となっておりますところを、「衛生費委託金」と訂正方をお願いいたします。18ページの14款2目の「総務費県委託金」とございますところを、「衛生費県委託金」として訂正方をお願いいたします。

あと目的の、その下の目的のところですけども、「奄美地区海区漁業の調整」という形でございますけども、「海岸漂着物を撤去し、環境保全に努める」と、修正方をよろしくお願いたします。たびたびの修正、大変申しわけございません。

それでは、補足説明に移らせていただきます。

平成25年度伊仙町一般会計予算、歳入歳出の第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億784万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、1款町債、町債につきましては2億7,494万を見込んで計上してございます。（発言する者あり）町税です。大変申しわけございません。町税につきましては、25年度予算、2億7,494万円を見込んで計上してございます。

2款地方譲与税につきましては7,402万6,000円を計上してございます。

利子割交付金につきましては60万円を計上してございます。

4款配当割交付金10万5,000円を見込んで計上してございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は1,000円を見込んで計上してございます。

6款地方消費税交付金4,322万1,000円を計上してございます。

7 款自動車取得税交付金1,221万2,000円を計上してございます。

8 款地方特例交付金につきましては1,000円を計上してございます。

9 款地方交付税28億5,433万1,000円を見込んで計上してございます。

10款交通安全対策特別交付金160万円を見込んで計上してございます。

11款分担金及び負担金6,066万4,000円を見込んで計上してございます。

12款使用料及び手数料4,982万5,000円を見込んで計上してございます。

国庫支出金 4 億2,991万7,000円を見込み、計上してございます。

14款県支出金 3 億6,725万6,000円を見込み、計上してございます。

15款財産収入946万7,000円を見込み、計上してございます。

4 ページをお開き願います。

16款寄附金10万2,000円を見込んで計上してございます。

17款繰入金6,940万8,000円を見込んで計上してございます。

繰越金につきましては、1,000円の予算措置をしてございます。

19款諸収入4,216万8,000円を見込み、計上してございます。

町債、20款町債 5 億1,800万円を見込み、計上してございます。

以上、歳入合計48億784万5,000円を歳入として見込んでございます。

5 ページ、歳出、議会費9,108万3,000円を計上してございます。

2 款総務費 6 億8,681万9,000円を計上してございます。

3 款民生費12億1,555万7,000円を計上してございます。

4 款衛生費 4 億9,899万5,000円を計上してございます。

5 款農林水産業費 5 億9,094万7,000円を計上してございます。

6 款商工費4,674万1,000円を計上してございます。

7 款土木費 3 億3,535万7,000円を計上してございます。

8 款消防費 1 億2,613万8,000円を計上してございます。

9 款教育費 3 億6,653万9,000円を計上してございます。

10款災害復旧費173万8,000円を計上してございます。

11款公債費 8 億4,293万円を計上してございます。

諸支出金につきましては、1,000円の計上でございます。

13款予備費500万円を計上してございます。

歳出合計、48億784万5,000円とするものでございます。

次ページをお開きいただきます。

2 条債務負担行為につきまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

8 ページをお開きいただきます。

第2表債務負担行為、事項といたしましては、戸籍総合システムリース料、期間につきましては、平成25年から平成30年、限度額につきましては、2,232万1,000円とするものでございます。

続きまして、戸籍総合システム保守料、期間といたしましては、平成25年から平成30年、1,084万7,000円を計上してございます。

次ページ、お開きをいただきます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

9ページをお開きいただきます。

第3表地方債、起債の目的、1過疎対策事業債、限度額につきましては、3億570万円が限度額とされております。利率につきましては3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするという形になっております。

償還の方法につきましては、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により、繰り上げ償還することがあるというふうになっております。

(2) 辺地対策事業債、限度額4,150万円になっております。利率償還方法につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

(3) 公営住宅施設整備事業債、580万円を限度額とされております。償還につきましては同じでございます。

(4) 臨時財政対策債、限度額1億6,500万円となっております。起債を利率償還のほうにつきましては、先ほど述べたとおりでございます。

合計限度額につきましては、5億1,800万円となっております。

以上、平成25年度の歳入歳出並びに債務負担行為、地方債についてご説明をいたしました。あと各歳出等の詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

続きまして、歳入、13ページをお開きいただきますでしょうか。歳入について、説明をさせていただきます。

款1町税から16ページの款12使用料及び手数料につきましては、一般財源化に伴う予算措置でございます。

16ページの13款国庫支出金、これにつきましても国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金並びに障害者自立支援給付費等負担金並びに障害者自立支援医療給付費負担金として、歳入の見込みを上げております。詳しい中身につきましては、歳出のほうの絡みでございますので、歳出の中に入ったときにご説明をさせていただきます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金1節社会福祉補助金、これにつきましても、

歳出のほうで説明があると思いますが、地域生活支援事業費補助金として計上してございます。2節老人福祉費補助金、説明につきましても介護保険低所得者用の軽減措置事業費補助金として計上してございます。3節児童福祉費補助金、これにつきましては子育て支援交付金として計上してございます。

2目衛生費国庫補助金1節環境衛生補助金、これにつきましては合併浄化槽設置補助金として計上してございます。後ほど歳出のほうでもご説明を申し上げます。2節保健衛生費補助金、これにつきましては、感染症予防事務事業等の補助金として計上してございます。

3目農林水産業費国庫補助金1節農地費補助金、これにつきましては農山漁村活性化プロジェクト交付金として計上してございます。

4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金、これにつきましては、公的賃貸住宅家賃低減化事業並びに公営住宅等整備事業、都市公園等統合整備事業交付金、地域活力基盤創造交付金、効果促進事業交付金として計上してございます。

5目教育費国庫補助金1節小中学校費補助金につきましては、高度僻地修学旅行小学校費補助金と、高度僻地修学旅行費中学校費の補助金として計上してございます。2節の幼稚園費補助金につきましても、幼稚園奨励費補助金として計上してございます。3節社会教育費補助金、これは町内遺跡確認調査事業補助金と史跡等保存管理計画等の策定事業補助金として計上してございます。

4節保健体育費補助金、これは心臓検査事業の補助金と、あと医療費の補助金として計上してございます。

13款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、1節外国人登録事務委託金として、中期在留型の居住地届等の事務委託費として計上してございます。

ページ18ページをお願いいたします。同じく13款の国庫支出金です。2目民生費国庫委託金、申しわけございません。先ほどの続きで総務費国庫委託金の2節選挙費の委託金でございます。これにつきましては、今年7月に予定されております参議院議員の選挙委託金として、計上してございます。

2目民生費国庫委託金1節社会福祉委託金、これにつきましては、国民年金事務費の交付金として計上してございます。

3目教育費国庫委託金1節社会教育費委託金として、地域伝統文化総合活性化事業委託金として計上してございます。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金、これにつきましては、節のほうで説明させていただきます。

1節社会福祉費負担金、これは国民健康保険基盤安定負担金と障害者自立支援給付費等負担金と障害者自立医療費給付費の負担金、重度心身障害者医療費助成金として計上してございます。

2節老人福祉負担金、これにつきましては、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金として計上してございます。

3節児童福祉費負担金、これにつきましては、私立保育所の児童措置費として計上してごさいます。

4節児童手当負担金、これにつきましても児童手当負担金として計上してごさいます。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節土地利用対策費補助金として計上してごさいます。

2節企画費補助金、これにつきましては重点分野雇用創造事業補助金と生活交通路線バス維持事業補助金、緊急雇用対策事業補助金として計上してごさいます。

3節総務費補助金、これにつきましては鹿児島応援寄附金交付金として計上してごさいます。

同じく、2目民生費県補助金1節社会費補助金、これにつきましては、地域生活支援事業補助金、障害者自立支援事業総合対策事業補助金、在宅福祉アドバイザー事業補助金、ひとり親家庭医療費助成事業補助金として計上してごさいます。

同じく社会費補助金の中であと3つ項目ごさいます。民生委員推薦委員会補助金、乳幼児医療費の補助金、養育医療費補助金として計上してごさいます。

2節老人福祉費補助金、これにつきましては老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者、(利用者負担)の分ですけれども、軽減措置事業補助金として計上してごさいます。

3目衛生費県補助金1節環境衛生費補助金、これにつきましては、合併浄化槽設置補助金として計上してごさいます。

2節保健衛生費補助金、これにつきましては、健康増進事業補助金と心の健康づくり事業補助金として計上してごさいます。

4目農林水産事業費県補助金1節農業委員会費補助金といたしまして、農業委員会費補助金と農地制度実施円滑化事業補助金として計上してごさいます。

2節農業費補助金、これにつきましてはサトウキビ優良種苗供給確保事業と環境に優しい農業推進事業、奄美農業創出支援事業、農業経営基盤利子助成補助金、食育推進事業補助金、サトウキビ増産強化対策事業補助金、特産品製造販売プロジェクト事業補助金として計上してごさいます。

3節農地費補助金、経営体育成推進事業補助金としてと地籍調査事業費補助金として計上してごさいます。

4節林業費補助金、これにつきましては森林環境直接支援事業補助金と松くい虫駆除補助金として計上してごさいます。

5節水産業費補助金、これにつきましては、離島漁業再生推進事業補助金と離島漁業再生支援事業補助金として計上してごさいます。

5目商工費補助金1節商工費補助金、これにつきましては、さんご礁保全対策費補助金と、屋外広告物法及び広告物条例事務移譲金、県ウミガメ保護条例及び自然保護条例事務移譲金、消費者行政活性化事業補助金、観光拠点連携整備事業補助金として計上してごさいます。

20ページをお開きください。

6目教育費補助金1節社会教育費補助金、これにつきましては、町内遺跡確認調査事業補助金と史跡等保存管理計画等策定事業補助金として計上してございます。

2節保健体育費補助金、これにつきましては、地域ぐるみ学校安全体制推進事業費補助金として計上してございます。

14款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金1節県税徴収委託金として計上してございます。

2節人口動態委託金として右のとおり計上してございます。

3節統計調査費委託金として、教育統計調査費、工業統計調査費、県人口移動調査費、経済センサス調査区間管理費、経済センサス基礎調査費、商業統計調査費、農林業センサス費、漁業センサス費、住宅土地調査費として計上してございます。

2目衛生費県委託金1節環境衛生費委託金、これにつきましては、地域グリーンニューディール基金委託金として計上してございます。

3目農林水産業費県委託金1節農業費委託金、これにつきましては、奄美群島移動規制害虫特別防除事業として計上してございます。

4目教育費県委託金1節社会教育費委託金、これにつきましては、石ノ当遺跡確認調査事業費として計上してございます。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入として、公園休憩所の貸付収入と教員宿舍貸付収入、法務局跡の貸付収入、駐在所敷地貸付収入、N T T無線局敷地貸付収入、道路占用料、保育所土地貸付収入として計上してございます。

2目利子及び配当金1節利子及び配当金、これにつきましても利子及び配当金、肉用牛基金利子、高齢者牛基金利子、きばらでえ伊仙応援寄附金基金利子として計上してございます。

15款財産収入2項財産売り払い収入1目不動産売り払い収入1節土地売り払い収入並びに2節建物売り払い収入として計上してございます。

繰入金につきましても一応予算措置という形でしてございます。

22ページをお開き願います。17款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金、これにつきましては財政調整基金繰入として計上してございます。2節きばらでえ伊仙応援基金繰入金として計上してございます。3節伊仙町肉用牛特別導入事業基金繰入金として、右のとおり計上してございます。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金として計上してございます。

諸収入、19款諸収入1項延滞金加算金及び課金2項町預金利子としても計上してございます。

3項雑入1目雑入1節滞納処分費として督促手数料を計上してございます。

2節費用弁償金3節過年度収入として計上してございます。

4節雇用保険収入、これにつきましては、雇用保険の個人負担分として、あと社会保険料の個人負担金として計上してございます。

5節私用電話料、これについても右のとおり計上してございます。

雑入、6節雑入、これにつきましてはハブ駆除対策費として計上してございます。あと雑入として、ヤスデ対策費、農地・水保全管理支払い交付金、郵便保険事務手数料、新予防給付支援費、畜産基盤再生再編総合整備事業個人負担金、市町村振興協会交付金、電気料収入、電柱使用負担金、売電収入として雑入を計上してございます。

4項受託事業収入1目受託事業収入1節農業者年金として、農業者年金受託事業費収入として計上してございます。

2節製パン加工費は、製パン加工賃並びに米飯加工賃として計上してございます。

5項貸付金元利収入、これにつきましては1目農林水産業貸付金元金収入として、1節貸付金元金収入として、直売所「百菜」の運営資金貸付基金元金として見込んでおります。

20款町債1項町債1目過疎対策事業費1節総務費、これにつきましては、生活交通路線維持事業費、徳之島空港利用活性化事業費、奄美群島振興開発調査等事業費負担金として計上してございます。

2節民生費、これにつきましては子育て支援事業費、乳幼児医療助成事業費、ひとり親医療費助成事業費、重度心身医療費助成事業として計上してございます。先ほどの続き、民生費の中で敬老祝い金事業費として、あとシルバーセンター運営補助事業として計上してございます。

3節衛生債、分娩及び産科医師確保支援事業並びにハブ買い上げ事業として計上してございます。

4節農林水産事業農林水産業債、これにつきましては優良素牛保留事業費、特産品製造販売プロジェクト事業費、特定地域振興生産基盤整備事業町負担金として計上してございます。

5節商工費、これにつきましてはプレミアム付商品券発行事業費、あと観光拠点連携整備事業費として計上してございます。

6節土木費、土木債、これにつきましては、過疎対策道路整備事業費並びに都市公園等統合事業費として計上してございます。

2目辺地対策事業債1節土木債、これにつきましては、地域活力基盤創造交付金事業費と効果促進事業費を計上してございます。

3目公営住宅施設整備事業債1節土木債、これにつきましては公営住宅の建設事業費として計上してございます。

4目臨時財政対策債1節総務費、これにつきましては、臨時財政対策債として計上してございます。

以上、補足説明をいたしました。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議会事務局長（柘山正二君）

議会事務局の予算の説明をします。

歳出予算の平成24年度分と比較して大きく増減があった分及び新規に計上した分について、議会事務局より説明します。

歳出予算書25ページ、事業費明細書の23ページをごらんください。議会費の節4共済費の議員共

済負担金が、平成24年度分と比較して220万2,000円減額になっています。これは今までの負担率が標準報酬月額100分の57.6から100分の51.9に減少したためであります。

次に、節18の備品購入費に関しては、現在実施している議会中継の画質が悪いとの視聴者からの意見等により、画質をよくするための機器購入のため計上しています。

次に、節19の負担金補助及び交付金、徳之島3町議会議員連絡協議会負担金に関しては、徳之島3町議会議員連絡協議会からの負担要求により、新たに10万円を計上しています。

以上、議会事務局分の説明を終わります。

○総務課長（窪田良治君）

26ページ、総務費について補足説明いたします。特に変わった点だけ説明させていただきます。

特に一般管理費につきましては、特に職員の人事給与等でございます。

28ページをお開きいただきますように。19節負担金及び補助金、ここにつきまして、負担金や補助金は特に変動等はありませんけれども、一番下のほうに保直次氏の記念碑建立補助金として100万円を計上してございます。

続きまして、29ページの上から4番目の18備品購入費として、公用車の購入として100万円を計上してございます。

あと以上、特に昨年と同様額の計上でございます。

以上で総務を終わります。

○企画課長（牧 徳久君）

企画費について、ご説明申し上げます。

企画費については31ページ、明細書の26ページをお願いしたいと思います。

企画費については、大きいもの、主なものから説明いたしますが、企画費の中の需用費の中の光熱費、これについては、各種観光施設の光熱水費でございます。

負担金についてでございますが、負担金については、主に大きく変わったものはございませんが、奄美群島広域事務組合の負担金が昨年と比べて少し大きく予算が変わっております。

一番下の生活交通路線バス維持費補助金については、徳之島総合陸運のバス運営費補助に対する3町の伊仙町の分の負担金でございます。

企画費については、以上でございます。

重点分野雇用対策事業については、各課から説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

3目の重点分野雇用創造事業費として、障害者の実態調査がございますけれども、最近のは災害とか地域の支え合い事業の中で、国の補助事業をとって障害者の実態調査を行って、その地域における弱者の支援体制はどうあるべきかとうことで検討して、計上してございます。新規事業といいましょうか、障害者の実態調査ということで478万8,000円を組んでございます。賃金、看護師と一般のアンケートを行って、その集計をするための賃金でございます。

以上です。

○環境課長（益 一男君）

予算書の32ページの下の段です。重点分野雇用創造事業費の不法投棄の撲滅の目でございます。例年と大きく変わりはありません。重点分野で不法投棄撲滅の計上をしてあります。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉のほうの一つ、ちょっと漏れてました。これは新規事業ではございませんけれども、緊急雇用対応事業ということで、見守りの活動事業費ということで、平成24年度の9月の補正で対応しております。ことしの9月まで、看護師と保健師を入れて見守りの活動支援事業ということで組んであります。新規ではございませんでしたので、ちょっと漏れておりましたけれども、一応補足として説明いたします。

○経済課長（樺山 誠君）

予算書の33ページをお願いいたします。

目の14重点分野雇用創造事業費、新規作物育苗研究事業費といたしまして、長命草——ボタンボウフウの育苗並びに少し品種がいろいろあるような感じがしますんで、品種を少し選定をしていく作業をやっていきたいと思っております。

以上です。

○税務課長（池田俊博君）

税務課の事業を説明します。

2款2項徴税費1目の税務総務費でございます。主なものは、職員の給料が主でございます。あと、同時に事業費の明細書の28ページをお開きいただきたいと思っております。この中で大きく変わった事業が出てきたのが、公用車の保険料関係として車検整備が13万円ほど計上してございます。

あとそれと固定資産税の評価がえ、3年に1度行われております。201万8,000円を計上してございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございますが、これは徴税費の徴収、賦課徴収関係に必要なとする経費を計上してございます。今年度大きく予算計上してあるのは、県外出張ということで関西方面のほうに行って出張徴収という形でやらせていただきたいということで、旅費39万2,000円を計上してございます。

ちなみに、関西方面では、人数として42名、件数346件で、総額308万円ほどの滞納がございまして。この滞納を少しでも減らしていくために、今回このように計上してございます。よろしく願います。

あと、それと前後するんですが、歳入のほうを少し、大きく変わったところがございまして説明させていただきます。

13ページ、予算書の13ページ、あと事業費の明細書のほうでは7ページとなっております。

町税関係のほうでは、平成24年度の11月をめどにして25年度の予算を計上するのでございますが、23年度の実績、24年度の途中の見込みを計算して持ち上げているところでございます。

ここで法人税のほうで360万円ほどの減額、これは徳之島伊仙町のほうでは一番大きなのが南西糖業さんでございまして、南西糖業さんが法人税の所得割のほうを、23年度までは法人所得がかかっていたんですが、その所得のほうがなくなったということで大きな減額ということになっております。

あと続きまして固定資産税のほうですが、現年度部分において、約800万円ほどの減額ということで計上してございますが、これは平成24年度において、課税標準額にそのまま0.014、1.4%計算した金額でやっていましたが、生活保護減免とか社会福祉関係の建物関係の減額を見込んでいなかったということで、本年このように800万円ほどの減額となっております。前年度においての課税誤りということですので、大変申しわけございませんでした。

あと続きまして、たばこ税のほうですが、これは平成25年4月1日から、たばこ税の税率自体は変わらないんですが、県のほうのたばこ税を減額して町のほうにその分を乗せるということで、前年度においては1本当たり4.618円でしたが、平成25年度からは1本当たり5.262円ということで増額した結果、このように上がりました。

よろしく申し上げます。

○町民生活課長（西 吉広君）

町民生活課の予算を説明させていただきます。

予算書35ページをお開きください。事業明細のほうは29ページであります。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳、目1の戸籍住民基本台帳です。本年度予算が4,315万3,000円に対しまして、516万円増となっております。

主なものといたしましては、節13の委託料、戸籍システム委託料でございます。これは2年前に東日本大震災が起りまして、戸籍の消失ということで全国に、北海道と関西のほうにこの副本データを保存するというので予算計上してあります。よろしく申し上げます。

以上です。

○選管書記長（稲 隆仁君）

それでは、4項の選挙費についてご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。事業明細書につきましては、29ページから31ページでございます。

1目の選挙管理委員会費170万の前年度比増となっておりますけれども、人件費の増額によるものでございます。

3目の参議院議員の選挙費でございますけれども、まだ確定はいたしておりませんが、7月の21日が投開票が濃厚であるというふうな通知が一応来てはおります。参議院議員選挙に係る経費でございます。

4目の町長選挙費につきましても選挙関係の費用でございますけれども、10月の20日を予定して

いるところでございます。

38ページをお願いいたします。5目の町議会議員選挙費でございますけれども、478万5,000円を計上してございます。一応1月の末をめどにしているところでありますけれどもまだ確定ではございません。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

統計調査費についてご説明を申し上げます。

予算書の39ページ、明細書の32ページでございますが、項1統計調査総務費については、職員1名分の給料、人件費でございます。あと統計調査については、県から委託を受けて毎年調査をする事業でございます。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

保健福祉課管轄のこの分をご説明いたします。

明細書は33ページに書いてございますけれども、昨年度と比較して変動の大きなもの、新たな事業について主にご説明いたしますのでご了承ください。

42ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金は、対前年度比40.4%、金額にしますと7,081万円の減額となる1億1,043万5,000円となりました。施政方針にもありましたとおり、毎年の法定繰り入れによります財源補填効果になりますが、この国保財政については厳しい状況ということで推移してきております。

43ページお聞きください。3目老人福祉費20節扶助費、敬老祝い金、対前年度比404万円の増でございます。

同じく老人保護措置費150万円の増となりました。増の理由といたしまして、老人ホームの中でお亡くなりになった方の分について、両町、3町とも定員がございますけれども、その中で両町から承諾をいただきまして、伊仙町の方々を緊急に避難、入所させるということが続いております。ちょっと1名ぐらいオーバーということでありました。

4目後期高齢者医療費28節繰出金、3行目の後期高齢者医療広域連合療養給付費繰出金、対前年度比3%、金額にしますと267万4,000円増となる9,149万円となりました。

44ページお聞きください。6目障害者福祉費20節扶助費、障害者自立支援給付費等事業費、対前年度比31%、金額にしますと2,981万4,000円増額となる1億2,500万円でございます。自立支援給付費の中で療育費についてもいろいろ県からの権限移譲によります療育費の医療費とか伸びて、年々大幅な増加になってきております。極端に申し上げますと、月で200万円の差額が生じるというふうな、その支援給付に係る給付費でございます。

45ページです。9目地域包括支援センター運営費の減は、事務賃金とケアマネージャー賃金を介護予防事業費へ計上した分などの減額分でございます。

47ページお開きください。3款2項児童福祉費4目子育て支援費20節扶助費、子育て支援事業費17%、金額としまして90万円の増の620万円、乳幼児医療費助成事業47%、280万円増の411万5,000円となりました。

同じく養育医療費は新規事業で、県補助3分の2の補助であります。養育医療とは、母子保健法第20条に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費、国や県のお金ですけれども——により、負担する制度です。県から町への権限移譲による療育に係る医療費事業で、25年度からの新規事業として計上しました。数名の方の対象の方がいるということでございます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、保健センターの運営費についてご説明いたします。

50ページをお開きください。前年度比の増減の主なものといたしまして、4款衛生費1項保健衛生費6目保健センター運営費7節賃金、看護師と助産師賃金増の378万円増としました。助産師は24年度から臨時として置いてございます。遠隔看護師についても同じでございます。

8節報償費は産科医等確保支援事業報償費120万円増額などによるものです。

11節需用費は、薬品代の増加分でございます。対前年度比76.7%、422万4,000円増の746万4,000円とするものです。薬品代については、これから先、補助があった分については町負担のほうに移行するという流れが来ておりますけれども、来ていると言いましょるか予想されます。今後、薬品代については伸びていく、増加するということが予想されております。

13節委託料は、予防接種委託料の増加分でございます。対前年度比42%、339万3,000円増額となる1,145万1,000円とするものでございます。

ページが飛びまして申しわけございません。以上です。

○町民生活課長（西 吉広君）

46ページをお開きください。明細書は36ページでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費であります。本年度予算が1億3,718万1,000円に対しまして、463万7,000円の減でございます。これは昨年度2名職員の給料が組まれていた関係で、本年度は1名で組んだ関係であります。

それと13の委託料のところですけど、おとしまでは県のほうから補助金が120万入っていたわけですけど、予算が24年度組まれてから県のほうから補助金カットということで連絡がありまして、去年からこの分を一般財源から持ち出しております。これは西伊仙の児童館の管理運営委託料でございます。

その下の目2の僻地保育所費でございます。本年度予算が2,731万3,000円に対しまして、本年度95万4,000円減となっております。昨年度は、待機児童対策ということで僻地のほうに1人増をしてありましたけど、本年度は増はしてありませんので、その分の減額であります。

47ページのほうをお開きください。明細書は38ページでございます。

3目の私立保育所費、今年度予算が2億841万2,000円に対しまして、前年度より1,371万2,000円

増でございます。これは幸徳保育園、わかば保育園、いせん保育園、広域入所保育園の措置費でございます。年々0歳児がふえている関係で措置費が上がってきております。

以上であります。

○環境課長（益 一男君）

環境課のご説明をいたします。

4款衛生費でございます。48ページでございます。予算書の48ページと明細書の38ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費の1目衛生総務費、前年度より329万円ほど減額をされておりますが、これは人件費の減でございます。

2目環境衛生費、増額の原因は、ハブ買い上げ代を前年度より200匹ほどふやしてございます。

次に3目清掃費、やはりこれは広域連合組合等の負担金等の増でございます。

4目美しい村づくり総合整備事業費、これも約90万ほど増額をしておりますが、賃金等を増額をしております。もう1点目は、産廃物処理手数料を増額をしております。

大きく変わりますのが次の5目でございます。地域グリーンニューディール基金事業費、昨年度はございませんでしたので、全額1,343万6,000円を新たに計上した次第でございます。

よろしく願いをいたします。

○農委事務局長（益岡 稔君）

農業委員会費のご説明をさせていただきます。

5款農林水産業費1項農業費、目1農業委員会費、昨年度より328万5,000円ほど増額しておりますが、これは職員の主に給料関係でございます。

次に、2目の農業者年金事業費、減額になっておりますが、年金受給者の死亡などにより減によるものでございます。

以上で、あとは他に大きな変化はございません。以上です。

○経済課長（樺山 誠君）

大きく変わったものを主に説明してまいりたいと思います。

予算書の55ページをお開きください。5目の糖業振興費でございます。19節負担金及び交付金の欄でございますけども、一番下の欄でございますけども、種苗用メリクロン苗助成事業ということで、夏に1.5ha、春に50aの、計2haのメリクロンの採苗用の苗床を設置するという事業でございます。

56ページ、お願いいたします。11目畜産振興費23節償還金の件でございますけど、国の基金の引き上げによる返納金の措置でございます。

次ページの57ページ、13目土づくり研修費といたしまして、ことしの新しく目を設けてございますけども、農協さんが実施主体の畜環リース事業で実施をしてあります堆肥舎の利用促進を行うために土づくり研修を徹底してまいりたいと思っております。

14目6次産業化推進事業、これは平成23・24と実施をしてきておりまして、これに関しても引き続き目をつくって実施をしていきたいと思っております。

15目特産品製造販売プロジェクト事業、これに関しましては、サトウキビを初め、農林水産物を原料に、地場産特産品の付加価値をさらに高め、地域産業のさらなる発展で安定した就労機会の創出を図ることを目的に設置をしたいと思っております。既に説明をしているとおりでございますけれども、本年度は施設をつくっていききたいと、施設規模といたしまして、建築の面積でございますけれども、約400m²をつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○耕地課長（上木義一君）

57ページをお開きください。事業明細書につきましては47ページから計上しております。

1目農地費、前年度と比べまして、555万3,000円の増額となっておりますが、主に13節の委託料、これは平成24年度の採択予定地区であります嵯原地区の活性化計画書作成であります。

あと18節の備品購入費、公用車の購入ということで増額になっております。

続きまして、次ページをお開きください。2目の特定地域振興生産基盤整備事業費、これは前年度比1,365万5,000円の減額となっておりますが、主に19節負担金の第2阿権地区と上晴地区、小島地区の区画整理事業が完了したということで減額になっております。

7目の農山村漁村活性化プロジェクト事業、これは去年は予算計上しておりませんでしたけど、本年度、先ほど説明しました嵯原地区の申請に向けての委託料でございます。

続きまして、8目地籍調査事業費、前年度比より331万1,000円の増額となっておりますけど、事業費の増と、これも18節の備品購入に公用車費の増額によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○経済課長（樺山 誠君）

5款農林水産事業費3項林業費1目林業振興費でございますけれども、昨年と同じような予算形態でいきたいと思っております。

あと次ページ、62ページの農林水産、水産事業に関しましても昨年と同様でございます。

○企画課長（牧 徳久君）

6款商工費についてご説明申し上げます。

1目の商工振興費については、昨年と同様に、施政方針にもありますとおり、町の商工会の育成負担金100万円、プレミアム付商品券発行事業負担金100万円、町の零細規模の商工業発展のために、昨年同様これを計上してございます。

あと観光費でございますが、観光費については特に変わったものとしては、19節の全国闘牛サミット負担金でございますが、これは本町で10月に、日程については5、6ですが、開催されるということで計上してございます。あと泉芳朗杯グラウンドゴルフ大会負担金、これについては毎年ボランティアでやっていたわけですが、グラウンドゴルフ協会から強い要望がございまして、ことし

はまた復帰60周年ということもありまして、7万円ほど計上させていただきました。

次の3目の消費者行政推進費、これについては、昨年同様、消費者相談員を1名、企画課内において、いろいろの弁護士相談とかトラブルに対応しております。

次の4目徳之島地域文化情報発信施設運営費でございますが、これについては歳入を160万ほど見込んでおりますが、本年度においては10月28日にオープンいたしまして、3月末現在では大幅な予算の黒字が出てまいりました。しかし、来年度においては、この賃金、事務の賃金ですが、町のほうから1名予算計上してございますが、徳之島観光連盟のほうからも1名、空港と港に今連盟のほうで1名ずつ観光案内係として置いておりますが、これについても連盟からも1名、伊仙町にも観光の拠点ということで置いていただけるということに決定しておりまして、闘牛とかいろんなイベントが土曜日曜に開催されるとか、時間外に深夜に及ぶということでもありますので、交代制で対応してまいりたいと思っております。

それと4月1日から資料展示室、これがオープンいたしますので、こういった情報発信しながら、この観光客向けの対応とかということになってまいります。

あと5目の観光拠点連携整備事業費、これについては本年度から26年度にかけて観光地犬田岬の老朽化した休憩所とか遊歩道、駐車場の耐熱舗装というのを整備していく事業でありまして、今年度については遊歩道と浄化槽の、遊歩道が沿道が約300m、あと浄化槽の設置、手すりも台風で壊れておりまして、この手すりは30m、ことしについては2,800万ほどの予算で対応してまいりまして、来年度、26年度にかけてこの事業を終えるものでございます。

以上です。

○建設課長（中熊俊也君）

それでは、建設課の当初予算を説明いたします。明細書は52ページからでございます。参考にさせていただきたいと思っております。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費、本年度予算が4,537万7,000円、前年度が4,546万2,000円、8万5,000円の減額ですが、ほぼ昨年どおりであります。

続きまして、2項道路橋梁費1目過疎対策事業費、本年度予算が2,050万円、前年度1,000円、比較2,049万9,000円の増額であります。これは昨年の9月に陳情されました中伊仙線の道路補修工事の改良工事の採択を受けまして、測量設計の1,000万円と工事費の1,000万円が新しく計上されたものであります。

続きまして、2項辺地対策事業費、これは1,000円の科目存置であります。

3目道路維持費、本年度が677万4,000円、前年度が572万8,000円、104万6,000円の増額であります。これは昨年の災害を教訓に、道路補修の人夫賃金や原材料費の増額を100万円程度してあります。

続きまして、4目地域活力基盤創造交付金事業、本年度が2,078万4,000円、前年度が5,106万円、3,132万2,000円の減額ですが、これは工事費の減額によるものであります。工事費並びに補償費の減額によるものであります。

続きまして、5目効果促進事業、現年度が1億994万2,000円、昨年度が7,170万円で3,824万2,000円の増額であります、これは工事費の増額によるものであります。

続きまして、3項港湾費1項港湾管理費、昨年度が261万2,000円、本年度が21万2,000円、240万円ほどの減額ですが、これは長寿命化の査定が終わっての減額であります。

続きまして、4項住宅費1目住宅管理費、本年度が2,143万9,000円、273万6,000円の増額ですが、これも昨年の災害の人的費や原材料費の増額によるものであります。

2目住宅建設費、本年が7,728万円、昨年度が9,761万4,000円、8,988万6,000円の減額ですが、これは補正、木之香団地の建設を、24年補正が出ましたので、それに対応するものであります。それで減額になってます。

あと5項公園費1目都市公園等統合事業費、本年度が1億260万円、2億4,209万4,000円の減額であります、これも工事量の減額によるものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○総務課長（窪田良治君）

68ページ、8款消防費についてご説明を申し上げます。

1項消防費1目常備消防費として、昨年1億4,261万2,000円を計上して、本年1億1,130万9,000円を計上しております。比較として3,130万円ほど減になっております。これにつきましては、消防議会でもありましたように、今徳之島地区の消防組合がしております無線等の設置費でございます。その差額でございます。

2目につきましてはの補助金、消防費につきましては、主に人件費の削減で、低下という形でマイナスの31万5,000円となっております。

3目防災まちづくり事業費といたしましては、本年560万6,000円計上しております。昨年予算の計上比較といたしまして、5,977万3,000円の減となっております。これは、ほーらい館のほうに防災まちづくり事業として発電機を設置した工事費といたしまして、その減の分でございます。

あと負担金の19節負担金のほうですけども、鹿児島県防災行政無線再整備事業費として、24年度から25年度の継続として計上してございます。

以上、よろしく願いいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

続きまして、教育委員会関係の主な予算について補足説明を行います。予算書につきましては、70ページお願いします。事業費の明細書につきましては、57ページからお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費、本年度予算額が5,247万4,000円、前年度に対しまして90万5,000円の減でございます。これは給料、職員手当、共済費の減によるものです。今年度新しい事業といたしまして、7節賃金に、相談員賃金として42万7,000円計上してございますが、事業費の明細書のところにも掲載してありますが、心の教育相談員とスクールカウンセラーの賃金でございます。

それと19節負担金補助及び交付金ですが、徳之島地区特別支援員負担金として41万円計上してございますが、これは大島養護学校が徳之島高校を活用して高等部の訪問教育を実施するに当たり、支援員を配置するための負担金でございます。

続きまして、2項小学校費9目学校管理費でございますが、予算書では73ページとなります。本年度予算額が3,860万6,000円、前年度に対しまして426万9,000円の増でございます。

主な理由といたしましては、予算書の76ページの18節備品購入費であります。小学校の児童用の机と椅子の購入費で179万2,000円でございます。これは2年前から教科書が大型サイズ、いわゆるA4サイズになりまして、その適正化を図るために、今年度6年生を対象として購入していくものでございます。今後、年次的に購入をしていく計画でございます。

次に、パソコン購入費で370万円についてですが、町長が初日申し上げましたが、平成24年度に全小学校と中学校を学校訪問をいたしました。教職員の校区内居住はもちろんですが、町内居住のお願いをしてきました。管理職を初め、一般教諭との話し合いをして非常に意義深いものがありました。そうした中で4月からは3名の先生が亀津から伊仙町に転入をしてくることになりました。そういう中で学校から要望を聞いてみますと、一番多いのがパソコンの不整備ということでございました。単年度で全部そろえるのは難しいですが、3年から4年ぐらいかけて整備を進めていきたいと考えております。

次に、予算書は76ページ、4目学校管理費で18節備品購入ですが、これも中学校の分ですが、理由といたしましては、今申し上げた小学校の分と同じような理由でございます。

それから予算書の78ページをお願いいたします。4項幼稚園費の4目幼稚園管理費の中で、7賃金に預かり保育士賃金252万円計上してございますが、本年度も預かり保育を実施していきたいと思っております。

それから1ページ飛びますが、すいません、85ページをお願いします。6項保育体育費1目保育体育総務費の11節需用費の中で、消耗品費が前年度より上がっておりますが、これは耳鼻科健診用の舌圧子、使い捨てなんですが、これの購入のための経費でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

続きまして、社会教育費の予算の説明をさせていただきます。予算書79ページ、明細のほうは68ページからとなっております。

まず社会教育総務費は、昨年より373万4,000円増になってはいますが、これは主に人件費の増によるものでございます。

明けていただきまして、社会教育費第2目の公民館費であります。こちらのほうは昨年より111万6,000円で、116万6,000円ほど増になっておるわけなんです。主なものといたしまして、東西公民館の空調設備を修理する関係で増になっております。よろしく願いいたします。

あと文化費公民館運営費等につきましては、昨年同様でありますのでよろしく願いいたします。

す。

あと5目歴史民俗資料館費、昨年より約150万円ほど減になっているわけなんです、昨年は農高跡地に移転するという関係でいろんな修繕費等を組んでいる関係で、本年度は昨年8月に農高跡地のほうに移転したということで、あとは管理部門だけということで減になっております。

続きまして、社会体育費に関しましては昨年同様でありますので、よろしくお願いをいたします。

それと7目の生涯学習振興費のほうは、昨年より減になっているわけなんです、それは昨年度は生涯学習大会と文化祭が合同である学びフェスタ2012がありましたので、その負担金が今年度は減るということで減になっております。

続きまして、84ページ、義名山公園管理費ですが、こちらのほうの18節の備品購入費50万4,000円ほど計上してございますが、こちらのほうは今現在、義名山体育館のほうが増改築しているわけなんです、バレーコートが2面できるわけなんです、そちらのバレーコートの支柱とかネットあたりはその事業費の対象にならないということで、50万4,000円ほど計上してあります。よろしくお願いをいたします。

続きまして、9目町内遺跡確認調査費なんです、こちらのほうは面縄貝塚のほうの確認調査の追跡調査という形でしている予算でございます。

続きまして、10目カムイヤキ陶器窯跡等事業費、こちらのほうは昨年より大幅に増になっているわけなんです、国のほうから、国指定にしているのに、あとその保存管理計画等はどうなっているのかということで指摘がございまして、本年度史跡等の保存管理計画を策定するというので予算計上をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、11目の地域伝統文化総合活性化事業費なんです、こちらのほうは国の委託事業ということで、平成23年度から始まりまして、ことしで終わりますが、本年度は伊仙町の歴史文化基本構想を策定するというので予算を計上してあります。よろしくお願いをいたします。

続きまして、12目石ノ当遺跡確認調査事業費、こちらのほうは、県の委託事業でありまして、土地改良の事前に遺跡等はないかという確認をする事業でございます。今年度は上面縄の石ノ当という場所の調査をすることになっております。よろしくお願いをいたします。

あと昨年ありました中ノ当遺跡確認調査事業費は終わりましたので廃目ということでよろしくお願いをいたします。

以上、審議のほどよろしくお願いをいたします。

○学給センター所長（平山栄文君）

続きまして、2目の給食センター運営費について説明申し上げます。

大きく変わりますが、14節の使用料及び賃借料でありますけども、この運搬車のリース料が7月をもって終わります。それから、新しく設けました備品購入費ですけども、これはリース終了後の買い取り価格であります。あとは、ほとんど変わりございません。

それから3目のパン工場運営費ですけども、これも人件費の増に伴うものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

予算書の88ページをお開きください。事業明細書につきましては71ページにあります。

10款災害復旧費 1 項農林水産災害復旧費 1 目農林水産災害査定費、本年度と93万2,000円、前年度と同額であります。

2 目の水産災害復旧費につきましては、科目設定でございます。

よろしくお願いいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

予算書の89ページで、明細書の71ページを参考にさせていただきたいと思います。

10款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害査定費から、それと 2 目の道路河川等災害復旧費、あと港湾災害査定費、あと港湾施設災害復旧費もほぼ前年並みであります。

よろしくお願いいたします。

○総務課長（窪田良治君）

89ページ、11款公債費について説明をいたします。

11款公債費 1 項公債費 1 目元金並びに 2 目の利子につきましては、本年度、元金につきましては7億1,268万2,000円計上してございます。比較といたしまして、4,959万8,000円の減となっております。利子につきましても同じ、マイナス611万7,000円となっております。これにつきましては過疎債の減という形で、元金並びに利子も減という形になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

それでは休憩をいたします。ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 6 分

再開 午後 2 時 3 1 分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、会議を始めます。午前中の執行部の補足説明を受けまして、ただいまから質疑を行います。

まず収入の13ページから24ページまでの質疑を行います。歳入の13ページお願いします。24ページまでの分に。

○13番（美島盛秀君）

平成25年度一般会計予算歳入について質疑をいたします。

まず17ページ、説明の13ページ、国庫補助金の目 4 土木費国庫補助金、今年度の予算が1億4,655万円、これに対して去年は3億380万円、大分少なくはなっております。その中の節、社会資本整備総合交付金、この総額が1億4,655万円で、この以外に起債が8,443万3,000円、このうちの42万が一

般財源ということで、この事業をするに当たっては合計2億3,093万3,000円と思われまうけれども、これに間違いはないでしょうか。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

答弁者は挙手をお願いします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

ただいまの質問にお答えいたします。

補助金以外に起債では、24ページをお開き願いたいんですが。都市公園統合整備事業で5,260万、その下の辺地対策事業で地域活性化総合基盤整備事業及び効果促進事業で4,150万、公営住宅整備事業で580万、合計で9,990万を予定しております。

○13番（美島盛秀君）

今私が聞きたいのは、こういう補助金を受けて、大体50%から60%の補助金と申しますけれども、その残りを起債、補うということでもあります。そういうことで、私はきのうの財政健全化についてもいろいろ質問等もありましたけれども、やはりこういうせめて補助金を受けてやるのであれば、町民全体へのこういう効果が出るような事業、一番今問題化されている農業関係、そういう50億に効果が出るような事業を進めていってほしいと思うわけでもありますけれども、これは今当初計画でありますので、起債をつけれるものであれば農業50億達成に向けてできるような事業等はないものか、そういう方向で50億達成できるような事業等に変更等ができるものであればしてほしいんですが、今後のそういう見通しについて町長のお考えを伺います。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問はよく理解できます。この社会資本整備交付金事業は、いろんな道路関係、都市公園等でございます。農業、農家の方々が今本当に厳しい状況になっております。今までもこの農業政策に関しましては、土地改良事業をまず始めて、そしてどのような農業を推進していくかということなどを我々はやってきた中で厳しい状況になったということは、これから農業政策を新しい農水省の事業等をやはり事業を、県の農村振興課等も相談しながらやっていくと。

そしてもう一つ今県で交渉しているのは、農業農村整備事業は、これは土地改良事業でありますので、その予算が今奄振が復活したのは農業土木が復活したわけでもありますけれども、その農業土木の中の20%を農業政策の効果促進事業という形でやっていくように要望しているところでございます。これは特に平張ハウス防風ネット等を農業土木の中で活用できないかということで、先般も行政報告の中で申し上げたとおりであります。さらに、ここはいろんな過去にありましたハウス事業とか、そういうことも奄振の中でも、ソフト事業の中で要望をしてみたいと思っております。

現在のいろんな農業土木補助事業の中では、今考えられるような状況がぎりぎりの状況じゃないかと思っておりますので、この1年間、いろいろ農家のためにどのような事業ができるか等を考えていかなければいけないと思っております。いろいろ農業が変わっていかなければなりません。ですから、このサトウキビ農業に関しましても、キビがいかにも有効に農家の方々に利益をもたらすかという前

提での今回のサトウキビ等加工施設を要望して、実現に向けていこうという状況でありますので、美島議員の意見など、また農談会などでさらに農家の方々の思いをこちらから一方的に説明するだけでなく、真にどのようなものを要求しているか、またこういう事業はあります、どういう事業が必要ですかということなどもしっかりと聞いて、26年度以降の事業の中に取り組んでいかなければいけないと思っております。

○13番（美島盛秀君）

次に移ります。次の19ページの農林水産業振興費補助金の目3、1月18日付で、キビ振興基金35億円の基金が出ました。これに関連して、ことし1億1,846万円4,000円が予算化されております。その内容として、節の2農業費補助金、これについてはそこに8項目ありますけれども、一番下の特産品製造販売プロジェクト事業補助金、これにつきましては57ページも関連しますけれども、歳出の57ページにも関連しますけれども、9,377万3,000円のこの事業、これに起債をつけて1億1,845万4,000円というようでありますけれども、この事業はこのキビ振興基金にあわせて、キビ振興基金の中からの予算ではないかと私は思うんですけども、その内訳説明ができましたらお願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

サトウキビ緊急対策事業というのが国のほうから出ておりまして、これは沖縄県、鹿児島県全体を合わせまして36億の予算でございます。その36億の内訳を申し上げますと、10億が製糖工場さんの整備、あるいは効率化のために使われる部分ということです。あと26億に関しましては、沖縄県と鹿児島県の農家さんの、結局昨年の台風による減収、あるいは面積の減少というのがあるわけなんですけども、この面積の拡大、あるいは確保というもの、この事業をやっているということで、今県とどういう事業をやるか協議をしているところでございます。

今の状況を申し上げますと、徳之島に3億800万円の農家に対する、農家に生産振興に使えるお金が来る予定です。この補助率が3分の2の補助率です。ですから、伊仙の場合は、今考えているのがサトウキビの種苗、1反当たり1万5,000円で販売をしているわけなんですけども、この1万5,000円の3分の2をこの事業から出していこうと。この事業に関しては、まだ予算書には入ってございません。ですから、お金の流れ方、その辺が糖業振興課に流れてくるのか、あるいは対策本部に流れてくるのか、その辺がまだしっかり確定をされていない状況でございますので、この中にはその緊急対策に関するお金は入っていないということです。

あと種苗対策と、あとメリクロン関係の種苗対策、あとはオンコール、メイチュウに関する防除関係、病害虫関係をやろうということで町並びに各関係機関で話し合いをして、ある程度の事業計画が固まっている状況でございます。

○13番（美島盛秀君）

今の説明だと、3億800万が伊仙町のほうに（発言する者あり）徳之島全体だね、そうすると大体

1億ぐらいと考えられますけれども。その中には、この特産品の販売プロジェクト事業は入らないと。別に予算で、事業で計画をするということよね。そうすると、何でこの特産品製造販売プロジェクト事業補助金というのがここに入るんですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

特産品製造販売プロジェクト事業補助金について、奄振のソフト事業と伺っております。歳出は、農業費のほうに歳出は組んでおりますので、歳入も農業費のほうに歳入として目的に充当されております。

○13番（美島盛秀君）

歳入で受けて歳出でこれをやると、歳入はこの事業で受けて、歳出でまたこの9,307万3,000円を出すという理解でよろしいですね。わかりました。

これも、この事業が町長は50億達成に向けて効果があるというふうに話しているんですけれども、町長がこの50億円達成の計画を出して、もうことし5年目に、最終の年になると思います。私は当時、町長が50億達成というときに40億前後だったと思います。いまだに私は40億を超えているのかなと思うんですけれども、ここ2年、3年非常に不作が続いて、ジャガイモもそうですし、畜産関係が少し上向いていますけれども、恐らく40億円以上は上がっていないんじゃないかなという気がしますけれども。

24年度の農業生産額、まだ年度は終わってないんですけれども、大体どれぐらいか検討がつかぬかわかれば伺いたいと思いますし、それから町長には、こういう事業を入れてどれぐらい50億に近づけられるのか。私はこういう事業を入れるよりも、もっともっとうるさく起債をつけたり、他の起債をつけられるものがあれば起債をつけて農業振興に、先ほども言いましたけども農業振興で、まずは計画をした政策、50億達成と言われたわけですから、もうことし最終年度、少しでも21年度より当初よりも上がってくるような、45億ぐらいとか47億ぐらいとかいうそういう目安を立てて、私は50億という話をしないと、全く政策が私は計画どおりいってないと思いますけれども、そのあたりを町長にも伺いたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

ただいまの質問、24年度の農業生産額ということでございますけども、これに関しましては、はっきり申し上げまして、まだ全然検討がつかない状況です。はっきり申し上げまして、23年度よりも低い状況は確かだろうと思います。バレイショの下落傾向、あるいはサトウキビが昨年よりも不作ということでございますので、多分低い状況になると思います。

その中で、我々平成18年、国営が敷かれる前にいろんなアンケート調査を、農家の意向調査というのをやっぱりやっております。その中でサトウキビに関する農家の考え方、あるいは園芸作物に対する農家の考え方、やはり今サトウキビが右肩下がり状況にあるんですけども、そのアンケート調査とやはり整合性があると。農家はサトウキビよりも園芸に移行したいという意向を持っているのは確かです。

ですから、こういう状況の中で生産が減少していると、中で国の、先ほど申し上げたように緊急対策という形も出てきておりますし、この辺で、あるいは26年から始まる新奄振の中で農産物の出荷に対する不利地域に対する補助事業、その辺が出てくると、非常にサトウキビ離れが起きる可能性があると思っています。ですから、我々町として掲げる6次産業化へ向けてということで、やはりこういう6次産業化の事業を実施をしていかないと将来的な農業の展望が開けないというように考えておまして、こういう事業を計画しているところでございます。

○町長（大久保明君）

非常にこの2年間サトウキビが厳しい状況になってまいりました。またバレイショの価格も低迷しているということで、24年度の農業生産額は40億行かない可能性があるということでございます。50億という目標は、これは設定しなければいけません。そしてこの期間を来年度中ということでございましたけども、現状では非常に厳しい状況にもあります。しかし、今課長も答弁したように、農業の形を変えていくためには、我々の予測よりもかなり今時間が経過しているという状況にもあると思いますので、これは必ず近い将来50億円を達成しなければならないという決意には変わりございません。

そのためにも農家の方々のどのような目標設定、そしてこれは大規模機械化ではなくて、多品目で1町歩2町歩でやっぱり1,000万ぐらい稼げるような農業が、これはできるはずですので、そういうことをいろんな生産額の高い地域に学びながら、今やっぱりあらゆる手を打っている状況だと思っておりますので、いましばらく時間はかかると思っておりますけれども、必ず達成しなければならないし、またそうしていかなければ島の発展はないわけでありますので、今後、農業政策をさらにきめ細やかに農家の方々に説明をしていきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

今、いろいろ多品目にわたって栽培をして、農業所得を上げていかなければならないと、農業形態も変わってきているというような話でありますけれども、町長はサトウキビ増産対策本部ですよ。本部長ですよ。こういう力を入れなかった、サトウキビの生産に力を入れなかったことが、今の農業所得生産にはつながっていないわけですよ。何といたってもサトウキビを増産しないことには、この島の農家の所得は私は上がらないと思っております。

例えばコーヒーとか、まあざくとか、いろんなサツマイモとか、あるいはハウスをつくって県の職員を呼んできて、あらゆる方策をやってきたのに全部失敗しているでしょう。それで所得上げている人はいない。そういうことを考えれば、少なくとも台風が来てもこのサトウキビだけは生き残っていく、どんな災害が来てもサトウキビだけは生き残れる。そういうことを考えたら、私は、ことしのジャガイモ等もそうですけれども、畜産も一時悪いときもありました。ところがサトウキビは国が守っている作物ですから、私は力を入れてあればそれだけの見返りは出てくると思いますので、ぜひサトウキビ生産を上げて、50億達成に向けられるような取り組みを今後していただきたいと。

ですから、このさっきの新聞の記事にも奄振予算に上乘せをして対策費も出ているわけですから、そこらあたりを考えて、今後農業政策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、20ページ、21ページ、財産貸付収入、目1の財産貸付収入でありますけれども、例えば、今ここに教員宿舍貸付収入と、中学校というのがありますけれども、町の住宅、町営の住宅で教員に貸して収入を得ていく、また民間も今、町有地に建てたりしていろいろ住宅を貸している。それで私はこの教員、小学校・中学校の今伊仙町にいる教員が住宅に住んでいる。私は個人は四、五万もしているのに、この教員の住宅料、家賃が安いと思うんですけども、今町の教員住宅の賃貸料、幾らですか。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

美島委員、質疑はこの予算書内でなるべく完結に。

○13番（美島盛秀君）

何で財産収入について僕は言ってる。だから、その収入の中からふえるわけだから、まずここに予算出ている（発言する者あり）小学校が441万6,000円、中学校が240万、680万円、これは貸付料、これは幾らになってますかね、今。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

お答えをいたします。小学校の教員住宅貸し付けと中学校の貸付住宅の件ですが、教員住宅につきましては、維持管理費として一月幾らと決められております。大きさによっても決められていて、40m²以下が7,000円、50m²以下が1万円、それとあと56年から63年まで建てられたものにつきましては1万1,000円、平成元年度以降の建物は2万円となっております。

ちょっと件数につきましては、件数のほうは今ちょっと手元に資料ございませんが、また後ほど報告をいたします。

○13番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、非常に教員住宅、家賃が安いんじゃないかなと思うわけですね。民間は四、五万もする。聞いてみれば、管理職の人が民間を借りても家賃は半分かな、半分ぐらいは家賃で出てくるということで、そういう人たちの、教員の、まあ言ったら普通の民間人よりは収入もいいわけですから、半分もまた家賃として補助があるということで、もっとこれ条例をかえて家賃を上げる、上げて教員とか公務員を全部そこに住ませる、そういうお願いをしたりするといいいんじゃないかなと思いますけれども。

おそらく、民間でつくったところにも教員や公務員が大分私は住んでいると思いますけれども、やはり民間が利益を上げて税金を落としてくれるのもいいんですけども、やっぱり町のを家賃を上げて、少しでもまた入るようにするというのも、私は考える必要があると思いますので、そこらあたりを検討して、次回の質疑のときに答弁できるような方向でお願いしたいと思います。

それと関連して、財産貸し付けですから、町有地、土地、いろいろあると思いますけれども、例えばクリーンセンターの周囲に土地が、恐らくあれ買ったのも4町歩ぐらいでしたから、残り2町

歩ぐらしいの空き地があるはずですが。そこらあたりをどうなっているのか。あるいは今の役場の試験場跡地の土地、あるいは中山の肥育センター跡の土地、こういうところの土地の収入がどれぐらいあるのか、きょうは答弁は要らない、今ちょっと調べてないはずですから。調べて報告をしていただきたいと思います。

次に、29ページ——はいはい、済みません。一応これで。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑。

○5番（明石秀雄君）

10ページをお願いします。款9 地方交付税4,273万3,000円、増額になっておりますが、主な増の理由がわかればお願いをします。

○総務課長補佐（田島輝久君）

平成24年度の地方交付税の最終決定額が29億1,300万でして、これに対し、この長期財政計画の伸び率がマイナス2.2%、さらに公債費を考慮して今の金額になっております。

○5番（明石秀雄君）

政権がかわって、交付税を恐らく低くなるんじゃないかな。それが補助金、今までのひもつき予算という形で出てくるんで、恐らく私は交付税は抑えられるんじゃないかなという懸念がありましたので聞いてみたんですが、大丈夫ですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

昨年度24年度の最終決定額よりは大分少な目に、今減額されている状況です。

○5番（明石秀雄君）

そうすると、今回の予算が当然100%これを充当していますか、何%ぐらい充当してますか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今年度の交付税見込み額に対してという質問でございますでしょうか。

○5番（明石秀雄君）

今年度の予算は……計算上あなたがしたもの全て100%で出ますか、それとも90%ぐらいで予算をつくったのか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

25年度の予算に対して。ああ、見込みに対してということでよろしいでしょうか。見込みに対しては、実際見込みとして29億1,300万から1億2,000万除いた額が一応見込みで計算しております。

○5番（明石秀雄君）

何でこれを聞いたかという、予算そのものに弾力性があるかどうかを僕は聞きたかったんですよ。でないと、またことしも台風が来たら後はどうなるか、補正が組めなくなります。災害復旧ができなくなります。そういったところで聞いてみたんですが、大丈夫ですか。大丈夫ですね、はい。

じゃあ次に行きます。17ページの国庫支出金の目の2です。感染症予防事業等補助金が減額をさ

れておりますが、それじゃない、3の農林水産業国庫補助金です、項の3です。その減額の理由をお願いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

明石議員のご質問に答えます。

去年の喜念地区の新規事業の事業費との差額分で、今回は三崎地区の27年度採択に向けてと喜念地区のこの差額分でございます。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

また前に戻ります。15ページです。地方交付税の中に、特例交付税というところと特別交付税との違いをちょっと教えてください。

○総務課長補佐（田島輝久君）

普通交付税に関して、人口、あと土地と面積、高齢者人口等々の単位費用に算定して行われるのが普通交付税でございます、特別交付税に対しては、その土地の状態、災害等を勘案して交付されるのが特別交付税です。

○5番（明石秀雄君）

15ページ、款8地方特例交付金が、今年度はあのまま款を置いているだけなんです、その理由。なくなった理由。

○総務課長補佐（田島輝久君）

特別委員会の付託のときに議員から説明があったんですけども、例年は町職員の児童手当等の財源として特例交付金が措置されておりましたが、税源移譲で町税のほうに移譲されておまして、現在は住宅借入金の控除補填分が残っております。で、このように減額した状態です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ないようですので、次に進みます。

引き続きまして歳出の25ページから31ページ、目7の会計管理費まで質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

29ページ、28ページ・29ページ財産管理費、29ページの節14の使用料及び賃借料、駐車場借り上げ料なんですけれども、例年、通常150万だったと思うんですけども、今駐車場に信用金庫さんが借りてやってるんですけど、あの部分の信用金庫との関連はどうなってるのでしょうか。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの駐車場用地の借り上げ料につきまして、ご説明申し上げます。

駐車場、隣の関久さんから借用してありますが、もともと町が借りている部分につきましては、

中央部分の電柱のある部分から下のほうだけなんです。で、こっち側のほうについては実際借用がされていません。ですので、今信用金庫さんが入りましたけども、そこについて減になっているという感じで受けられると思いますけども、その分については借用はしてございません。

○13番（美島盛秀君）

わかりました。

次にページ34の、4ページ。（発言する者あり）31まで。すいません。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○10番（杉並廣規君）

30ページの電算システム費の19の負担金及び交付金、町の総合行政システム部会負担金45万と、町の総合行政システム機能拡張運営費負担金27万円、これはどのように違うのか、詳しい説明を求めます。

○総務課長補佐（水本 齊君）

今のご質問にお答えします。

町村会総合行政システム負担金というのは、現在使われております町内のシステムの負担金、運営負担金です。総合行政システム部会負担金というのは、監事会、そのシステムの改修とか今後の見直しとかする部会の運営の負担金です。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○4番（佐藤隆志君）

29ページの交通安全対策費の節16に、交通安全施設作成材料費が147万5,000円計上してありますが、どこにどういったのをつくる予定か伺います。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの原材料費、交通安全施設作成材料費として計上してございます。説明をいたします。

これにつきましては、今の段階で校区保護というその策定場所の計画はございませんが、年間通して累積をして必要経費として計上してございます。ガードレール等と、あとロードミラー、カーブミラー等々の設置でございます。

以上でございます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○12番（上木 勲君）

28ページのこの保直次さんの記念碑の建立のあれなんです、これどこのほうにどういうふうなあれで。

○総務課長補佐（田島輝久君）

保直次様、城山観光の創設者でございまして、井之川集落のほうで今募金活動を行っております。伊仙町と天城町が100万、徳之島町が200万、あと募金活動が400万で800万の事業を計画しております。

○12番（上木 勲君）

わかりました。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

それでは、引き続きまして、31ページ、目8文書広告費から33ページ目15重点分野雇用創造事業費、健康増進事業費までの質疑を行います。31ページから33ページ、お願いします。10番、お願いします。

○10番（杉並廣規君）

32ページの9企画費の19節負担金補助及び交付金の奄美群島広域事務組合負担金1,127万1,000円計上されてますが、これの内容について詳しい説明を求めます。

○企画課長（牧 徳久君）

これについては、奄美群島の広域事務組合が管理します各種協議会、または一般会計、特別会計等の負担金でございまして、これについては奄美群島12市町村が国勢調査によります人口に応じた金額で分配している金額でございます。

○10番（杉並廣規君）

それと、その下のほうに徳之島空港利用活性化事業負担金687万8,000円ということですが、これについても詳しい説明を求めます。

なぜ聞いているかといいますと、夏場等、駐車場が非常に混雑している場合がある。これだけ負担金を出しているのであれば、伊仙町からでも要望して、もう少し車の駐車場を大きくできないかと思って質問しているわけですが、これはどういうものに使われるのか説明を求めます。

○企画課長（牧 徳久君）

これについては、説明書の27ページにもありますとおり、地上支援機材の購入に伴う負担金で、これ3町で負担金を出し合って購入するわけでありまして、例えば空港の駐車場、さっき杉並議員がおっしゃった空港の駐車場の件ですが、今厳しく県の管理なんですけど、夜間駐車、出張なんか行った場合の駐車をしないようにと空港管理事務所が張り紙を出して取り仕切っている状況であります。こういったのを一掃すれば、駐車場のスペースも自然と確保できるんじゃないかと思ったりしておりますが、空港管理事務所のほうでもこういった張り紙を出して、今やっている状況であります。

○10番（杉並廣規君）

そのために私たちも、これ各町からお金を出しているわけですから、島民に利用されないような駐車場じゃいけないわけでしょう。島民にも利用できるような駐車場スペースを考えてもらわないと。お互いみんな出張行って、みんな車置くところなくて困ったりもするわけでしょう。だから、そういうことも考えて、ぜひ利用の活性化を図るなら、もう少し島民のことも考えてそういうことも検討していただきたい。

○企画課長（牧 徳久君）

3町の空港利用促進協議会があるわけですが、この会長さんに天城町長さんがなっているわけですが、こういった会合の時期に、こういった議員からご質問がありましたということをお伝えしたいと思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に。

○5番（明石秀雄君）

先ほども出てたんですが、奄美広域利用組合負担金の中、1,127万1,000円ですが、去年大体530万ぐらいだったんで、大体倍になってるんですが、何が違うんですか、去年と。

○企画課長（牧 徳久君）

広域事務組合においても、事業費に伴いまして職員も増減いたしまして、この奄振が25年度で切れるわけでありまして、次期奄振に向けた取り組みとして職員もふやしてやっているわけでありまして、その事業費増に伴う増額分でございます。

○5番（明石秀雄君）

12市町村から例年の倍額の予算を徴収する、それほど事業量が多くなったということですか。

○企画課長（牧 徳久君）

倍までは行ってないんですが、昨年より300万とか400万ぐらいふえていると思いますが。（発言する者あり）ええ。といいますのは、先ほど申し上げましたとおり、次期奄振に向けてこの新しい事業がふえたということでございます。

○5番（明石秀雄君）

必要なものはしょうがないとして。

その下の交流ひろば運営費です。目の10です。運営費繰り出し金が3,500万、職員給与の繰り出しが1,460万、これを、せっかくほ一らい館の特別会計できてるんですが、そこに会計一つにするということはできないでしょうか。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

よろしいですか。

他にございませんか。

○14番（常 隆之君）

質疑してよろしいでしょうか。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

簡潔にお願いします。

○14番（常 隆之君）

33ページの重点分野雇用創造事業費、障害者の実態調査賃金があるわけですが、これはどのような事業なのかお伺いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

補足説明でも申し上げましたけれども、今回100%補助事業ということで、包括支援センターの中では高齢者とか弱者、見守りされる方については現状実態、把握しているんですけども、障害者、三障害、身体・精神・知的、この方たちの生活状況を知ることと、それとどういった支援が必要かということを一応実態調査に結びつけて、それを一元集約化しようということです。

例えば、災害が起きたときに、その方たちを誰が支援活動するのか、そういったことを含めて、またその人たちのニーズ調査もあわせてやろうかなということで、今度新規事業で上げさせていただきました。

○14番（常 隆之君）

重点分野の新規作物ということではありますが、新規作物の育苗がありますけど、これはどういう品目を育苗して農家の支援されていくのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

補足説明のほうでも行いましたけども、新規作物、ボタンボウフウ、あるいはコーヒーに関しての育苗を考えております。

○14番（常 隆之君）

外来種撲滅が廃目になっているわけですが、これはまだまだ私は必要だと思いますが、これ減額、県から減額なのかどうなのかお伺いします。

○企画課長（牧 徳久君）

まだあるというお話ですが、これらについては県のほうが今回はこの今5事業で今回はお願いしますということで、ことしは100万にしたという。

○14番（常 隆之君）

撲滅まだできていない、完了できていないわけですので、ぜひこれができるように、今後も引き続き県と協議して撲滅できるように努力されてほしいんですけど、そこら辺はどうなのかお伺いします。

○企画課長（牧 徳久君）

これは県から交付されるわけですが、この鹿児島県の市町村の枠がございまして、ことしはこの5枠だから、今年度は、また来年に向けて、今おっしゃったように事業導入に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○12番（上木 勲君）

ちょっと理解をしにくいのでちょっとお聞きをするんですけど、この32ページなのですが、電柱使用料というのがここ650万となっているんですが、これはどういうふうなちょっと説明してください。

○企画課長（牧 徳久君）

これは光ファイバーの九電とかNTTに対する線の使用料でございます、これは一応町が支払いしますが、徳之島ビジョンのほうから歳入はとっておりますので。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

引き続きまして、33ページの目1 税務総務費から、34ページの目23償還金利子及び割引料までの質疑を行います。

質疑ございませんか。

○13番（美島盛秀君）

34ページの目2 賦課徴収費、節9の旅費53万円、説明で関西に42名、346件、308万円という説明がありましたけれども、これは今まで連絡等をしたことはありますか。

○税務課長（池田俊博君）

個々に電話等での連絡はないんですが、督促状の発送、そういうので一応連絡をとっているという形になっております。また督促状の返礼のあったもの等があった場合には、その追跡調査をして、また当該市町村のほうにまた住民確認調査等を行って、それで今やっているのが42名ということです。

○13番（美島盛秀君）

この関西に徴収に行くわけですけれども、この42名以外に今までそういう連絡、督促して払って、この42名になっているのか、今まで効果があったのか。ただ行って、旅費使って行って取れなかったということになれば、それだけ旅費の無駄遣いになるということにもなるわけなんですけれども、やはり水道料金等の問題もありましたけれども、こういうどうしても取れないというのであれば、裁判の手續をするとか、あるいは不納欠損で落とすとかして、一つ一つこういう事務整理をしていかなければ、今の伊仙町の状況はもう何が何だかわからないというような状況がもう長年続いておりますので、そこらあたり整理する意味、効果があるのかどうか伺います。

○税務課長（池田俊博君）

今まで督促状とかそういうようなことばかりで連絡をとっていたということで、今回、初めて関西に直に行って、その方に会ってくるということですので、それでも会えなかったりどうしてもで

きなかったというときには法的措置をとるとか、言ってはあれなんですけど、本人自体の課税とかそういうのでなくて、先祖、そのお父さん、おじいさんとかの課税ということであるので、とにかく法的手段というのはちょっととりにくいところがあって、とにかく本人のほうに直接行って会って、これから25年、26年、これから先のことをどうするのかということでも話し合いをしていくという過程もあります。

それで23年、24年度には、鹿児島市内のほうも出張関係のときについでに前泊したり、あと延泊したりしてやっています、23年、24年合計ですけど、30名に行って会ってきて、件数が101件、あと歳入として67万3,300円は23年、24年の実績がございます。

こういうことで、とにかく現地行って会った場合には、その納税者から何らかのアクションがありますので、それがこれから先の滞納がなくなるという、滞納を減額させるということで大変意味があると思います。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ徴収をしてほしいと。財政の厳しい折ですから徴収をしてほしいと思うわけでありましてけれども、今町長が挙げている行ってみたい島、住んでみたい島、関西関東の郷友会といろいろ親睦を深めている最中でありまして、行ったことでトラブル等、いろいろな問題等が発生したら、また大変ですので、そこらあたりは町長のほうからでも一筆、徴収のお願いというような徴収のお願いを書いて、丁寧に言って徴収をしていただきたいと思っております。

以上です。

○税務課長（池田俊博君）

美島議員がおっしゃるとおり、関西方面へ行って、またトラブル等そういうことが起きないように、地区、税務課職員2名体制で何とかそういうトラブルが起きないように方向で徴収のほうに行かせていただければと思います。

○予算審査特別委員長（琉理人君）

他にございませんか。

○10番（杉並廣規君）

34ページの税務総務費の19負担金補助交付金の一番下に、未成年喫煙防止キャンペーン負担金ということで2万円計上されていますが、徳之島の現状はどうなのか、未成年者が多いのか、対策等どうなっているのか、わかりましたらご説明をお願いします。

○税務課長（池田俊博君）

現状のほうでは税務課としては把握はしていないんですけど、たばこ販売協会のほうで、負担金をうちのほうで出して、徳之島高校と天城の樟南第二高校のほうに行って、未成年のたばこ喫煙をしないようにというキャンペーンを行っているところでございます。

○予算審査特別委員長（琉理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

引き続きまして、34ページ、目1 戸籍住民基本台帳費から39ページ、県知事選挙費まで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑ございませんでしたら、引き続きまして39ページ、目1 統計調査総務費から41ページ、目1 監査委員費まで質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

引き続きまして、41ページ、目1 社会福祉総務費から45ページ、目10 地方改善施設整備費まで質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

42ページ、目、社会福祉総務費の19節シルバー人材センター運営補助金127万2,000円が計上されておりますけれども、これの算定基礎はどうなっているのか、国県からの補助金等はないのか、現在の会員数はどうなのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今回のシルバー人材センター運営補助金ということで127万2,000円組んでありますけれども、これは純粹に運営ということで、事務員が女性の方なんですけれどもいるということで、役場の賃金と同額ということで5,300円の20日の12カ月ということであります。国県からの補助金は今のところはありません。こういったこと、人数的に言いますと、一般質問でもございましたけれども、民間団体の中身については余りとやかく言いませんけれども、今の段階で行きますと、目標の50%程度しか会員数としては集まっていないということがありまして、それ以上、収支についてはちょっと答弁控えさせていただければと思っております。

○10番（杉並廣規君）

国県への補助金申請はしているのか、していないのか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今の段階で、昨年の9月に立ち上げたわけですがけれども、今の段階での補助金申請の対象団体には、まだほど遠いかなと思っております。補助対象の一つの基準がありまして、その基準にはまだまだ到底達していないということであります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

なければ、引き続きまして、46ページ、目1児童福祉総務費から48ページ、目1生活保護事務費までの質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

46ページ、目2の僻地保育所費と、それから下の目3私立保育所費、あわせて伺いたいと思います。関連します。説明で何か0歳児がふえたと、ふえている。非常に嬉しいことでもありますけれども、先日の新聞で天城町が保育料を無料にしたという、議会で採決したという話がありまして、聞いてみましたら過疎債、この2,200万と言っていましたか、過疎債でそれが補えるということで、非常に素晴らしいことをやっているなど。伊仙町は過疎債を使って、すぐ土木費とか箱物をつくるのに回すんですけども、天城町がやっていることは伊仙町より進んでいるなど私は思いました。

そういうことで、0歳児がふえているということで、これからこの保育料を無料にすれば、近隣町村に住んでいる、あるいは他に住んでいる若い二人で伊仙町に住む、いろんな効果、メリットがあると考えられるわけでありまして、そういう考えはないか伺います。

○町民生活課長（西 吉広君）

先だっの新聞等で報道されていましたが、天城町のほうに保健福祉課長さんに連絡をとりまして詳細を私も聞きまして、過疎債のソフト事業を利用してするということでお伺いしました。こういうのが利用できるようでしたら、伊仙町でも今後利用して前に進んでいきたいと思っております。

なお、また伊仙町は僻地保育所も5カ所ありますので、そこらでも十分考えながら善処したいと思っております。また執行部の財政担当のほうとも協議をしてやってまいりたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

この僻地保育所の件ですけれども、町立の保育所、これが私立に移管したわけなんですけれども、このメリット、僻地保育所を残す理由、またこれを民間に委託して、民間の保育所に格を上げてそういうことをできた、したときの理由等を伺います。

それと町長に、こういう町長、いつも人口をふやすというようなことを言ってますけど、政策の中になかったのが残念でなりませんけれども、こういうようなことを今後、政策の中でも取り上げていく考えがあるのかどうか、町長にも伺います。

○町長（大久保明君）

私が不勉強だったと思います。こういう過疎債でソフト事業というのができるということなど研究も足りなかったと思います。天城町の取り組みは本当に素晴らしい取り組みだと思いますので。今出生数も増えてきている状況の中で、また住宅対策を今中心にやっていますけれども、今後は保育料、ひいては今全国的な動きである医療費の無料化も、これは恐らくそういった形の事業があるかもしれませんが、その辺はまたちゃんと調べて前向きに検討していきたいと思っております。

○総務課長補佐（田島輝久君）

僻地保育所に対しては、保険料は町は徴収しておりませんので、民間に移管というのはちょっと

難しいかと思うんですけども。

○13番（美島盛秀君）

補助金で賄っていますので難しいとは思いますが、その保育料は少々負担金、負担してま
すよね、親が。（「おやつ代」と呼ぶ者あり）保育料じゃないの。（発言する者あり）そうすると、
私立保育所の措置費の中では、そういうおやつ代とかそういう全額、その補助と、それから親の負
担分で賄っているということですか。区別をちょっと説明していただけますか。

○町民生活課長（西 吉広君）

認可保育所は、ちゃんとした給食設備が整っておりまして、昼の昼食、それから10時・3時のお
やつというように分かれています。僻地保育所の場合は、弁当持参、そして10時・3時おやつ代、
今3,500円一律もらっています。

○13番（美島盛秀君）

私が言ってるのは、僻地保育所は補助金ももらってますけれども、この認可保育所と比べると、
指導の方法というんですか、子供たちの幼児教育、もう全然違うようなんですよ。同じ6歳児まで
いますけれども、やはり子供たちの一番大事な成長期にありますので、やはりそういう民間、民間
でなくて私立保育所、こういうふうにして幼児教育をやったほうがやはり町長も将来の子どもは、
将来の伊仙町の宝だと言っていますのでね、こういう面から私は認可保育所のほうがいいんじやな
いかなと思うんですけども、そこらあたりもぜひ検討していただきたいと思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○10番（杉並廣規君）

今の僻地保育所の件ですけども、もう何十年か前、私も保育所の係だったことがあるんですが、
そのときは学校の校長先生が終えられた、退職した方とか、そういう方に幼児教育の、毎月1回、
保母さんたちの研修を시켰たんですよ、1時間ぐらい。そういうふうにして、それと週の計画
カリキュラム、1カ月のカリキュラムがあるわけですから、認可保育所に負けないぐらいの保母さ
んたち、有資格者の方がおるわけでしょう。無資格者が今保母さんたちがおるの。おるところはき
ちっと有資格者のきちっとその資格者の方を入れて、週の計画、あるいは1カ月のカリキュラムで
きちっとして、認可保育所に負けないぐらいのそういう対策も私は必要だと思いますよ。ぜひそう
いうことも検討していただきたい。

それと44ページの6項の障害者福祉費の負担金補助及び交付金の徳之島地区自立支援協議会負担
金というのが10万円計上されていますけれども、これの運営の内容、会員数等わかりましたらご説
明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

徳之島地区の自立支援協議会というのは、昨年度3町で立ち上げしました。これは障害を持たれ
ている施設の方とか行政、学校関係の方たちで構成をしております、3町でお金を出し合って、

この自立支援協議会を立ち上げたわけですが、会長さんは徳州園の理事長の吉富さんが一応なっております。

今現在事務局は、天城町にあるわけなんですけども、2年間の持ち回りということで地域の抱える子供たち、要保護者とかその障害者の方たちのケアをするために一つのテーブルについて、今後どういう計画でどういった支援をしていくかということの協議会であります。

障害者自立支援法がかわるわけですので、総合支援法にかかります。その中で28年度からは子供さんたちの、特に、あおぞら園に行かれています方たちのケアプランというのは、計画書というのは町がつくらなければならないということで、そういった立ち上げの中でこの協議会が発足して、今頑張ってますけれども、行政の中でも職員はころころころころかわるわけですので、中ではずっと従事されている施設の方を一つの協議会の中に入れて、そのケアプランとか支援法について取り組んでいくという協議会でございます。3月の末ごろ、一応その総会を開きながら、講演会を持ちながら、その親の組織とかそういった方たちの連携を保つという一つの協議会ということになっております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ最善を尽くしてケアをするように、どこかの町のだれかが一生懸命やればできるんですよ。あのあおぞら園の設立のときも、私も少しは一緒になってやりましたけどね、3町の課長か誰か係か、1人が一生懸命やれば、すごい事業ができていきますので、ぜひ最善の努力をしていただきたいと思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

それでは、引き続きまして48ページの目1 衛生総務費から49ページ、目5 地域グリーンニューデール基金事業費まで質疑行います。

○13番（美島盛秀君）

49ページ、目3の清掃費、先だつての一般質問で、清掃審議委員会の報告をしていただいたわけでありましてけれども、清掃審議委員会の中で、台風時、あるいは普段のごみの収集で外に山積みさされていると。清掃審議委員の皆さんで見ました。もうヤードの、屋根のないヤード、風に吹き飛ばされたり、あちこち飛ばされて、周辺の畑から苦情も来ているというような話でありましたけれども、このごみをきちんと処理するというようなことで意見がありまして、予算がないということでしたので、審議委員全員の要望で予算要求しようということで各町意見を統一して予算要求しようということになりましたけれども、この2億1,755万、これにはその予算等が入っていないと思われましてけれども、その要望書等来ているのかどうか伺います。

○環境課長（益 一男君）

お答えをいたします。

先般、審議委員会の報告の形で、きのうあたり事務局のほうから連名での署名ということで、今私の手元にございます。ですから、今予算においては計上されていません。

以上であります。（「どういう内容か」と呼ぶ者あり）今手元にございませんで、時間をいただきたいと思ひます。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ世界自然遺産に向かつて、全島からのごみがあそこにもう一斉に集まってくるものじゃないかなと思ひます。できることを一つ一つやらないと、いろんなところで問題も出てきますので、ぜひ予算を、予算化してあのごみを処理する、そのごみを処理するためには移動もしなければならぬ、一時。そうして整理をしなければならぬということで、私はさつき財産のことも言ひましたけれども、周辺に財産がありますので、土地が。そこに一旦移して、そしてあそこを整理して処理をしていくと。このあたりでもう10年目を迎えておりますので、このあたりで整理をしないと、いろんな苦情等も出てくる可能性もありますので、本当にその審議委員の中では、クリーンじゃなくて、もうごみの山だと、ごみ捨て場だというような意見等も出ておりますので、環境整備の意味からも、ぜひ予算を要望されて、予算に対しては措置していただきたいと思ひます。

○環境課長（益 一男君）

先ほどのご質問ですが、徳之島アイランド広域連合クリーンセンターへの補助を求める請願ということで、このようにして議員全員の氏名捺印の上、提出する予定でございます。ですから今議会、この予算には計上してないということでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

続いて、目5地域グリーンニューディール基金事業について、1,343万6,000円の予算でありますけれども、これは海岸の清掃中にといいことになっているんですけども、これを海岸だけなのか、また海岸だとすればどのような清掃をするのか伺ひます。

○環境課長（益 一男君）

お答えをいたします。

この事業は、昨年度までは、23年度まではございましたが、今期また復帰という形で海岸漂着物地域対策推進事業でございます。対象となる地域ですかね、こいう、これは海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び海岸の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等の海岸漂着物対策を重点的にする目的、推進することとございます。海岸以外は対象にはならないかと思ひます。台風による漂着物、あるいは流木等の処理、海岸だけを清掃整備するという形に捉えております。

以上であります。

○13番（美島盛秀君）

今説明がありましたから、わかりましたけども、私はこれクリーン作戦などでも海岸はやっていますね、今は。去年はこれがなかったからやりましたけども。海に、海岸に流れてくる漂着物、そんなにいっぱいあるもんですかね。現状を見て、去年のクリーン作戦で私たちは阿権地区のあのあたりをやりましたけれども、地域の皆さんが出て、拾って燃やしたりしたんですけれども。

そういう中で私が言いたいのは、台風等で飛ばされて海岸が汚れたりするから、空き家の、この道路沿いにもあるわけなんですけどもね、そういうのを潰した廃棄物の手数料ぐらいはそういうのが出せるものじゃないかなと、環境整備にもできるんじゃないかなと思ったんですけれども、これだけの予算ですから、喜念浜から小島まで、言ったら、犬田布岬とあのあたりはもうできないわけですから、岸壁でだからそこはどのような事業をやりますかね。

○環境課長（益 一男君）

雇用対策にもかかわる事業だと私は思っております。そういった意味で、伊仙町の海岸全域にわたることで、東から本川海岸、喜念浜海岸、それからずっと、佐弁、目手久、瀬田海、鹿浦、阿権浜、あるいは、小原海岸までの全域を指してございます。

昨年は今の台風とか各組織のクリーン作戦等、あるいは小学校単位でのボランティア活動等やっておりますので、これは非常に今年度からは非常にいい事業だと、美しい海岸づくりを目標にして頑張っていきたいと思っております。清掃等も重点的にやっていきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

去年はなくて、一昨年、23年度はあったわけなんですけれども、実は23年度の予算、使いこなせ切れなくて、喜念浜の何か公園みたいな、駐車場みたいなをつくって、そこで大分予算を消化したというような話等があって、何であんなところにああいうのができたのだろうという人もいましたので、そういう無駄のないようなしっかりと、みんなが見ても、ここは雇用になったなど、いい雇用ができたというようなメリハリのある予算の消化をしていただきたいと思っております。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時17分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

続きまして、50ページ、目6 保健センター運営費から52ページ、目2 簡易水道事業費までの質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

まず52ページの上水、簡易水道の繰出金が6,000万ずつこうなっておるわけなんですけれども、これも

何というか、奄美市あたりでも、これは水道は黒字になって、何か一般財源にお金を貸しているようなこともあるようなんですけれども、野心のないような水道行政を進めるように努力をしなきゃならんわけですけれども。そこで今何というか住民の間で、ずっと私、今ずっといろいろ話が来ておるんですけれども、何か水道水をご飯つくるのもお茶沸かすのも、水飲むのも全部買いに行ってるって、今ね。買いに行っ、亀津あたりで買いに行っでご飯もそれでやっている、お茶もつくつとるとかということね、あって、それから水道からごみが出てきただの、やれどうだの、あれは自分の家内なんか品物買う予定もないのに、とにかくダイマル行っ、水をくまにやいかんからダイマル行っ、ついでにまた要らんもんまで買ってきているとか、いろんなやや苦情があっ、という話なんですけれども。

そこで実は私も水商売しとって、ある商売、水商売やろうと私は思ったんです。ところがまた私水まで売ったらあの上木さん、水まで売りよるとかまたいろいろ言われると思ってやめたら、その後、どんどんどん水が売れ出してな、今みたいなあれになつとるんでね、えらいことしたと思ってるんだが。

そこで、それは余分なんですけど、これをちょっと調査でもしたことがありますの。この今の水をどれぐらいそういうような状況になつてるかということ。

○水道課長（芳田勇人君）

ただいまの上木議員のご質問にお答えいたします。

きのうの美島議員のご質問もございましたけども、我々でまだ家庭でどのくらいの水が購入され、使用されているかという調査をいたしておりません。申しわけございません。

○12番（上木 勲君）

そこで、この話も何回かしているんですよ、これで今までも。それで今度はちゃんとそのアンケートでもつくって、ちゃんと調査をしていただきたいと思います。そのことについての答弁と、それからこの水道水は普通の市販のその辺で売ってる市販の何かこういろいろ入ったポットとか、いろいろあつとだけでも、販売している水よりも非常に検査も厳しくて、あれなんですから、安全安心、いいわけですから、その辺を、水道の宣伝を今の町の広報誌などでどんどん私はやってもらいたいと思うんですよ。その2点について、ちょっとあの。

○水道課長（芳田勇人君）

各家庭に配布して、アンケートなりの調査を行ってまいりたいと思います。

それと2点目の、水質に関しましては、本当に万全、毎月上水、原水、それぞれ水質検査を行っております。まして3月では55項目とか、すごい厳しい検査も実施しておりますので、安全性には十分安全でございます。

ただし、水が濁つたりとか、あるいはカルキがあつて飲めないとか、西部地区に関しましては、飲料水として、においもなく飲用されているご家庭が多いかと思ひます。ただ中部地区、東部地区に関しましてのちょっとダム水になるものなんですから、濁度が多かつたり、あと臭気、この辺で購入

されてる町民の方が多いというふうに認識しております。その辺も水道水の安全性等は広報誌とかで宣伝していきたいと思っております。

○12番（上木 勲君）

年次的に水道の配管、末端導水管の工事を西部地区中心に進めてきているわけですが、その進捗状況、それで今どうで、これが終わったら次、どういうふうに考えているとか、その辺のことをちょっとまた説明をしてそれで私の3回目の質問を終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

予算書内にとどめていただきたいと思います。（発言する者あり）

次、他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

なければ、続きましては52ページ、目1農業委員会費から57ページ、めぐる命のキョラジマ創造事業費までの質疑を行います。

○4番（佐藤隆志君）

ページ55ページ、糖業振興費が143万2,000円減額になっていますけど、皆さんご存じのとおり、ことしみたいに昨年の台風でキビも不作になって、増額するのが普通であって、減額したのはなぜか、ちょっと伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

先ほどから申し上げておりますサトウキビの緊急対策の事業が出てまいります。その観点、この緊急対策がこの予算書に入っていないということでございますので、これが入ってきたら糖業振興、さらに増額になると思っております。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○13番（美島盛秀君）

56ページ、目12生活改善センター運営費、今2年ほど前ですかね——までは200万円近い予算を組んで、管理者を置いて指導員を置いてやっていたんですけども、現在どのような運営方法をしているのか。地域の改善グループから、あそこの使い勝手が悪いというような話等も聞いていますので、今のどのような運営をしているのかお尋ねします。

○経済課長（樺山 誠君）

現在の運営費と、今、美島議員がおっしゃったように、ちょっと何年前かは定かではないんですけども指導員という方がいらっしゃいまして、常駐という形ではございませんけども、常時一緒に生活研究グループ等とやっておりましたけども、現在、担当が1人おりまして、一緒に、結局は何て言うんでしょう、改善センターをあけたりだとか、あるいは機械の使い方がわからない部分に関しては、それぞれの機械の使い方の指導をしたりだとか、そういうような状況で常駐をしております。

せん。

○13番（美島盛秀君）

せっかくああいうすばらしい加工場がありますので、機械や道具、いろんな設備もある程度整っているようであります。これもまた特産品加工製造販売プロジェクト事業と関連づけて言いますけれども、やはりこのあるものを利用するという、こういう考え方もしていけないと、また新たにつくるのは簡単ですよ。簡単ですので、こういうのも利用しながら事業を進めていったら無駄が省けるのではないかなと。そこも建物とかでも四、五千、三千万以上かかっている施設だと思えます。ですから、そういうあたりも考えて、この改善センターの運営を今後しっかりと考えて、あそこから加工品を製造して、そして生活改善グループとかいろんな女性連の活動に役立てていただきたいと思えます。

57までか。（発言する者あり）はいはい、終わります。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。

直売所「百菜」の54ページの500万の貸し付けの件なんでございますが、それであそこは建物も2億余りぐらいのをつくっており、ものすごい駐車場からありまして、設備も調理入れたりということで、普通の民間であれだけの施設をつくって貸すとすると、ものすごいその家賃、あれがいいということ、私は住民からそう言われております。

そこで、せんだっても総会を、私も組合員ですので、ちょっと私からもいろいろあれをして、総会も2年ぶりですか、3年ぶりですか、とにかくしてもらいましたんですけどもね。それで何かこの今の、せんだってちょっと話を聞いてみますと、委託契約と、それから向こうの百菜の中の規則ですか、あれらとのことの整合性が、ちょっと今聞いているのと合わないんですけども、見ているのですね。向こうは大体3年間は町の施設を免除すると。3年間は免除だということに向こうではなっておるんです。ところが今度委託契約では、5年免除になっています。5年間免除ということになっておるんですけども、その辺のことは私、まだはっきりわかりませんが、今のところでは。

そこで、とにかくこの総会したときに180人ぐらいの組合員が来られて、そして2年分ぐらいの、何か3,000円ずつの運営費ですか、みんな支払って、今回3年ぶりか何かで、もうみんな3,000円ずつぐらい、なんか6,000円から7,000円、9,000円ずつぐらい払ってるようでしたんですけどね。そういうようなことであるんですけども、これ500万の貸し付けしないでも組合費で、何か組合費を1万円で、今どき1万円であればできるとは、私はちょっとこれは少ないと思うんですよ、これ、実際言ってる。だから、ちょっとそれ相当のあれをやって、そしたら自分らで責任とかいろいろあるわけですから、そうして今度は町からわずか500万円ぐらいずつあれしてやらんでも、自分らで組合、そういうのは皆組合の方にも指導して、捻出で、そしてちゃんとやって、町のあれが入ってるからいいんですけども、町も今お金ないわけだから。

そういうようなことで、やっぱりある程度は何かそういうふうな自主努力というんですか。自分らで自立自営ですか——というような形にしないといかんのじゃないか。その辺のことについてちょっと、もうこれ、もう今四、五年は貸して、そしてその間に体力も調べて、自分たちで組合として持っていけるようにしなさいということ、今までこの5年間毎日してきているわけだから、もう来年にはそういうような形で持って行ってほしいと思うんですが、その辺どうですか。

○経済課長（樺山 誠君）

百菜自体の組織形態、この間の総会の席でも上木議員も来ていてわかっているとおりだと思っただけでも、組織形態、まだしっかりしていなくて、金融機関への信用もないという状況でございますので、今の状態で500万を貸し付けて運転資金として貸し付けて、また町に返していただくというようなのを、経営の安定するまで続けてまいりたいというような考えであります。

その中で、町からの人員の派遣、それを3年間しますと。あるいは240万円の運営負担金を3年間にしますということで議会の皆さんとの約束も、あるいは町民との約束をちゃんと果たせたのかなと思っております。ですから、21年、22年、23年においては職員の派遣、あるいは運営負担金240万の支出等は行っております。24年度からは貸付金だけで、あとは行っておりませんので、そこまでは約束は果たしたと。あとよりよい経営状態に持っていくために、この貸付金を運転資金として使っていきたいということが百菜の要望でございます。

○12番（上木 勲君）

自分らで自主的に運営していけるように体力をつけなさいということで、今この何年間かはしてきているわけだから、今言うふうに、何かそこにおる方でも1万円だからあるようなとるわけだから農協でも今は20万円とか全部出資金もあるわけだからね、やっぱりそれ相当の自分でやっぱり出資をして、そうしないと、やっぱり責任感、いわゆるあれも私は出ないんじゃないかと思うんで。だからここで次からはそういうふうなやっぱり自分たちでやって行って、そしてまた町もこの間も言ってるけど、またこれ、このせんだつてもちょっといわゆる論議不足なんですけど、条例でやっぱりもっと中身を条例でももっと深く入っているいろいろな運行のあれできるように（発言する者あり）やっぱりあれがあると思うんですよ。そういうことで、ちょっとそういうことをちゃんとこれからあんたら整理して頑張ってもらいたいと思います。終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○6番（樺山 一君）

55ページ、有機物供給センター運営管理に関して関連質問をしてみたいと思います。伊仙町は、この液肥センター、通常、液肥センターで町全体のし尿処理をしていると思っておりますけど、町長にお伺いしたいんですけれども、こういう状態でし尿処理センターとかの建設計画、そういう考えはないかちょっとお伺いします。

○町長（大久保明君）

し尿処理センターのいろんなし尿処理が完璧になされていないとか、いろんな問題点がございまして。そしてまた、他町においては、新しい施設ができたりしてますけれども、現在のところ、いろんな部品の交換等を行って、過去何回も行って改善を図っておりますので、そういう形でいくことがいいのか、また農家にとって、さらに質のいい液肥を、じゃあどのぐらいまでまた要望があるのか等を含めて検討をしていきたいと思っております。

○6番（樺山 一君）

堆肥センターの堆肥をかける人が、やっぱり質が悪いもんですからなかなかなくて、梅雨時期、そういう時期には処理に大変困っている状況にあると聞いております。ぜひそういうのも、故障したらし尿処理が全然できなくなるわけですので、そういうことも今度の計画に入れて、ぜひそういう方向で計画書を作成していただきたいと思っております。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

○13番（美島盛秀君）

1点だけ、質問をしてありませんでしたので質問をいたします。

57ページ、目15の特産品製造販売プロジェクト事業、節15の工事請負の2億1,482万5,000円、この前から経済委員会で、現在の場所への場所の移転、あそこへの反対陳情、それから犬田布への誘致の陳情、2件の陳情がありまして、経済委員会で採択をされております。先ほど全員協議会での申し合わせでも委員会のおりということで町長のほうに要望等も行ってございますけれども、その要望について関連して伺いますけれども、この採択されたわけですので、この地につくらないということ、犬田布に移転するという、これをこの経済委員会の採択を受けるには、私は修正案、この部分を修正をしなければならないと思うんですけれども、これについて町長のお考えを伺います。

○町長（大久保明君）

要望書が2つ出ております。このことをいろいろ詳細に、なぜこういうような要望書が出てきたかということを検討した中で、町のほうのこの事業に対する説明が足りなかったということをおもっております。

先般、昨日、経済課の方が3人で西犬田布のこの要望書を上げてこられた方々に対して説明をいたしました。その結果を3人からお聞きした結果、幾つかの誤解があったということも判明いたしました。この工場は製糖、黒糖工場だというふうな認識が大半であったということです。そして、この事業の内容を詳細に説明した結果、ほとんどの方々が町の説明を理解したというふうに私は報告を受けました。

もう一つの問題は、先ほどと重複しますが、地元には黒糖の工場、徳南製糖、キュラジマ製糖があります。この方々の事業を圧迫するのではないかというふうな危機感もあったということで、これが公募という形で町、これはPFIという、自治体がつくって、あと民間委託という形の中で

公募を今考えております。その方々も公募をすれば、その事業に参画できるというふうに思っているそうでありました。

実は、この事業はまだ公表はしてませんが、これから島の交流人口をふやしたり、農家が豊かになるために、そしてこれは今日本で恐らく最先端の農業をやっているグループの方々が、沖縄でやる予定の事業をこの島でやりたいということでやってきた事業であります。そして、この場所の選定に関しまして、町が予定している場所に関して、現在、南西糖業に非常に近いということで、南西糖業を競合する形で、ある意味では逆なでするような近い距離にあるのではないかとということでの場所の変更の要望でございました。その方々にも、町のほうから再度詳細な理由を説明をして説得をできると思っております。

そういった状況の中で、議会のほうにも中身の詳しい説明がおろそかになったということで議会のほうもいろいろ採択をしたわけでございます。

また場所の西部地区、犬田布地区への要望は、一つには伊仙町全体の開発のバランスを考えてみたときに、ほーらい館、百菜等が中部地区にできたと。徳之島地区情報発信施設なくさみ館が東部地区にできたということでありまして。次は、いろいろ西部地区の活性化のためにというふうな気持ちが必要の中になんかあったというように私は思います。

そういった中で、西部地区に関しましては、これからの徳之島全体の観光事業、交流人口をふやしていくことを考えてみた場合に、これは誰も反論できないぐらい暗川から小原、犬田布岬の開発は大変魅力的な観光資源であることは間違いございません。徳之島の将来を考えて、この地域をいかに観光地として、さらに今まであった暗川を再開発したり、小原までのいろんなルート、ワーキングルートなどやっていくということは今考えてはおります。

25年度から犬田布岬のまた観光施設の改修なども始まっていく中で、私は伊仙町全体のバランス、それは恐らく徳之島全体のバランスも考えての発想である中で、今回その伊仙町に提案してきた方々、これは今日本の新しい農業、日本の今の農業政策の中でいろいろ価値ある、付加価値のある農業観光、そしてそれは健康、福祉も関連した事業をこの島でやっていけるだろうと。それは徳之島伊仙町しかないだろうという意味で、前回ダイエットシンポジウム、長寿の島からダイエットの島へということで、これは我々が予想した以上に多くの反響を、非常な衝撃的な効果を出している、そのグループが、将来はやはり黒糖工場、それは日本で初めて、初めて「キビジュース」というものを腐敗しない形で開発した技術の特許すら持っている会社です。そして、いろんな自分たちの組合員も含めて、販売ルートはかなりの組合、何十万という組合員への販売も可能である中で、事業そのものに対して議員の先生方は恐らく理解していただけたと思います。

要するに、この事業はそのグループが、ともに伊仙町が連携して協力してこの事業をやっていくということで、急遽奄振も、この事業こそがサトウキビ産業の、今非常に厳しい中で将来のやっばりその中心になる可能性があるとすら考えて、国土交通省、農水省が認めた事業であります。ですから、その事業に関しては、我々の説明も少なかったんですけども、これは間違いなく段階的にそ

の施設は大きくなっていくと思います。

ですから、場所の問題で、先ほど申し上げたように、西犬田布地区の方々もほとんど説明を理解していただいたと思いますので、この事業をこれからまた場所と、今測量等始まった中で、変更するという事は非常に難しいのではないかと私は思っておりますので、説明が足りなかったことでこういう状況、事態になったことに関しましては、執行部としては、地区の方々、また議会の方々にいささかの誤解を与えたことは、私たちの責任だと思って反省をしておりますので、今後、手続上、その採択したことがどこまで有効性があるかなども含めて、私はこの事業を必ず実現していきたいと思っております。

いろいろ農業政策が非常に厳しいという指摘を受けています。しかし、我々は新しい農業を5年後、10年後のために今考えていくことも同時に必要であると。TPPは、マスコミの報道では、サトウキビも例外品目として決議をしていく可能性がありますけれども、先ほど美島議員が話した、サトウキビは島の宝、島を支えてきた命であることには間違いなし、歴史的な価値のある作物であることもありますけれども、しかし、沖永良部の状況などを見たとき、農業生産額を上げるためには複合農業、もっともっと付加価値の高い農業にかえていくという気持ちも必要だと思います。

今大規模機械化でサトウキビ産業を中心としてきたある島が、大きく政策変更を迫られた状況にもなっておりますので、要するにサトウキビ中心に大規模機械化すると人口はどんどんどんどん減っていくということは、考えてみればご理解できると思っておりますので、そういった中で、新しい農業の仕組みを我々は挑戦的に考えていくことも必要だという意味で、その中でこの事業を推進していきたいと。それは百菜が、今徐々に理解を得て、きゅっきゅっ便などやってきた、そのやっぱり信頼関係をこれからも築いていくことは、島にとっては絶対必要だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

町長のその説明は十分わかります。しかし、今伊仙町の農家は、町長も言ったように、県下でも最低所得ですよ、130万円、今の町民の生活、所得。それを考えたときに、私は緊急に所得を上げるためにはサトウキビはいいんじゃないかと思っているんですよ。今この工場をつくって600tぐらいの製糖をするということなんですけれども、今、南西糖業では24万tで2工場、今14万tを割って、1工場にしようという考えをしている。ですから一生懸命サトウキビ増産に頑張っている。そうすれば、来年度も再来年度も、この一、二年で農家所得を上げることはできるんですよ。

そういう意味で、私は以前にこの調査費が出たときに徳南製糖やキュラジマ製糖さんがあるよと、島にあるよと、そういう人たちの話し合いをして、しっかりと話し合いをしてそういう人たちの協力も得てくださいということを言ったけど説明不足だと。半年前の去年の7月に私はそれを質疑しています。そしていつも町長のやっているのは、大きなこういう事業を隠して、急にこういう予算を計上して、「すいませんでした、こうでした」と言って認めてもらいたい。一体議会は何ですか。

やっぱり議会もそれだけの議会としての権威があるんです。それは、あともって議会の皆さんが

判断することだと思えますけども。そういうことを考えたときに、私はこの事業に反対とは言ってないです。せつかくこういう事業をつくるんですから。説明不足もあったと、また職員が行って話を聞いてしたら、それは今からの問題だからわかりましたと言ったかもしれないです。今ごろ行って説明して、何でそういう、私に圧力かけてきたとしか思えない。そんな指導者が伊仙町の町長とあれば、町民の皆さん、不審に思いますよ。もっとこういう事業、大きな事業をするのであれば、プロジェクトチームを検討委員会をつくって、住民にしっかりと説明をして、住民の意見を聞いて、そしてやるのが町長じゃないですか。それで私たちは地区の代表、町民の代表でありますから、その声を私たちは議員として執行部に届けているわけでありますので。

この私はこういう今サトウキビがもう低迷している中で、昔私が中学、高校時代に水田の転作事業というのがありました。田んぼからサトウキビをつくりなさいというこれが大きな事業に、国策ですよ。そうしたおかげで水田、田んぼのそういう農業がなくなって、今日本全国で教育面でもやはり大切だったという問題が出ているでしょう。だから、今学校でも田んぼをつくらせたりやっている。そういう後悔をあと10年、20年後に立たないためにも、私はぜひ糖業振興、それとサトウキビ増産にもっと力を入れていただきたい。そう思っているわけであります。

体育館とかほーらい館とか、あるいは闘牛ドームとか、いっぱいこういうものをつくりました。それは今後それが島の発展のために町長は自信を持ってつくったわけですから、自信を持ってお話しをされます。しかし、言っている体育館にしても、みんな図書館だと思ったと言ってるんですよ、鹿児島あたりから来ている若い先生方と若い人たちは。「いいね、伊仙町、大きな図書館ができるね」、体育館が横にあるから、私もそれは聞かれましたよ。伊仙町の図書館、どこにありますかって聞かれましたよ。

そういう教育とかそういう子供たちの将来のためにやるというような施設、これも将来の農業の振興のためにはつながるかもわかりませんよ。町長も自信をもってつなげたいと言っていますから、ぜひつながってほしい。そういうために私は場所をかえて、西犬田布につくることをお願いをして終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

時間が迫っておりますので、質疑の途中ではございますが、本日はこれで会議を閉じまして、3月15日の午前10時から、平成25年度当初予算審査特別委員会を続開します。

これで本日は延会とします。

延 会 午後 4時55分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成25年 3 月15日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第5号）

平成25年3月15日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

○日程第1 平成25年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局書記 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長補佐	佐藤 光利君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	稲 隆仁君	農委事務局長	益岡 稔君
教育 長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	水本 斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		

（終日）町本勝也君・久保修次君・大郷千枝美君・稲田大輝君・田中真琴君

富田圭司君・喜村直喜君

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

おはようございます。昨日に引き続きまして、当初予算審査特別委員会を開催いたします。
昨日の続きで、質疑ございませんでしょうか。

○10番（杉並廣規君）

昨日の町長の答弁では、大変すばらしい話を聞かしていただきました。

私も、うなずけるところもありますが、理想と現実とは別なものであります。なぜかと言うと、あなたはまだ町の実情を認識してないと、破綻のまちづくりに邁進してる。いろいろありますけども、4点について申し上げます。

まず、徳之島交流広場ほーらい館特別会計は、毎年5,000万円から6,000万円の赤字である。

2番目に、国民健康保険特別会計は25年度当初予算では1億445万6,000円繰入、赤字の状態である。

3番目に、水道会計は町民の監査請求による是正勧告で全く頓着のない状態。

4番目に、介護保険特別会計大島郡1高い保険料を払っている。こういう危機状態であるんですが、いつ町が破綻してもおかしくない。なぜこのようなときに、町が建設しなければならぬのか不思議である。そこで、3点についてお尋ねをいたします。町長の説明ではすばらしい組織のようでもありますけれども、もくもくファームですか、自分たちで建設させればよいんじゃないかと、1点目。

2番目に、陳情書によると南西糖業は1工場体制に編成すると明言しているようですが、町長としてどのように認識してるのか。

3番目に、南西糖業が伊仙工場を閉鎖した場合、町に与える影響はどのようなものがあるのか。また、町税に対する影響額はいくらぐらいなのか、大まかでいいですが、お答えをいただきます。

○町長（大久保明君）

私は、政治は現実のいろんな状況を、いかにこう目標、理想に近づけていけるかという作業だと思っております。ですから、理想、目標、夢がなければ政治は間違いなく停滞をしていきます。伊仙町は、これからもてなしの町として、そして交流人口をふやしていこうという、農業生産額も伸ばしていこうという、目標を決めたわけです。ですから、それに向かって、現実の状況をいかに、現実に近づけていくためのあらゆる施策を取っていくのが、政治のあり方だと私は確信を持っております。

まず、もくもく農業ファームがなぜ国・県の補助事業、そして、町の自主財源を含めてやっているかということに関しましては、これはもくもく手づくりファームの長い歴史、30年近い歴史があると思います。その中で、あれだけの施設を拡大してきた初期投資は、自主財源であると同時に、

農水省やいろいろな国交省の事業を、取り入れてやってきたという歴史があります。今回も、いろいろな国の補助事業も含めて、まずは立ち上げていくと。次に、拡大していくときは自分たちの戦略の中で、自らの資金をこのグループを支援する、いろいろな金融関係の方々が関西、中部地区にかなりいらっしやいます。

彼らが資金援助、資金援助ちゅうか、その金融の信頼関係築いたためには、大阪駅でも月600万円の場所代を払って、いろいろな農村の店を成功させております。そして、東京のほうからもスカイツリーからもこの要望ありましてけれども、東京より進出したいということで断ったりしてますけども、それだけの確固たる地位を築きつつある企業でございます。そこと、伊仙町がこれから連携を取っていくということでありますので、この今回事業は奄振の中で、要望して採択をしていただいたということであります。

それから、まず南西糖業が1工場ってことは私たちは全く聞いておりません。これは、そういうふうなブラフというのは、脅しっていうか、そういうようなことは、私は町長になった時点から「1工場にするかもしれんよ」という話はずっとしておりました。そのときに、最低20万tを維持すれば、2工場は経営できるという話でした。今回、13万t台ということで、非常に厳しい状況になりましたけれども、徳之島ダムが完成したら、単収が間違いなく上がっていきます。そうすれば、今よりも面積を縮小しても、2工場は間違いなく維持できるというふうな南西糖業の方々も考えてはいると思います。仮に1工場になるような状況に、私はならないと思いますけどなったとしたときは、これは今の伊仙工場のスペースから、機材から、もう1つの徳和瀬工場よりはこっちのほうが整備がされていますので、これはもしそのようなことがあればあったと仮定したら、私はあらゆる手段を使ってこの工場を守るようにしていくのが使命だとも思っております。そのことは、まず仮定の話ですけども、申し上げておきたいと思えます。

「財政が厳しい、伊仙町は破綻するのではないか」ということを、今おっしゃいましたけれども、私はそれは絶対にあり得ないことだし、やってはならないことだというふうに思っております。財政健全化に向かって、今これから、この前申し上げたように、徳之島ダムの償還が27年28年にありますので、それにはしっかりと対応していけると、ですから25年26年で1,000万円の基金を造成しなければいけないと、1,200万円でできますから。できます、これは。私ができると言ってるんですよ。1億円です、間違いました。失礼しました。

そういうことで、破綻があってはならないことですので、この町を株式会社伊仙町と言ったのは、やはり全職員が、そして全町民がこの町を、自らが参加して、まちの経営に参加するという意識を持っていくような、自治体にしていくだけの力があると思えます。それだけの規模もあるし、その発想でいかなければ、何もしなければ、この島はどんどん人口が減っていきます。それこそ、あと10年もすれば急速な過疎化になっていくわけですから。それを、そういう10年後、20年後の状況を見据えて今から町がどのように発展していくかと、島が発展していくかっていうことを考えて政策をやっていると私は考えております。

あと、ほーらい館はそういう目的でございます。

水道会計に関しましてはこの前述べたとおり、監査に従った形での取り組みをこれからも全力で取り組んでいきます。

介護保険会計については、詳細は保健福祉課長のほうから答弁をしていただきたいと思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

委員と、また答弁者にお願いをしたいと思います。質疑、また答弁は予算書内にとどめて簡潔にお願いいたしたいと思います。ページを区切って短くやっておりますので、お願いをいたします。質疑を行います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国保の件についてですけれども、国保が1億円余り繰入というのは、基本的に所得が、低所得の方が結構多いということが基本になります。低所得者とそれと免除されている世帯が多いということで、いかにしても収支は合わないということで、国庫のほうからの助成、補助金も従来よりだんだん少なくなっている現状がありまして、基本的には国保の財政の健全化にするためには、もちろん保険料の見直しとか、そういったことをやっっていかなければ改善はできないものと思っております。これは、全国的に国保の運営については財政上厳しいというのが全国的になっております。根本的な解決策が求められているのは当然であります。今後、これも財政の大きな柱に添えなければ多分破綻するというのもう目の前です。これ伊仙町だけの問題ではありません。

それと、介護保険料についてですけれども、県下4番目のアップ率になりましたけれども、これもやっぱり基本的には所得は低い影響もあろうかと思っております。低いがために、保険料の掛け金が5,800円平均でなっておりますけれども、結局伊仙町の全体上げてでも低所得者ということで、実際は5,800円より下になるという保険料の査定でありますので、5,800円なっても運営上は要するに変わらないという状況になっております。町民所得の低いがための保険料の設定でありますので、やっぱ根本的な解決策というのは、所得向上以外にあり得ないのではないかなと考えております。概要を申し上げましたけれども、基本的に各特別会計については厳しい状況は当分続いていきますし、やえもすれば破綻状況に陥る可能性は十分にあります。そのためには、やっぱり収納率とか上げていかざるを得ないのが現状だと認識しております。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

仮定の話は、南西糖業の町税等の影響の話は一応取り下げますけれども、目標を立てて理想に近づけていくということは当たり前のことで、停滞させないですむための町長であって、停滞させるための町長ではないと、私は思います。進めていくのは当たり前だと、だけでも今私が言った4つの問題点があるわけですから、他の町と比べたら大変なことですよ、これ。全く統率力がない、破綻をさせないのは当たり前なこと、やっってはならないことですよ。その裏で、町民は塗炭の苦しみを耐えている、耐えてやっている。ことし、何か春植現場を知らないかわかりませんが、役

場が売ってるキビはこんなのですよ、こんなにも入っている。それが、農業50億円所得上げなさいと、キビの種苗はこんなのが入っている。現実と現場を知らない。本当に、現場を知って上げていくなら、サトウキビと種苗ともっといいのを町民に一人一束あれ500円で買ってるんですよ、町民は苦勞して、買っているのにもかかわらず横着なことをしている。キビをつくったことのない人たちがやっている。所得を上げるには何が必要なのか、真剣に考えていただきたいし、今、町がこういう施設をつくる状況に私はないと、そのように認識しております。町長がつくるというのならつくっていいでしょう。私はこの問題について、反対をしまいたします。

以上で終わります。

○12番（上木 勲君）

今の杉並委員のあれにも関連するんですけども、57ページのこの事業に関連してあれなんですけども、補助金もいただくそれから、また辺地債は落ち込んで、こういう今の製糖工場あれなんですけど、これはいいことには私もいいと思ってるんですけども、ところが今の環境がもうこのTPP問題や、それもはっきりしていない。また、自民党でも国会でも、あれはサトウキビそれから米とか、そういうような入れないよというところでやっているわけですから、こういう今のうちの今伊仙町財源を打ち込んでこういうふうにする環境は、私は今のお話じゃないけどもないと思っております。南西糖業からも今この陳情書が出ておるし、あっちこっちから出ておるんですけども、今のこのこの間の一般質問とかいろいろやっとなんですけども、今の杉並さんの話も介護とかいろいろな会計のこと、話がありましたんですけどもね、やっぱり今もうすぐ金になること、すぐ所得が向上する、金になることを今は私はやるべきだと思っております。それには、やっぱりTPPが今締結されても、あと10年間はまだこのままで大体行くわけですから、来年さらにはあと10年ぐらい、その間でも私は町長キビを増産をして、金のちょっとでももう入れてくということになれば、もう間近に迫ったこの財政の状況には対応できないと思うんですよ、この状況は。それに前にも以前にもこういうことがあって、キビが少なくなったときに町のこの財源を打ち込んでキビ増産をして、そしてそれが3年ぐらいその影響がありますから、いっぺんこう上がったら、後で3年ぐらい影響が出てくるから、それで非常にいい効果がありました。それで、私は今こうやるべきことは、こういうふうな工場をつくって人に貸すとか、委託するとかそういう状況じゃなくて、もうある今の基金でも全部打ち込んでもう借りてでも、あるいはもう今ある金でも全部貸さないで補助金に打ち込んで、そうしてキビをもう何万tか今成長できるキビをもう大生産をすると、こういうことで乗り切る方法が1番ベターだと思っております。

そういうことで、この具体的に今こう出ている問題について、私はそういうこととか、それから、例えばすぐ金になることもキビの増産もですけども、春植え、秋植えをもう金を全部ぶち込んで、借りてでもそうして大增産をするということ、私は提案をいたしたいと思っております。

それと、それから肉用牛の導入の国庫補助金の返納ということもあるんですけども、この今これ、そうするとこのこの工場のことについて、今どういうことを考えられるかということ、私は今

当初からついでがあったか、これをつくる状況ではないと思ってるんですけども、町長の考えをもういっぺん町長がとにかくお聞きをいたしたいと思います。

57ページの特産品工場の件なんですよ。

○町長（大久保明君）

杉並委員からも、上木委員からもありましたように、農家の方々塗炭の苦しみをしていると私も認識しております。現場の状況も私なりには認識しているつもりでございます。今、上木委員から今、町のある基金全てを打ち込んで、これは春植推進ではそんなにいらなわけですけども、農家の方々に所得補償をすべきだというふうなにも聞こえるわけですね。そういうことを今やる時期だと、タイミング的にはそうだというお話だと思いますけれども、その言いたいことは私もよく理解はできます。しかし、この国と信頼関係を得て、県にもお願いをして、このまたいろんな公募で決まるんですけども、そういう方々とも話をして決定したことをやめるということは、これは国に対して我々が完全に信頼を失うということになるということもまた理解をしていただきたいと思います。で、この2年間キビが、去年が伊仙町で史上最低の生産額、それを下回るこの60年間で最低の生産額だという状況は本当に厳しい状況の中で町がこのような事業を、これは計画の段階であればそのようなことも方向転換も考えることができましたけども、決定したことを取りやめるということは、長い目で見たら伊仙町にとっては損失だと私は思っておりますので、ぜひまた御理解をしていただきたいと思います。

○12番（上木 勲君）

私はきのう町長もお見えになっただけで、面縄中学校の卒業式に行って帰りに歩いていたら、左側の道を歩いていたら右側で「おいおい」と大きな声で何か大きな声で怒鳴りちらしているものだから、聞いてみますと「キュラジタクシー ヌウシアッキガ」と言われたりしたんですよ。そういうことで、そのある人から「あんたそのきれいな服着て、そっからにやにやして歩いたらたたかれるよ」とか、「じゃがいもをすきこむ」とか何とかね、というようなことで何とかかんとかっていって言われたり、そういうことをして私も何か知らんけど、まあまあそれ反省をしたこともあるんですけど、しかし、やっぱり服着てきちっとけじめをつけて式場をしてお祝いをするというのは、それは当たり前のことですからね、そういうことも、やっぱり、しかし住民の中ではそういう今、気持ちがあるんだったら、また改めてわたりしました。

それで、本当は、というのは前にちよろっとういいうときあったんですよ。キビがたまたま何か大不作が続いて、それで町であれを何とか、今の資金、町からあれして、そうしたら町長もここで述べとりました、大增産をしてそれで2、3年その効果があったんです。それで、TPPは今こういうふうには騒いでおるけども、国会でも。自民党でもそれに対しては反対じゃと、入れておるし、仮にこれが締結になっても10年間続くわけだから、これは。すぐ明日から、来年から国が改良をやめるとか、あるいは値段を半分にするとかいうことにならないわけだから。

そこで、もう今、伊仙町としては、サトウキビの取りあえず分を増産をすると、これは国の反

対の方向じゃなしに、当たり前のことだと私は思っています。それを、力の全力尽くしてそういうふうにできないか。する時期じゃないかということをもた、最初の一つお願いをしたいと思います。みんなでこういうように努力しましょうや、そうしませんと伊仙町議会や伊仙町が、もうとにかくこれ批判を受けることになると思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。なければ、続きまして57ページの目1。もう次に進めていかないと、ずっとたまってますので。

○8番（清水喜玖男君）

確認のためにもう1度お尋ねをします。

この事業に関して私は賛成なんですけども、町長、場所の変更等はまず考えられないか、そこだけをお願いいたします。

○町長（大久保明君）

昨日、答弁しましたけども、清水議員はちょっといなかったんですけども、これは場所の変更は非常に厳しいと、もうこのままいくしかないと思っております。きのうもそのように答弁いたしました。

○14番（常 隆之君）

54ページ負担金及び補助金があるわけですが、これ毎年、総会が終えて、その結果を見て予算計上したものだと思っておりますが、総会資料は、全部そろっているでしょうか。

○経済課長（樺山 誠君）

質問の内容ですけど、54ページの19の補助金の部分っていうことでの総会資料、確認しているかということですけども、これに関しましては確認をさせていただきます。

○14番（常 隆之君）

ほとんどがグループとかいろんな団体ですけど、やっぱり総会がちゃんと金額が少なくても総会が行われて、このように毎年計上されておるものだと思います。

その次に、貸付金であります。直売所「百菜」500万円の貸し付けをされて今回も出ているわけですが、税務課長にお伺いします。ここらは、申告など消費税の申告などはされているのかどうか伺います。

○税務課長（池田俊博君）

直売所「百菜」の件については、平成24年度における法人税の申告をちゃんとしてもらって、納税もしてもらっております。

○14番（常 隆之君）

○経済課長（樺山 誠君）

「百菜」の総会においては、平成21年度にやって22、23年度が遅れたということで3月4日に「百

菜」の総会を実施をしております。

○14番（常 隆之君）

経済課は、これには私としてはタッチしないほうがいいのではないかと思います。ここの会員でもないわけですよ、経済課は。指導する立場にあって、監査する立場ではないと認識しますが、こちら辺はどう考えているのか。

○経済課長（樺山 誠君）

今、質問はそのとおりだと思います。その中で、農協さんと経済課のほうで監査が入ってて、農協さんのほうが辞退をしてきたんですけども、私のほうもそういう考えでおりまして、24年度の総会においては監査委員としては辞任をしなければいけないと思っております。なぜかと言うと、協力していく立場の人間が監査をするということは、不適切であるというふうに思っています。あと1点、この監査になった経緯は、会員の方々何人か2人なってたんですけども、どうしても数字的に見れないということがあって、急遽農協さんと行政のほうで少し見ていただけないかということでやったのが経緯でございます。今、常委員から今の質問でやはりそういうふうに考えておるところでした。ありがとうございます。

○14番（常 隆之君）

私は、ここの監査委員農協の専務と、2月の「百菜」の組合長である原田組合長のところじきじき連れて行って、もう1回監査をしてお願いしてできるようにお願いしていたところではありますが、農協が辞退したということでやっぱり会員でもあるし、ちゃんと見て欲しいなど。今せっかく伊仙町で直売所が「百菜」ということで、一生懸命頑張っている、取り組んでいる中で辞退されたということは私たち町民にとっては大きなマイナスがあるのではないかと思います。なぜかと言うと、今、ことし中にAコープの敷地問題などいろんなAコープ誘致にも関しても伊仙町で取り組んでいる。こういうときになぜ、辞退されるのか、それが不思議でなりませんので、町長のほうでなんとか監査を、こちら辺を指導できないものかお伺いをしたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

辞任した中で、こないだの3月4日の臨時総会のほうで監査員が決定しておりますので、その後私どもが、私のほうが辞任した、やめた後にそういうことは可能かなと思っております。

○14番（常 隆之君）

ぜひ正常化へ向けて、みんなで取り組んでいかなければいけないと思いますが、町長はこちら辺をもう少し指導できないのか、そして、「百菜」の貸し付けを私はもうこちら辺でやめていただきたいと思うんですが、その2点についてよろしくお願いします。

○町長（大久保明君）

その監査の仕組みに関しましては、より信頼できる強固なものになるように、我々もまたいろいろ知恵を出していきたいと思っております。

貸付金に関しましては、もう貸し付ける状況、必要はないという状況になってきたと思っておりますの

で、そのような方向でいきたいと思います。

○14番（常 隆之君）

ぜひ、ここ伊仙町の顔、そして交流の顔でありますので、ぜひそのように向けて、もうここは税務申告等も行われている優良な企業になりましたので、ここら辺で町の執行部もやっぱり手を引いて自立させるような方向でやっていただきたいと思います。

次に、56ページ償還金利、肉用牛の国への返納金が1,100万円あるわけですが、全額国の返金額は総額で年次別にいくらなのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

24年から29年の間に6回に分けて国に返納していくわけなんですけども、国への返納額が、少しトータルが計算をしてないんですけども、24年度が返納額が6年間で8,865万1,072円をお返しするというところでございます。

○14番（常 隆之君）

その後、県の半分の基金があるわけですが、これを運用しなければ畜産振興には小牛の導入ができませんので、これを活用、今後していくためには貸し付け、今してる頭数、それと未収金、未回収の頭数は何頭、24年度内に発生してるのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

貸し付けの頭数は、現在、24年度頭数は整理をしてございまして、338頭の頭数を貸し付けております。昨年度末24年度に30頭を貸し付けまして合計が419頭でございましたけども、その中で期限がきて返されたもの、あるいは期限が来てたんですけども返されたものの頭数81頭、419頭から81頭を差し引いて338頭、現在、貸し付けております。

○14番（常 隆之君）

338頭のうち5年で期限が来ていて、未回収の牛の金額はわかりますか。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、この中での金額的なものはまだ整理をされておられません。24年度に頭数が今しっかり出てるだけで、結局は滞納してる人たちの分納とかそういう部分も出てきて、これには少し時間がかかると思っています。

○14番（常 隆之君）

基金も返納しなければならぬし、万が一これが338頭のうち返納がなされると、次の会の貸し出しができなくなるわけですので、ここら辺はやっぱり前回も精査するように副町長を中心に対策本部を設けて指導が議会のほうより入っておりますので、ぜひ県の半分の基金があるわけですので、今後、農家の貸し付けができるような方向で、何頭ぐらい年間貸し付けが可能なのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

平成24年度で、基金の通帳残高が1,000円単位で申し上げますけども6,955万円ございます。その中で、24年度の補正のほうで可決をいただいた部分2,091万9,000円が24年度で、この基金の中から

取り壊して返していくということになりますと、この辺ちょっと僕の中で1,000円単位で書いてないんですけども、基金の残高が4,863万2,000円ほどになるかなと思っています。これを、今度の25年度の予算で入れてある1,190万7,000円を、またこの基金の中から引くと残りが3,672万4,000円か5,000円ぐらいになると思うんですけども、そのような数字になってきます。この3,600万円をどのようにやっていくか、この3,600万円のうちの半分は県の基金が入っているわけです。約半分入っているわけですから、この1,800万円にしてどういう運用をしていくか。これは、県単独の事業でやっていくということになりますので、条例の変更も出てくる可能性があります。ですからこれは、県の条例の整備とですね、見ながら県と協議をしながら、この1,800万円に対してどのように貸し付けていくか、あるいは頭数をどのようにしていくか。その辺をしっかりと精査をして決めていきたいと。あと条例改正が必要になる可能性が十分に高いですので、この辺も含めて議会の理解を得ながら進めてまいりたいと思っています。

○14番（常 隆之君）

ぜひ、県の基金も残りあるわけですので、農家に支障がかからないように皆さんで貸し付けた牛は必ず回収して、取れるような状況にするのが皆さんの仕事でありますので、未回収が出ないようにそして貸し付けができるように、ぜひしていただきたいと思います。

次に、57ページの製糖工場ですが、原材料はどのようにして確保されるのか。それと、運営方式はどのようにされるのか。それと、生産内容について具体的に計画書が出てと思いますが、議員の皆さんに提示をしていただきたいと思います。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、この事業の経緯から申し上げます。この経緯は、民間の方たちでやろうとしてる事業でございました。で、民間の方たちで中身を決めて、つくるものを決めて、原料の確保の方法も決めて、場所も民間のほうで決めて進めるのがこの事業の状況です。

で、その中で民間の方を中心についていうことで、補助事業に乗せたいというお話がありまして、町をとおして県、国交省と交渉してまいりました。その結果、この奄振の非公共枠で採択するためには、この民間企業ではだめなんですと、事業主体が町になってくださいと、町になって民間に補助金を流すわけにはいかないもんですから、公募をしていただきたいというお話がありまして、現在、今、議案として提出しているものに関して町でつくって民間に委託をすると、そのときはちゃんと公募すると、というような状況でございます。その中で、この計画でございますけども、サトウキビの原料の状況は長径、長い手かさぎのサトウキビを使いますということが1つです。

あと、品種に関してもいろいろ分密度の奨励品種として農林現在多く栽培されているのが、22、23、8号、30号という品種があるんですけども、品種選抜から抜けた選抜芽のない昔の体系集に近いサトウキビを使うということと、黒糖にする場合は無添加、石灰を添加しないで黒糖をつくるということが1つの大きな製品の、黒糖に関してはそういうことです。

あと、サトウキビを原料とするギビのシロップをつくっていききたいと、あとギビのジュースをつ

くっていきたいということと、あとギビのスイーツをつくりたいということと、あと我々が進めている国産コーヒーの焙煎工場その辺を進めていききたいというようなことで、やってることごとでございませう。

○14番（常 隆之君）

経営方式は、どのように公募されるのかももう1回お願いします。

○経済課長（樺山 誠君）

この公募の方法に関しましては、まず我々で案をつくってちゃんと練り上げた後に、我々だけでまず決めてやるということじゃなくて、行政運営調査会その辺の組織等ありますんで、しっかりもんでいただいて公募を出したいと思っています。

あと、選定の公募に関しましては、我々条例の中にこういう選定方法、選定メンバー書いてありますんで、そこをちゃんと守りながらやってまいりたいと思っています。

○14番（常 隆之君）

公募をされる形というわけですが、原材料の搬入にしては今ハーベスターの稼働率が九十何%いっての中で、手かさぎで何tこの黒糖をつくる工場は計画、何tの工場なのか。それで手かさぎで本当に原材料が入るのかどうか、お伺いします……。

○経済課長（樺山 誠君）

我々は、この手かさぎにこだわっている理由は、地域には障害を持ってる方、あるいは高齢者、長寿者が非常に多いわけですけれども、この人たちの中にこの手かさぎの中の一部でもいいですから絡ませていきたいと、結局は高齢者に関してはサトウキビを手かさぎをする人、あるいは障害を持っている方たちに関してはキビを切るだとか、搬出をするだとか、その辺を十分絡ませていくということで、まずは長いキビを使いたいということと、品質的にハーベスターの原料ですと品質的に非常に黒糖にするものに厳しい状況がございまして、その辺製品の安定性と安全性を考えてそういうのに決定をしているところでございませう。

○14番（常 隆之君）

手かさぎで、やっぱり障害者も利用した搬入ということでもありますので、それでハーベスターで刈り取ったキビはこの製糖工場ではできないつくりということですか。

○経済課長（樺山 誠君）

圧搾の機械の中で、まずハーベスターの件、原料入れるときに原料に入れる投入口と長いキビの投入口が違いますんで、ハーベスターが投入できるような構造にはなっておりませう。

○14番（常 隆之君）

それで、この民間に委託するわけですが、民間で500万円ずつ出資してもう会社ができているということですが、これは事実ですか。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、この手法でいきますと、まず6社のうちの農業法人になっている会社が2社ございませう。

ですから、出資の方法はそれぞれ現在まずは会社をつくる段階、今、登記をしてる段階なんですけども、そのときの出資の状況は違うみたいです。

で、最終的には農業法人ということが確立をした後に、手法的にそこに500万円ずつ増資をして、将来的に3,000万円の資本金の会社をつくるというふうになっているということです。

○14番（常 隆之君）

それでは、出資したこの会社がこれを運営するわけでありますので、町長、敷地はこの人たちに補助金の部分は町がしてもいいでしょうけども、この敷地だけはこの会社に出してもらって購入してもらおう方法はないですか。

○経済課長（樺山 誠君）

当初の計画では、現在進めてる土地に関しましては、1町歩ぐらいの面積があるんですけども、その当初は計画ではその会社が全部買い上げるというような計画でございました。その中で、町が事業主体になってくださいと、公募してくださいという中で、町の建物を建てる時にはしっかりした町で購入をして1町歩の半分、約半分において町で購入をして町の財産を立てるということです。ですから、残りのものについては当初の計画、残りの半分についてはこの徳之島かんかんファームっていう組織が買い上げて、自分たちの施設、あるいはこれ補助金が町の補助金とか、そういうのは入っていかないんですけども自分たちの施設をつくっていききたいという考えであります。

○14番（常 隆之君）

例えば、これを民間で買い上げて町に無償提供をしてもらって進めた方が、私はスムーズに行くのではないかと思います。そういうお考えはないのかお聞きします。

○経済課長（樺山 誠君）

今の質問に関しては、私の感覚的なもので答えを避けてもらいたいんですけども、話をしてどういう話なのか、そういうことは可能性としてはあるかと思えますけども、今、それができます、できませんという判断は避けさせたいと思えます。

○14番（常 隆之君）

耕地課と建設課長にお伺いしますが、ここへの道路の取り付け工事等はいつごろ計画で出すのかお伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

道路の取り付けに関しましては、今の現況の道路を使うということでございます。

○14番（常 隆之君）

舗装とか改良工事などの工事費は見受けられませんが、これはもう計画なしということによろしいですか。

○経済課長（樺山 誠君）

計画なしということではなくて、この年次的に整備していく部分の中でこの辺は発生してくると思います。

○14番（常 隆之君）

もう少し、自分たちも議会で視察に行ったわけですが、長年土地改良事業が行われている中で、この周辺だけはなぜか知らないけど土地改良が行われてない。私はそこら辺を不思議で感じてるわけですが、舗装もされてなければ改良工事も行われてない。そういうところに疑問点を持つわけですが、耕地課長、建設課長、今後計画できますかね。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、選定されてる土地に関しては、畑総事業入っておりませんが、その周辺地区の道路全て土地改良の後でございます。ですから、幅員もちゃんと決まっておりますし、全て決まってる道路でございます。

○14番（常 隆之君）

取り付け道路等がスムーズにいくように、今後は耕地課、建設課とやっぱりタイアップしなければ、経済課が一人歩きしたら道路もできないよ。その辺周辺の地域にもやっぱり理解を得るためにも、耕地課、建設課が協力体制がない中でどうするんですか。ここら辺をもう少し連携取る必要が私はあると思うが、町長ここら辺の連携は今後どのようにして取っていかれるのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

常委員のおっしゃるとおりでございます。これが決定したときには、耕地課長、建設課長、そして地域の方々に決定した後には詳細に説明をして、しっかりとした搬入等ができるような形を推進していきたいと思っております。

○14番（常 隆之君）

建物をつくった後に説明するよりは、私は計画的な段階で「皆さんご協力をお願いしますよ」と言うのが、私は礼儀作法としては正しいと思っておりますが、つくった後に「あんたなんかついて来いよ」と言われるよりは、つくる段階で耕地課、建設課ともに協力し合っているのが筋だと私は認識しますが、そこら辺の認識の違いがあるわけですが、事業を進めるためには周りの環境整備が必要だと思いますが、そこら辺もう1回町長どう思いますか。

○町長（大久保明君）

そののここに関しましては、地域の方々も既に情報が入っております。そして、庁舎内においても、課長会の中においても何回も計画を話をしている状況ですので、耕地課長、建設課長とも以前から理解をしていることには間違いございません。ですから、決定したらそれに向かって事業を年次的に行っていくことになると思っております。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにご覧いただけますか。それでは引き続きまして、57ページの目1の農地総務費から61ページの目8地籍調査事業費まで質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

58ページ、農林水産業費節の13委託料、活性化計画書作成業務委託料、内容の説明をお願いいた

します。

○耕地課長（上木義一君）

美島委員の質問にお答えします。この委託料は27年度の採択予定地区であります嵯原地区ですね。申請前の1年前に改正計画書を作成し、内容としましては営農の促進基本計画書作成でありまして、地区の農業経営状況とか担い手農家の選定並びに農業改善計画就農計画書をもとに、現在の経営状況の把握をし、各種書類の作成を申請に向けて今年度つくって、26年度に県・国のほうにヒアリングに出向くということでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

計画書を策定して、それに基づいてもう27年度から着工できるということですか。（「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにご覧いませんか。それでは引き続きまして、ページ61ページ目1 林業振興費から64ページ 徳之島地域文化発信情報設備事業費まで、質疑ございませんか。

○13番（美島盛秀君）

農林水産業費の目1 林業振興費、節の13委託料カラス駆除委託料、これ以前にも2カ所でしたかね、金網をつくって駆除するかごをつくったん、置いてあるんですけども、その利用度、それから今回何箇所置くのか、それと国・県の予算としても、鳥獣駆除対策費として出てるあるわけなんですけども、これを活用してやっぱりイノシシの防除柵これもやっていかないと、もう非常に最近イノシシがサトウキビあるいは刈り取った後の根っこのほうを掘り起こして、非常に株出が悪くなってきております。そういうことで以前、これをつくったらという話をしたんですけども、いろいろありまして「つくる必要ない」という経済課の話もありましたけれども、天城町、徳之島町で非常にこれをつくっていい結果が出てるといふ話等も聞いておりますので、ぜひこの対策を講じていただきたいんですけども、伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

まず初めに、カラスの捕獲かごでございますけども、町内3カ所設置をしてあります。その中で、このカラスの管理していくための委託料ということで15万円ずつということでございます。実績に関しましては、ちょっと僕はこないだ報告したと思うんですけども、カラス何羽とれたとか、そういう報告はしてありましたけども、ちょっと今、手持ちが探せないんで後程また何羽駆除したよというのをお知らせをします。

あと、有害鳥獣この8の報償費の中にイノシシの報償費を組んでいるんですけども、今、国庫事業の中でこういう事業が出てきてまして、これをちょっと追加して頭数を多めにしたいというように思って、現在、採択に向けて県・国と、今、相談をしてるところです。その中で、捕獲かごって言うよりも進入を防ぐ網って言うんでしょうか、これに関して徳之島町十何km、あるい

は天城町何kmということで山裾に張っていったるんですけども、結局は後々の管理の問題が出ます。その中で、馬根地区のほうで、農談会の中でやっぱ柵の要請がございました。しかし、対応としましては地域で管理内容までちゃんと経済課が入りますんで、本当に地域でやれるのかどうか。あと、「放置をしてトラクターで引き倒したりとか、そういうことがないように管理をちゃんと地域でできるのか。その辺を決めて経済課を入れてくれ」という話をしてございます。ですから、「地域がちゃんと責任をもってやるんですよ」ということがあればやっていきますと、いう話をしてるところです。ですから、ただ設置をするというだけじゃ確実に効果はないと、1、2年の効果はあるでしょうけども、ごみの山になってしまうと、その辺を考えて地域がちゃんとできるかどうかというのを、今、確認してるところです。

○13番（美島盛秀君）

この委託料については、管理をする2名ということですけども、確か80何羽だったですかね、この前報告あったの。そんなに数は上がってないと思うんですけども、何千羽と私が今、何百羽というと思うんですよ、徳之島、施設によっては。だからもうちょっとかごもふやして、もっとできるようなことをまた考えていただきたい。かごをふやしていただきたいということですね。

それから、今のイノシシの件につきましては、猟友会の皆さんにお願いをしているみたいなんですけれども、これは時期と、それから時間、こういうのが制限をされてると聞きます。私も、イノシシ見つけたときに何回か知り合いに電話を入れて、「出たよ」という連絡をするんですけども、なかなか時間的とか、あるいはそういう時期的なことができないと、いうことなんですけれども、これも打っただけでなくて、捕獲するかご、こういうことも考えて捕獲するような方法とか、やっていったらどんなもんかと思うんですけども、非常に農家、これが行政に声があんまり届いていないだけで、私たちに聞こえる声はいっぱいありますので、ぜひその辺りをもっと真剣に取り上げていただきたいと思います。そこら辺り再度、調査をして場所と見たことがあるのか、確認をしているのか。あるいは、今トラクターで壊したりすると、それを地元を見るとかいうことなんですけれども、畑にするわけじゃないはずですよ。これはどっか畑関係ないようなところにする場所的な関係もありますので、そういうところの調査をしたことがあるのか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、徳之島町のほうでやはり設置をしていくときに山裾だけじゃなくてやはり畑の隅でやるというところもあります。そういうところで、そういうことが発生しているということでございます。

あと、先ほどおっしゃったようにこのカラスの捕獲かごをふやせないかいうことでございますけども、今のところふやす計画はございません。ですから、今、喜念と小島と犬田布のほうに仕掛けであるんですけども、こういうものの場所を移すっていうんでしょうかね、結局、移す、移せる、簡単には移せないんですけども、少し人夫賃金その辺が入れば移せる可能性がありますんで、移していくというふうな考えを持っています。ですから、1カ所だけにずっと置くとそのカラスはいなくなるけども、近辺のカラスはいなくなるけども、移すということはこれから考えていかなきゃ

いけないと思っています。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、そういう山ぞいの畑等も調査をしてどのぐらいの被害が出ているのか、きちんと報告ができるような形にさせていただきたいと思っております。

次の63ページ、徳之島地域文化情報発信施設運営費これはドームの運営費だと思いますけれども、資料をもらいましたけれどもこの中で説明の中でも2人観光からも置くということで8時から10時までに時間的にはなってるんですけども、平日、例えば朝8時に開けたらもう夜夏場だったら8時ごろまでは明るいですから、闘牛のトレーニングのために出し入れもあつたりします。そういうときの管理はどうするのか、それは無料にするのかただでするのか、その管理の方法ですね。

それから、もちろんナイター闘牛とか、あるいはいろんな興行等があるときには10時までもありますので、その後のことはきちんとお金をもらってやりますので、整理もできると思います。そういう辺りの管理・運営の方法を。

それから、営利を目的とした職員及び物品の販売、場内、この場内にその販売するブースが、今、現在できているのかどうか。

それと、営利を目的としたものを販売するときに、闘牛場外、場外はこれは3,000円、場内で5,000円となってるわけですけども、場外はあれは、私は私有地と思うんですけども、入口の皆さんの家の門のところなんですけれどもね。あそこのほうでしょっちゅう販売をしているんですけども、私有地で売ってるところからお金がもらえるのかどうか。そこら辺りも検討した上でやったのかどうか。まず、そこを伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

一般質問でご説明申し上げましたが、今般4月から大島地域振興整備事業を取り入れまして整備中ですが、この資料展示室等を開放していくと、大人が200円、子供が100円という形で入場料も設定してございますが、これについて美島委員がおっしゃるとおり、平日だけではなくて土日にもお客さんは常時いらっしゃるといことが予想されますので、2人体制で勤務時間については、不規則になりますけど常時交代制という形で取っていきたいと今考えております。

それと、今、場内でのブースがあるということですが、やはり現在ブースはございませんが、屋根のかかってない部分、あそこのところで以前ナイター闘牛をしたときに青年団とか、いろいろな方々が鍋物とかいろんなことをやったわけですが、こういったところにも設置ができるという考えておまして、場外の中にずっとやる今の状況ですが、場外については皆さんの角のところは少し私有地でありまして、あれは個人が設置しているものであります。3,000円設定してあるものについては、今、駐車場のトイレがあるわけですが、その入り口のところに鍾乳洞という居酒屋があるわけですが、毎回その方が3,000円で利用してる状況であります。

○13番（美島盛秀君）

この満15歳以上のもの200円、それ以下が100円ということですけども、これはその資料館じゃな

くて、その闘牛場さっき言った練習をしたり、トレーニングに持ってくる時の料金、そこそこは考えていないということですね。

○企画課長（牧 徳久君）

闘牛に関しましては、闘牛大会、今の5月の連休中に何回か闘牛大会がありますので、今、本場所のためにそこに場所を流すために今どんどん牛を持ってきているわけですが、今、入口のほうは開放しております。いつ来るかわかりませんので、そんな状態で、そこに牛を入れる場合は今の現在の段階では料金は取っておりません。

○13番（美島盛秀君）

もちろん今まではどこの闘牛場でも練習とか、運動させるためには金を取ってないわけですので金を取らない。そのときは自由に使わせるんですけども、例えばそこで事故等あった場合には、また問題も起きますので、そのときには保険等は掛けてあるのかどうか。

それから、非常に闘牛となると太鼓たたいて指笛を鳴らして、気は浮き足立ってきます。私も闘牛自体は好きなもんですから、私もちょっと浮き足立つんですけども、いろんなそういう問題等も発生すると思います。そこで、今、私にある人が役場の職員が興行したり、あまり勢子したりやり過ぎじゃないのというようなこと等もあります。ですから、やはり役場の職員はその綱紀粛正、やっぱり外から見てそれらしき役場の職員らしき、らしきというのが私は大切だと思いますので、そこら辺り町長この前の綱紀粛正一般質問でも言おうかなと思ったんですけども、時間がなくてできなかったんですけども、そこら辺りの今後の管理する運営上、そこが本当の文化保全していけるような施設になるためには、しっかりとこういう運営がなされて、規約があってできていると思うんですけども、つくってすぐですからまだ結果が出ておりません。これも4月から新しく運営をしていくわけでありますので、今後の長い目で見て闘牛文化を敬重していくと、昔のなくさみが楽しめるような、そういうことにするためには大事なことだと思いますので、そこら辺り運営の方法について徹底してできるように、規約、あるいは問題点があったらと町長に伺います。

○町長（大久保明君）

国がこの許可するときに、闘牛文化そのものは非常に評価するけれども、そうでないいろいろマイナスイメージを払拭していくと、我々も約束しての施設の建設でありましたので、例えばいろんな職員が興行に関わるっていうことは、これは職員はプライベートな形でやるから自由だということはどう考えているかと、勢子という形で、若い職員も現実に見受けられます。これに関しましては、そのことを町民、外から来た人、一人一人の主観、考え方があってと思いますけれども、公務員が勢子するということに対して、一般常識的に見たらやはりこれはよくないというのが大多数だと思っておりますので、しかしまた一方それが島の文化であるという、文化という面を強調していった場合は、例えば樟南二高が、闘牛クラブをつくって子供たちが応援を一生懸命するということは、これは確かに評価できると思います。ただ個人的には、私個人的には興行にかかわることは、これは絶対によくないというように考えてますので、また、いろんな闘牛の内容に関しましても、島唄、

文化、踊りとかして、そして番組を減らして、そして入場料も減らしたという形、そうすれば毎月開催は、現実にはことは26回ぐらい開催することになりますので、そういったいい方向に流れをつくっていくことが十分可能であるし、それが闘牛を今の応援風景から、迫力も含めて都会から多くの人たちが来るように、間違いなくもっていけると思います。そのときに、場内での礼儀作法から服装から勢子の人たちがちゃんと法被を着るとかそういうことに対して、島外から来た人たちが好感を持てるような形にしていけると思います。今回は、いろんな地元の新聞社も協賛という形で今後なっていくしますので、その勢子をやると問題と、それから興行に係る問題は私個人的にはよくないと思っておりますので、ただこれが法律で規制されるわけでないと思っておりますので、その辺は指導はしていきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

主にこのドームは、闘牛が7割、8割以上だろうと、主だろうと思っておりますけれども、闘牛協会の規約の中にもいろいろあるはずですが。また、以前は子供は闘牛場内に入れてはいけないとか、あるいは応援する車に乗ってはいけないとか、牛に乗ってはいけないとか、勢子してはいけないとか、高校生まで、そういう規則は、校内規則ですか、という辺りを設けて生徒指導という立場で、確かに副町長も生徒指導その辺、大変だったと思っております。教育長もそういう時代にあったと思っております。そういう観点で子供を健全な育成をしていくという観点から、そういう規約、闘牛協会の規約の中にそういうのが謳ってあるのかどうか伺います。

○企画課長（牧 徳久君）

徳之島には、3町の闘牛協会がございまして、その上に徳之島闘牛連合会というのがあるわけですが、この連合会の事務局を企画課が持つて居るわけですが、この中においてはそういった子供とか、場外に入ってはいけないとか規約にはうたってございませぬが、美島委員がおっしゃるとおり、昔はそのような時代もあったわけですが、最近においてはかえって子供たちが牛の上に赤ちゃんを乗せたりとか、ビデオを見てもわかりますとおり、かえって逆の現象が起きていると、子供たちが少なく少子化、少子高齢化になる段階において、この子供たちが将来は素晴らしい全島一の闘牛を持つとか、こんな夢を持つことでありますので、例えば闘牛協会においても、今、牛小屋に昔は牛小屋に集まったらたばこを吸うとか、お酒を飲むとかいうことが言われておりましたが、かえって今回は今、現在においては牛主及び地域がこの子たちを指導しまして、たばこを吸ってはいけないと、牛小屋に来る人こそ動物愛護の観点から島で一生懸命、牛の世話して、もう息をつく暇ないぐらい忙しいわけでありまして、オートバイを乗り歩いてその付近うろろする、かえって子たちがかえって不良になるとか、こういう状況が言われておりますので、牛小屋に来るといふ、牛の上に乗るとか、場内で踊るちゅうのは将来的な有望な子供たちでありますので、勘違いしないようによくお願いします。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑は質疑内にとどめていただきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

私は今の答弁、賛同できるところもありますが、しかし、今、鹿児島辺りからこの教員も闘牛の島のそういう姿は見てもほめないんですよ。ほめる先生もいます。私ももう感動する。ああ、いい光景だなと、いうことも感じます。それを否定するもんじゃないですよ。そこで教育長にも伺いますけれども、こういう少年の健全育成、闘牛に関係してどういうふうなことを学校との連携を図っているのか、お願いしたいと思います。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑はこの教育部門のほうでしていただいて、このまた予算書内の質疑に戻らしていただきたいと思いますので、答弁は今。ほかにございませんか。

○7番（永岡良一君）

1点だけ質問させていただきます。62ページ農林水産業水産振興費の負担金及び交付金の離島漁業再生支援事業補助金788万8,000円計上されておりますけれども、これは見ますと、伊仙町地区漁業集落ということになっておりますけれども、これは何集落ぐらい、何集落の何地区っていうんですか、この補助金が出されているのかお尋ねをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

この集落に関しましては、現在1集落伊仙町漁業集落ということで1つの集落でございます。で、会員がちょっと会員の数的には五十何名だというふうに記憶しているんですけども、1集落あと港が支部っていう形で港、港、面縄の面縄港あるいは鹿浦港前泊港という形の活動もしております。

○7番（永岡良一君）

伊仙町漁業組合ですか、これは総会と監査を県のほうから75%町から25%出しておるわけなんですけれども、総会なり監査なりがきちっとできているかどうかお尋ねします。

○経済課長（樺山 誠君）

監査も毎年行われて、総会も毎年行われております。

○7番（永岡良一君） 前年度と比較増減ゼロなんですけれども788万8,000円、これはどういうふうな事業で主に使われているんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、海岸の清掃だとかの人夫の賃金、あるいは重機を借り上げたときの賃金、あるいはサメの駆除だとか、あるいは漁礁の設置だとか、そういうものに主に使われております。それと、この補助金の内容なんですけれども1人頭幾らっていう算定額になっております。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにございませんでしょうか。

○12番（上木 勲君）

先ほどから、徳之島地域文化情報発信施設いうところで、今、質疑が続いとるんですけども、実は、関連してここに闘牛サミットとか、あるいは闘牛連合会への補助金とか、徳之島地域文化情報

発信施設のこの賃金とか、このことについて、ちょっと質問はいたしますけども、それに関連して、先だつてある大学の先生を連れて、そして闘牛場を見せてくれと言ったものですから案内して行ったら、そこに入口に徳之島情報伝統伝承文化情報発信地域地区と書いてあるものですから、そこでそれを見て、「これは何だ」といった話になって、それから中に入って闘牛場の施設してもらったら、中に入って見てもらったら、そしたらそこをジロジロ見とったものだから、中に舞台もあるから「ちょっと先生こちらをちょっと見てください」と言ったら、「いやいや、もう趣味が悪いから堪忍してくれ」と、趣味が悪いから堪忍してくれと言って帰った。こんなことをこれ、行政がどうのこうの進めてやるものかという話でした。そこで、島のちょっと免許持ってるか、持ってないか私は定かでないんですけど、何かちょっと金を貸したりしとるらしい人が2人、2カ所の方が「最近役場職員が車を担保にしたり、何したりしてお金借りに来る」。それから、高校生、中学生か何か闘牛場の中で、「おじさん、ちょっと行きませんか。上から1歩下から1歩」とかいうこと言ったりね、もうそういうこととかいろんな話を私、皆さんにはそれは聞いてないですよ。私にはそういう話が来とって、極限状態かなという気がしております。

ですから、もうこれね、私はもうこういう場でこういうことについて、どねせんする気もしませんし、教育委員会にも聞きたくもないですよ、そういう話は。それで、教育の問題においては、天城なんかの伊仙町でもいろんな教育のいろんな問題、やっぱり「天城のほうが物凄いいいと、伊仙町ではどうだ」とかという話があったり、実際するんですよ。それで、「何かもう伊仙町では、まともな教育はできないんじゃないんじゃないか」と、というような言葉で、それと、あるまた県職員出身のものはもう近々鹿児島引越すとかいう話まで実は出ております。そういうことで、闘牛サミットってどういうふうにサミットで話をしていくのか、あるいは、こういうものはいろんなもろもろの使い道はどういうふうにするのかと、その辺をちょっとお尋ねします。

○企画課長（牧 徳久君）

この「全国闘牛サミット」でございますが、全国に9自治体、北は新潟から南は沖縄県まであるわけですが、毎年、交互に全国から一堂に会しまして、そこで闘牛大会を開きながら、この闘牛が頭数が減っていく中で、例えば新潟県山古志村とか宇和島辺りでは国の重要無形文化財に指定されてるわけですが、こういった闘牛、外国におかれましては、韓国とかあるわけですが、闘牛をいかにして人口プラス闘牛が減っていく中で育て上げていくかっていうことを協議したりしております。それで、持ち回り制で昨年は宇和島市で行いまして、その前が沖ノ島という形で来年が伊仙町という形になってまいりました。この使い道というか、50万円で主催は闘牛協会がするわけですが、それに対するいろいろ「全国闘牛サミット」の協議会とか、総会をするわけでありまして、その他もろもろの経費でございます。（発言する者あり）

その経費とは、この「闘牛サミット」の経費とは別でございますが、来年の10月6日に伊仙町において「全国闘牛サミット大会」が開かれるということで、この協議会とか総会に要する、いろいろな費用でございますが、闘牛協会の連合会の負担金に対しましては、これは毎年5万円ずつ計上

して予算でございます。あと、下の賃金、運営費の賃金とかこういったのは別でございます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

上木委員、質疑は予算書内にとどめて、また、答弁も予算書内の答弁をしていただきたい。ほかの質疑に関しては時間の都合行わないでください。

○12番（上木 勲君）

関連するから聞くわけですけどね、やっぱり教育委員会、あるいは文化財保護審議会なんかの、今のほかの闘牛をやっとるところのサミットもあるわけですから、行ったりして勉強なんかして、いろいろやっぱりいろいろないい方向にいくようにしなければいけないんじゃないかと思えますけれども、そういうようなことはどうでしょうかね、そういう計画とか。例えば、山古志とかああいうところもありゃ、新潟なんかの闘牛なんかね、行って見たり聞いたり、文化協会でも、そういうことで論議を深めて、健全に昔のナクサミみたいな形で今みんなが言えばね、そういうことで方向に進む考えなんか持ってるのかどうかということ、もしできたらお尋ねをしておきたいですね。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

今の質疑は、予算書審議でするので時間がございません。ほかに質疑ございませんでしょうか。

○10番（杉並廣規君）

1点だけお尋ねをいたします。62ページの商工振興費の中に奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金67万7,000円計上されておりますけれども、これのサービスの内容、場所等はどこにあるのかご説明をいただきます。

○企画課長（牧 徳久君）

この奄美群島広域中小企業勤労者福祉サービスセンターにおいては、名瀬のほうに事務所がございまして、徳之島3町の建設業者、あるいは小規模商店の従業員とか、こういった方々が会員に入っております、例えば月1,000円の掛け金で、保険みたいな掛け金を掛けまして、これで入学、卒業、死亡、こういった保険の業務をいたしております。また、年1回ぐらいには各島を回りまして、落語の講演会とか、こういった余興的なものもやっております、いわば大手の業者さんとか店主さんのお手伝いをしてる企業でございます。

○10番（杉並廣規君）

伊仙町の中小企業に働いている、従業員が入っている組織してる団体ということですね。そうすると、伊仙町の従業員何名ぐらいかわかりませんか。わかったらお願いします。

○企画課長（牧 徳久君）

正式な数についてはわかりませんが、ほとんどの業者さん、また商店の皆さん、それとか役場の臨時職員も何名か一昨年から入って、この保険には、月1,000円の保険には入っております。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにございませんか。

それでは、続きまして64ページ目1 土木総務費から68ページ目1 都市公園等総合事業費までの質

疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

65ページの土木総務費の19負担金及び交付金電子入札システム共同利用負担金19万6,000円、我が町の状況はどのようになっている、利用されているのかどうか。負担金は毎年払っているみたいなんです、どうなのかお尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

まだ、利用はされてないんですが、その前の研修会等をしてる段階であります。

○10番（杉並廣規君）

利用はしてないけども、研修会はしてる。ちょっと理解に苦しむんですが、去年も確かあったんですが、この共同利用負担金というのだけを出し合って、その関係する職員たちの勉強会とか、そういうのをしてるという意味ですか。

○建設課長（中熊俊也君）

まだ電子入札システムにいつでも移行できるような状態にあるべきなんです、そのために講師等を招いて勉強会してるわけです。それで、まだまだ導入までの段階まで到達してないという状況で、毎年計上している状態です。

○10番（杉並廣規君）

お金は充てるんだけども利用してない。これまた、導入していく考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

○副町長（中野幸次君）

お答えいたします。電子入札につきましては、来年度の後半辺りからこれに取り組んでいける、今、体制づくりをしてるといふところでもあります。職員に関しても研修を積んでこれを熟知するよふにということで、以前に議会でこういう質問とかありましたので、それ以降取り組んでいる状況であります。また、企業に向けてもそういう指導を今してる段階にあります。

○10番（杉並廣規君）

次に、66ページの5目5効果促進事業費の公有財産購入費421万1,000円、これは何m²ぐらいなのか。それと、下の補償費が490万円計上されていますが、何をいつごろ補償、どこを補償するのか、お尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

効果促進事業で購入するのは、面積が1,434m²になっています。それと補償費につきましては、第二下線に関わる電柱やら電柱の移転等の補償費であります。電柱でも、NTTの電柱やら光通信の電柱やらいろいろありますが、その移転費になってます。

○10番（杉並廣規君）

電柱等の移転ということなんです、これ何本ぐらいですか、490万円と金額は大きいですがね、それと第二下線というのはどこですか、これ500mということですが、場所はどの辺なのかわかりま

すか。

○建設課長（中熊俊也君）

第二下線というのは、広域アイランドのごみ処理場に行く通りですけども、あの通りを昨年度から工事始まっていますけどその延長、今回は入口までの500mになってます。

この電柱の移転が1本当たり30万円ということで、それで15本、約15本という計算で、その道路の敷地内にあるのを全て移転したり、仮移転したりするっていうこと、そのぐらいを計上しているところであります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（明石秀雄君）

1点だけちょっと確認。住宅管理67ページところで、11、重要費の中に修繕費が300万円、その下の材料代が200万円、載ってるんですが、修繕費が何を使って、材料費が何に使うのか、簡単でいいです。

○建設課長（中熊俊也君）

修繕費は住宅建物自体の修繕、中の畳とかそういうのをいってます。その材料費っていうのは、外側の外溝やらああいうの。

○5番（明石秀雄君）

私は修繕と、その材料とも区別がなかなかつきにくいんですよ。だぶってないのかなと思って、確認のために言ったんですよ。普通であれば、材料費は例えば、これは住宅管理ですのでトタンを買うとか、板を買う、木を買う、普通で言えば材料とそれをするために釘が必要と打つとかなんですけど、それがだぶってないのかなと思ってちょっと確認のためしたんですが、だぶってないよね。

○建設課長（中熊俊也君）

説明が悪かったんですけど、今、明石議員が説明したとおりであります。だぶってはいません。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかに質疑ございませんか。

○4番（佐藤隆志君）

68ページの土木費で、節17に公有財産購入費で200万円計上されてますが、明細書で馬根団地の用地購入費となっておりますが、これは住宅を建てる前に土地を買っておくちゅことなんですか伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

今、犬田布、河地、木之香って建設終わったところやら、工事中のところやら、予定しているところありますが、次に馬根のほうに団地を予定してまして、その団地の予定地を購入する予定にしています。その金額であります。

○4番（佐藤隆志君）

どれぐらいの広さか、それともう1点は1反価格、反となると思いますけど、価格はいくらぐら

いか伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

広さは約1反ですね。（発言する者あり） 広さは約1反ですね。（発言する者あり）

約1反で、価格的にはこれから交渉に入るわけでありまして、広さで質問されたらと思って約1反あります。そして、それから。広さってという質問だったらと思って、今、私はそう話したわけでありまして。

○4番（佐藤隆志君）

1反で200万円ということは、これはちょっと犬田布、例えば犬田布なんかで言うと、土地改良してるところでも1反が60万円ぐらいなんですけど、ちょっとこれは高いと思いますので、今後その価格を交渉する考えはあるのか伺います。

○建設課長（中熊俊也君）

先程もお話ししましたとおり、これから価格交渉には入ります。犬田布で1,500円ぐらい m^2 当たり1,500円ぐらいになってますんで。

○4番（佐藤隆志君）

宅地なのか、農地なのか、ちょっとわからないんですけど、できるだけ安く購入されるようお願いいたします。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにございませんか。

○12番（上木 勲君）

66ページの先ほど今ちょっと説明はあったんですけど、節17節の用地購入費、今も200万円とか出とるんですけど、ここも用地購入が420万円ってことなるとるんですけどね、これ面積 $143m^2$ 約1反5畝ですね、これどういうことでこれは1反5畝で400万円ってことですか、これは他のも何か、他にあっての四百何十万円の予算ですか。それとも、1反 $143m^2$ は420万円ということ、どういふこと、ちょっとそれ説明を求めます。

それから、この用地購入費、17節のね、その下の22節の次に22節の電柱、これはどこの電電公社か、どこに電力会社じゃないんですか、これ電柱保証料は。

○建設課長（中熊俊也君）

工作物の補償はそのNTTやら電気会社、その持ち主に払います。

それと、用地購入費は先ほど話しました広さがちょっと違ってまして、訂正します。2,807 m^2 で1,500円になっています。

○12番（上木 勲君）

さっきみたいに用地は適正な値段でまた購入されるようにしてください。

それでは、67ページに、これはまず12節に裁判手数料100万円と、それから、16その下に13節にはまた住宅の明け渡し弁護士委託料が60万円計上されてるんですけど、これは住宅の明け渡しの

これも現実に明け渡しのあれは今、進んでいるわけですか、これからまた裁判手数料はこれはただ計上しておいて、現在そういうようなあれは事案はないのかあるのか、その辺のことをちょっとお尋ねします。

○建設課長（中熊俊也君）

この12節の裁判手数料は、裁判をする時の手数料で1件が50万円辺りで2件ぐらいを想定しています。そして13節の委託料の明け渡し訴訟弁護士委託料というのは、訴訟を起こすために1件当たり30万円必要ということで、それも2件想定して計上してあります。

また、この予算はまず執行して去年24年度は使ってはないです。

○12番（上木 勲君）

計上しているだけということですね。実際に進んではないとそういうなるわけですね。

それでは、その下のほうの67ページ下の住宅決算の馬根団地のあれは何軒ぐらいを予定をしてるんですか、これ件数は。

○建設課長（中熊俊也君）

住宅長寿命化計画に基づきまして、馬根地区の2つ住宅があるんですけどもそれを1棟にして6戸っていう計画にしています。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時12分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続きまして、会議を行います。

委員並びに答弁者のほうに関連質問をすると、予算書の本質的な審議ができないために項目に限定した質疑を行い、また答弁も明瞭に行っていただきたいと思います。

それでは、引き続き質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

続きまして、68ページ目1。簡潔に。

○14番（常 隆之君）

住宅費の67ページの住宅費の中に裁判手数料及び弁護士委託料160万円が提示されているわけですが、これは経済課、住宅手数料、水道料金、徳之島にある家庭裁判所において調停が行われておりますので、ここを利用するとこういう多額の出費がいらぬわけでありますので、そこら辺の検討はされたのかどうかお伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

この前2回ほど、担当と補佐と私と行って、家庭裁判所に行ってどういう手続きをするのか、また徳之島町は先にそういうこと行われているんです。これも、勉強してくださいということで、一応勉強して来まして、今、夜間徴収してるときでありますけども、夜間徴収で不在の家庭には赤字で「調停手続きをやむを得ずせざる得ない場合もありますので」、ということでそういう明記して不在のそこには入れたりしてあります。今回、役場に相談も来ないし、滞納が続くようであればそういうふうな手続き、調停手続きに踏み切っていきたいと思っております。

○14番（常 隆之君）

このように町民と争うのではなくて、やっぱりお互いが理解を解いていただくためにもこういう手数料を支払わなくて、身近なところでお互いを理解し合うのがやっぱり町民としての融和でありますので、町長こちら辺でこの160万円を、私としては、無駄なあれだと思いますが、こちらで調停を行う考えがないのかお伺いをいたしたいと思っております。

○町長（大久保明君）

いろいろお互い何回もお話をして、説得をしていくということの中で、どうしても解決ができないというケースを考えてのことだと思っておりますけれども、調停にするかどうかは今後検討していかなければいけないと思っております。この予算に関しましては、今回これを修正等はしなくて、1年間経過を見たあとに判断はしていきたいと思っております。

○14番（常 隆之君）

ぜひ、利用してどれぐらいの裁判手数料、弁護士費用が済んで町民が納入できる方法があるわけですので、活用した後にこういうのもぜひ検討していただきたいと思っております。終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかにございませんか。それでは引き続きまして、68ページ目1の常備消防費から69ページ目3の防災まちづくり事業費までの質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

69ページの19節の負担金というところに、市町村消防署組合負担金という167万2,000円とか、それから県防災の32万3,000円とか計上されとるんですけれども、これに関連して、関連するなということですけども、関連もしてね、徳之島町では今ヘリコプターがいろいろあって、そのご縁ばつくて、今建設中ですか、するんですけれども、その場合にももちろんこういうふうな施設、ああいう施設、伊仙町民だからそれに乗せないとか、そういうことはないわけで、利用できる、何も負担金とかそういうことなしにあればできるのか、その辺のことと、それから何か県に……。 (発言する者あり)

ちょっと考えを聞きたいと思っております。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ただいまの質疑は関連質疑ということで、この審議には差し控えていただきます (発言する者あり)。

○12番（上木 勲君）

次に、じゃったら何か鹿児島に、これは重要なことだから何か、どっか、十島村までは鹿児島にヘリが来るとか、奄美には行けないとか、沖縄にももう緊急の場合は子供病院とか送れないとか何かそういういろいろなことがあるらしいですけども、その辺の県予算を使ってやっとなることで、それは何か解決できるように、町村会なんかでも話し合われておるんじゃないですか、聞かせてください。

○町長（大久保明君）

沖縄の陸上自衛隊は、徳之島までは沖縄の陸上自衛隊ということになっております。それから、奄美大島とから種屋久は鹿児島の海上自衛隊という一応役割分担をしております。今の件に関しましては、小児科、周産期の救急に関して沖縄の南部医療センターというところに搬送してましたけれども、沖縄のドクターヘリが2機あるんですけども、それが1機こっちに来て、1機どっかの島に行ったら、沖縄県内の離島に行ったときにもう1件救急搬送が生じたときに、沖縄県が出資してるのに鹿児島県にしてるのはおかしいということで沖縄県議会で問題になりまして、それからこの徳之島永良部・与論から周産期の救急に関して搬送しにくい状況が出た中で、この一度そうした方を沖縄から、沖縄の陸上自衛隊で奄美空港まで来て、そこからまた鹿屋の自衛隊までの手続きが5、6時間かかったということで、これは大問題ということになっておりますので、ですから今我々が要望しているのは、あと4、5年で奄美県立大島病院の救命救急センター完成した場合には、あそこにドクターヘリを置くというふうに県は今、考えてますけども、ただドクターヘリでいろいろ奄美郡島内から、県立大島病院に行ったときに、本当の周産期の救命救急センターができて周産期センターはつくらないと、それから心臓外科の専門の先生も今のところ置けないという状況ではあまり意味がないという議論に最近なっておる状況などが現状です。徳之島町につくるヘリポートに関しては、徳之島町が判断してやったことであります。ですから、阿三にもあるわけですから、ただいろんな救急に関して、夜間の場合は徳之島空港を活用したほうがいいんじゃないかと、自衛隊の方々は話をしております。

ですから、6年前ですか、山で不幸な事故がありましたけども、ああいうことに関しても、それから、あるいは病院が鹿児島県に要請して、県が自衛隊に要請するっていう形の中で、その情報が正確に伝わらない状況が生じたので、病院から自衛隊に直接、今、連絡するようにこの前から鹿児島県の危機管理室が対応していますので、そういう状況がドクターヘリ、ヘリポートの現状でありますので、ちょっと質問の意味がちょっとわかりませんでしたけど、最善の形で運用できるようにこれからも町村会のほうでもそのように議論になってますので、島の方々が安全に救急搬送できるような形を取れるように頑張っていきたいと思っております。

○12番（上木 勲君） ぜひそれに、それが速やかに連結していけるように町村会でもいろいろ話し合っていたきたいと思っております。

これで終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

それでは、続きまして70ページ目1教育委員会費から75ページ目11学校建築費まで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

続きまして、75ページ目1伊仙中学校管理費から79ページ目4幼稚園管理費まで質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なし。続きまして、79ページ目1社会教育総務費から83ページ目7生涯学習振興費まで質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

81ページ目4の図書室運営費、私が聞いた範囲で366万8,000円の中の賃金、図書司書補賃金の140万円これについては資格を持った司書補であるのかということ伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この賃金に対応する職につきましては、司書補の資格は持ってございません。

○13番（美島盛秀君）

今の大概、市町村行きますと立派な図書館があるわけなんですけども、ここは図書室運営費ということで、よく「伊仙町は、図書館はどこにありますか」と聞かれるそうです。図書館という看板もないとは思いますが、そういうことで「いろんな図書を借りたい、あるいは勉強に行きたいというようなことがあっても伊仙町ではできない」というような話を聞いたことがあります。そこで、今の図書館の利用度、土曜日、日曜日もやっているのかどうか。あるいは、またこれに関連して移動図書館など、やる考えなどがあるのかどうか伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

まず、図書室の開館なんですけども、基本的に月曜日から土曜日まで開業をしております。

そして、移動図書館関係に対しましては、3年ほどぐらい前、子ども議会のほうで伊仙町に移動図書館はできないかという質問がありまして、それで移動図書館辺りを設置するということになりますと、約その当時、今でもそうかと思えますけども、約2,000万円程度の費用がかかるということで、それで図書室の皆さんといろいろ検討をした結果、今現在は各学校より伊仙町の図書室の本のデータを各学校に流してあります。その中から、各学校より読みたい本を提出していただきまして、1週間ほどその学校に貸し出しをする。そして、1週間後にまた回収するという形で希望図書宅配

便という形で、移動図書館にかわるような対応を取っているところです。

それと、わかっている範囲内ですが、約図書室の利用者が今年間で1,629名ほど来ておりまして、それから貸し出している本が今、現在のところ7,232冊を貸し出している状況です。

○13番（美島盛秀君）

司書補については、ぜひ資格を持ったしっかりとした司書補を入れて、そして指導をまた子供たちに図書の習慣を、本を読む習慣をつけさせていただきたいと、思います。

それと、今の子供からも子ども議会のほうからも強い要望があったということでもありますので、ぜひ図書室の整理をしていただきたい。また、学校のほうに貸し出し希望者を取って貸し出しているということで、利用者も1,629名7,232冊と相当これふえておりますのでもっと蔵書して、そして子供たちに必要な図書ふやしていくという予算化等も組んでいただきたいと思いますが、今後そういう見通しについて早急に取り組んでいただきたいんですけど、教育長の考え方をお願いします。

○教育長（茂岡 勲君）

美島委員の質問にお答えします。学力というのは読書によって培われる、言えば金肥と堆肥を比較してもわかるとおり、やはり読書量が上がるということが、子供たちの学力向上につながるということで、学校では町内でも鹿浦小と阿権小を町の指定として読書活動に取り組んでおります。その成果も出ております。今後、町の財政当局と相談しながらこの学力向上に向けては、やはり私たち学校として学校を預かるものの責務として取り組んで行きたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

今、教育長がおっしゃったように阿権小学校で、番、曜日を決めて読書の放送をやっているんです、夕方。最初の頃はお年寄りから「ちょっとうるさい」とかというような声もあったようですけども、「今はあそこのだれだれさんの子供が読書をしている」というようなことに、非常に評判がいいです。そして、本当私たちも聞いておって最初よりは、本を読む、文章を読む、そういう力が非常に出てきて阿権小学校の取り組みは非常にいいところがあるなというようなことを思ったり、また話したりしているところです。ぜひ、図書をふやして各小学校に、そして、できれば今後、図書館ほ一らい館の辺りにつくって全島から本を借りに専門書等を借りに来れるように努めていただきたい。実は、普通の私どももちょっと調べたいことがあったら、徳之島町で借りたりしたこともあるんですけども、やはり徳之島町の図書館、天城町の図書館も非常に蔵書冊数としては多いようです。図書館としてきちんとやってありますので、伊仙町も今後早急にそういうふうにしていただきたいと思っております。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ほかに。

○13番（美島盛秀君）

82ページの目5歴史民俗資料館費74万7,000円が組まれておりますけれども、一般質問等にもあり

ましたように、東伊仙にある歴史民俗館が、今、農高跡地に移される予定ということで、今、移管中だということなんですけど、あの跡地利用についてはどう考えているのでしょうか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

東伊仙の旧歴史民俗館に関しましては、一般質問のほうでもお答えはしましたけれども、今現在、まだ農高跡地の校舎、今、歴史民俗資料館を移転した4階校舎の1階のほうなんですけど、まだその敷地等は県より無償貸し付けの状態でありまして、一応民俗資料館としてある程度の資料等は閲覧できるようにしてあるわけなんですけど、県より無償譲渡ができないことには、またあそこ正式な歴史民俗資料館として管理運営することができませんので、現在のところは東伊仙のほうには、まだいろんな固有名詞を言ったらどうか分かりませんが、岩井博物館あたりから寄贈された道具等、あるいはまた土地改良あたりで出てきた骨など大多数の資料をまだ収蔵している状況です。

あと、今後の運営につきましては、我々がその正式に歴史民俗資料館として、農高のほうに移転したあとには、利用検討会あたりを設けていただいて今後の活用には利用していただきたいと考えているところです。

○13番（美島盛秀君）

農地跡地の無償貸し付け後の判断ということでもありますけれども、この歴史民俗資料館を農高に移す段階、農高跡地に図書館を持ってきたらどうかというような、そういう考え方はなかったどうか伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

農高跡地に教育委員そのものに移る段階で、その前に教育委員会のほうで、あの校舎は教育委員会としたらどういった形で利用するか、教育委員会の内で話し合い、利用計画を策定して農高跡地の検討委員会のほうで、歴史民俗資料館と教育委員会の宿舎を移すということで、認定していただきまして移ったわけなんですけど、その段階では、まだ伊仙町としては、なかなか図書館をつくるというのは、財政的に難しいということで、中央公民館内に図書室を設けてありますので、そちらのほうで対応するというので、あそこへ移る段階ではまだ検討はしていなかったところです。

○13番（美島盛秀君）

この歴史民俗資料館も歴史を伝えていくということで、非常に大切な事であると考えます。近くに、診療所の跡もあるんですけど、私は、あそこも何か連携したような、利用するところとてにかく図書館をさっきと前後しますけれども、図書館をつくって農高跡地を利用価値のあるものにしていただきたいと、今後また払い下げされたときには、まだ2階、3階、空いているはずですので、そういう利用価値等も考えていただきたいんですけど、町長の今後の活用の考え方を伺います。

○町長（大久保明君）

図書館に関しましては、先ほど社会教育課長から答弁したとおりでありますけれども、図書館に関しましては、私も農高の跡地にいろんな部屋がありますので、これは考えておりました。その部屋全体を改修しなければいけないということと、耐震補強しなければいけない等の問題が今後出て

きますので、その辺も含めて教育委員会等との協議をしていくと、また4階建ては歴史民俗資料館という形を、1階、2階、3階までは検討中でありますので、どの校舎に図書館等に移していくかということなどは、またいろいろな補助事業等を活用していかなければなりませんので検討していきたいと思います。

それから、診療所の跡地はいろんな老朽化がかなり進んでまして、浄化槽の問題等、また配管の問題等を今後どこまで改修していくか。また、民間の方からあそこを借りていろんな事業をしたいという話なども、現時点出てますけれども、それは町が、耐用年数がまもなく切れると思いますけれども、それまでの間はいろいろ使えなかったという状況で、使用していなかったんですけども、耐用年数が切れた後、どうするかということで解体して、あそこにまた住宅等という話なども今いろいろ出てますので、その辺は総合的に検討した中での、読書が子供たちの教育のためにいいという図書館については、今後の大きな課題だと考えていきたいと思います。

○13番（美島盛秀君）

84ページもよかったのか。（発言する者あり）

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。

続きますして、84ページ、目8 義名山公園管理費から86ページ、目1 保健体育総務費までの質疑を行います。

○3番（前 徹志君）

84ページ、カムイヤキ窯跡の事業費が載っておりますが、旅費が約76万円計上されていますが、これの詳しい説明をお願いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この事業の中身といたしましては、こちらに書いてありますように、史跡等の保存管理計画策定事業補助金ということで、今後、カムイヤキ窯跡をいかに保存し、活用していくかという、その計画書を作成するのが目的であります。

旅費のほうが、176万と費用弁償と普通旅費とで高いわけなんですけど、こういった事業計画をするには、ある程度、例えば東京または大阪から歴史学とか考古学とかそういった専門の方を呼んで指導していただく。あるいは、こちらのほうから文化庁へ出向いて、いろいろ指導していただくという関係で、結構高額な旅費が発生する関係であります。

○3番（前 徹志君）

難しいことは、僕は学者じゃないからわかりませんが、去年、一般質問でもしたと思いますけど、看板等。なぜかという、あの下には私の家があるんですよ。レンタカーが月1回ぐらい下に降りてきて、そこら辺の住民の方に「カムイヤキ窯跡はどこですか」と聞くんですよ。私も、あまり勉強不足で分からないもので、私は詳細な看板を立てないんですかと、去年質問してるんですよ。早急に。そういう東京行って、勉強することもいいですけど、それより観光客に、また集落の人に

わかるような詳細な看板をとりあえずつけてから、物事を進めんと観光客にパンフレットにはカムイヤキ窯跡地と格好よく載ってるんですよ。来たらわけがわからん。集落の人もあんまりわけがわからんですよ。私が言ったように、詳細な看板を先につけて、とりあえず観光客にわかってもらって、それから学者等の話はしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今、前議員のおっしゃるとおりかと思います。それで、その計画書の中には看板を立てるとか、そのカムイヤキ窯跡だけでなく伊仙町をひっくるめたような観光パンフレットあたりにもつけて、観光に結び付くような事業計画を作成していきたいと思います。ありがとうございます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に。

○13番（美島盛秀君）

84ページの地域伝統文化総合活性化事業費の節9の賃金、事務賃金と書いてありますが、どのような仕事をする人に事務賃金として払うのか伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この事業は、当初予算の説明のほうで申し上げたんですが、国のほうが各町にそれぞれその町の歴史や文化を今後どのように活用していくのか、歴史文化基本構想並びにその保存計画を近年中に作成をしていただきたいということで、各それぞれの町でこういった事業を取り入れて、歴史文化基本構想を策定の準備中に取りかかっているかと思います。

それで、こちらのほうに出してある賃金ですが、これは2通りありまして、その事務をする方と、いろんな歴史や文化の資料を集める。調査員です。調査員を2名ほど雇っているわけなんです、その調査員と事務をされる方の賃金であります。

○13番（美島盛秀君）

以前に、教育委員会から出されたのかな。DVDで島の民謡、昔から歌い継がれている民謡、歌を歌って内山さおりさんかな。何人かで歌ったDVDがあつて聞いたこともありますけれども、そういうことをやっぱりこれだけの予算を使ってできるわけですから、そういう今、島の文化を伝えるという意味でも意味の価値のある費用だと思いますので、ぜひそういう民謡、あるいは島口の語り部とか、あるいは伝統文化とかそういうのを後世に、若い人たちに引き継いでいけるような、そういうただ作成するだけじゃなくて、体験をさせながらやっていると、町長も教育長も成人式の挨拶の中で島口の大切さと、あるいはまたカムイヤキ文化というようなことを話されておりました。ですから、そういう話で出すだけでなく、実際にこのカムイヤキの体験できる。隣にどこからか来ているとか、登り窯をつくってやっていますので、焼き物をやったとかいうような体験のできるような、そういう伝統文化、そして体に覚えこませるといふ、しっかりそういうことをすれば、都会に就職して子供たちが出て行っても、島のふるさとの思い出、そういうのが語り継いでいけると思いますので、ぜひこの事業をそういう実のある事業に進めていただきたいと思いますけれども、そ

ういう考え等あるのかどうか伺いたと思います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

その歴史文化基本構想後は、保存管理計画を作成するわけなんですけど、そういった計画の中にぜひ私どもとしては、後世に伝えていかなければならないような、地域の伝統行事であったり、文化であったりというのを語り継いでいく方法として、そういったことをまた考えていきたいと思ます。

○13番（美島盛秀君）

ぜひこの中に島口とか民謡とかいうことを入れたら、私はこの島の伊仙町、昔のオヤホウガナシが伝えてくれたテイキ話、これは私はためになる。子供たちに理解させたら子供たちもためになるような、昔の本当の語り、格言になりますので、ぜひテイキ話あたりを、各集落あたりで調べたりして、子供たちに伝えて、そして島の昔から伝わってきた文化、伝承していただきたいと思ます。終わります。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○5番（明石秀雄君）

84ページのカムイヤキ10、カムイヤキのところですね。目の10、旅費が176万、費用弁償と普通旅費が分かれているんですが、この積算基礎を示していただけませんか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

先ほど、前議員のほうでは、内容等についてはお答えしたんですが、ちょっと今、手元のほうにありませんので、あと持ってその積算基礎のほうは報告したいと思ます。

○5番（明石秀雄君）

問題視しているわけじゃないんで、それでいいんですが。賃金のところでちょっと高いので、これも内訳がわかれば。

○社会教育課長（當 吉郎君）

文化活性化事業のところですか。

こちらのほうも、あわせて後程、報告させていただきたいと思ます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

よろしいですか。他に。

○14番（常 隆之君）

今の関連でありますけど、報告書作成委託料60万円、それでその下にも報告書作成委託料が40万円計上されているが、これはその調査した中で自分たちではできない部分なのかお伺いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

こういったのには、印刷をかける関係で職員だけでは難しいということで委託料を設けてあります。

○14番（常 隆之君）

1冊製本するのか、それとも何冊か製本されるのかお伺いします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

その冊数までは把握していませんが、あとをもって、そちらのほうも報告させていただきます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

他にございませんか。続きまして86ページ目 2 給食センター運営費から88ページ目 3 パン工場運営費までの質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑ございません。続きまして88ページ目 1 農林水産施設災害査定費から89ページ目 1 予備費までの質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第26号について、その前にすべてに議案に関しましては起立採決で行います。これから議案第26号について討論を行います。

[「議長、動議」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

動議が出ましたので、休憩をいたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時56分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に続きまして、会議を開きます。

議長宛てに4名の議員から動議が提出いたしましたので、地方自治法第115条の2にのっとりまして、動議を議長に提出いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 3時45分

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議長宛てで動議が出されましたが、当初予算審査特別委員会委員長宛てに修正をして動議を受け付けます。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算に対しまして、美島委員他3名からお手元にお配りしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○10番（杉並廣規君）

地方自治法第115条の2及び会議規則17条の2、議長に提出の修正案について及び委員の議案修正第69条により、委員長に提出いたしましたので、修正案についてご説明をいたします。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算に対する修正案。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、「48億784万5,000円」を「45億8,884万5,000円」に改める。

第1表歳入歳出予算及び第3表の地方債の一部を次のように改める。3ページをお願いします。

3ページの地方交付税「28億5,433万1,000円」を「28億5,430万4,000円」といたします。下の1の地方交付税、項のところも同じ金額に訂正方お願いをいたします。

次に、14の県支出金「36億7,025万6,000円」を「2億7,418万3,000円」にいたします。

2の補助金「1億7,413万円」を「8,105万7,000円」に訂正をお願いします。

次に4ページの町債「51億8,000円」を「3億9,210万円」に、項1の町債も「51億8,000円」を「3億9,210万円」に、歳入合計が「48億784万5,000円」を「45億8,884万5,000円」に訂正をお願いをいたします。

次に、5ページに移ります。

5ページの5、農林水産業費「5億9,094万7,000円」を「3億7,194万7,000円」に、1の農業費「3億6,664万円」を「1億4,764万円」に訂正をお願いをいたします。

次に、7ページをお願いいたします。歳出合計「48億784万5,000円」を「45億8,884万5,000円」に訂正をお願いいたします。

次に、9ページの1過疎対策事業債「3億570万円」を「1億7,980万円」、下の合計のところを「5億1,800万円」を「3億9,210万円」に訂正をお願いをいたします。

次に、10ページの9地方交付税、今年度予算額「28億5,433万1,000円」を「28億5,430万4,000円」に、比較のところ、「4,273万3,000円」を「4,270万6,000円」に、それから14県支出金の本年度予算額「3億6,725万6,000円」を「2億7,418万3,000円」に、比較のところ「△の3,443万6,000円」を「△の1億2,750万9,000円」に提出、訂正方お願いをいたします。

次に、11ページ。歳入合計本年度予算額「48億784万5,000円」を「45億8,884万5,000円」に訂正方をお願いいたします。比較のところ「△の3億7,375万2,000円」を「△の5億9,272万5,000円」に。

次、12ページ。5の農林水産業費「5億9,094万7,000円」を「3億7,194万7,000円」に、比較の

ところの「2億1,393万円」を「△の5,007万円」に、国庫支出金の「1億2,214万9,000円」を「2,907万6,000円」に、地方債の「1億7,060万円」を「4,470万円」、一般財源「2億7,214万3,000円」を「2億7,211万6,000円」に訂正方お願いをいたします。

歳出合計の本年度予算額「48億784万5,000円」を「45億8,884万5,000円」に、比較のところ「△の3億7,375万2,000円」を「△の5億9,275万2,000円」に、国庫支出金が「7億9,717万3,000円」を「7億410万円」に、それから地方債のところの「5億1,800万円」を「3億9,210万円」、一般財源のところを「3億3,268万7,700円」を「3億2,685万円」に提出方お願いをいたします。

次に、15ページの款9地方交付税目の1の地方交付税「28億5,433万1,000円」、本年度分を「28億5,430万4,000円」に、比較のところ「4,273万3,000円」を「4,270万6,000円」に、節の金額「28億5,433万1,000円」を「28億5,430万4,000円」に、普通交付税を「2億7,533万1,000円」を「27億5,430万4,000円」に訂正方お願いをいたします。

次に、19ページの4農林水産業費県補助金、本年度の「1億1,840万4,000円」を「2,539万1,000円」に、比較のところの「9,251万8,000円」を「△の55万5,000円」に、節の2農業費補助金の金額「9,750万円」を「451万7,000円」に、そして説明のところの特産品製造販売プロジェクト事業補助金を「9,307万3,000円」を「0」にお願いをいたします。

次に、20ページの県補助金の計、本年度「1億7,413万円」を「8,105万7,000円」に、比較のところを「△の5,823万7,000円」を「△の1億5,131万円」に訂正方お願いをいたします。

次に、23ページ款20の町債、過疎対策事業債「3億70万円」を「1億7,980万円」に、比較のところを「8,800円」を「△の1億1,710万円」に訂正方お願いをいたします。

次に、24ページの4農林水産業費「1億7,060万円」を「4,470万円」、説明のところの特産品製造販売プロジェクト事業費「1億2,590万円」を「0」に、そして下の計のところを本年度「5億1,800万円」を「3億9,210万円」に、比較のところ、「△の9,590万円」を「△の2億2,100万円」に訂正方お願いをいたします。

次に、57ページの特産品製造販売プロジェクト事業費、目全体をカットをお願いをいたします。そして、計のところ本年度が「3億6,664万円」を「1億4,764万円」に、比較のところ「2億2,429万3,000円」を「529万3,000円」に、国・県支出金のところ「1億485万7,000円」を「1,178万4,000円」に、地方債「1億2,890万円」のところを「300万円」に、一般財源で「1億1,273万9,000円」を「1億1,271万2,000円」に訂正方お願いをいたします。

そして、97ページの最終ページの7過疎対策事業債の当該年度中の起債見込み額「3億570万円」を「1億7,980万円」に訂正をお願いをいたします。そして、本年度末現在高の見込み額「24億2,872万円6,000円」を「23億282万6,000円」に、そして合計のところの当該年度中起債見込み額「5億1,800円」を「3億9,210万円」に、それから当該年度末現在高の見込み額「84億4,396万2,000円」を「83億1,806万2,000円」に訂正方お願いをいたします。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

原案賛成者の討論なしと認めます。

次に、修正案賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する美島委員他3名から提出された修正案について、起立によって採決します。
本修正案に賛成の方の起立を願います。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、修正案が否決されましたので、原案について採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題とします。
執行部から補足説明を許可します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第27号、伊仙町国民健康保険特別会計予算について補足説明いたします。

国民健康保険特別会計予算の編成にあたっては、経済の低迷や急激な少子高齢化、疾病構造の変化などに伴う医療費の増加に加え、低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題を抱えておりますが、医療費の動向や事業実施に基づいた予算案となっております。

平成25年度歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比1.8%減、2,192万4,000円減額となる11億9,351万円となっております。

まず、歳入につきまして、昨年度と比較して変動の大きなもの、新たな事業について主にご説明

いたしますのでご了承ください。見込み数値については、国保連合会の実績を参酌した見込み数値であります。

6ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開きください。

再質問についても、15ページ以降、書いてございます。対前年度比1.8%減ということですので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。（発言する者あり）

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

静粛にお願いします。

これから、議案第27号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。（発言する者あり）

静粛にお願いします。

続きまして、議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。執行部からの補足説明を許可します。

[「動議」と呼ぶ者あり]

○10番（杉並廣規君）

後の議案については、一括議案としていただくよう動議を提出いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ただいま動議が出されましたが、動議について採決を行います。後の部分に関しては、一括で質疑、討論、採決まで行ったほうがよろしければ……。

[「賛成であります」と呼ぶ者あり]

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立少数です。動議を取り下げます。

これから議案第28号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。執行部からの補足説明を許可します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

次に、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明いたします。

平成25年度歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比2.51%増で、1億6,953万6,000円となっております。

まず、歳入につきましては、昨年度と比較して変動の大きなもの、新たな事業について主にご説明いたします。

1款普通徴収保険料は、9%の伸びですが年金から徴収される特別徴収保険料が73万8,000円減額となっております。

3款繰入金は、療養給付繰入金で、対前年度比2.53%、335万9,000円の増額でございます。

5款諸収入は、受託収入における健康診査事業収入の増加分でございます。

歳出につきましては、前年度比の増減の主なものといしまして8ページをお開きください。（発言する者あり）2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金療養給付費は、対前年度比3%の263万7,000円の増となる。9,149万円となるものでございます。同じく保険基盤安定化基金79

万9,000円の増、被保険者普通徴収分48万8,000円の増額であります。

3款保険事業費1項健康保持増進事業1目健康診査事業費13節委託料は、健診事業委託料60万4,000円の増額で、140万4,000円となるものでございます。

以上で、国保、介護、後期高齢者各特別会計の補足説明といたしました。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

これから、議案第29号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号について採決をします。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続きまして、議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題とします。執行部からの補足説明を許可します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億992万3,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目使用料については、料金改正によるものであります。

2款繰入金1項繰入金1目繰入金については、職員等の減によるものであります。

8ページをお願いいたします。

1目の一般管理費の節7の賃金については、清掃員賃金4名、運転手賃金3名、スタッフ賃金5名、また、うりたわっきゃ教室等の看護師賃金です。

11の需用費については、主に燃料費、光熱費、修繕費等によるものであります。

9ページをお願いいたします。

節の13の委託料の運転管理業務委託料については、機械の管理や電気系統によるものです。

2款の健康増進事業費の節の1については、嘱託職員6名、7賃金については、インストラクター

賃金2名分によるものです。

以上です。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

これから、議案第30号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算について議題とします。

執行部からの補足説明を許可します。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,874万2,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。1款使用料及び手数料4,613万9,000円、2款国庫支出金7,500万円、これは、1億5,000万円の西部地区の簡易水道事業の補助金の2分の1分でございます。

3款繰入金一般会計からの繰り入れでございます。6,210万円を繰り入れさせていただきました。

4款繰越金1,000円、5款諸収入、これは科目の存置でございます。

6款町債9,550万円、合計が2億7,874万2,000円、前年度比87万3,000円の増額でございます。

続きまして、歳出、6ページをお願いいたします。

1款の水道事業費といたしまして、2億4,127万9,000円、2款の公債費といたしまして、3,746万3,000円、合計が2億7,874万2,000円、前年度比較87万3,000円の増額となっております。

簡易水道特別会計予算に関しましては、以上でございます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

これから、議案第31号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算について議題とします。執行部からの補足説明を許可します。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出でございます。まず、収入のほうからご説明いたします。

1款水道事業収益1項営業収益と2項営業外収益の合計で、9,359万4,000円を予定しております。

続きまして、支出についてご説明いたします。

1款水道事業費1項営業費用と2項の営業外費用の合計で、9,359万4,000円を予定しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、まず収入のほうからご説明いたします。

1款の資本的収入1項企業債と2項他会計出資金の合計で、2,893万2,000円を予定しております。

これは、一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、支出についてご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費と2項の企業債償還金の合計で、3,762万3,000円を予定しております。

以上でございます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

これから、議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

本日の日程は、全て終了しました。

平成25年度伊仙町一般会計予算他6特別会計予算審査特別委員会を閉じます。

閉 会 午後 4時18分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成25年 3 月19日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

平成25年3月19日（火曜日） 午後3時30分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 議案第5号 伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定
- 日程第2 議案第6号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定
- 日程第3 議案第7号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定
- 日程第4 議案第8号 伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定
- 日程第5 議案第9号 伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定
- 日程第6 議案第10号 伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定
- 日程第7 議案第11号 伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定
- 日程第8 議案第12号 伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定
- 日程第9 議案第13号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更
- 日程第16 議案第20号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第26号 平成25年度伊仙町一般会計予算
- 日程第18 議案第27号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第28号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第29号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算

- 日程第23 議案第32号 平成25年度伊仙町上水道事業会計予算
- 日程第24 陳情第1号 特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書
- 日程第25 陳情第2号 町営農産物加工施設建設場所についての陳情書
- 日程第26 発議第1号 伊仙町議会委員会条例の一部の改正について
- 日程第27 発議第2号 伊仙町議会会議規則の一部の改正について
- 日程第28 議員の派遣について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第30 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第31 議会改革検討特別委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 追加日程第1 会期延長の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 総務課 喜納 栄樹君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	稲 隆仁君	農委事務局長	益岡 稔君
教育長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	水本 斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		

（終日）松岡由紀君・稲田大輝君・喜村直喜君

△開 会（開議） 午後 3時30分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第5号 伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

日程第1 議案第5号、伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

法第78条の2第1項の条例で定める数は29人以下とするということで、平成18年4月から介護保険改正において地域密着型のサービスについては市町村が指揮監督の義務を負っていると。29人以下であれば地域密着型となり市町村が所管官庁と考えられるが、町内のそれぞれの施設について監査の実施はされているのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

町が指定するこの地域密着型の施設については、町が監査をするということになっております。設立から5年間の間で、5年後に監査をするということになりまして、現在グループホームみさきと認知症対応型通所介護にこにこ友愛のほうを監査済ませております。今年度には有料老人ホームのさみどり苑を監査する予定でおります。

監査体制については伊仙町の職員だけでなく、両町のほうからも応援をもらいながら監査を実施しているところでございます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ法令順守していただいて、監査をしていただくようお願いをしておきます。

以上で終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、伊仙町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第6号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第6号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例ですが、第4章では併設型の指定認知症対応型通所介護ということで、にこにこ友愛さんですか、それから、第5章は小規模多機能型居宅介護ということでがじゅまるさんですか、第6章では認知症対応型共同生活介護ということでグループホームみさき、そして第7章では地域密着型の特定入所者生活介護ということでさみどり苑が該当するのではないかと思います、そこで2点についてお尋ねいたします。

町独自の介護サービスの指定があれば説明をいただきたいと。

2点目は、地域密着型介護老人福祉施設の新規計画はあるのかなのかですね。なぜかと言うと、入所系の施設をふやすと介護保険料にはね返ってくる。慎重に審議をしていただきたい。ただでさえ、大島郡で一番高い保険料でありますので。

この2点について、お尋ねいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

まず、第1点の町独自のサービスということでございますけれども、今のところ町独自のこれといったサービスはしてございません。

介護予防に向けての地域の支え合い事業ということは、その事業所と包括のほうで支援をしておりますけれども、サービス自体への支援のほうはございません。

2点目の、新計画についてということですが、昨年の2月に1、町外の方なんですけれども申請がありまして、で24年度の中においても1カ所要望がありましたけれども、今回の24年から26年度の介護保険計画の中では事業所のそういった施設整備についてはございません。

次期の計画の中では何とも言えませんが、現状申し上げますと、在宅に要る分と施設に要る分とではその運営費が、介護サービスが約5倍かかるということで、財政的に厳しいものがございます。今の段階では2件ともストップをかけているという状況であります。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

もう一点だけお尋ねいたします。伊仙町の方が町外の施設に入所は何人ぐらいされているのか、わかりましたらお答えいただきたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

町外に入所されている方で、今徳之島町の白寿苑のほうに約3名程度です。入所しております。島外については今ちょっと今のところデータを持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第7号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第7号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第8号 伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第8号、伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、伊仙町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第9号 伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第9号、伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。
議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。
これから議案第9号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、伊仙町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第10号 伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第10号、伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。
議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、伊仙町準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第11号 伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第11号、伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、伊仙町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第12号 伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

議案第12号、伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の

制定についてを議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

この水道事業に係る工事監督者及び水道技術管理者、この資格等を持った職員等を配置していますか。伺います。

○水道課長（芳田勇人君）

お答えいたします。

現在、水道課におきましては、平成20年4月1日付で水道技術管理者の資格を有する者が1名辞令を交付されております。またそれに付随して、布設工事監督者も1名、同じ人間なんですけれどもいます。

○13番（美島盛秀君）

工事関係においては、こういう技術者をちゃんと配置してるようでありますけれども、この事業自体の運営、これについてもしっかりと研修を行かせると、あるいは住民の監査請求等もありましたので、こういう職員の指導あるいは研修等しっかりと今後やらせるように取り組んでいただきたいと思いますが、できるでしょうか。お願いします。

○水道課長（芳田勇人君）

今後はそういった事業、運営の取り組み、研修等もしっかりと取り組んでいきたいと思えます。また、そういった課題等取り上げて課内での研修また他市町村への研修等兼ねて考えていきたいと思えます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、伊仙町水道事業に係る布設工事監督者及び水道

技術管理者の資格等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第13号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第13号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

現在の月額報酬は幾らですか。あっそれじゃないか。（発言する者あり）あっ給料。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今ただいまの町長の給与につきましては、通常72万1,000円でございます。これを10%カットで64万8,900円という形になります。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

給与については10%減額ということで条例で変えるんですけども、いつも言ってるように、町長は「済みませんでした」と陳謝するのは上手です、得意です。ところがそれについて自分の責任はどうするということはやってない。他町村を見れば何かあれば減給処分を懲罰委員会を開いてやるとか、きちんとした形で出てますけれども、今後そういう懲罰委員会だと、開く考えなどあるのかどうか伺います。

○議長（常 隆之君）

13番、美島議員、議案に対して質疑をお願いします。13番、どうぞ。（発言する者あり）
他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

10%カットする理由はどうしてですか。

○総務課長（窪田良治君）

町長のほう給与のカットの理由という形でございますけれども、これは財政の確保という形でただいましております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

年間でどれぐらいの効果が出ますか。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの給与10%カットで月に7万2,100円、年間で86万5,200円という形になっております。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

であるならば、毎年10%のカットをしてるような状態だと思いますが、そうしないで頭から報酬

審議会を開いて適正な報酬に直すことはできないのか。

○総務課長（窪田良治君）

今10%カットをしてるわけですが、これにつきましては基本はそのまま残りますけども、基本からカットとなると、今後の将来的な退職金やいろんな関係が響いてまいります。そこらについては、今後検討するという形で報酬審議会との、もしそういう形になれば開いていかなければいけないと思っております。

○5番（明石秀雄君）

毎年1回はそういった報酬関係の見直しをするために、報酬審議会委員という制度があるので、それを活用すれば他の報酬も見直しができるわけでありますので、ぜひそういうの改めていただきたいと思えます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

今のところにちょっと関連みたいになるんですけども、議員年金も、私も五、六カ月間か1年足らず足りなかったんで、カットになってなくなったわけですけども。この町長の退職金の今話が出ましたんですけども、今3期終わるわけですけど、大体1期、普通の職員は90カ月のが60カ月ぐらいに、何か減になったと思うんですけども、今執行部のほうはまあここの町長だけじゃないわけですけども、今は何カ月分になつとるんですか。一期でね。

ちょっと出ましたんでね、退職金の話が。（「職員の」と呼ぶ者あり）いや職員じゃなしに町長、執行部ですよ。何カ月分というのがあるわけですよ、1期で、退職金、積算が。（発言する者あり）へえ、そうそれで。金額やなしに何カ月分ということ、だいたい概算ちょっと聞きたいだけの話なんですよ。

○総務課長（窪田良治君）

今ちょっと積算資料が手持ちでございませんので、また後ほど見て報告をさせていただきます。

○12番（上木 勲君）

これで終わります。また後からちょっとお聞きいたします。ありがとうございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第13号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第14号 伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第14号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

給与改正でありますので、恐らく職員等組合等々の話し合いはできていますよね。だったら後でいいですから。協定書の写しをお願いしたいと思います。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまの職員組合との話し合いというのは、話し合いはこちらから、執行部のほうから提案を申し上げ説明会を開いて理解を得ているものだと思います。しかしながら、協定書につきましては作成をしてございません。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

協定書がなければ、話をしたということの証拠にはなりませんし、ただ話し合いがまとまったという証拠にもならないですが。そういうところはどういう形でまとめたんでしょうか。

○総務課長（窪田良治君）

団体交渉という形ではなかったんですけども、町長含めて執行部と組合のほうと、最初は組合執行部と話をして一応まとめをしたんですけど、やっぱり全体と話をしないといけないという形で話し合いをした結果、一応提案として町長のほうからもありましたけれども、それに対しての質疑等いたしましたして、その中で話は、それを始点というか、別に組合のほうから、これについては反対だとかそういう意思表示は全くございませんでしたので、それを理解されてるものとして受けとめております。

○5番（明石秀雄君）

正式には私も伺ってはないんですが、押し切られたといったようなことでありますので、ぜひ今

後、もう前も、今の総務課長と前の総務課長にもお願いという形で、前もしたんですが、ぜひ話し合いをして正式に協定書をつくってやっばしとくのが、一つのルールだと思いますので、今後、十分検討させていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第14号について討論を行います。

○13番（美島盛秀君）

議案14号について、反対討論をいたします。

職員の皆さん、一生懸命頑張って町長のいろんな事業等に、頑張って取り組んでいると私は思っています。しかしながらその取り組んでいる事業は無駄が多すぎると、費用効果がないというふうには思いますので、そういう事業をするために職員の給与までカットする必要はないと思いますので、反対討論とします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

○12番（上木 勲君）

私も今職員の方、やっぱりその生活、いろんな級でね、今のラスパイレス指数でも、ここはもう低い85ですか、であるわけで、他のところ100とか115とかですね100近いというようなこと、これでもないんでその辺は職員組合ともよく話し合っ、慎重にこれは給与カットというのはやっぱり慎重にやるべきだという考えであります。よって、私はこの件については、また何か強引に押し切ったという形で職員組合の役員の方に聞いていました。自分らはそれに了解、賛成をしたわけではないという話でありましたので、反対討論といたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって採決をします。

議案第14号を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第14号、伊仙町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第15号 伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第15号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第15号を原案のとおり可決することに、賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第15号、伊仙町技能・労務職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第16号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第16号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。（発言する者あり）

議案第16号について討論を行います。（「質疑」と呼ぶ者あり）

討論、えっ（「質疑が」と呼ぶ者あり）質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

ありません。

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第17号 伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第17号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、伊仙町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第18号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第18号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第15 議案第19号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更

○議長（常 隆之君）

議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第16 議案第20号 平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定

○議長（常 隆之君）

議案第20号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案を認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成23年度奄美自治会館管理組合歳入歳出決算

認定については、認定することに決定しました。

お諮りします。

会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、会期の延長の件を日程に追加し追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 会期延長の件

○議長（常 隆之君）

追加日程第1、会期延長の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日までと議決されていますが、都合によって3月30日まで11日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、会期は3月30日まで11日間延長することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は3月30日午後1時から開きます。お疲れさまでした。

延 会 午後 4時04分

平成25年第 1 回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成25年 3 月30日

平成25年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成25年3月30日（土曜日） 午後3時26分 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 陳情第1号 特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書
- 日程第2 陳情第2号 町営農産物加工施設建設場所についての陳情書
- 日程第3 議案第26号 平成25年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第27号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第28号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第29号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第30号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第31号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第32号 平成25年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第10 発議第1号 伊仙町議会委員会条例の一部の改正について
- 日程第11 発議第2号 伊仙町議会会議規則の一部の改正について
- 日程第12 議員の派遣について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第15 議会改革検討特別委員会の閉会中の所管事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局書記 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長	牧 徳久君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	稲 隆仁君	農委事務局長	益岡 稔君
教育 長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	平山 栄文君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	水本 斉君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関 政樹君）		
（終日）稲泉喜博君・稲田大輝君・喜村直喜君			

△開 会（開議） 午後 3時26分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 陳情第1号 特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第1 陳情第1号、特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書についてを議題とします。

この陳情については、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第1号、特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書は、3月11日、委員会室において経済建設常任委員会7名、オブザーバー4名、経済課長、経済課長補佐出席のもと、経済課長から特産品製造販売プロジェクト事業についての経緯を聴取し調査しました。

その中で、立地条件および景観等、陳情書にうたわれている土地は最適であるとの賛成意見、また、反対意見としては、砂浜に歩いて行けるなど、工場建設後の宿泊施設建設を見据えた場合は、中部が最適ではという意見も出されましたが、採決の結果、この陳情は、賛成多数で採択することに決定しました。

以上、報告します。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号について採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、この陳情第1号、特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第2 陳情第2号 町営農産物加工施設建設場所についての陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第2 陳情第2号、町営農産物加工施設建設場所についての陳情書についてを議題とします。

この陳情について、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会報告をいたします。

経済建設常任委員会に付託されました陳情第2号、町営農産物加工施設建設場所については、3月11日、委員会室において、経済建設常任委員会7名、オブザーバー4名、経済課長、補佐出席のもと調査しました。

この陳情は、建設場所を他に移転ほしいとの陳情で、陳情第1号、特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書に関連しており、すぐに採決をしました。

その結果、この陳情は、賛成多数で採択することに決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号について採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、この陳情第2号、町営農産物加工施設建設場所についての陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

- △ 日程第3 議案第26号 平成25年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第4 議案第27号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第5 議案第28号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第6 議案第29号 平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第7 議案第30号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第8 議案第31号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第9 議案第32号 平成25年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（常 隆之君）

日程第3から日程第9まで、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算、議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算、以上7件を一括して議題とします。

本議案の7件については、平成25年度伊仙町一般会計予算及び各特別会計予算審査特別委員会に付託し、審査が行われておりますのでその結果について、特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（琉 理人君）

ご報告を申し上げます。

当予算審査特別委員会に付託されました平成25年度伊仙町一般会計予算及び6特別会計予算について、去る3月14日、15日に予算審査特別委員会を開きました。その審査と結果についてご報告申し上げます。

審査に当たっては、各会計予算の概要について、担当課長に説明を受けた後、委員から質疑が行われ審査を行いました。それを集約すると、1、町民全体に効果が出るような事業を取り入れるべきである。2、徳之島空港利用活性化事業負担金として、多額の負担をしており、駐車場等の利便性を向上させるように働きかけるべきである。3、過疎債のソフト事業を活用して、保育料無料化を実施する町もあるが、伊仙町でも実施できないのか。また、へき地保育所の保育士の研修等も実施すべきである。4番、直売所百菜の運営貸付金も、来年度あたりは見直すべきである。5番、図書館の整備はできないのかとの意見が出されました。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算、当初予算につきましては、美島委員他3委員から修正案が出されました。提出された修正案は、特産品製造販売プロジェクト事業に係る歳入予算及び歳出予算を削除するものであります。提出者からの説明を受けた後、質疑討論を行い、採決の結果、修正案に関しては賛成少数で否決、それを受けて、原案採決の結果は、賛成多数で原案を可決すべきものと決定をしました。

また、特別会計は、議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予

算、議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算の6件であります。

それぞれを起立採決の結果、全議案賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算について討論を行います。

○13番（美島盛秀君）

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算について質疑をいたします。

先ほど、委員長の報告では委員会で採決ということでもありますけれども、今、我が伊仙町においては、非常に危機的状況にあると私は思っております。さらに、特産品製造販売プロジェクト事業誘致に関する陳情書等2件については、（発言する者あり）反対討論。質疑でしょう。反対討論。質疑でしょう、今。（発言する者あり）じゃあ反対討論してから動議出すから。

そういう観点で、私は反対をするものであります。

この特産品製造販売プロジェクト事業に関する予算が、この25年度伊仙町一般会計予算内に入っておりますので、反対討論をいたします。

続けて、動議を提出いたします。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算に対する修正案を提出いたします。

○議長（常 隆之君）

ただいま、修正案が提出されましたので、ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時43分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算に対しては、美島君他2人からお手元にお配りしました修正の動議が提出されています。

したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの説明をいたします。

議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算に対する修正案、議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条、第1項中48億7,844万5,000円を45億8,884万5,000円に改める。第1表、歳入歳出予算及び第3表地方債の一部を次のように改める。

ページは、3ページです。

28億5,433万1,000円を28億5,403万4,000円に改める。続いて、28億5,433万1,000円を28億5,430万4,000円に改める。続いて、県支出金3億6,725万6,000円を2億7,418万3,000円に改める。続いて、県補助金1億7,413万円を8,105万9,000円に改める。

続いて、4ページ。

町債5億1,800万を3億9,100万円に改める。続いて同じ数字であります。そして、歳入合計45億8,884万5,000円に改める。

続いて、5ページ。

農林水産業費5億9,094万7,000円を3億7,194万7,000円に改める。続いて、農業費3億6,664万円を1億4,764万円に改める。

7ページ。歳出合計を48億784万5,000円を45億8,884万5,000円に改める。

9ページ。過疎対策事業債3億570万円を1億7,800万円に改める。合計を5億1,800万を3億9,210万円に改める。

続いて、10ページ。

9の地方交付税28億5,433万1,000円を、28億5,430万4,000円に改める。比較のところを4,273万3,000円を4,270万6,000円に改める。

14県支出金。3億6,725万6,000円を2億7,418万3,000円に改める。比較のところは、3,443万6,000円を1億2,750万9,000円に改める。

11ページ、歳入合計を48億784万5,000円を45億8,884万5,000円に改める。比較3億7,376万3,000円を5億4,272万5,000円に改める。

12ページ、農林水産業費5億9,094万7,000円を3億7,194万7,000円に改める。比較を2億1,393万円を507万円に改める。1億2,814万9,000円を2億9,007万6,000円に改める。地方債のところを1億7,600万円を4,470万円に改める。一般財源2億7,211万6,000円に改める。

歳出合計48億784万5,000円を45億8,084万5,000円に改める。比較3億7,375万2,000円を5億1,275万2,000円に改める。

国県支出金7億9,717万3,000円を7億5,410万円に改める。

地方債5億1,800万を3億9,210万円に改める。

続いて、一般財源5億33億2,687万7,000円を33億2,685万円に改める。

57ページ。ちょっと視力の関係でかわって、代理でよろしいですか、議長。数字がちょっと見にくいものですから、よろしくお願ひします。

○10番（杉並廣規君）

美島議員が12ページまで進みました。修正いたしましたので15ページ。

15ページの款9 地方交付税、本年度28億5,433万1,000円を28億5,030万4,000円に、比較4,273万3,000円を4,270万6,000円に、節の金額28億5,433万1,000円を28億5,430万4,000円に、説明のところの普通交付税27億5,433万1,000円を27億5,430万4,000円に訂正をお願いします。

次に、19ページ。

目4、農林水産業県補助金、本年度1億1,844万4,000円を2,539万1,000円に、比較を9,251万6,000円を△の55万5,000円に、節の2 農業費補助金を9,750万を451万7,000円に、そして説明の、特産品製造販売プロジェクト事業補助金を0へ。

20ページの計、本年度1億7,413万円を8,105万7,000円に、比較を△の5,823万7,000円を△の1億5,131万円に。

23ページ、款20の町債、1の過疎対策事業債3億70万円を1億7,980万円に、比較の8,800万円を△の1億1,710万円に。

そして、24ページの4、農林水産業債1億7,060万円を4,470万円に。説明の特産品製造販売プロジェクト事業費が0へ。

計の5億1,800万円を3億9,210万円に。比較の、△の9,590万円を△の2億2,100万円に訂正をお願いします。

次に57ページ。57ページの15。目15、特産品製造販売プロジェクト事業費を削除をお願いします。

そして、その計、3億6,064万円を1億4,764万円に、比較を4億2,429万3,000円を529万3,000円に、国県支出金1億485万7,000円を1,178万4,000円に、地方債1億2,890万円を300万円に、一般財源1億1,273万9,000円を1億1,271万2,000円に訂正をお願いをいたします。

そして、添付資料の1番、97ページの7、過疎対策事業債の当該年度中、起債見込み額3億570万円を1億7,980万円に。当該年度末現在高見込み額を24億2,872万6,000円を23億282万6,000円に、そして合計の当該年度起債見込み額5億1,800万円を3億9,210万円に、当該年度末現在高の見込み額を84億4,396万2,000円を、83億1,806万2,000円に訂正方お願いをいたします。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから質疑を行います。

○11番（琉 理人君）

ただいま、平成25年度伊仙町一般会計当初予算の修正案が出され、今、説明を受けたところでございますが、修正案を要約いたしますと、特産品製造販売プロジェクト事業に係る歳入予算が、歳入歳出予算が削除されるものであります。今まで町がこの事業にかかわる国県、またこの事業計画に当たった方々との、今後の、この削減、削除することによって、国との県との、またそういった信頼感、こういう事業を次、また取るには、並々の苦勞が今までされてきたかと思いますが、そう

いったことを今後、またこの年度1日末というところまできて、本当にこれを削るということは、本当にまた、伊仙町にとってもマイナスとなりますが、この事業を消すことによって大きな損失が出ると思われませんがそれに対して答弁お願いいたします。

○13番（美島盛秀君）

今の質疑に対して答弁を行います。

先ほども少し触れましたけども、この特産品製造販売プロジェクト事業につきましては、西部地区のほうから陳情が出ました。この件について、先ほど経済委員長から報告があったとおり採択を受けております。そして、場所の移転についても採択を受けております。こういうような委員会で採択をされたものをまたこうして否定するような、今の質疑であります。

また、我々5人の西部の議会議員がおりますけれども、日夜を問わず約1カ月近く地元の皆さんや多くの町民の皆さんと議論を重ねてまいりました。その結果、西部の5人は一致してこの特産品製造販売プロジェクト事業を誘致しようと、そして南西糖業近くには反対しようということで、今日まで来たわけでありました。なぜ、自分たちの意見を最後まで貫けなかったのか、私は非常に残念な気持ちもあります。

また、この平成25年度の一般会計予算の中には、プロジェクト事業の2億1,900万円の予算が計上されているわけでありましてけれども、これは、あえてもう、今の伊仙町の土地にあるというような条件つき、恐らく私は公平、公正、平等であるべき行政がこのような一部の人たちの思惑によってここまで来たということに対して、私は疑問を感じているところであります。

私は、今の（「質疑」「これ質疑に対して答弁よ」と呼ぶ者あり）質疑には賛成という内容でありますけれども、私は反対の立場でありますので、恐らくこの問題は、もう伊仙の場所にありきというようなことで2億1,900万円、そして土地購入費、そして設計委託料と、約2億5,000万のこれだけの多額の予算を投じて、わざわざ町外、しかも島外の業者にさせるという条件つきで予算を計上しているものに過ぎないと私は思っております。

そういう中で、私はこれは、官製談合にもかかわる問題だと（「そのとおり、そのとおり」と呼ぶ者あり）以上で答弁とします。（「そのとおりだぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（常 隆之君）

12番、上木君、静かにしてください。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○11番（琉 理人君）

質疑の内容が通じなかったようで、国県に対する、懸念されるかということでございましたが、まあ答弁がなかった。まあ一応、また私はこういった本当に事業を継続して進めていかないと本当に国、県に対する伊仙町の信頼感が損なわれますので、執行部は進めていただくようお願いをいたしまして終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑ありませんか。（発言する者あり）他に質疑ありませんか。（発言する者あり）

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。（「原案」「原案に対する」「なし、なし」と呼ぶ者あり）

○11番（琉 理人君）

原案のとおり速やかに、年度末になっておりますので進めていただき、あさってからの25年度予算をスムーズに通していただきたいと思います。

○議長（常 隆之君）

次に、修正案、賛成者の発言を許します。

○13番（美島盛秀君）

先ほども言いましたけれども、やはりこの2億5,000万近い予算総額、これをわざわざ、町外、島外の業者に仕事をさせるということは、私はあってはならない。事前の町長も説明不足ということ認めております。そして、開会からここまで会期を延長して議論を尽くしてきました。その中で、相手であるもくもくファームさんが、来て説明もありました。

しかし、そういう説明は、町民、そして我々議会にさえ説明がなかったのであります。ですから、私はこの修正をして、今の質疑の中でも、この予算は、1回すると信用問題にかかわるということでもありますけれども、これは一遍修正をすれば、必ずまた来月に、再提案したらこの予算は通過できます。そう簡単に県や国が決めた予算をもう取りやめなさいということはありません。

まあ昔のことになりますけれども、伊仙中学校の8億近い予算、5、6回にわたって修正をして土地問題、方向の問題いろいろありました。ですから、この予算関係については全く支障がないと思いますので、修正案で賛成をいたしたいと思います。

説明を終わります。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。（発言する者あり）

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算の採決を行います。

まず、本案に対する美島君他2人から提出された修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立少数です。したがって修正案は否決されました。

次に、修正案が否決されましたので原案について採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第26号、平成25年度伊仙町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第27号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第28号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第29号、平成25年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第30号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第31号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

これから、議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号について採決します。この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。本案について委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって議案第32号、平成25年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△ 日程第10 発議第1号 伊仙町議会委員会条例の一部改正について

○議長（常 隆之君）

日程第10 発議第1号、伊仙町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（琉 理人君）

伊仙町議会委員会条例の一部改正について趣旨説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊仙町議会委員会条例の一部を改正するものがあります。

○議長（常 隆之君）

発議第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。発議第1号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって発議第1号、伊仙町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 発議第2号 伊仙町議会会議規則の一部改正について

○議長（常 隆之君）

日程第11 発議第2号、伊仙町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（琉 理人君）

伊仙町議会会議規則の一部の改正について趣旨説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、伊仙町議会会議規則の一部の改正を行うもの
あります。

○議長（常 隆之君）

発議第2号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、発議第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって発議第2号、伊仙町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されまし
た。

△ 日程第12 議員の派遣について

○議長（常 隆之君）

日程第12 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり、議
員を派遣したいと思いますのご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって議員派遣予定表のとおり議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第14 総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、各常任委員長からお手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第15 議会改革検討特別委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

日程第15 議会改革検討特別委員会の閉会中の特定事務の継続調査の申し出について議題とします。

会議規則第75条の規定によって、委員長からお手元にお配りしました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 杉 並 廣 規

伊仙町議会議員 琉 理 人